



長崎市歴史的風致維持向上計画

令和五年三月

第二回変更認定

長崎市



長崎市歴史的風致維持向上計画

目 次

序 章

- 1 計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の策定体制及び経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

- 1 自然的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 水系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 地質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 気象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (6) 植生と植物相・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (1) 長崎市の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 長崎港の埋立ての歴史・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 人口動態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (5) 交通機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (6) 産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (1) 先史・古代・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 中世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (3) 近世・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
 - (4) 近代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
 - (5) 現代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
 - (6) 長崎の歴史に関わりのある主な人物・・ 44
- 4 長崎市の文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
 - (1) 長崎市の文化財の状況・・・・・・・・・・ 50
 - (2) 主な未指定文化財・・・・・・・・・・・・・ 60
 - (3) 文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

- 1 歴史的風致の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 2 維持及び向上すべき歴史的風致の設定・・・・・・・・・・ 64
- 3 維持及び向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・ 66
 - (1) 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 66
 - (2) 中国文化の伝来にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 91
 - (3) 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 104
 - (4) 外海の石積文化にみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 124
 - (5) 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致・・・・・・・・・・ 138

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- 1 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組み・・・・・・・・ 149
 - (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する取組み・・・・・・・・ 149
 - (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する取組み・・・・ 150
 - (3) 歴史的な営みや活動の継承に関する取組み・・・・・・・・ 151
 - (4) 賑わいの創出に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
- 2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題・・・・・・・・・・ 152
 - (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題・・・・・・・・ 152
 - (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する課題・・・・ 152
 - (3) 歴史的な営みや活動の継承に関する課題・・・・・・・・ 153
 - (4) 賑わいの創出に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 153
- 3 上位計画・関連計画との関係性・・・・・・・・・・ 154
 - (1) 上位計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
 - (2) 関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
 - (3) 国指定文化財の保存活用（管理）計画の策定状況・・・・ 176
- 4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・・・ 179
 - (1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針・・・・・・・・ 179
 - (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する方針・・・・ 180
 - (3) 歴史的な営みや活動の継承に関する方針・・・・・・・・ 180
 - (4) 賑わいの創出に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
- 5 計画の実現に向けた推進体制・・・・・・・・・・ 181

第4章 重点区域の位置及び範囲

- 1 重点区域の設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
- 2 重点区域の位置及び範囲・・・・・・・・・・ 184
 - (1) 重点区域の名称及び面積・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
 - (2) 重点区域の位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184

(3)	重点区域の範囲	185
3	重点区域の指定の効果	188
4	良好な景観の形成に関する施策との連携	188
(1)	長崎市都市計画マスタープラン	188
(2)	都市計画	189
(3)	長崎市景観計画	191
(4)	長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例	193
(5)	屋外広告物に関する規制	193
(6)	国指定等文化財の保存活用（管理）計画	193

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1	長崎市全体に関する事項	195
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の方針	195
(2)	文化財の修理（整備）に関する方針	195
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	196
(4)	文化財の周辺環境の保全に関する方針	196
(5)	文化財の防災に関する方針	196
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	197
(7)	埋蔵文化財の取扱いに関する方針	197
(8)	文化財の保存・活用の体制と今後の方針	198
(9)	各種団体の状況及び今後の体制整備の方針	198
2	重点区域に関する事項	201
(1)	文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画	201
(2)	文化財の修理（整備）に関する具体的な計画	202
(3)	文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画	202
(4)	文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	203
(5)	文化財の防災に関する具体的な計画	203
(6)	文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画	204
(7)	埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画	205
(8)	各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画	205

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1	歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針	206
2	重点区域における事業	206
	(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業	206
	(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業	206
	(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業	207
	(4) 賑わいの創出に関する事業	207
3	事業一覧	207
	(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業	209
	(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業	215
	(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業	222
	(4) 賑わいの創出に関する事業	228

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1	歴史的風致形成建造物の指定の方針	232
2	歴史的風致形成建造物の指定対象の要件及び基準	232
3	歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針	233
	(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	233
	(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針	233
4	届出不要の行為	233
5	歴史的風致形成建造物の指定候補	234

資料編

主な引用・参考文献一覧	236
-------------	-----

序 章

1 計画策定の背景及び目的

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、大陸に近いという地理的特性から、古くから海外との交流が行われた、異国情緒を湛えた港町である。

長崎市の都市形成は、中世末期の元亀2年（1571）にポルトガル貿易港として開港され、ポルトガル貿易やキリスト教布教の拠点となったことに始まる。近世になると、江戸幕府の禁教政策によりキリシタンは潜伏の時代に入り、ポルトガル貿易も終焉するが、長崎は幕府が直轄する唯一の国際貿易港として、開国までの約218年間、長崎奉行による支配のもと、西洋や中国との経済、学術、文化交流の窓口となり、オランダや中国との交易によりもたらされる経済的な繁栄を享受しながら、独自の都市文化を形成した。今日においても江戸時代の町割りが残る長崎市の旧市街地では、寺社群、中島川の石橋群、長崎町家などの歴史的建造物が建ち並ぶ町並みを背景に繰り広げられる「長崎くんち」などの祭礼や行事が、市民の手により大切に守り育てられている。また、中国との長い交流の歴史をもつ長崎には、中国の旧正月の祭事を源流とする「長崎ランタンフェスティバル」などの行事が、唐寺や唐人屋敷跡などを主な舞台として行われており、これらの伝統的な祭礼や行事は、長崎の絢爛で国際色豊かな歴史文化を伝えている。

幕末の開国によって長崎は国際貿易港としての特権的地位を失うが、安政6年（1859）、長崎は新しい時代の貿易港として開港し、市街地南郊の大浦地区一帯に外国人居留地が造成された。居留地では、通商や外交、キリスト教の布教などの様々な活動が展開されるとともに、長崎は引き続き、西洋の技術や文化を導入する窓口となった。外国人居留地の地割りや教会、領事館などの西洋風の歴史的建造物は、東山手・南山手の重要伝統的建造物群保存地区に良好に残されており、市民の手による保存活動などが行われている。

現在の長崎市の市域は、江戸時代の旧幕府直轄領、旧大村藩領、旧佐賀藩深堀領及び旧佐賀藩諫早領で構成されているが、各地域は、政治的、経済的、文化的に密接に関わり合いながら、固有の風土のなかで特色ある文化を形成してきた。市北部の外海地区では、潜伏キリシタンにまつわる史跡やキリスト教信仰の復活後に建設された教会、授産施設などの歴史的建造物が、地産の結晶片岩を用いた石積集落景観のなかに佇んで、静かな祈りの空間を形づくっている。

昭和20年（1945）8月9日、長崎に投下された一発の原子爆弾により、市街地は壊滅的な被害を受け、多くの尊い人命が失われた。長崎市は、原子爆弾による被爆の惨禍から復興した被爆地の使命として、核兵器による惨禍が再び繰り返されることのないよう、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を発信する平和都市でもある。被爆建造物などが残る浦上天主堂や平和公園の一帯では、被爆者や平和案内人などによる被爆継承活動や、原爆犠牲者の魂を慰め、平和を希求する市民の祈りが営々と続けられている。

こうした歴史を背景に、長崎市においては、昭和63年（1988）に「長崎市都市景観条例」を制定、平成23年（2011）には市全域を計画区域とする「長崎市景観計画」を施行し、特に歴史的な特徴を有し、重点的に景観の保全や誘導を行う景観形成重点地区を指定して、個性ある都市景観の形成を図ってきた。また、保存整備や公有化を行った歴史的建造物の公開活用を図るとともに、平成27年

長崎市歴史的風致維持向上計画

(2015) には、文化財を長期的かつ計画的に保存・継承、活用し、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進するためのマスタープランである「長崎市歴史文化基本構想」を策定するなど、まちづくり行政、文化財保護行政の両面から、特異かつ重層的な歴史を示す市街地環境の保全と歴史的建造物の保存・活用に取り組んできた。平成 28 年（2016）には長崎市長崎学研究所を開設し、これまで蓄積されてきた「長崎学」と呼ばれる長崎の歴史文化研究に関する成果の後世への継承、発展に取り組んでいる。観光行政においても、平成 18 年（2006）の「長崎さるく博'06」の開催を契機として、市民ガイドとの協働によるまち歩き観光「長崎さるく」を推進し、来街者への長崎の歴史文化の魅力の発信と理解促進に努めてきた。

一方で、劣化が進む歴史的建造物や、様々な事情により滅失を余儀なくされる歴史的建造物もあり、歴史的建造物の活用のあり方や周辺の市街地環境の整備にも依然として課題は多い。また、人口減少社会や少子高齢社会を迎えるなかで、長崎市においては今後、急速な人口減少が進むことが予測されており、地域コミュニティの機能低下による祭礼行事や活動の担い手の不足など、地域固有の歴史を反映した営みの継承に影響を及ぼすことが危惧される状況にある。

このような状況を踏まえ、本計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）に基づき、まちづくり行政、文化財保護行政、観光行政及び市民が連携、協働して、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（以下、「歴史的風致」という。）を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として策定する。

なお、本計画は、長崎市第四次総合計画で目指す都市像である「個性あふれる世界都市 希望あふれる人間都市」の実現に向け、総合計画で示すまちづくりの方針、基本施策に沿って、「長崎市都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図りながら推進していく。

2 計画期間等

計画名称	長崎市歴史的風致維持向上計画
策定主体	長崎市
計画期間	令和 2 年度（2020）から令和 11 年度（2029）まで

3 計画の策定体制及び経緯

本計画の策定にあたっては、平成 27 年度（2015）に「長崎市歴史的風致保存・整備委員会」を設置、平成 30 年度（2018）からは、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「長崎市歴史的風致維持向上協議会」に移行し、計画内容について協議・検討を行った。また、庁内においては、景観推進室、文化財課を事務局として「長崎市歴史的風致維持向上計画策定に係る庁内調整会議」を設置し、関係する各部局が連携して検討を重ねるとともに、法を所管する文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省からの助言や支援を受けながら、本計画の策定に取り組んだ。

長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿

区 分	氏 名	所属団体等	備考
学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学
	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史
	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史
	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画
関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり
	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり
	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光
行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県
	長崎県教育庁学芸文化課長		
	長崎市まちづくり部長		長崎市
	長崎市文化観光部長		

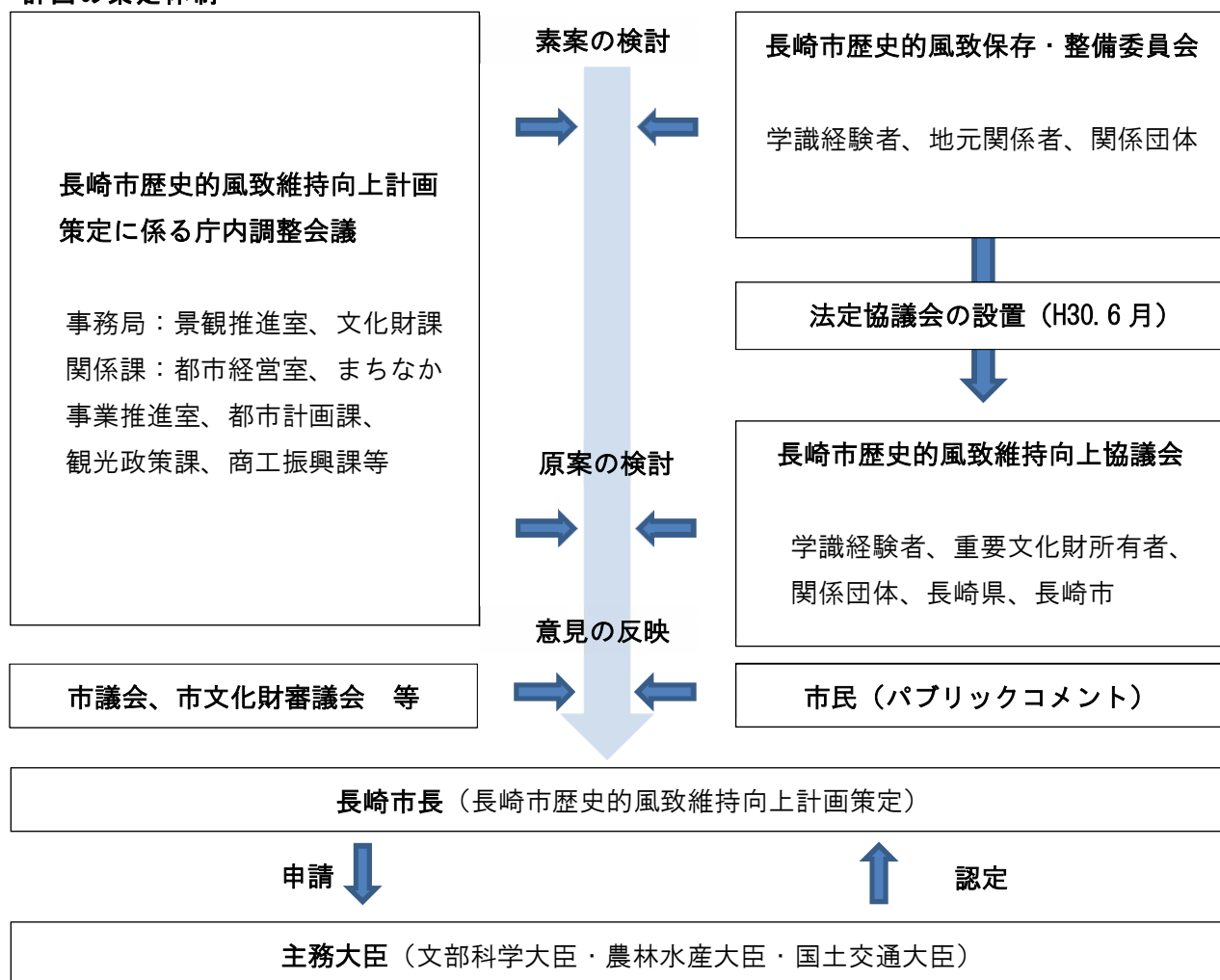
◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時

長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿

氏 名	所属団体等
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事
鮫島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長
坂井 恵子	(株)スタジオライズ エディター

◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時

計画の策定体制



長崎市歴史的風致維持向上計画の検討経過

開催日	内 容
平成 28 年 (2016) 3 月 25 日	第 1 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 28 年 (2016) 6 月 2 日	第 2 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 28 年 (2016) 8 月 17 日	第 3 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 29 年 (2017) 7 月 7 日	第 4 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 30 年 (2018) 1 月 31 日	第 5 回 長崎市歴史的風致保存・整備委員会
平成 31 年 (2019) 3 月 29 日	第 1 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 7 月 25 日	第 2 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 11 月 11 日	長崎市文化財審議会
令和元年 (2019) 11 月 18 日	第 3 回 長崎市歴史的風致維持向上協議会
令和元年 (2019) 12 月 19 日 ～令和 2 年 (2020) 1 月 17 日	市民意見公募 (パブリックコメント)
令和 2 年 (2020) 2 月 25 日	長崎市歴史的風致維持向上計画 認定申請
令和 2 年 (2020) 3 月 24 日	長崎市歴史的風致維持向上計画 認定

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

(1) 位置

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置しており、九州の中核都市である福岡市から約110kmの距離にある。市域は、東経129度59分38秒～129度32分37秒、北緯32度32分55秒～32度58分07秒の範囲にあり、北部で西海市、北東部で西彼杵郡時津町・長与町、東部で諫早市と接している。

明治22年（1889）、旧幕府直轄地を中心とした区域を市域として市制を布いたときの面積は約7.00km²であったが、その後の12次にわたる隣接自治体の編入合併や公有水面等の埋立てを経て、現在の市域は東西約42km、南北約46km、総面積は約406km²である。



長崎市の位置

(2) 地勢

長崎市は、西彼杵半島^{にしそのぎ}南半部と長崎半島^{のちの}（野母半島）及び周辺の島しょ部からなり、西の五島灘、北の大村湾、東の橘湾、南の天草灘に囲まれ、長い海岸線を有している。

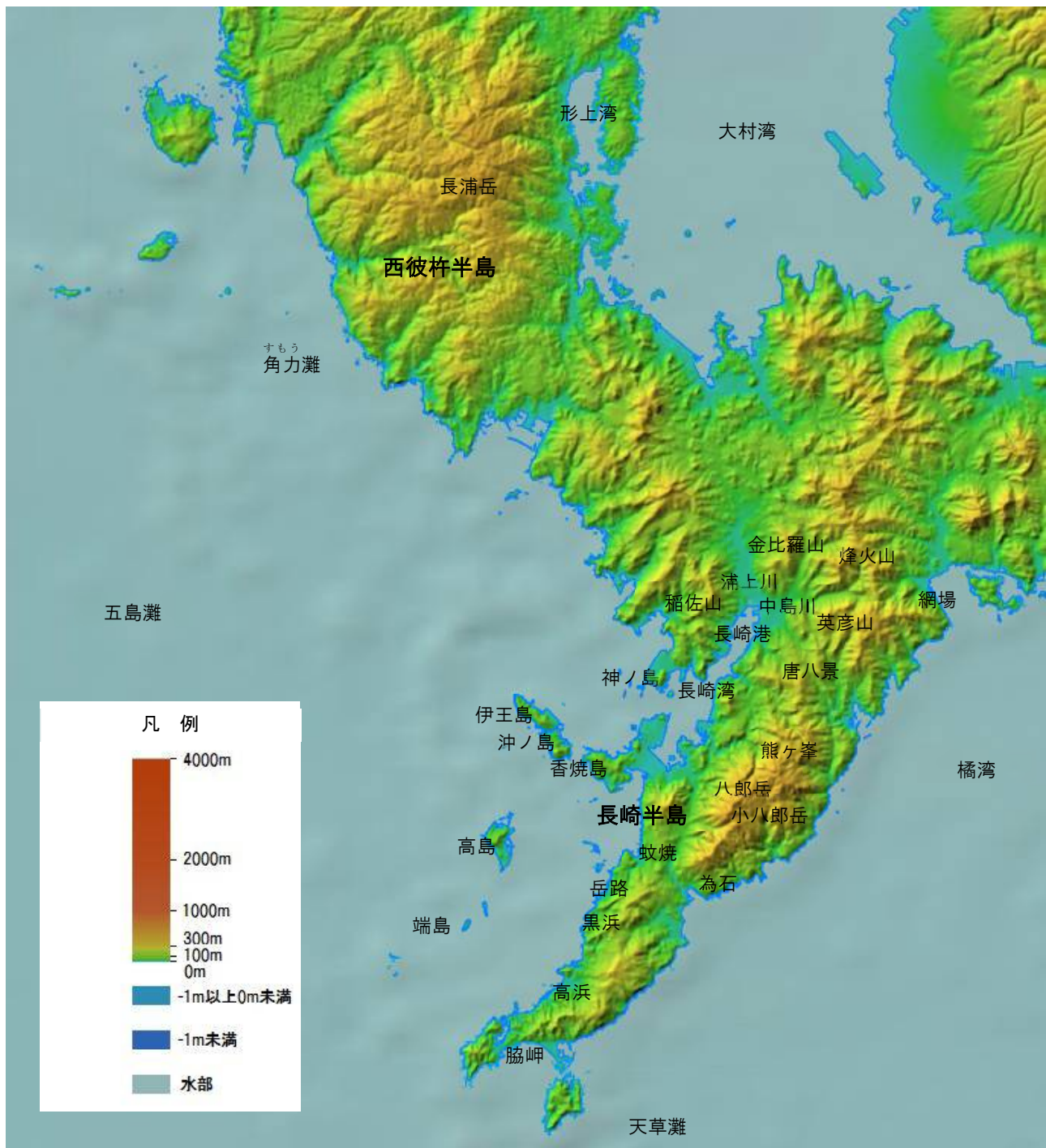
市の北西域を占める西彼杵半島^{にしそのぎ}は、大村湾と五島灘の間にあり、長崎半島との結合点から北に伸びている。その大部分が標高 400m内外の隆起準平原で、最高峰は半島中央部にある長浦岳（560 m）である。内海となる大村湾側は、形上湾をはじめ大小の入江や小島などが分布する溺れ谷で、これに対し、五島灘に面した外海側は、断層崖^{そとめ}で比較的出入りが少ない海岸線を形成しており、奇岩・海食棚を伴った島しょ群が分布する。平地は、河川沿いに形成された谷底低地などに見られるが、概ね山裾が海に迫る急峻な地形的特徴を有している。

市の南部に位置する長崎半島^{のちの}（野母半島）は、最大幅約 6 km、長さ約 22km で南西方向に伸びている。半島は為石^{ためし}と蚊焼^{かやき}を結ぶ線によって南北に二分され、北部は標高 400～500mの定高性を持つ隆起準平原で、八郎岳^{はちろうだけ}（590m）をはじめ、熊ヶ峰（569m）、小八郎岳^{こはちろう}（564m）などの峰が連なる。また、南部は標高 200～300mの山稜が連なっている。海岸線は海食崖^{かいしよくがい}が発達しているが、為石^{ためし}、岳路^{たけろ}、黒浜、高浜、脇岬^{わきみさき}など南部を中心に砂丘の発達がみられる。西彼杵半島^{にしそのぎ}と同様に、平地に乏しい地形である。

西彼杵半島^{にしそのぎ}と長崎半島の結合点に形成された長崎湾は、北東方向に湾入する細長い入江で、湾口部の幅は約 1 km、奥行き約 7.3 km、水深は湾口部で約 40m、湾奥部で約 10mを測る。湾の出口に分布する伊王島^{いおうじま}や沖ノ島^{こうやぎじま}、香焼島、神ノ島などが防波堤の役割を果たし、湾奥部に開かれた長崎港は天然の良港となっている。標高 300～400mの唐八景^{とうはっけい}・英彦山^{ひこさん}・烽火山^{ほうかさん}・金比羅山^{こんびらさん}・稲佐山^{いなさやま}などの山々が湾をとりまき、北から浦上川、北東から中島川が流入している。これらの河川沿いの河岸段丘、及び低地の埋め立てによって造成された平地を中心に、市街地が展開している。



天然の良港「長崎港」



長崎市の標高図（地理院地図 国土電子WEB より作成）

(3) 水系

長崎市には連なる山々を水源とする河川が数多くあるが、地形的特徴から、総じて河川延長が短く、勾配が急で流域面積が狭い小河川が多い。地域別にみると、西彼杵半島方面から網場方面にかけては比較的河川は長く、長崎半島方面の河川は全体的に短い傾向にある。そのなかでも比較的大きな河川としては、角力灘に流入する神浦川(約 9.5km)、多以良川(約 4.0km)、式見川(約 4.1km)、長崎湾へ流れる浦上川(約 9.4km)、浦上川水系の大井出川(約 5.6km)、中島川(約 5.5km)、東部の橘湾に注ぐ八郎川(約 6.4km)、南部の鹿尾川(約 9.9 km)などがある。



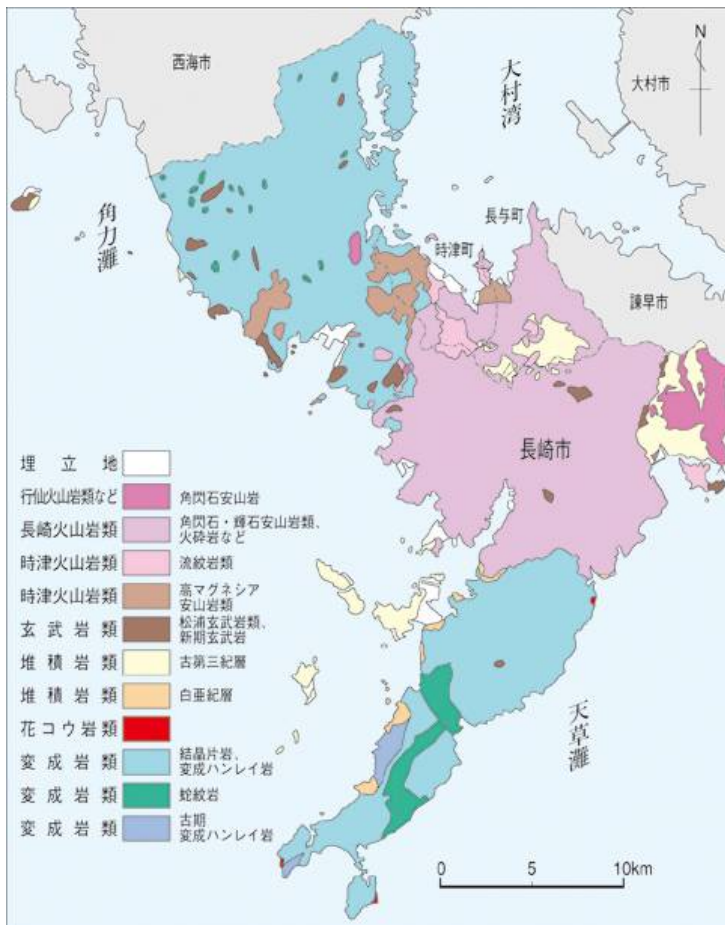
長崎市の水系（『新長崎市史 第一巻 自然編』より）

(4) 地質

西彼杵半島と長崎半島の地質は、ともに結晶片岩類を主体としており、西彼杵変成岩類、または長崎変成岩類と総称されている。変成年代は9,000万～6,000万年前で、主な岩石は黒色片岩や緑色片岩であり、長崎半島中南部など各地に蛇紋岩の貫入がみられる。また、西彼杵半島基部の三重海岸や戸根溪谷ではヒスイ輝石が含まれる。なお、長崎半島中央西岸の以下宿付近の海岸などには、変成はんれい岩の露出が見られるが、同じ変成岩類でも生成年代が4億8,000万年前と非常に古く、九州最古の岩石の一つとされる。

長崎半島西岸には、白亜紀のれき岩・砂岩・泥岩などの堆積岩が分布する。このうち、白亜紀後期（約8,100万年前）の地層からは、ティラノサウルスの歯や草食恐竜ハドロサウルスの骨などの化石が発掘されている。また、香焼、伊王島、高島などの島しょ部においては、古第三紀（約6,600万年前～約2,303万年前）の堆積岩が分布し、石炭層である高島層群が形成されている。

西彼杵半島と長崎半島が結合する中部一帯は、西彼杵変成岩類が新生代の火山活動による噴出物におおわれており、安山岩と凝灰角礫岩の互層となっている。また、東部は古第三紀層に貫入した新第三紀のものと考えられる貫入岩類と、第四紀の長崎火山岩類で構成されている。



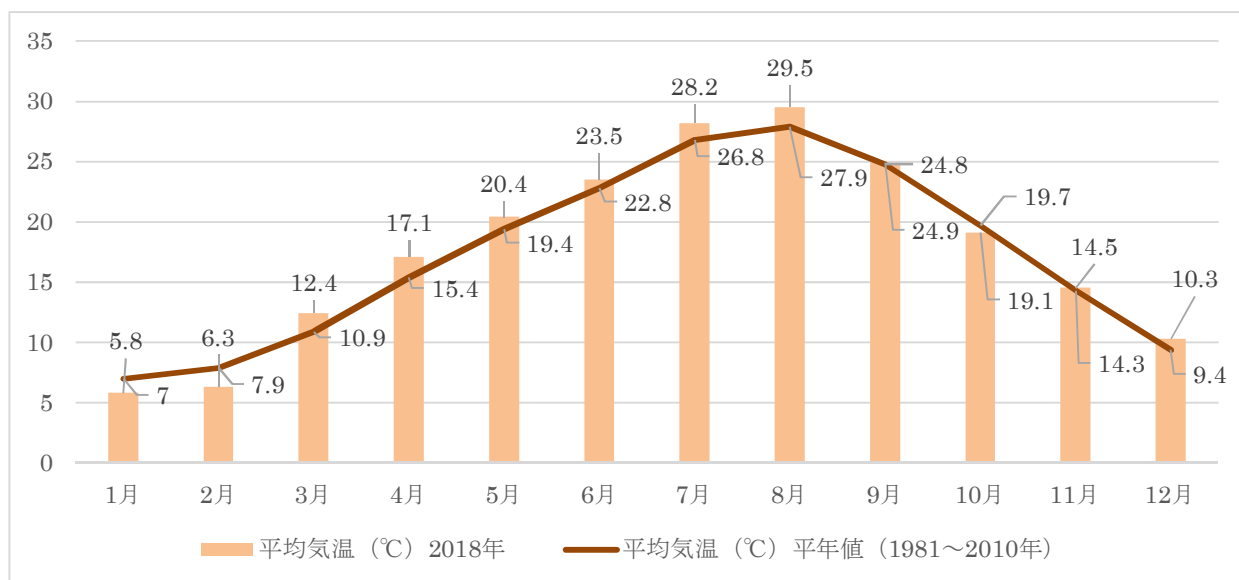
ヒスイ輝石
（『新長崎市史 第一巻 自然編』より）



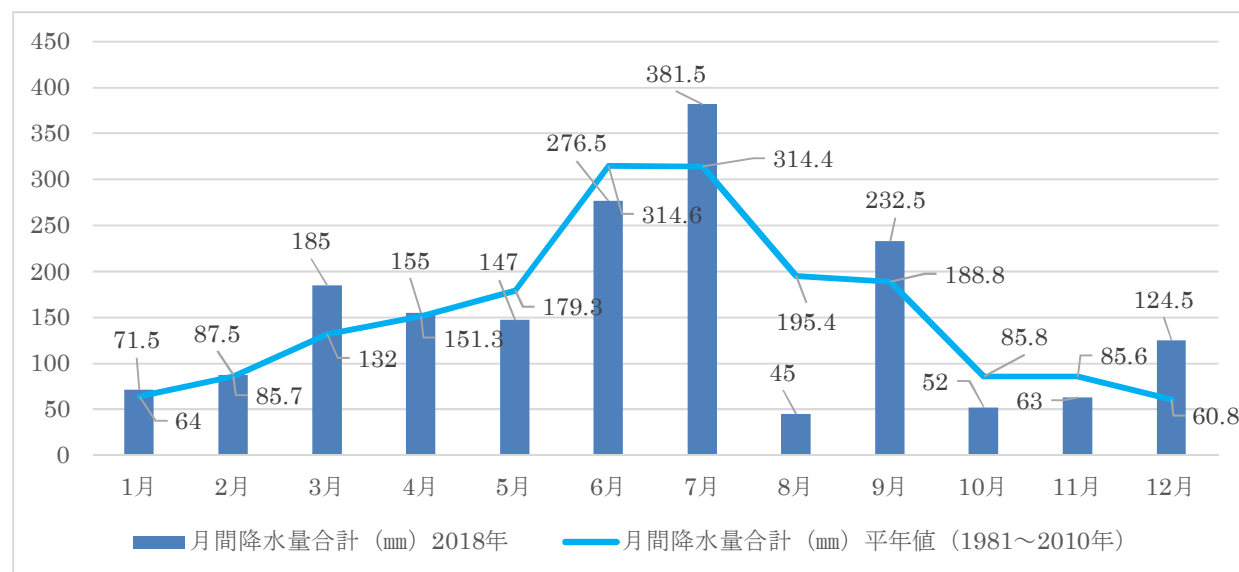
黒浜町の九州最古の変成はんれい岩
（『新長崎市史 第一巻 自然編』より）

(5) 気象

気候は、^{い き} 奄岐・^{つしま} 対馬を除く長崎県と熊本県の一部、鹿児島県の西部にかけて分布する^{さいかい} 西海型気候区に属し、温暖多雨を特徴とする。現在の平年値（昭和 56 年（1981）から平成 22 年（2010）の平均値）によると、年平均気温は 17.2℃、年降水量は 1,857.7 mm となっている。梅雨期から夏季にかけて温暖多湿となり、梅雨期には年間降水量の約 25% に相当する降雨がある。夏季から秋季にかけては、集中豪雨や台風による災害に見舞われることも多い。昭和 57 年（1982）7 月 23 日に発生した長崎大水害では、一時間最大雨量 127.5mm を記録した集中的な豪雨が一気に斜面を流れ、がけ崩れや土石流などの土砂災害、中島川や浦上川の氾濫による都市型水害が同時発生し、甚大な被害をもたらした。冬季には北西季節風の影響を受けることから寒冷で乾燥した日も見られるが、東シナ海を北上する^{つしま} 対馬暖流の影響を強く受け、概ね年間を通じて温暖で、寒暖差の小さい海洋性気候に恵まれている。



長崎市の気温 平成30年(2018)及び平年値



長崎市の降水量 平成30年(2018)及び平年値

(6) 植生と植物相

長崎市は、森林植生として温暖帯に属し、植生学的にはヤブツバキクラス域に入り、海拔約 500m を境に、上部はカシ林域、下部はシイ林域になる。自然林は、丘陵地のほとんどがスダジイ-ミミズバイ群集に含まれ、スダジイ、コジイのほか、シイモチ、ミミズバイ、ルリミノキなどが見られる。また、海拔 350～500m の谷沿いに発達した自然林は、ウラジログシ-イスノキ群集に含まれ、スダジイ、ウラジログシ、イスノキ、ホソバタブなどが見られる。海岸低木林には、トベラ、マサキ、オオバグミ、シャリンバイなどが生育している。

植物相の最大の特徴は、南方系植物の分布が著しい点にある。分布する主な植物としては、オオイワヒトデ、カツモウイノデ、コクモウクジャク、ヤワラハチジョウシダなどがあり、特にヘゴ、リュウビシダ、ケホシダなどの希少植物も見られる。

また、全国的にも稀なカネコシダは、日本最大の群落^{きんかい}が琴海地区にあり、長崎県の天然記念物に指定されている。湿地には、ヤマトミクリ、ゴマシオホシクサ、クロホシクサなどが見られ、山地の尾根すじなどの土壌が浅い場所などでは、オガルカヤ、メガルカヤ、チガヤなど普通に見られる植物のほか、ムラサキセンブリ、ノヒメユリなどの絶滅危惧種が生育している。さらに、海岸植物では、ハマヒルガオ、ハマエンドウ、ハマゴウ、ハマボッス、ホソバワダン、ハマナデシコなどが生育している。



スダジイ-ミミズバイ群集
(『新長崎市史 第一巻 自然編』より)



トベラ-マサキ群集
(『新長崎市史 第一巻 自然編』より)



カネコシダ
(『新長崎市史 第一巻 自然編』より)



ハマボッス
(『新長崎市史 第一巻 自然編』より)

2 社会的環境

(1) 長崎市の沿革

明治 22 年（1889）の市町村制施行により、旧幕府直轄領を中心とした区域を市域として市制が施行された。初代市長には旧会津藩士の北原雅長^{きたはらまさなが}が就任、市政施行時の面積は約 7.0 km²、人口は約 55,000 人であった。

明治 33 年（1900）に制定した市章の外形は、草書の「長」を図案化し、「鶴の港」と讃えられた長崎港を象徴して折鶴の形を星状に配している。内形は、幕末の安政年間に開港した全国の 5 つの港（長崎、函館、新潟、横浜、神戸）の一つであることを誇りにしたところから、5 つの「市」の字を加えたものである。当時、この 5 港に 3 府（東京、京都、大阪）を加えた全国の大都市を「三府五港^{さんぷごこう}」と呼んでいたことに因む。

明治 31 年（1898）の淵村^{かちむら}、戸町村、下長崎村、浦上山里村の一部、上長崎村の一部の編入以降、12 次にわたる隣接自治体との合併により、旧佐賀藩^{いさはや}諫早領・深堀領や旧大村藩領の一部などが編入されて現在に至っている。特に、平成 17 年（2005）から 18 年（2006）にかけて行われた西彼杵郡^{にしそのぎ}香焼町^{やぎ}、伊王島町^{いおうじま}、高島町^{の も ぎ き}、野母崎町^{そと め}、外海町、三和町及び琴海町^{きんかい}との合併によって、従来の面積 239 km²に新市域 167 km²が加わり、面積は約 1.7 倍に拡大した。この合併により西彼杵半島の南半部、長崎半島の全域と周辺の島しょ部が市域に加わるとともに大村湾にも海岸線を持つこととなり、現在の市域を構成している。

長崎市は、長崎県の県庁所在地として、長崎県の行政、経済、文化に関する施設や機能が集積し、平成 9 年（1997）には中核市の指定を受けた西九州地域の拠点都市の一つとなっている。



長崎市章



長崎市域の変遷（『新長崎市史 第一巻 自然編』より）

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

区 分	合併年月日	合併区域	面 積 (km ²)	人 口 (人)	人口密度 (人/km ²)
市制施行	明治22年4月1日	市制施行当時	7.00	54,502	7,786
第1次	明治31年10月1日	淵村、戸町村、下長崎村、浦上山里村・上長崎村の一部	16.00	113,307	7,082
第2次	大正9年10月1日	浦上山里村、上長崎村	41.10	232,912	5,667
第3次	昭和13年4月1日	西浦上村、小ヶ倉村、土井首村、小楸村	90.54	268,945	2,970
第4次	昭和25年4月1日	福田村の一部（網場の脇）	90.60	247,248	2,729
第5次	昭和30年1月1日	福田村、深堀村	114.23	292,765	2,563
第6次	昭和30年2月1日	日見村	121.32	296,323	2,442
第7次	昭和37年1月1日	茂木町、式見村	165.41	372,027	2,249
第8次	昭和38年4月20日	東長崎町	207.90	392,072	1,893
第9次	昭和48年3月31日	三重村	238.12	433,196	1,819
第10次	昭和48年4月1日	時津町横尾地区及び巡り地区	239.03	437,049	1,828
第11次	平成17年1月4日	香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町	338.72	447,103	1,320
第12次	平成18年1月4日	琴海町	406.35	454,739	1,119

合併の経緯

市制施行	明治22年	長 崎 市									
第 1 次	明治31年	淵村									
		戸町村									
		下長崎村									
		浦上山里村の一部									
		上長崎村の一部									
第 2 次	大正9年	浦上山里村									
		上長崎村									
第 3 次	昭和13年	西浦上村									
		小ヶ倉村									
		土井首村									
		小楸村									
第 4 次	昭和25年	福田村の一部（網場の脇）									
第 5 次	昭和30年	福田村									
		深堀村									
第 6 次	昭和30年	日見村									
第 7 次	昭和37年	茂木町									
		式見村									
第 8 次	昭和38年	東長崎町									
第 9 次	昭和48年	三重村									
第10次	昭和48年	時津町横尾地区及び巡り地区									
第11次	平成17年	香焼町									
		伊王島町									
		高島町									
		野母崎町									
		外海町									
		三和町									
第12次	平成18年	琴海町									

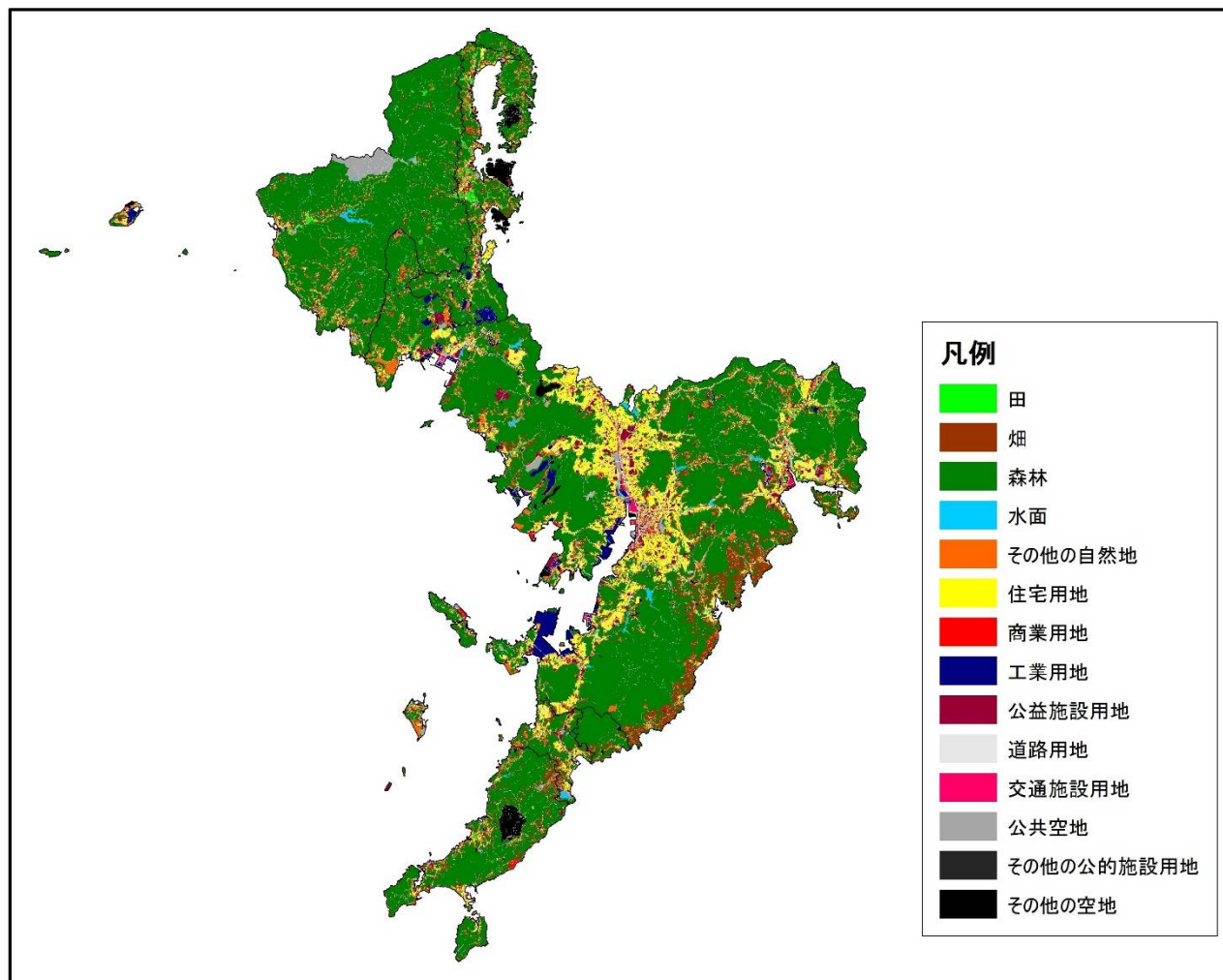
合併の経緯

(2) 土地利用

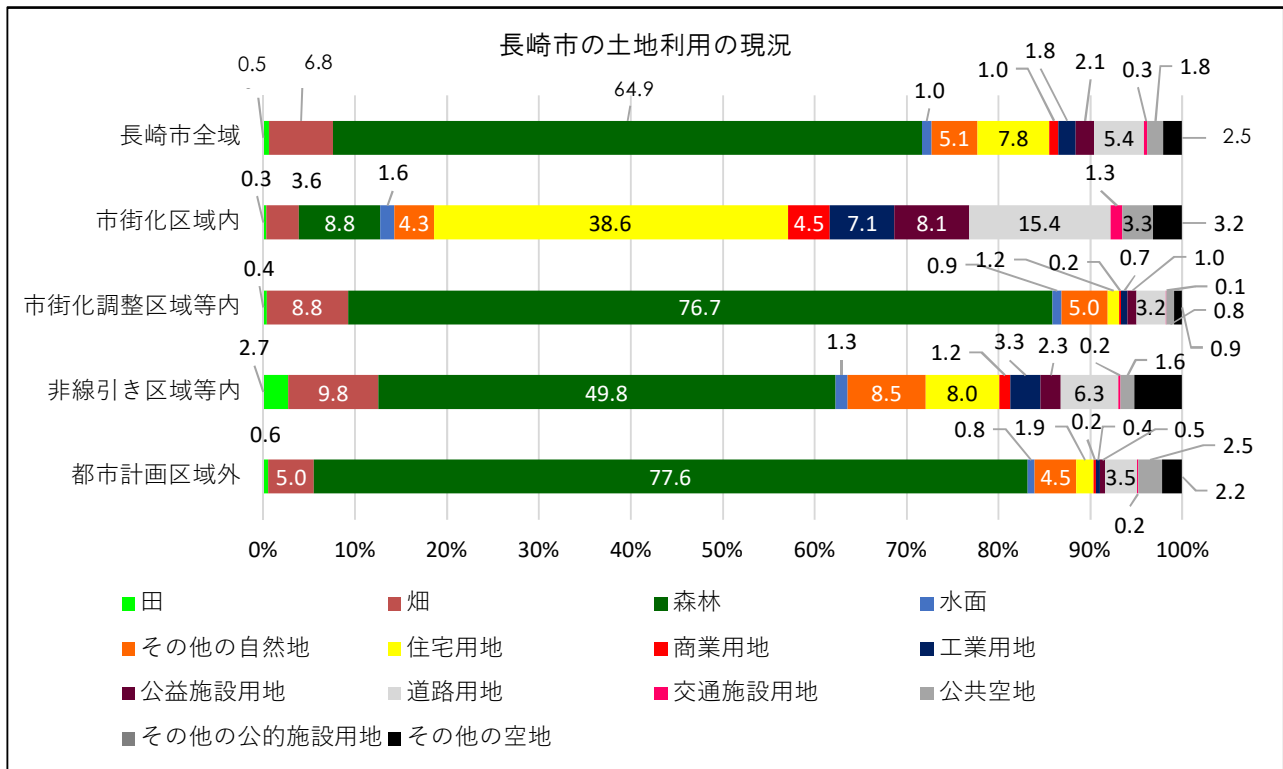
長崎市の土地利用は、その地勢的な特徴から、自然的土地利用が市域の約 78%を占め、都市的土地利用は約 22%にとどまっている。自然的土地利用のうち、田が 0.5%、畑が 6.8%で農地の占める割合は小さく、大半が森林（64.9%）である。また、長崎都市計画区域の市街化区域内においては、都市的土地利用の割合が約 81%と高くなっている。用途地域の構成は、住居系が市街化区域全体の 79.7%、商業系が 7.1%、工業系が 13.2%である。

平地が極端に乏しく高密度な土地利用がなされており、長崎港内港部の造成地とそこに注ぐ中島川周辺や、浦上川沿いに南北に細く連なる比較的平坦な地域に形成された中心市街地に、行政、商業、業務、交通等の都市機能が集積している。戦後から高度経済成長期の人口増加に伴い周辺の斜面地が宅地化され、丘陵や山腹を這い上がるように斜面市街地が形成された。この高密度な土地利用により、長崎市の中心市街地では独特の都市景観、夜間景観が形成されている。郊外には、丘陵を切り開いた大規模な住宅地が点在しており、また、斜面地は棚田や段々畑など農地としての積極的な利用もなされ、ビワやミカンなどの果樹栽培が行われている。

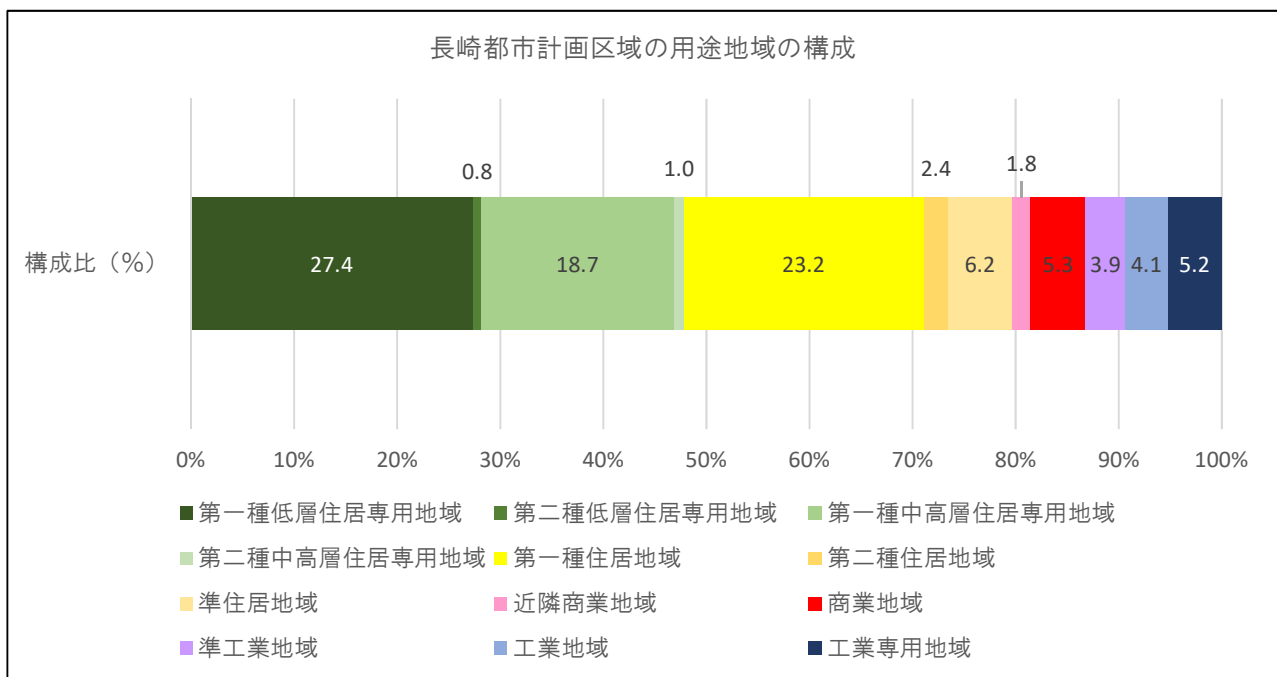
港湾部においては大規模な埋立てが行われ、造成地には、長崎港沿岸では造船業などの工業地域が、北西部の三重地域では国内有数の水産基地が形成されている。



長崎市の土地利用の現況（「長崎市都市計画マスタープラン」より）



長崎市の土地利用の現況（「長崎市都市計画マスタープラン」より）



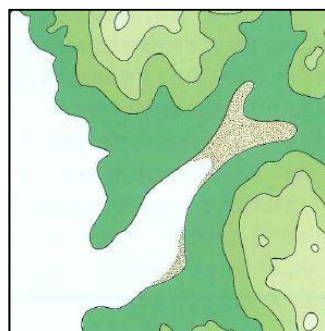
長崎都市計画区域の用途地域の構成（長崎市都市計画マスタープラン」より）

(3) 長崎港の埋立ての歴史

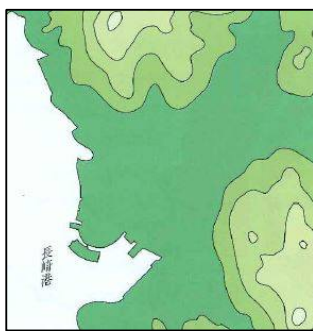
長崎の都市形成は、中島川と浦上川に挟まれた河岸段丘上で始まったが、多くの都市がそうであるように、長崎市においても自然の地形を巧みに利用するとともに、自然の地形に人為的な改変を加えることで都市が形作られてきた。

元亀2年(1571)、長崎が開港すると、多くの諸国の商人やキリシタンが流入したため、広い土地を確保する必要が生じた。そこで地形的制約による土地不足を解消するため、長崎港の埋立てにより陸域の造成が行われた。江戸時代には、中島川の沿岸などが盛んに埋め立てられ、キリスト教の布教阻止と貿易統制を目的としてポルトガル人を収容するために作られた出島や、中国との貿易品を保管するための新地蔵なども埋立てにより築造された。今も残る浜町、築町、新地町などの地名が、埋立ての歴史を伝えている。

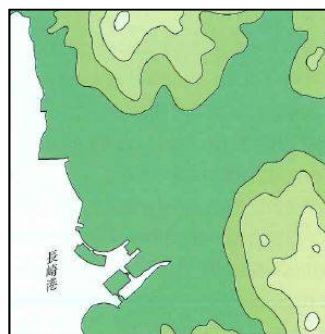
幕末の安政5年(1858)には5か国と修好通商条約が締結され、外国人居留地の造成のため大浦湾が埋め立てられた。特に大規模な埋立ては明治期に行われ、明治15年(1882)から第1次長崎港湾改修事業として実施された中島川の変流工事では、大波止、大黒町沿岸を埋め立てた。明治30年(1897)からの第2次港湾改修事業では、浦上川河口や市街地海岸部、出島周辺の埋立てなど大規模な埋立てが行われた。20世紀に入り、長崎港はさらなる湾岸施設の建設が求められ、大正9年(1920)からの第3次港湾改修事業により近代的な港湾施設を建設、接岸岸壁の整備が行われた。これら3次にわたる港の埋立てにより、現代の長崎の都市の骨格が形成され、近年においても、松が枝国際観光埠頭や長崎水辺の森公園の造成が行われるなど、長崎港の海岸線は時代とともに移り変わっている。



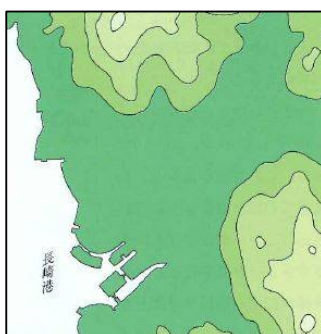
開港前の長崎
(永田信孝『新・ながさき風土記』より転載)



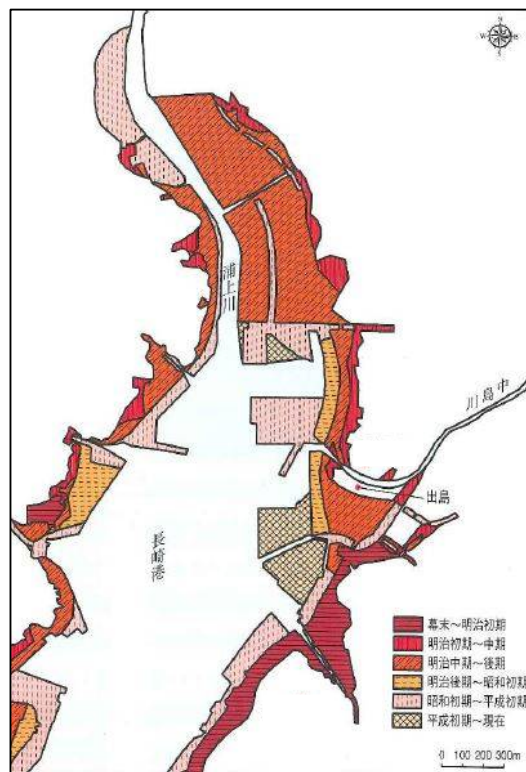
1690 年ごろの長崎
(「長崎絵図」(1689 年より前)、「唐船来朝図 長崎図」(1689 年)、「寛文長崎図」(1673 年)より作成)



1760 年ごろの長崎
(「肥前 長崎之図」(1764 年)より作成)



1820 年ごろの長崎
(「肥州長崎図」(1801 年)、「長崎之図」(1801 年)、「長崎図」(1821 年)より作成)



幕末以降の長崎港の海岸線の変遷

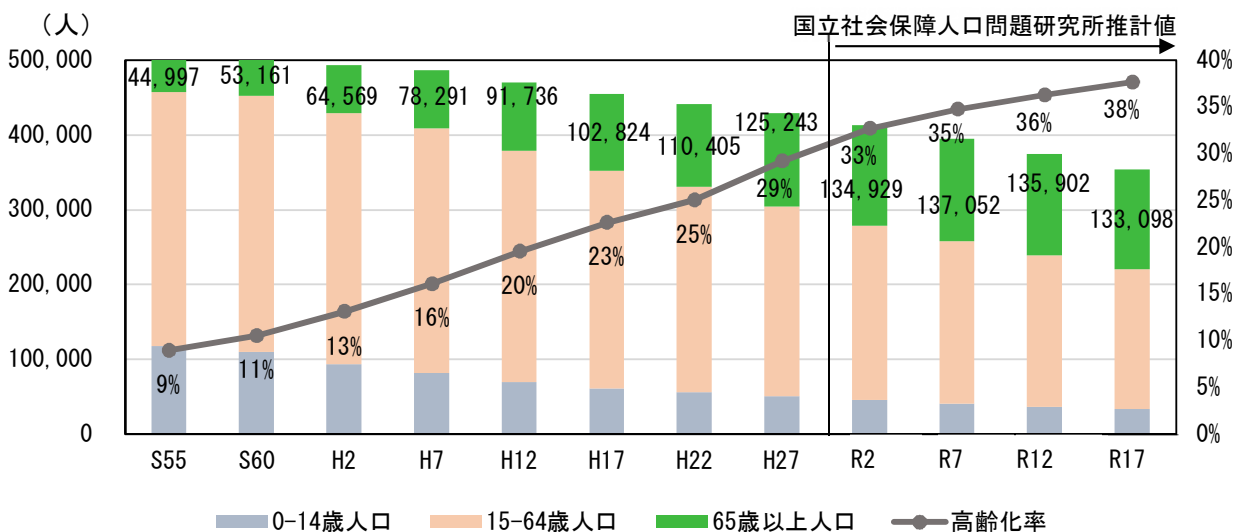
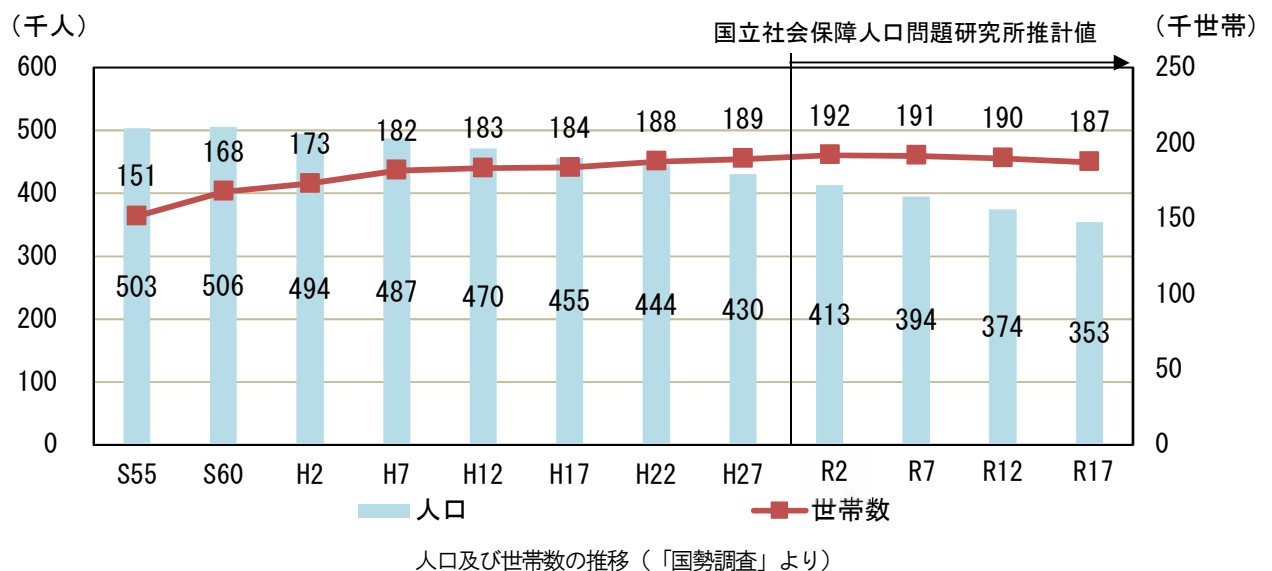
江戸時代の長崎港の海岸線の変遷 ※等高線は50mごと

(『新長崎市史 第一巻 自然編』より)

(4) 人口動態

長崎市の人口は、隣接自治体との合併による市域の拡大や経済成長とともに増加を続けてきたが、昭和60年（1985）の505,566人（現市域での組替値）をピークに減少に転じ、平成27年（2015）国勢調査確定値で42万9,508人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和7年（2025）には39万4,000人、令和17年（2035）には約35万3,000人と、今後20年間で約8万人の人口が減少すると見込まれている。人口減少と併せて生産年齢人口、年少人口の割合も減少し、高齢人口の割合が令和17年（2035）には全体の約38%にまで増加、少子化・高齢化が進むことが予測されている。

一方、世帯数については、人口減少に転じてからも一貫して増加を続けている。このことは核家族化や単身世帯が増加していることを示しているが、将来的には人口減少の勢いが上回り、世帯数も減少に転じることが予測されている。



(5) 交通機関

長崎市の幹線道路は中心市街地を起点として放射状に延びており、江戸時代に整備された長崎街道をはじめとする旧街道を踏襲して、国道6路線、主要地方道7路線、一般県道19路線が整備されているほか、長崎自動車道により九州内の高速道路網と接続している。平坦地が乏しい地理的要因から、一般交通が都市中心部を通過せざるを得ない状況にあり、幹線道路では慢性的な交通渋滞が生じ、都市機能を低下させてきた。この課題を解決するために、近年、地域高規格道路の整備が進んでおり、ながさき出島道路など長崎南北幹線道路の一部区間が開通したほか、女神大橋の建設をはじめ長崎南環状線の整備も進められている。

鉄道は、J R九州の長崎本線や大村線により福岡市（特急で約1時間48分）や佐世保市方面（快速で約2時間）と結ばれているほか、令和4年（2022）の暫定開業に向けて、九州新幹線西九州ルート^{いおうじま}の建設が進んでいる。暫定開業時は武雄温泉駅での対面乗換方式により長崎博多間が約1時間22分となり、全線フル規格で整備されると約51分となる見込みである。

九州内の主要都市との間には高速バス網が充実しており、県外とは、長崎駅前から福岡市（約2時間）、北九州市（約3時間）、熊本市（約3時間30分）、大分市（約4時間）、宮崎市（約5時間30分）、鹿児島市（約5時間30分）が、県内では、長崎駅から佐世保市（約1時間30分）、大村市（約45分）、諫早市（約45分）、長崎空港（約45分）などがそれぞれ結ばれている。

海に面する長崎市は航路も整備されており、長崎港と伊王島・高島が高速船（約30分）で、長崎港と五島列島がフェリー（福江港まで約3時間）と高速船（福江港まで約1時間30分）、茂木港と熊本県天草地方（富岡港）が高速船（約45分）、神浦港と池島がフェリー（約30分）と高速船（約15分）で、それぞれ結ばれている。

空路は、大村市にある長崎空港から国内線で、首都圏の羽田空港・成田空港（約2時間）、関西圏の伊丹空港・関西国際空港・神戸空港（約1時間）、そのほか名古屋空港（1時間30分）、那覇空港（1時間30分）、五島福江空港（約30分）、壱岐空港（約30分）、対馬空港（約30分）と結ばれている。また国際線では、中国上海（上海浦東空港）、韓国（仁川空港）、香港と結ばれている。

市内交通は、中心市街地では路面電車や路線バス網が充実しており、市民や観光客の足となっているが、斜面市街地等の公共交通の便が悪い地区の高齢者等は、タクシーを利用する場合も多い。斜面地が多く、中心市街地では公共交通が発達していることから自転車はあまり利用されず、通勤等にはバイクがよく利用されるほか、徒歩で回遊する人も多い。



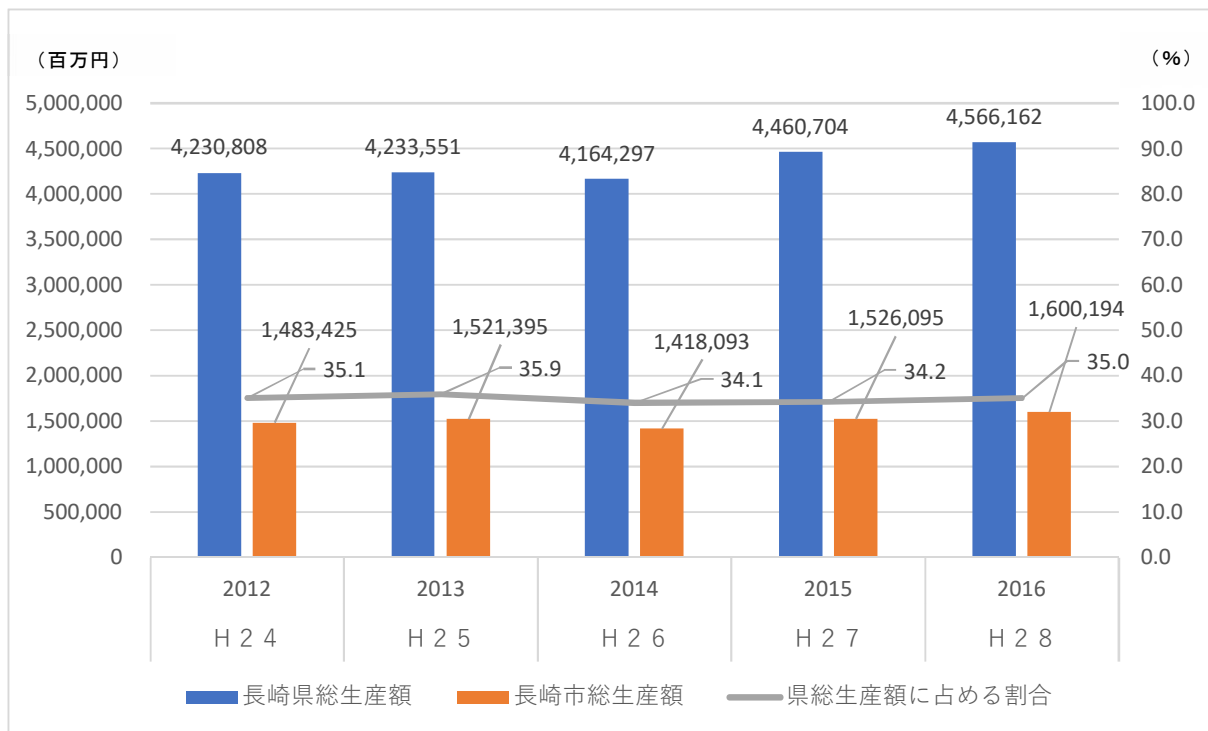
江戸時代の主要な街道
（『わかる！和華蘭『新長崎市史』普及版』より）



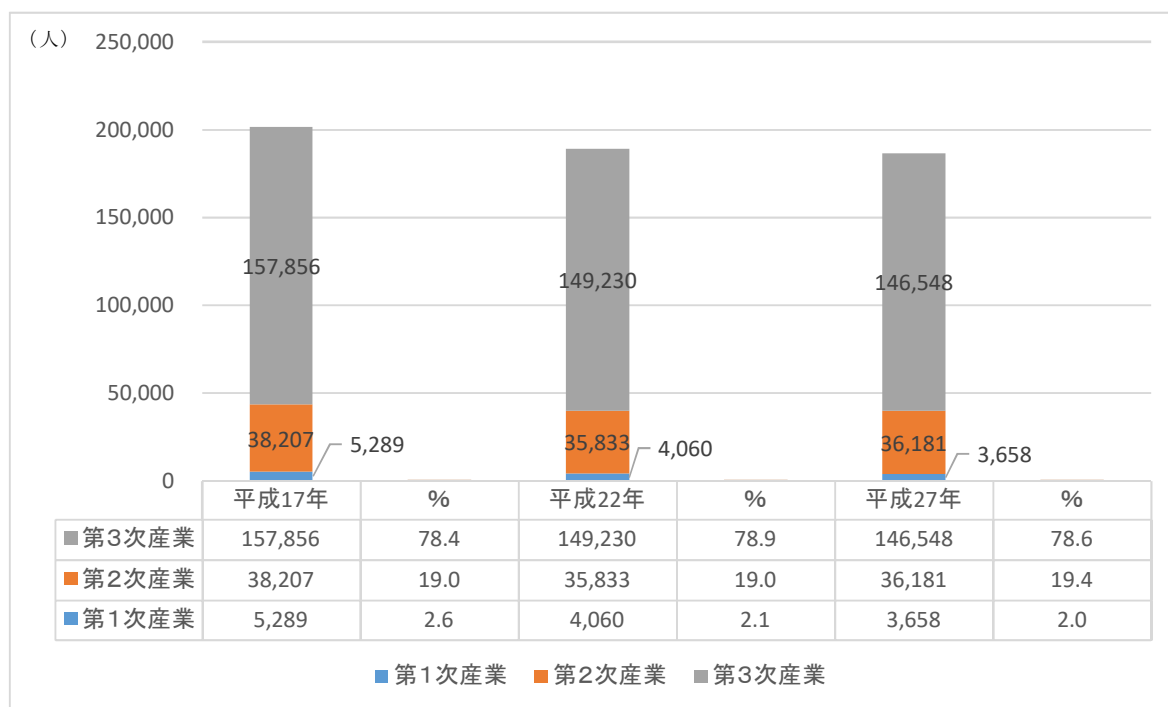
長崎市の交通機関（『長崎歴史文化基本構想』より作成）

(6) 産業

長崎県の県庁所在地として都市機能が集中する長崎市は、県内総生産額の約 1/3 を占める地域経済の中心地である。平成 28 年（2016）の統計では、長崎県内総生産額 4,566,162 百万円のうち、長崎市総生産額が 1,600,194 百万円で、35.0%を占めている。長崎市は、「造船・水産・観光」を産業の柱としているが、15 歳以上の産業別就業者数を見ると、平成 27 年（2015）において、第 1 次産業が 3,658 人（2%）、第 2 次産業が 36,181 人（19.4%）、第 3 次産業が 146,548 人（78.6%）と、第 3 次産業就業者の割合が高い産業構造となっている。



長崎県内総生産額に占める長崎市の割合（「長崎県市町民経済計算」より）



長崎市の15歳以上の産業別就業者数の推移（「国勢調査」より）

ア 水産業

近海に優良な漁場を有する長崎市は、我が国における水産物の集散地として重要な位置を占める全国有数の漁獲量を誇る水産都市である。四季折々に水揚げされる魚種は 300 種を数え、その豊富さもまた全国有数を誇っている。三重地区には、特定第3種漁港である新長崎漁港と長崎魚市場を中心に、水産加工施設、冷凍冷蔵施設、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所、長崎県総合水産試験場、長崎大学水産学部東シナ海環境資源研究センターなど、生産・加工・流通関連施設や研究機関が集積する国内有数の水産基地が広がっている。

長崎市は、かつては東経 128 度 30 分以西の東シナ海、^{こうかい} 黄海を漁場とする^{い せい そ こ び き あ み} 以西底曳網漁業の基地として繁栄した。以西底曳網漁業は、昭和 40 年代後半から過剰漁獲による資源の減少や燃料価格の高騰、労働者不足、中国・韓国漁船との競合、国際的な漁業規制等を背景に減船が続き、生産量は大幅に減少しているが、今日でも、すり身の原料を供給するとともに、長崎の行事食として欠かせないカナガシラ（節分）や^{れん こ だい} 連子鯛（端午の節句）などを水揚げし、長崎の食卓を支えている。

沖合漁業は、東シナ海や五島灘を主な漁場として大中型まき網漁業が営まれ、イワシやアジ、サバなどを漁獲している。沿岸漁業は、五島灘に面した^{せい ひ} 西彼海域と橘湾に面した橘湾海域、大村湾海域という三つの特性の異なる海域で行われており、それぞれの海域特性に基づいて、^{こ が た} 小型^{そ こ び き あ み} 底曳網漁業やまき網漁業、^{てい ち あ み} 定置網漁業、^{さし あ み} 刺網漁業などが営まれるほか、トラフグなどの海面養殖業や煮干し、^{か ま ぼ こ} 蒲鉾、^{えん か ん ひ ん} 塩干品などの水産加工業も盛んに営まれている。また、「ごんあじ」や「のもんあじ」など活魚のブランド化の取り組みも行われている。

長崎市では、「魚の美味しいまち長崎の強みを活かした水産業の発展」を目指し、「水産物の付加価値を高める水産加工業の振興」、「地元水産物の消費拡大の推進」、「長崎の魚の魅力発信」などの取り組みを進めている。



国内有数の水産基地が広がる新長崎漁港
（長崎県長崎港湾漁港事務所提供）



活魚ブランド「ごんあじ」

長崎で獲れる季節の魚たち



画像上から「甘鯛」「鰺」「カマス」「ヒラメ」
「魚の美味しいまち長崎ガイドブック」より
※彩色魚譜は『日本西部及び南部魚類図鑑（グラバー図譜）』（長崎大学附属図書館所蔵）より

イ 農業

長崎市の農業は、経営規模が小規模で、耕地が分散し、その大半は急傾斜の山腹に階段状に展開しているのが特徴である。長崎市の農産物や加工品は少量で多品目であるが、豊かな自然に恵まれ、品質・味覚も全国に誇れるものが多い。

果樹では、茂木地区を中心に、長崎の代表的な果物であるビワの栽培が盛んである。長崎の温暖な気候はビワの栽培に適しており、農林水産統計によれば、その生産量は日本一を誇る。「茂木」「長崎^{おせ}早生」などの品種が多く生産されているが、近年は、大果で食味が優れた新品種「なつたより」への改植が進められている。

野菜類については、施設園芸の主要品目であるイチゴが日吉地区、東長崎地区、^{きんかい}琴海地区で栽培されており、現在は大玉で多収性に優れ、食味、品質も高い品種である「ゆめのか」を多く生産している。また、都市近郊農業として生育期間の短い軟弱野菜の産地が形成され、ネギやホウレンソウなどが少量多品目で栽培されているほか、長崎赤かぶ、長崎白菜、^{べに}紅大根などの「ながさき伝統野菜」の栽培も行われている。その他、アスパラガスなどの施設野菜も市内各地で生産されている。

畜産では、三重地区や茂木地区を中心に約 3,600頭の肉用牛が肥育されている。特に平成 24 年(2012)に開催された「第 10 回全国和牛能力共進会(肉牛の部)」において「内閣総理大臣賞」を受賞して日本一の称号を手にした黒毛和牛「長崎和牛」のなかでも、市内 8 戸の生産者だけで肥育された長崎和牛は、霜降りと赤肉のバランスが良いのが特徴で、「出島ばらいろ」の名称でブランド化されている。

^{かき}花卉は、施設栽培によるキク、トルコギキョウ等の切り花栽培が中心である。特に「輪ギク」は、県内外の市場において高い評価を受けている。また、^{の も ぎ き}野母崎地区では市内で唯一、スイセンの促成栽培が行われている。



ビワ（なつたより）



イチゴ（ゆめのか）



ながさき伝統野菜



長崎和牛「出島ばらいろ」

古賀地区で多く栽培される植木はその歴史も古く、ラカンマキなどが庭園木や観賞用として高い評価を受けている。長崎の町家では、長崎くんちの「庭見せ」（かつては「庭おろし」といい、明治時代になると「庭見せ」と呼ばれるようになった。）を考慮した建築と庭づくりを行っており、町家の庭には名園も多かった。古賀地区の植木職人は、長崎の富裕層にそれぞれ得意先を持っていて、庭づくりに腕を振るった。



古賀植木のシンボル「ラカンマキ」

古賀植木は、幕末には長崎の貿易商の手によってオランダや中国にも輸出され、安政年間になりイギリス、フランス、ロシア、アメリカ各国の船も長崎に寄港するようになると、その美しさに魅了された外国人たちも植木を買い求めたという。明治時代になるとシベリア、朝鮮、台湾方面にまで多く積み出され、なかでも中国人向けに手を加えた古賀独特の^{まがりき}曲木作りは、他では真似のできないものとして人気を集めた。

ウ 造船業

長崎市の造船業は、安政2年（1855）、幕府が海防強化のためにオランダの指導を得て、最新の海軍学とその技術の習得を目的として長崎に海軍伝習所を開いたことに伴って、安政4年（1857）、我が国最初の洋式の艦船修理工場として長崎港西岸の飽の浦町一帯に、「長崎^{ようてつしよ}鋳鉄所」（後に「長崎製鉄所」と改名、文久元年（1861）完成）の建設を始めたことを契機としている。

長崎製鉄所は明治維新を経て新政府に引き継がれ、明治4年（1871）、工部省所管の長崎造船所と改称、開国後の日本を近代化するための新政府の工業化政策のもと、官営の造船所として西欧の近代造船技術や機械技術が移転され、長崎は日本の工業化に重要な役割を担う舞台となった。



長崎海軍伝習所絵図（公益財団法人鍋島報効会所蔵）



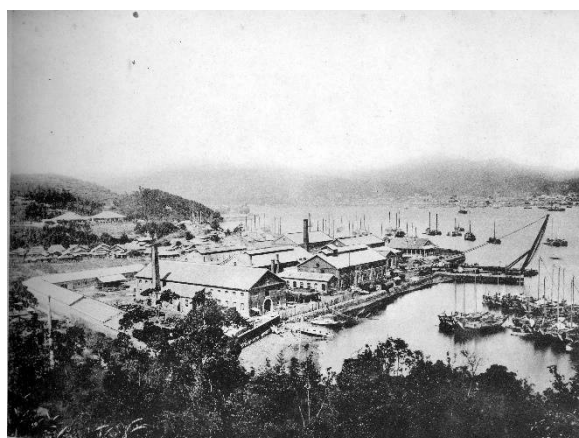
1868年（明治初年）の長崎製鉄所（三菱重工業株長崎造船所所蔵）



御下願（三菱重工業株長崎造船所所蔵）

日本の近代化を目指し、西欧技術の移転を主眼として推進された工業化政策が、官営事業を民間へ払い下げる方針に方向転換されると、明治17年（1884）には、当時、日本最大の海運会社であった三菱会社

（現在の三菱重工業株式会社）が施設を借用して事業を継承、これ以降、長崎造船所は三菱によって経営されることとなった。明治20年（1887）、三菱への払い下げが許可され、長崎造船所は名実とも



1885年（明治18年）ごろの三菱会社長崎造船所飽ノ浦造機工場（三菱重工業株長崎造船所所蔵）

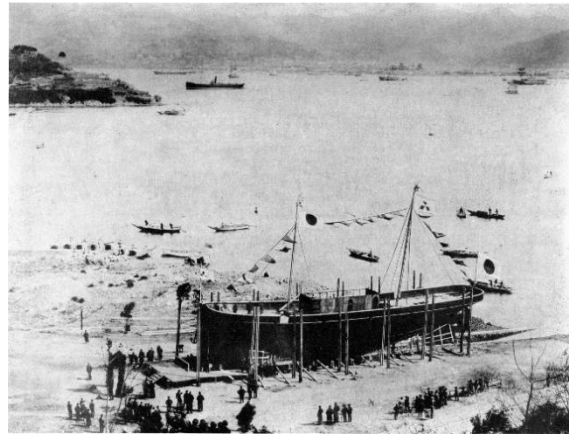
に三菱の所有となり、同年には同社最初の鉄製汽船である「夕顔丸」が竣工した。

長崎造船所は、外国との技術提携や独自の発明考案等により、明治末期には東洋一の造船所となり、明治42年（1909）には、現在も稼働する重量物を搭載するための150トンクレーン（ハンマーヘッド型起重機）も整備され、大正期に入ると本格的な戦艦の建造にも着手した。

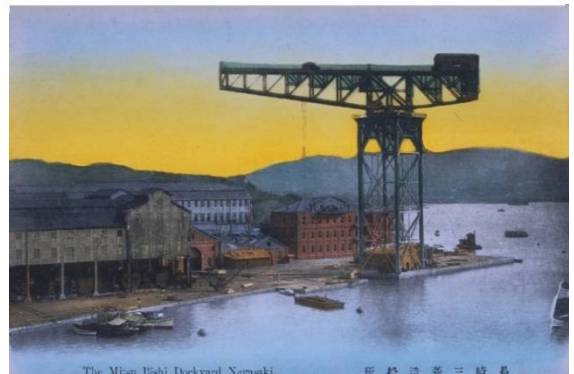
昭和戦前期の長崎造船所は、我が国における商船建造高の50%前後を占め、また大型客船のほか、昭和17年（1942）には戦艦武蔵の建造も行われた。戦後には世界的なタンカー需要の増加によって国内はもとより海外からも大型タンカーを受注し、昭和31年（1956）には進水量世界一となった。昭和47年（1972）には、通称「100万トンドック」を有する香焼工場も完成し、世界に誇る数多くの船舶を建造するとともに、各種発電プラントの開発製造など、船舶・機械製造を両輪に発展を続けてきた。

近年は韓国や中国の造船業が伸長・台頭するなど激しい国際競争のなかにあって、長崎造船所では高速物流船など高付加価値船の建造に力を入れている。

一方、長崎港内各地に所在する中小造船業は、三菱長崎造船所と関係の深い造船所と漁船建造を主体とする造船所があり、後者は、戦後の水産業の発展とともに、主に底曳網漁船やまき網漁船などを中心に、鋼鉄船を建造して発展した。これら中小造船所は、長崎港東岸の戸町から浪の平町にかけて集中し、対岸の長崎造船所の工場群と併せて港を取り巻く独特の産業景観を形成している。産業の裾野が広い造船業は、今日も長崎市を代表する製造業として、地域経済を支えている。



「夕顔丸の進水」（三菱重工業㈱長崎造船所所蔵）



明治後期から大正期の絵葉書に描かれた「三菱造船所起重機」（長崎大学附属図書館所蔵）



昭和47年（1972）10月 世界に誇る新鋭設備香焼工場竣工（三菱重工業㈱長崎造船所所蔵）



三菱重工業長崎造船所飽の浦工場（長崎港に停泊する大型客船は同造船所で建造されたダイヤモンド・プリンセス）

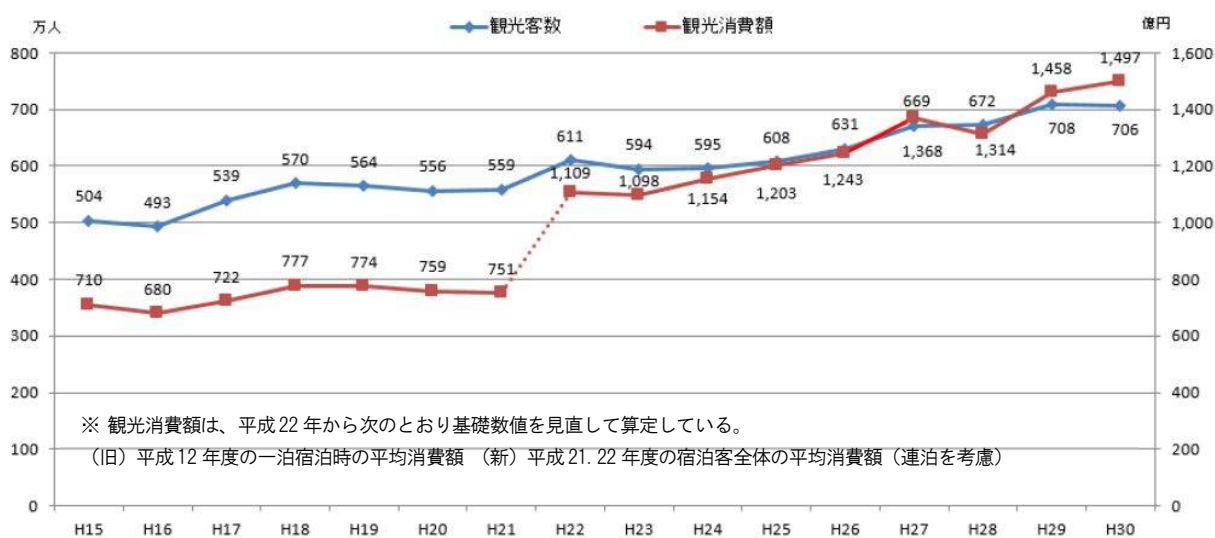
エ 観光業

長崎市は、戦前から異国情緒あふれる観光地として人気があり、戦後は新たに平和学習の地としての役割も加わることになった。長崎を舞台とした映画や歌謡も観光人気を後押しし、高度経済成長期の昭和 32 年（1957）から長崎市の観光客の数は右肩上がりに増えていったが、昭和 57 年（1982）の長崎大水害により減少した。その後、「長崎旅博覧会（旅博）」の開催により観光客数は再び増加したが、旅博後の平成不況の時期は低迷した。

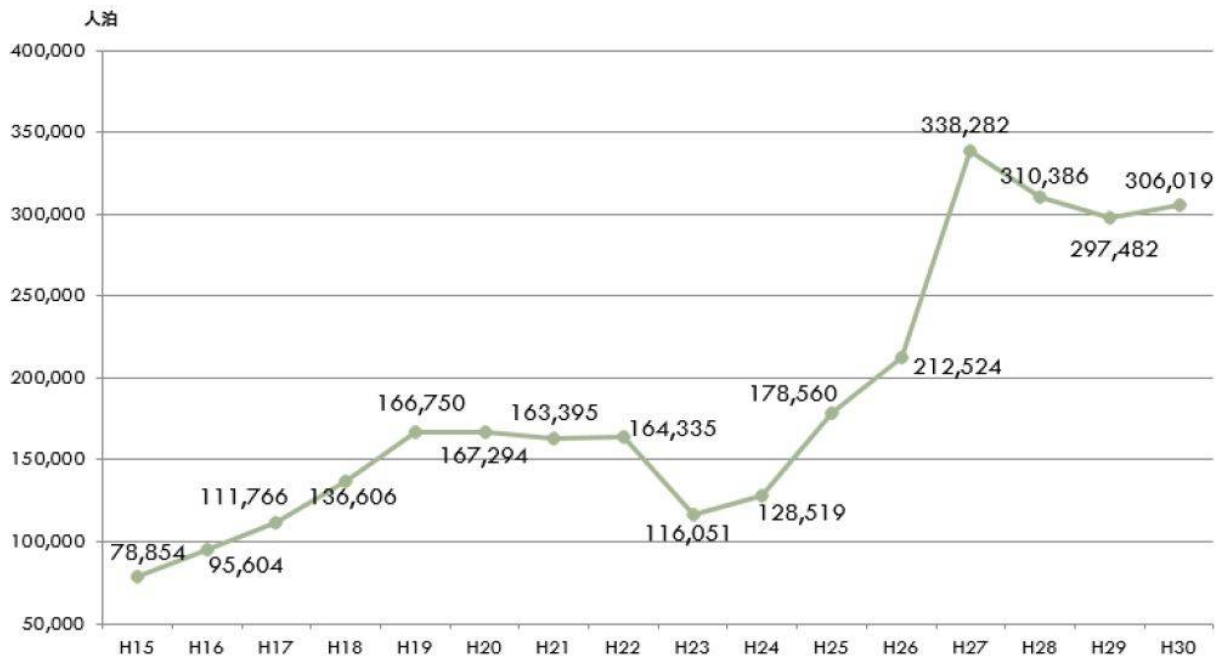
平成 18 年（2006）に開催されたまち歩き博覧会「長崎さるく博'06」を契機に状況は好転し、平成 21 年（2009）の軍艦島クルーズの解禁、平成 22 年（2010）の長崎を舞台にしたテレビドラマ「龍馬伝」の放送、平成 24 年（2012）の世界新三大夜景への認定（一般社団法人夜景観光コンベンション・ビューロー）、平成 27 年（2015）の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び平成 30 年（2018）の「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」のユネスコ世界文化遺産への登録決定、そのほか、国際クルーズ客船の寄港回数の増加等により好況を維持している。

観光客数は、平成 29 年（2017）に過去最高となる 708 万人を記録、平成 30 年（2018）もほぼ横ばいの 706 万人を記録し、同年の観光消費額は、前年比 38 億円増の 1,497 億円で過去最高となった。また同年の主要観光施設の年間入場者数は、グラバー園の約 97 万人を筆頭に、長崎原爆資料館約 67 万人、出島約 54 万人となっており、イベント来場者数は長崎ランタンフェスティバル 106 万人、長崎帆船まつり 27.5 万人を記録した。外国人旅行者も年々増加しており、同年の外国人延べ宿泊客数は約 31 万人である。

平成 28 年（2016）には、北海道釧路市、石川県金沢市とともに訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースを形成する、国の「観光立国ショーケース」に選定され、関係省庁が連携した施策の集中的な支援を受けて、観光資源の磨き上げ、ストレスフリーの環境整備、海外への情報発信などの取組みを官民一体となって進めるなど、多くの外国人旅行者に選ばれる、観光立国を体現する観光地域づくりに取り組んでいる。



観光客数・観光消費額の推移（「長崎市観光統計」より）



外国人延べ宿泊客数の推移（「長崎市観光統計」より）



旧グラバー住宅



長崎帆船まつり



クルーズ客船出航を見送る市民



長崎ランタンフェスティバル

3 歴史的環境

長崎市は、その立地環境から、古くから眼前の海洋に資源を求め、また海洋を介して他所と交流を行うことによって人々の暮らしが営まれてきた。資源獲得や交通に有利な海浜部を生活の主たる拠点とし、発展と衰退を繰り返しながら、異文化を受け入れ国際色豊かな独自の文化を築いてきた、特徴的な歴史を有している。

(1) 先史・古代

ア 旧石器時代～弥生時代

長崎市域では、山間部において後期旧石器時代から人類活動の痕跡が認められるが、遺跡や遺物が増加するのは、約 6,500 年前から 6,000 年前ごろに海水面の上昇のピークを迎えた縄文海進後からであり、海岸部に形成された浜堤（海岸の汀線付近に形成される砂礫から成る堤状の地形）などが積極的に利用されるようになった。先史時代の長崎は、これまで遺跡の発掘調査例が少なく不明な部分が多いが、地形的制約から農耕を行うための広い平野が限られているため、全国的に水稻耕作が開始された弥生時代以降においても、恵まれた海洋資源を背景とする漁労活動や、狩猟、採集を中心とした生活が営まれたと見られる。また、大陸や南島^{なんとう}地域の遺物も出土することから、早くから海上交通による広範囲な交流が行われていたことが推測される。

現在、長崎市内で確認されている遺跡のうち最古のものは、西彼杵半島^{にしそのぎ}の山間で発掘された柿泊^{かきどまり}遺跡である。遺跡は後期旧石器時代から縄文時代早期（約 2 万年前～約 9,000 年前）にかけて断続的に営まれていたとみられ、遺物はナイフ形石器や台形石器、細石刃^{さいせきじん}、石鏃^{せきぞく}など、各時代とも狩猟具が中心であり、少人数で移動して狩りをする際のキャンプサイトであったと考えられている。このほか、竿浦町^{さおのうら}や牧島町、中里町などでも同時代の石器類が発見されているが、当時の様相を再現できるまでには至っていない。

縄文時代前期（約 6000 年前）以降は、西彼杵半島^{にしそのぎ}西岸や長崎半島沿岸の砂丘上を生活の主要な拠点とし始めたが、このことを示す遺跡は、出津^{しづつ}、三重、式見、手熊、深堀、為石^{ためし}、脇岬など、今日の海岸集落と重なっているものが多い。発掘調査された主な遺跡のうち、長崎半島の先端部に位置する脇岬遺跡では、縄文後期の貝塚から骨製の釣針など多様な漁労具が数多く出土しており、豊富な海洋資源を生活の糧としていたことを物語っている。これは、後述する深堀遺跡や出津遺跡においても同



ナイフ形石器(左)と槍先形尖頭器
(柿泊遺跡)



骨製釣り針(脇岬遺跡)

様であり、石錘(おもり)^{せきすい}や石銚^{いしもり}、礫器^{れき}など水産資源の獲得に関連するとみられる石器の出土が多いのが特徴である。

長崎港の入口に位置する深堀遺跡は、縄文前期から現代にいたるまで、ほぼ継続的に人類活動が認められる稀有な遺跡であるが、特に弥生時代中期(約2,000年前)を中心とする墳墓群が特徴的である。出土した人骨は、一般の弥生人よりもむしろ縄文人に近い形質的特徴を有しており、同遺跡の弥生人が縄文時代と同様な漁労、狩猟、採集を主体とした生活を継続していたことによるものと考えられる。また、被葬者の着装品として南海産のイモガイで作られた貝輪が出土しているが、外海地区の出津遺跡においてもゴホウラ製貝輪が出土しており、当時の長崎市沿岸域は、南島^{なんとう}あるいはその影響下にある地域との交流があったことがうかがえる。



弥生時代後期 貝輪をした女性の人骨
(深堀遺跡 第10号土坑墓)



イモガイ貝輪(深堀遺跡)

イ 古墳～平安時代

平地の少ない長崎市域では、古墳時代(3世紀後半～7世紀)においても、弥生時代と変わらず、生活基盤の主体は漁労活動であったと考えられる。そのため、大きな墳墓はほとんど見られず、石棺墓が中心であり、古墳文化が希薄な地域である。この時代の集落は、市内では現在のところ発見されておらず、墳墓については、深堀遺跡、外海地区の宮田石棺群^{みやたせきくわんぐん}、牧島の曲崎古墳群^{まがりさきこふんぐん}など、すべて海に面した場所で確認されている。宮田石棺群は、5世紀代に形成されたと考えられ、副葬品からヤマト政権の最西端で国境警備の任にあたった文官などの墓と推測されているほか、石棺内から出土した石枕から中九州地域との関連が想定され、九州西海岸に沿った文化交流があったことが推測される。また、橘湾上の牧島に5世紀から7世紀にかけて営まれた曲崎古墳群^{まがりさきこふんぐん}は、100基を超える積石塚群集墳であり、その規模や立地から、橘湾を拠点として海洋を主たる生活の舞台としていた同族的な海人集団の墓地と推定されている。このように、古墳時代の本地域には、海上交通をおさえ広域に活動する集団が成立していた可能性が指摘される。なお、曲崎古墳群^{まがりさきこふんぐん}は、積石塚古墳群^{つみいしづかこふんぐん}としては日本最西端に位置し、古墳時代後期の群集墳のあり方を理解するうえで類例の少



古墳時代の石棺墓(深堀遺跡)



橘湾に浮かぶ牧島



曲崎古墳群の23号墳(積石塚)

ない重要なものとして、国の史跡に指定されている。

奈良時代に入り律令国家の体制が整うと、九州は西海道とされ、現在の長崎市域は、西海道肥前国のうちの彼杵郡と高来郡に属することになった。「肥前国風土記」によれば、狼煙等により外敵の襲来などの変事を都に急報するための通信施設である烽が、彼杵郡に3か所、高来郡に5か所置かれていたとされ、長崎半島先端の権現山は、その候補地の一つとして想定されている。

平安時代末期に編さんされた「本朝世紀」によれば、天慶8年(945)、高来郡肥最崎の警固所が呉越船(中国船)を発見して兵船12隻で追跡し、嶋浦に抑留したとされている。肥最崎は、現在の脇岬一带と想定され、異国船監視の要衝として公的施設が設置されていたことを示している。

律令制に基づき、全国的に農地を方形に区分した条里制が施行されたが、長崎市域においては、長崎半島の川原地区に「北の坪」、「小坪」などの条里関係地名が残っており、小規模ながら条里地割による耕地が存在していたと考えられる。

天平15年(743)の墾田永年私財法の発布以後、貴族や寺社などが所有する「荘園」と呼ばれる広大な私有地が成立し、11世紀ごろから、地方の開発領主は所領を貴族や寺社に寄進してその保護を求め、各地に寄進地系荘園が増加していった。長崎市域においても、平安時代末までに彼杵荘、伊佐早荘が成立、このうち伊佐早荘に含まれた長崎半島のほぼ全域は、仁和寺の末寺である肥御崎寺の荘園が広がっていたとされる。肥御崎寺の遺構の一つと想定される脇岬町の観音寺には、藤原時代後期の特徴がみられる重要文化財「木造千手観音立像」が祀られており、西国における藤原文化の名残を伝えている。

このほか、長崎市域における古代から中世にかけての特徴的な遺跡として、西彼杵半島・長崎半島の山間部には、滑石製石鍋の製作遺跡が分布している。滑石はモース硬度1の軟質の岩石であり、加工がしやすく保温性に富む特徴を持つ。滑石製石鍋は、10世紀末ごろから16世紀にかけて製作・使用され、東北から南島地域まで広く流通した厨房具であり、滑石岩脈が発達する西彼杵半島は、我が国最大の生産地であった。長崎市域では、外海神浦地区の市指定史跡「鷹ノ巣石鍋製作所跡」がその代表例であり、滑石が露頭する岩壁には石鍋の粗形を剥ぎ取った痕跡などが残り、石鍋の製作工程を示す貴重な遺構である。



肥前国彼杵荘・伊佐早荘想定図
(平安末～鎌倉時代) 新長崎市史より転載



観音寺の木造千手観音立像(脇岬町)



鷹ノ巣石鍋製作所跡(神浦下大中尾町)

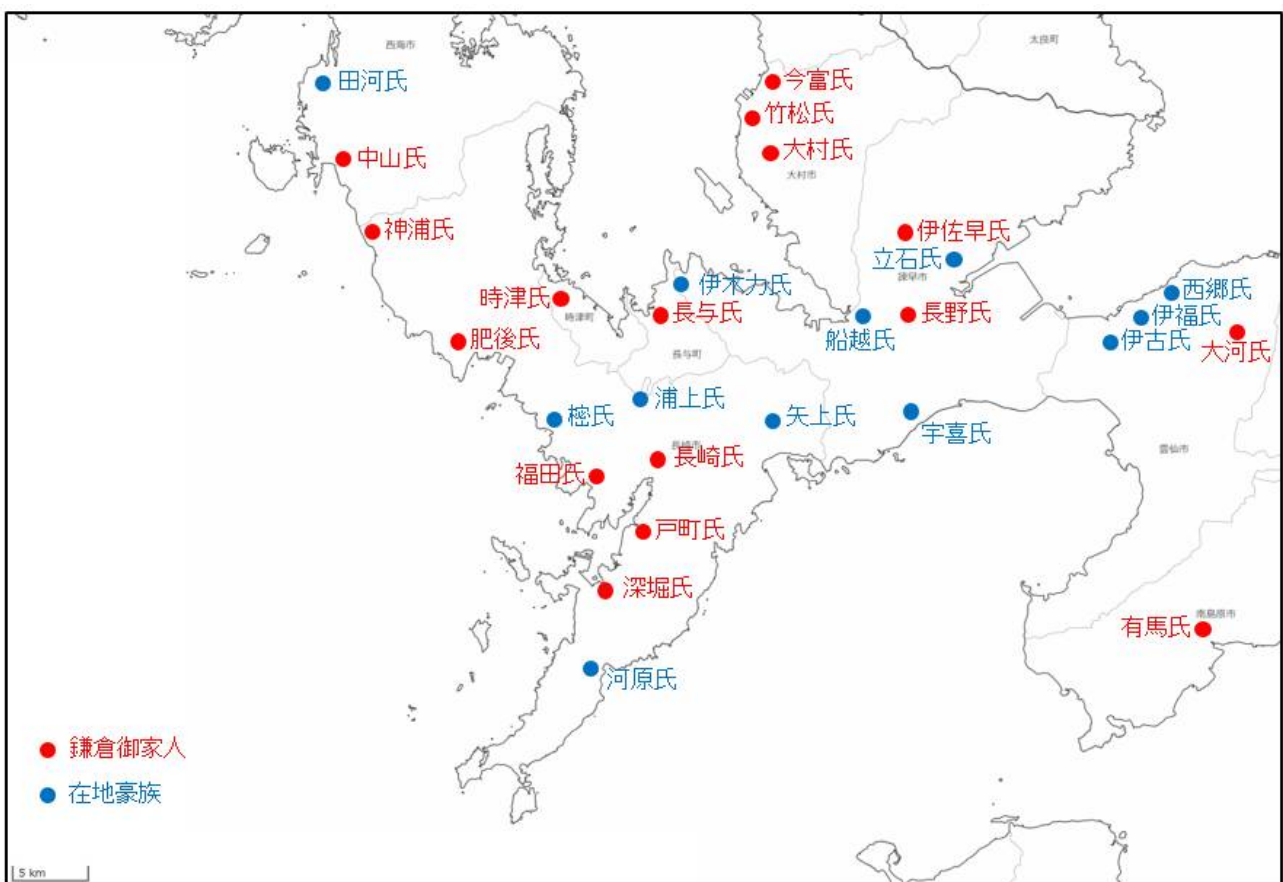
(2) 中世

ア 鎌倉時代～戦国時代

平安時代中期以降、律令国家の崩壊による社会情勢の中から武士勢力が台頭するが、後半ごろになると、長崎市域においても、戸町氏や長崎（永崎）氏など各津浦を基盤とする在地豪族が史料で確認されるようになる。鎌倉時代になると、これら在地豪族が地頭・御家人化して武士団を形成する一方、東国御家人の移住・土着もみられ、しばしば領地をめぐって紛争が起こっている。

そのぎしろう 彼杵^{そのぎしろう}荘の荘官であった平包守の子兼定は、文治2年（1186）に源頼朝から生（老）手・手限^{しきみ}両村（現在の福田本町・手熊町）の地頭職を安堵され、肥前国御家人となった。後の福田氏である。また、建長7年（1255）には、上総国伊奈^{よしなか}荘深堀を本拠とする東国御家人である深堀能仲^{よしなか}が戸町浦の地頭に任ぜられ、その子時光の代に移住土着した。新勢力である深堀氏は、鎌倉幕府の勢力を背景として、領地を巡って戸町氏をはじめとする在地豪族と争い、その抵抗を排除して所領を拡大していった。

鎌倉時代末期、14世紀後半ごろにおける現在の長崎市とその周辺には、長崎（永崎）氏、戸町氏、福田氏、深堀氏、櫛^{しきみ}氏、河原氏、長与^{いきりき}氏、時津氏、伊木力氏、大村氏、神浦^{こうのうら}氏、田河氏らが割拠していた。元弘3年（1333）、鎌倉幕府が滅亡し、建武の親政を経て南北朝の動乱の時代を迎えると、そのぎしろう 彼杵^{そのぎしろう}荘の武士たちは南北朝の形勢の推移に応じて軍事行動に参加し、彼杵一揆^{そのぎいつき}と呼ばれる同盟を結んで、正平18年（1363）には北朝方に、応安5年（1372）には南朝方に対抗した。



中世における御家人及び豪族の分布図

南北朝の動乱は、明德3年（1392）の南北朝の合体によって鎮静化した、その後の応仁の乱の勃発により、再び全国は戦乱の時代へと入っていった。15世紀後半には、現在の長崎県北部で松浦氏が、南部では大村氏、有馬氏が台頭し戦国大名に成長した。有馬氏の勢力が長崎市域とその周辺に及ぶと、在地武士たちのほとんどは没落し、深堀、福田、長崎の三氏が戦国時代を生き抜くこととなった。長崎市内には、このような中世の軍事的な緊張関係を物語る山城跡が、20か所以上確認されている。築城時期は、一部に南北朝期のものも見られるが、大半は戦国時代のものと考えられている。立地的には、在地武士の基盤であった津浦を見下ろす高台に位置する山城が多く、深堀氏の俵石城や長崎氏の鶴城・焼山城、福田氏の福田城などが知られる。

イ 長崎開港から公領へ

15世紀から始まった大航海時代、世界の海に進出したポルトガルは、16世紀半ばには日本近海に到達する。天文18年（1549）、イエズス会宣教師フランシスコ・ザビエルは中国船に便乗し、薩摩（鹿児島）に上陸、日本にキリスト教を伝えた。ザビエルは、翌天文19年（1550）には平戸を訪れ、領主松浦隆信の許可を得たことから、以後、平戸はポルトガル貿易とキリスト教布教の拠点となり、毎年のようにポルトガル船が入港するようになった。しかし、永禄4年（1561）、ポルトガル商人と日本商人と

の間で暴動が起こり（宮の前事件）、その対応に不満を持ったポルトガル人は、平戸を退去した。

大村領主大村純忠は、永禄5年（1562）、領内の横瀬浦（現在の西海市）をポルトガル貿易港として開港した。翌年には自らキリスト教に入信して日本最初のキリシタン大名となり、自領内でのキリスト教の信仰を奨励したが、横瀬浦は豊後の商人らによって夜襲を受け、わずか1年余りで廃港となった。純忠は、永禄8年（1565）に領内福田浦を開港し、さらにより安全な港として、元亀元年（1570）イエズス会宣教師と協定を結んで長崎を新たな貿易港に定めた。



長崎に最初に建てられた教会跡に設置されたルイス・アルメイダの布教記念碑（春徳寺）



南蛮船の入港の様子（「南蛮人来朝之図」長崎歴史文化博物館収蔵）

元亀2年（1571）、ポルトガル船の入港にあわせ、純忠は家臣^{ともながつしまのかみ}朝長対馬守を長崎に派遣して、長崎港内に突き出た岬の先端から新たな都市建設を開始し、まず、大村町、島原町、平戸町、^{よこせうら}横瀬浦町、^{ほかうら}外浦町、^{ぶんち}文知町の6か町を造成した。岬の突端には教会が建てられ、ポルトガル貿易の拠点、キリスト教布教の拠点として整備された長崎は、以降、貿易の活発化と人口の増加に伴い、町が次第に拡張され、国際貿易都市として順調に歩み始めた。

天正4年（1576）、佐賀の^{りゅうぞうじたかのぶ}龍造寺隆信は、肥前国全域の征服を目指し、現在の長崎県南部に侵攻を開始、開港間もない長崎も攻撃の対象となった。龍造寺氏による長崎譲渡の要求を恐れた純忠は、ポルトガル貿易による利益と領主権、そして自身の安全の保証を得るため、天正8年（1580）、長崎と茂木を教会領としてイエズス会に寄進した。また、キリシタン大名であった島原領主^{ありまはるのぶ}有馬晴信も、天正12年（1584）、^{りゅうぞうじたかのぶ}龍造寺隆信を島原の^{おきたなわて}沖田畷で討ち破り、その戦勝を感謝して、当時、自領であった浦上をイエズス会に寄進した。

天正15年（1587）、島津氏を下して九州平定を終えた豊臣秀吉は、博多において^{ぼてれん}伴天連追放令を発布し、イエズス会領となっていた長崎、茂木、浦上を没収した。大村喜前や^{ありまはるのぶ}有馬晴信が自領であったと申し入れたため、秀吉は一旦これらを喜前らに返還したが、翌天正16年（1588）には再度没収、直轄領として、^{なべしななおしげ}鍋島直茂（後の佐賀藩祖）を長崎代官に任じた。直轄領となった長崎は、地子銀（土地税）を免除された^{うちまち}内町と、地子銀が免除されなかった^{そとまち}外町に区分され、^{うちまち}内町は、天正16年（1588）当時は10か町であったが、文禄年間（1592～1596）には増加して25か町（後に23か町となる）となった。文禄元年（1592）、秀吉は、^{なおしげ}直茂の後任として、朝鮮出兵に際して肥前名護屋城の普請を務めるなどした側近の^{てらさわひろたか}寺沢広高に長崎奉行を下命、長崎統治にあたっては、奉行より有力町人の高木勘左衛門、高島了悦、町田宗賀、後藤惣太郎が「頭人」（後の町年寄）に任じられ、内町支配に組み込まれた。一方、外町は、文禄2年（1593）ごろに中島川沿いに造成された材木町、^{もとかうや}本紺屋町、袋町、酒屋町などがその始めとされるが、文禄元年（1592）に村山^{とうあん}等安が長崎代官に任じられて外町を支配していることから、文禄元年当時、町数は相当増加していたものと考えられる。

なお、秀吉は、キリスト教の宣教を禁止する方針を出したものの、一方で貿易による利益を重視してポルトガル貿易を推進したため、^{ぼてれん}伴天連追放令は徹底されなかった。長崎においても、教会や関係施設は存続し、天正19年（1591）にはサン・ジョアン・バプチスタ教会、文禄3年（1594）には山のサンタ・マリア教会なども新設された。しかし、スペイン船の漂着事件をきっかけとして、宣教師がスペインの領土拡大の一端を担っているとの報告を受けた秀吉は激怒し、京都・大坂で公然と布教を行っていたスペイン系フランシスコ会士6名を含む計26名のキリシタンを捕縛し長崎へ連行、慶長元年12月（1597年2月）、西坂の丘で処刑した。いわゆる「日本二十六聖人」の殉教事件であるが、これは、我が国最初の本格的なキリシタン弾圧となった。



日本二十六聖人殉教地の記念碑（西坂公園）

(3) 近世

ア 近世長崎の統治

慶長3年(1598)、豊臣秀吉が没し、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は江戸幕府を開き、長崎は引き続き直轄領とされた。慶長8年(1603)、幕府は、長崎奉行に旗本小笠原庵を、長崎代官には引き続き村山等安をそれぞれ任命した。はじめ、長崎奉行は内町25か町(後に23か町)を支配し、外町43か町(後に54か町)と鄉村地は長崎代官が支配していたが、元禄12年(1699)以降は内町・外町のすべてを奉行が支配することになった。長崎奉行は、御用物の購入、外国貿易の管理、キリシタンの探索、西国大名の監視、長崎港とその周辺の警備、長崎町人(町方)・寺社(寺社方)等の監督、外国使節の応接、風説書などによる海外情報の収集・把握等を職務とし、これら長崎奉行の職掌の実務は地元の町人などからなる地役人が処理した。地役人は町年寄を筆頭に、町方を担当した町乙名や町日行使、通訳にあたった唐通事、阿蘭陀通詞、外国貿易を担当した長崎会所の役人や各種目利、警備を担当した遠見番や船番、唐人番などが置かれたが、時代とともに人数が増加、役職も細分化され複雑なものとなった。

長崎代官は、元和5年(1619)に村山等安が失脚後、末次平蔵政直が任命されたが末次家も四代で失脚、元文4年(1739)に御用物役の高木作右衛門忠与が任命され、以後、高木家が幕末まで世襲した。長崎代官の支配地は、幕府直轄領のうち長崎村、浦上村山里掛、同村淵掛であったが、明和5年(1768)、作右衛門忠興の時代になると、高浜村、野母村、古賀村、日見村、茂木村、川原村、樺島村が加えられ、10か村となった。

長崎の周囲には、幕府直轄領のほか、大村藩領や佐賀藩領の村々があった。現在の長崎市域のうち、浦上北部・琴海地区・福田以北の五島灘沿岸地域は大村藩領、東部の矢上・戸石地区は佐賀藩諫早領、幕府直轄領の川原・高浜・野母を除く長崎半島一帯及び神の島、香焼、伊王島、高島などの島しょ部は佐賀藩深堀領にそれぞれ属していた。これらの村々は、都市長崎への食糧・日用品などの物資の供給や長崎警備などのうえでも大きく関係し、また、互いに影響を与え合いながら、各藩領固有の文化を形成していった。

イ キリシタン禁制と長崎の都市改造

家康は当初キリスト教を黙認していたが、次第に禁教へと傾いていった。長崎は、江戸幕府が開かれてもしばらくは、キリシタンの町として繁栄し、慶長6年(1601)にはサン・ミゲル教会、同8年(1603)にサン・チアゴ教会とサンタ・クララ教会、同11年(1606)ごろにサン・アントニオ教会とサン・ペトロ教会が建設された。また、各地を追われたキリシタンは長崎に集まるようになり、同15年(1610)にサント・ドミンゴ教会とサン・ロレンソ教会が建設され、その後もサン・フランシスコ教会やサン・アウグスティン教会など各派の教会が建ち並んだ。しかし、慶長18年12月(1614



サント・ドミンゴ教会跡出土
花十字紋瓦(キリシタン瓦)

年1月)、幕府は全国に禁教令を發布し、長崎の教会は次々に破却された。

教会の破却後、幕府はキリシタンの探索を徹底するため、寛永3年(1626)ごろより踏絵^{ふみえ}、寺請^{てらうけ}などを制度化した。特に寺請^{てらうけ}制度は、住民全てに寺院の檀家になることを義務づけ、住民は宗旨^{しゅうし}改^{あらため}踏絵帳^{ふみえちよう}に記載されて管理されることとなった。長崎では、幕府の保護もあり、キリスト教禁教政策の一環として、市街を取り囲む立山^{かざがしら}や風頭山の麓に寺社が建てられた。寺院は、寛延3年(1750)までに66か寺を数え、市街中心を流れる中島川には、寺社と市街地をつなぐ眼鏡橋をはじめとする石造アーチ橋が、多数架橋された。

また、寺院のほかに神社も次々に創建されたが、特に寛永2年(1625)に創建された諏訪神社は長崎の氏神とされ、秋の大祭「長崎くんち」では全ての町の住民に氏子として踊りや出し物を奉納することが義務づけられた。寛文3年(1663)に起こった大火災を契機として、道路や町割など、現在につながる市街地の骨格が整備され、長崎は総町80か町に区分された。寛文12年(1672)から、各町は7年ごとに長崎くんちに踊りを奉納することとなり、オランダ商館のあった出島町を除き、くんち事始めの縁起にちなむ花街である丸山町と寄合町が毎年奉納を、残る77か町を7つに分け11か町が7年に1度、奉納を行うこととなった。こうして長崎は、教会の町から寺社の町へと都市の大改造が行われ、その景観は一新された。

なお、禁教政策による弾圧によって日本においては宣教師が不在となったが、浦上^{そとめ}や外海ではキリシタンが共同体を組織し、厳しい取り締まりのなか、潜伏キリシタンとして信仰を継続した。

ウ 国際貿易港長崎

徳川家康は、東南アジア諸国に使者を送り外交関係を結び、慶長9年(1604)、西国の有力大名や豪商に海外渡航の朱印状を發布し、外国貿易を奨励する朱印船制度を実施した。朱印船は必ず長崎港を発着することと定められており、長崎は朱印船貿易の拠点として賑わった。また、末次平蔵や荒木宗太郎など長崎の有力者たちも、朱印船貿易家として東南アジアに盛んに貿易船を派遣した。

しかし、幕府は禁教令発令後、キリシタン禁制と併せて貿易の統制や外国貿易の制限、いわゆる「鎖国」に向けた政策を進めていった。元和2年(1616)、中国船以外の入港を平戸と長崎に限定、寛永元年(1624)にはスペイン船の来航を禁止した。また、このころから日本人の外国貿易にも制限が加えられるようになり、同12年(1635)までに日本人の海外渡航と海外からの帰国を禁止、中国船の入港も長崎一港に制限された。

出島は長崎の岬の突端に突き出した扇形の人工島で、寛永13年(1636)に完成すると、市中のポルトガル人はすべてここに収容された。しかし、翌年の島原・天草一揆によって、ポルトガル人によるキリスト教伝播に対する警戒を強めた幕府は、同16年(1639)、ついにポルトガル船の来航を禁止してポルトガル人を国外追放処分とした。以後、外国貿易はすべてオランダと中国に限定され、同18年(1641)には平戸にあったオランダ商館を、空き地となっていた出島へ移転、これより幕府直轄による対外貿易は長崎に限定されることになった。



長崎の岬の突端につくられた出島 「出島図」 (長崎歴史文化博物館収蔵)

また幕府は、オランダ、中国以外の外国船の長崎港への侵入に備え、寛永 18 年 (1641) 以降、福岡藩と佐賀藩に一年交代で長崎港を警護させた。また、慶安元年 (1648) には戸町、西泊に番所を設けたのをはじめとして、長崎港周辺に台場や烽火台などの海防関係施設が整備された。

貿易港が長崎一港に制限されてからも、しばらくは来航した中国人は長崎市中に宿泊することが許されていた。このなかには投化 (帰化) する者も現れ、その家系から唐通事^{とうつうし}が多く輩出された。また、中国人は出身地ごとに「唐寺」と呼ばれた興福寺や崇福寺を創建、隠元^{いんげん}をはじめとする多くの唐僧を招き、黄檗文化^{おうはく}がもたらされた。しかし、清朝の海禁政策 (遷界令) が廃止されると、長崎に来航する中国船の数は激増、密貿易が横行した。そこで、幕府は、元禄 2 年 (1689)、十善寺郷 (現在の館内町とその一帯) に唐人屋敷を造成、中国人を収容した。また、元禄 15 年 (1702) には、唐人屋敷前面の海面を埋め立て、中国船の積荷を管理する新地蔵所が築造された。

なお、長崎と全国を繋ぐ主要な道として、長崎から小倉までを結ぶ長崎街道が整備されていた。長崎街道は、江戸や大坂につながり、海外貿易の品々を運んだほか、長



新地蔵へ荷揚げする様子
(「唐館図絵巻」長崎歴史文化博物館収蔵)

崎奉行をはじめ諸大名やオランダ商館長、遊学生などが往来する人と物の交流の道として機能し、沿道の宿場町や集落の発展にも影響を与えた。

長崎は、幕府が直轄する唯一の国際貿易港として整備され、安政6年（1859）の開国までの218年間、ヨーロッパやアジアとの経済、学術、文化交流の拠点として、日本と世界を繋ぐ重要な役割を果たした。また、海外貿易によりもたらされた経済的繁栄を享受し、国際色豊かな都市文化を形成していった。



円山応挙筆「長崎港之図」（長崎歴史文化博物館収蔵）

エ 近代化の先駆け

江戸時代、西洋科学の流入は、出島を通じて輸入された洋書（蘭書）が中心であり、^{おらんだつうじ}阿蘭陀通詞がその研究や紹介に大きな役割を果たしていた。長崎では、18世紀後半以降、ツェンベリーやシーボルトなどオランダ商館医による近代西洋科学の直接的な指導・教育も実施され、最新の西洋科学や文化を学ぶため、全国から多くの若者が訪れていた。

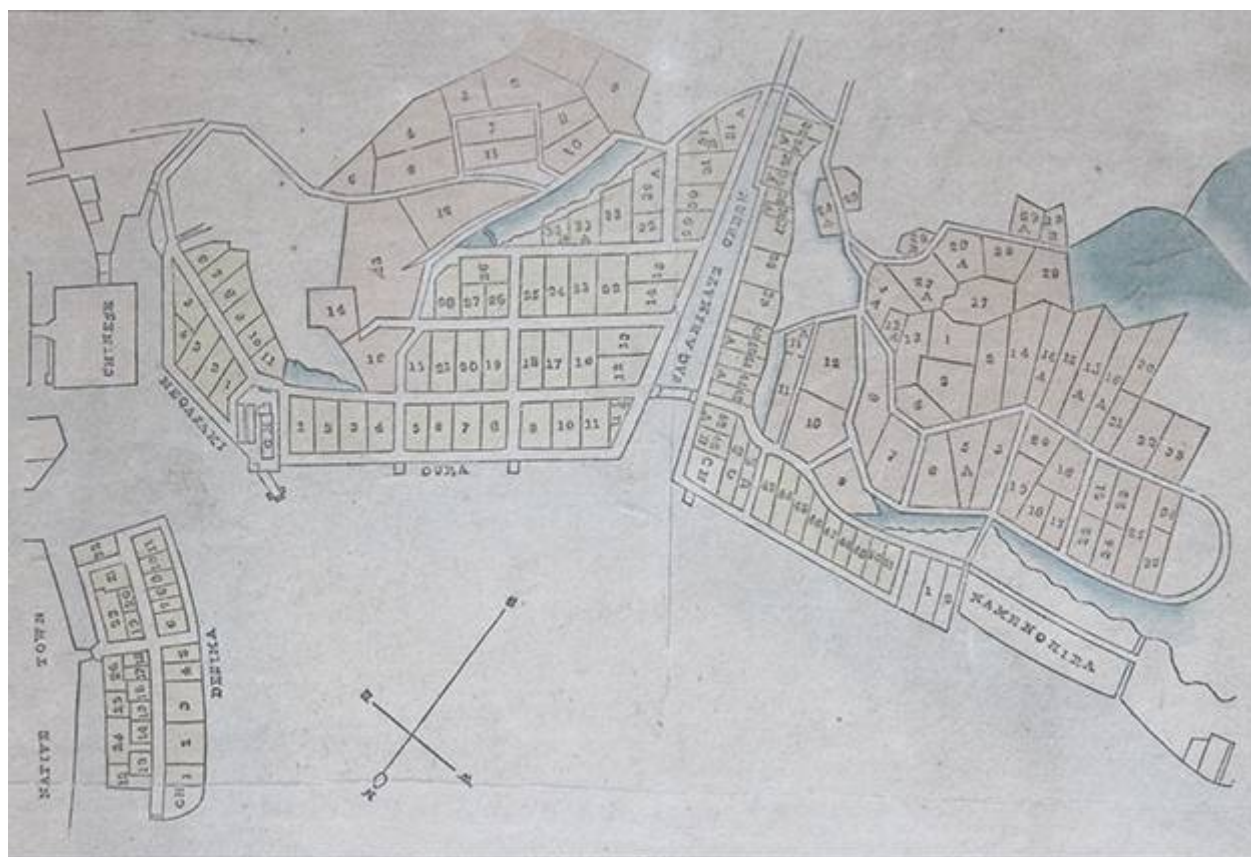
嘉永6年（1853）、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリーの浦賀来航など、欧米列強によって開国がせまられるなか、幕府は海防の必要性を痛感、オランダの指導のもと、安政2年（1855）海軍伝習所を長崎奉行所西役所内に設置、オランダから献上されたスンビン号（観光丸）を練習艦とした。海軍伝習所は、幕臣や雄藩藩士に航海術や造船術、砲術などを教育したほか、関連諸科学や技術の導入を目的とする様々な施設が設けられた。なかでも、第二次伝習所教官として来日した技師ハルデスの指揮により、幕府の有する軍艦の修理を行うため、安政4年（1857）、長崎港西岸の飽ノ浦に

長崎^{ようてつしよ}鋳鉄所の建設が開始された。長崎製鉄所と改名され文久元年（1861）までにほぼ竣工、我が国最初の近代的装備を持った工場であり、のちの長崎造船所の源流となった。また、医学伝習所教官ポンペの働きかけにより、文久元年（1861）、日本最初の西洋式近代病院として長崎（小島）養生所が開院、ポンペはここで実践的な最新の西洋臨床医学を教授し、維新後に活躍することになる多くの人材を輩出した。

オ 国際貿易港としての再出発

安政5年（1858）、幕府は米、蘭、露、英、仏の5か国と修好通商条約を締結、翌年から長崎は、箱館（函館）、神奈川（横浜）とともに新しい国際貿易港として開港場に設定された。これにより、長崎は鎖国政策下における海外貿易港としての特権的位置を失い、新しい国際貿易港として再出発することになった。

安政4年（1857）、幕府は、開国後の外国人居留地の予定地として大村藩領戸町村を直轄領とし、安政6年7月（1859.8）から居留地の造成に着手した。居留地造成は3次にわたって実施され、元治元年（1864）にはほぼ完成したが、それより先、第1期造成工事の完了した万延元年（1860）以降、地割された土地は外国人に貸し出され、次々に洋風建築が建設されていった。



慶応3年の長崎居留地図「長崎外国商館の図（部分）」（長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵）

居留地は、面積約11万坪、上等地、中等地、下等地に分かれ、大浦や下り松など平地の上等地、中等地には商社やホテル、工場などが、山手の下等地には住宅や教会などが建てられた。大浦海岸通りや山手には、構造的、意匠的に優れた本格的な洋風建築が建てられた。これらは南山手町の大浦天主堂や旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅、東山手町の十二番館など現存する建物もある。

る。これら初期洋風建築の建設には、外国人設計者が参加したものと考えられるが、日本人技術者がこれらの建設に携わることによって、洋風建築の技術を習得していったものと思われる。また、居留地内の整備においては、街区、道路、舗装、下水などに近代的な土木技術が適用され、併せて西洋風のまちなみが形成された。

開港後、外国貿易の中心は、次第に横浜・神戸に移っていったものの、良質な石炭の補給基地であり、大陸に近いという立地特性から、長崎には多くの外国船が入港した。居留外国人は、貿易をはじめとする様々な商業活動を展開し、生活や教育など様々な面において西洋風の様式が持ち込まれた。

また、幕末、居留外国人を対象として居留地内にキリスト教の教会が建設されたが、このうち、パリ外国宣教会により建設された大浦天主堂は、慶応元年（1865）、浦上の潜伏キリシタンがプティジャン神父に自らの信仰を告白した「信徒発見」の舞台となった。これを契機として、公然と信仰を表明するようになった潜伏キリシタンに対し、各地で「浦上四番崩れ」に代表される摘発と激しい弾圧が起こったが、この弾圧に対して、日本政府は欧米各国から大きな批判を浴び、明治6年（1873）に禁教の高札が撤廃され、以後、日本におけるキリスト教の信仰は黙認された。

(4) 近代（明治時代～昭和 20 年）

ア 長崎市の成立と拡大

慶応 4 年（1868）1 月、鳥羽伏見の戦いにおける幕府方の敗戦などを受け、長崎奉行河津佑邦は長崎を退去し、長崎奉行所は 265 年にわたる長崎支配の幕を閉じた。その後、明治政府は行政機関として長崎に長崎裁判所を設置、同裁判所は同年 5 月長崎府に改称され、さらに明治 2 年（1869）6 月、長崎県に改称された。明治 4 年（1871）7 月の廃藩置県後、府県の序列では長崎県は全国 6 位に位置付けられた。

明治 11 年（1878）、郡区町村編制法が施行され、市街一円は第一大区から長崎区を経て、同 21 年（1888）の市制・町村制の公布を受け、翌 22 年（1889）4 月 1 日、長崎市が誕生した。戸数は 9230 戸、人口 5 万 4502 人、市域は 7 平方キロメートルほどであった。明治 31 年（1898）には上長崎村、下長崎村、浦上淵村のほぼ全域と、浦上山里村や小櫛村こしかきの一部が編入されるなど、その後も市域は拡大していき、大正 9 年（1920）の第 1 回国勢調査では、人口 17 万 6534 人で全国第 7 位、九州第 1 位の都市であった。



本河内高部水道施設（堰堤）

また、明治 27 年（1894）の日清戦争後は、ロシアとの間で軍事的緊張が高まり、長崎港と港内造船施設の防衛のため要塞地帯に指定され、明治 33 年（1900）、長崎要塞司令部が設置された。

西日本における重要都市のひとつであった長崎では、いち早く近代的都市への改造が推進され、明治 15 年（1882）から開始された第 1 次長崎港湾改良工事を皮切りに開発が進み、出島の南側や浦上川河口部での埋め立てによって臨海部の平地が拡大した。また、下水道や近代水道施設（ダム）、道路、橋梁などが各地で整備された。これらの建設にあたっては当時の先進技術が導入されており、我が国の土木技術史においても重要である。

このうち、明治 24 年（1891）に完成した本河内高部ほんごうち水道施設は、ダム式水道施設としては我が国最初のもので、市街地及び外国人居留地に給水された。また、主要道路として長崎への主要な入口であった急峻な日見峠は、明治 15 年（1882）に馬車や荷車のための日見新道が、さらには大正 15 年（1926）自動車に対応した日見トンネルが整備された。このほか、大正 13 年（1924）大型船の係留施設として出島岸壁が完成、大正 12 年（1923）から開始された上海航路の発着地として賑わった。



戦前の日見トンネル（個人蔵）

イ 貿易都市から産業都市へ

明治に入ると外国貿易の中心は大都市を控えた横浜、神戸に移っていき、国際貿易都市としての長崎には陰りが見えてきたが、幕末から盛んになった造船業、石炭産業の発展により、産業都市へと町の姿を変えていった。

長崎における近代造船業は、文久元年（1861）、^{あく} ^{うら} 飽の浦に完成した長崎製鉄所から始まる。長崎製鉄所は明治維新後、新政府の管理下に置かれ、また、明治元年12月（1869. 1）、薩摩藩とトーマス・ブレーク・グラバーの出資により造られた小菅修船場もその翌年に買収されると、あわせて明治4年（1871）に工部省の経営となった。その後、工部省所管のもと経営は順調に伸びていったが、明治17年（1884）、工場全部を官有物借用の名義で民間に払い下げることとなり、岩崎弥太郎の三菱会社に経営が移され、同20年（1887）、払い下げ代金の完納により、造船所は名実ともに三菱の所有となった。明治26年（1893）、三菱合資会社三菱造船所の名称となり、同31年（1898）には6,000トン級の船舶を完成させるほどの規模に整備され、以後は軍艦建造にも進出、明治37年（1904）ごろには東洋一の造船所に発展していた。第二次世界大戦時には、戦艦武蔵の建造や、兵器製作所で大量の魚雷が製造された。

^{にしそのぎ} 西彼杵炭田の豊富な石炭資源を埋蔵する長崎港外の島しょ部では、幕末から明治初期にかけて洋式採炭技術がいち早く取り入れられ、石炭の量産体制が確立された。慶応4年（1868）に佐賀藩とグラバーとの共同経営で、日本で最初の蒸気機関を^{ほっけいせいこう} 導入した高島の北溪井坑を皮切りに、端島や中ノ島などにも炭坑が開かれ、短期間のうちに大規模な炭鉱施設に発展した。長崎地方の主要産業として成長した石炭産業は、明治前期においては蒸気船の燃料供給に大きく貢献し、東アジア地域における海運網を支えた。また、明治中期以後は国内製鉄業に盛んに供給され、我が国の重工業の発展にエネルギー面で多大な役割を果たした。



西洋技術を導入した修船施設（小菅修船場跡）



大正時代の三菱長崎造船所（個人蔵）



大正時代の端島炭坑（個人蔵）

(5) 現代（戦後から現在）

ア 原爆被災と平和都市としての発展

昭和20年（1945）8月9日、長崎に原子爆弾が投下され、浦上地区を中心とする市街地は一瞬にして壊滅的な被害を受け、当時24万人の市民のうち死傷者は約15万人に及んだ。戦後復興に向けた都市基盤の整備は、昭和24年（1949）、国会で「国際文化の向上を図り、恒久平和の理想を達成する」との平和都市建設への理念を謳った長崎国際文化都市建設法が成立したのを受けて浦上地区を中心に進められ、昭和26年（1951）には爆心地周辺において平和公園が整備された。また、昭和30年（1955）には、被爆の実相を訴える世界平和と文化交流のための記念施設として長崎国際文化会館、原爆資料館が整備され、平和公園内には平和祈念像が建立された。毎年8月9日には、平和祈念像前において、原爆犠牲者を慰霊し、あわせて世界恒久平和の実現を祈る長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が挙行されている。



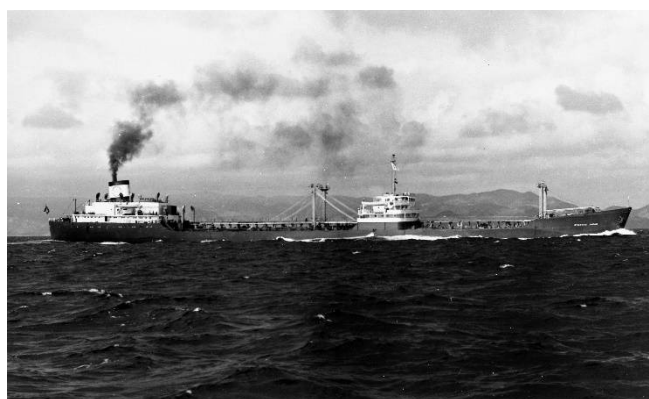
きのこ雲（長崎原爆資料館所蔵）



平和祈念像除幕式（『新長崎市史 第4巻 現代編』より）

イ 産業の推移

戦時中は全国有数の軍需都市であった長崎は、戦後は造船、石炭、水産、観光などが主要産業となった。造船業は、戦後の世界的なタンカーブームに乗り、国内はもとより海外からも大型タンカーを受注・量産し、世界一の進水量となった。また、長崎湾内の中小造船所の多くは、主に漁船などを中心に貨物船や旅客船など様々な船を建造し、造船業は長崎の基幹産業として発展した。深堀・香焼島間の海面埋め立てによる臨海工業団地も形成され、昭和



スタンバック・ジャパン 1953年（昭和28年）3月竣工
戦後、長崎造船所技術の優秀さを世界に示した画期的な大型タンカー（三菱重工業㈱長崎造船所所蔵）

47年（1972）には、通称「100万トンドック」を有する香焼工場も完成した。その後、二度の石油危機による造船不況や中国・韓国の台頭による競争の激化に伴い、造船業を中心とする長崎の製造業は厳しい状況が続いているが、近年では、発電プラントなどの機械装置も製作している。

一方、日本経済の復興を支える重要なエネルギー産業であった炭鉱業には、戦後、傾斜生産方式によって優先的に資金が投入され、昭和25年（1950）から始まった朝鮮戦争による特需を受け、昭和30年代初めには、出炭量が第二次世界大戦前の水準に戻った。長崎においても、高島、端島を中心に雇用を増やして出炭量を伸ばしており、昭和30年代後半には高島町全体で人口約22,000人を数え、このうち端島は人口約5,000人を数え、人口密度は当時の東京都区部の約9倍と言われた。しかし、高度経済成長期のエネルギー転換に伴い、昭和40年代以降、急速に縮小が進み、同47年に伊王島炭鉱、同49年に端島炭鉱が閉山、同61年（1986）には高島炭鉱も閉山した。なお、戦後から出炭を開始した池島炭鉱は、平成13年（2001）まで稼働し、閉山後は石炭技術センターを経て、現在は炭鉱施設の公開見学が行われている。

水産業は、戦後の食糧不足の解消に向け、昭和20年（1945）に長崎魚市組合が設立され、水産企業の開設やトロール漁・底曳網漁の再開、大消費地向けの鮮魚輸送列車の運行など、長崎経済の本格的復興にいち早く寄与した。また、水産加工業も食糧事情改善のために増産に励み、急拡大していった。長崎市の基幹産業の一つである水産業を支えていた遠洋漁業、特に以西底曳網漁業は、昭和40年代後半から過剰漁獲による資源の減少や燃料価格の高騰、労働者不足等を背景に衰退していき、漁業生産量は昭和49年（1974）をピークに減少し、厳しい漁業経営が続いている。また、沿岸漁業は、五島灘に面した西彼海域と橘湾に面した橘湾海域及び大村湾海域でそれぞれ営まれている。まき網漁業や定置網漁業、小型底曳網漁業などのほか、海面養殖業も営まれているが、漁業資源の減少、魚価の低迷、漁業就業者の減少や高齢化などの問題を抱えている。

国際交易都市であった長崎市は、第二次世界大戦前から異国情緒あふれる観光地として人気があったが、戦後は、新たに平和学習としての役割も加わった。長崎を舞台とした映画や歌謡も、観光人気を後押しし、観光業が一大産業となった。

その一方で、高度経済成長による開発により、多く歴史的建造物や景観が失われたことに対し、市民の関心が高まっていた。昭和末期には明治時代に建てられた旧香港上海銀行長崎支店が解体されることとなり、大規模な市民運動が起こった。結果として当該建物の保存が決定され、後の都市景観条例制定や伝統的建造物群保存地区の指定に繋がった。炭鉱業や水産業、製造業といった戦前から営まれてきた基幹産業が衰退傾向にあるなか、保存された歴史的建造物や景観は、観光都市長崎の重要な資源の一つとなっている。また、独自の歴史文化遺産は、軍艦島上陸観光や長崎ランタンフェスティバルといった観光コンテンツとなっている。



軍艦島上陸観光



長崎ランタンフェスティバル

(6) 長崎の歴史に関わりのある主な人物

○大村 純忠 (1533~1587)

戦国時代の大村領主。島原半島を支配した有馬晴純の子で、大村純前の養子となり、同家 18 代当主となった。永禄 5 年(1562) 領内の横瀬浦(西海市)をポルトガル貿易港として開港、翌年には同地で受洗(洗礼名ドン・バルトロメウ)、我が国最初のキリシタン大名となった。元亀 2 年(1571)長崎港を開港、天正 8 年(1580)には長崎と茂木をイエズス会に寄進、さらには大友宗麟、有馬晴信とともに天正遣欧使節をローマに派遣するなど、長崎の繁栄とキリスト教の布教に尽力した。



大村純忠(左)
横瀬浦公園(西海市)にある陶板

○長崎甚左衛門純景 (1549~1622)

長崎開港時の長崎領主。鎌倉時代以降、長崎を支配した長崎家の 14 代当主とされ、現在の桜馬場 2 丁目一帯に居館を構えた。甚左衛門は、大村純忠の家臣となり、純の字を与えられ、純景と名乗るとともに純忠の娘を妻とした。永禄 6 年(1563)純忠に従い受洗した(洗礼名ベルナルト)。純忠の良き協力者であったが、その死後は、19 代当主喜前に反発、慶長 10 年(1605)に知行地長崎村が幕府領になると、長崎を離れ、柳川藩主田中家に仕えた。同家の断絶後は横瀬浦(西海市)に隠居、同地で死去したとされる。墓碑は、西彼杵郡時津町にあり、県の史跡に指定されている。



長崎甚左衛門像
(長崎公園)

○隠元 隆 琦 (1592~1673)

中国福建省福清県(福清市)の生まれ。万福寺(黄檗山、福清市)の住職を務めた。長崎の興福寺 3 代住職逸然らの招請に応じて渡来、興福寺の住職となった。寛文元年(1661)幕府の絶大な援助のもと、万福寺(黄檗山、京都府宇治市)を開き、同 3 年(1663)黄檗宗を開立した。黄檗宗は、臨済宗の一派で、臨済宗黄檗派と呼ばれたが、明治 9 年(1876)黄檗宗として公認された。隠元が伝えた黄檗文化は、建築や美術工芸、食文化など多彩で、江戸時代の我が国の文化に大きな影響を与えた。



隠元禪師画像
(長崎歴史文化博物館収蔵)

○^{えがわ} 藤左衛門^{とうざ えもん} (1617～1676)

福建省出身で住宅唐人の陳冲一の子として生まれる。陳道隆と称したが、日本に帰化、^{えがわ} 藤左衛門と改称した。藤左衛門は、寛永17年(1640)に小^{つうじ}通事、さらに翌年には大^{つうじ}通事に昇進、以来、38年にわたって唐^{とう}通事(通事：通訳・貿易・外交に関する事務等を行う)を務めるなど、唐^{とう}通事界の大御所の存在であった。福濟寺の大壇越として隠元の弟子木庵とその法系の^{おうぼく}黄檗僧を招請、さらには長崎随一の壮麗さを誇った福濟寺の建立、整備したほか、一瀬橋の架橋など慈善事業にも尽力した。墓は悟真寺後山にあり、市の史跡に指定されている。



市指定史跡
「唐通事^{えがわ} 藤左衛門家初代墓地」

○フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト (1796～1866)

ドイツ生まれ、医学者・博物学者。文政6年(1823)出島のオランダ商館医として赴任、翌年、長崎奉行の許可を得て、鳴滝に塾を開き、医学や博物学などを教えた。楠本たきとの間に生まれた娘楠本いねは、後に蘭方医学を学び産科医となった。シーボルトは、文政11年(1828)のシーボルト事件で、国外追放となったが、帰国後はオランダのライデンで日本研究に没頭、『日本』『日本植物誌』『日本動物誌』を刊行、日本を世界に紹介した。シーボルトは、妻たきにちなんでアジサイの学名に「ヒドランゲア・オタクサ」と命名した。アジサイは、現在、長崎市の花に指定されている。



シーボルト肖像画
(長崎歴史文化博物館収蔵)

○^{たかしま} 秋帆^{しゅうはん} (1798～1866)

長崎の町年寄・高島家10代の三男、幕末期の兵学者。四郎太夫茂敦と称した。文化8年(1811)以降、高島家は出島の備場(砲台)を担当した。秋帆は石火矢の性能を高めるため、オランダの書物をもとに砲術を研究、高島流砲術を創始した。天保11年(1840)砲術の改革を上申(天保上書)、幕命によって翌年行った徳丸ヶ原(東京都板橋区高島平)の演習は絶賛されたが、同13年(1842)謀反の疑いで逮捕され、中追放に処せられた。嘉永6年(1853)釈放され、以後は幕府の講武所の師範役などを務めた。



高島 秋帆
(長崎歴史文化博物館収蔵)

もと き しょうぞう
○本木 昌造 (1824～1875)

長崎会所請拂役馬田又次右衛門(新大工町乙名北島三弥太説あり)の子として生まれ、阿蘭陀通詞^{おらんだつうじ}本木家の養子となった。阿蘭陀通詞^{おらんだつうじ}となり、嘉永6年(1853)には小通詞^{つうじ}過人に任じられ、同年、来航したロシア使節プチャーチンの通訳を務めた。安政元年(1854)以降、軍艦打立方、活字版刷立所取扱掛、海軍伝習所掛、長崎製鉄所頭取などを歴任したが、かたわら活字印刷の研究開発に専念、明治2年(1869)には新町(現在の興善町)に新街私塾を翌年に町活版所を開業、印刷技術の改良や後進の育成にあたるなど、我が国近代印刷発展の基礎を築いた。墓は大光寺(鍛冶屋町)境内にあり、市の史跡に指定されている。



本木 昌造
(長崎歴史文化博物館収蔵)

こ ぞ ね けんどう
○小曾根 乾堂 (1828～1885)

江戸時代末期から明治にかけての長崎を代表する豪商。安政6年(1859)の開港後、父六左衛門が大浦の外国人居留地造成に先行して、大浦の南に位置する浪の平海岸を自普請で埋め立てて築地を造成した。居留地造成に伴う下り松の埋め立てにより、居留地が小曾根築地とつながり、築地のうち約3,000坪が居留地に編入された。

乾堂は書画に長じ、篆刻^{てんこく}も行い、明治維新後、詔により御璽^{ぎょじ}・国璽^{こくじ}を印刻している。また、私立小曾根小学校を創設し教育普及に尽力し、のちに校舎土地一切を長崎市に寄贈、旧長崎市立浪平小学校となった。



小曾根 乾堂 (個人所蔵)

○ヨハネス・ポンペ・ファン・メールデルフォールト (1829～1908)

オランダの海軍軍医。長崎における第二次海軍伝習隊の一員として、安政4年(1857)、隊長カッテンディーケに従い来日。帰国するまでの5年の間に、松本良順以下多くの医学生に、化学などの基礎科学から、解剖学や病理学、外科学、臨床医学などにわたる系統だった医学教育を行った。また、安政6年(1859)、流行のコレラの防疫をはじめ、病人の診療にもあたった。幕府に病院建設を建議し、文久元年(1861)に小島の地に設置された養生所は、日本最初の近代西洋式病院であり、医学所も併設され、今日の長崎大学医学部の源流となった。



ポンペ
(長崎歴史文化博物館収蔵)

にし どうせん
○西 道仙 (1836～1913)

肥後国天草郡御領村(熊本県天草市)の医師西元良の子として生まれる。幼い時から儒学、医術を学び、特に詩書に長じた。文久3年(1863)、長崎に移住、医院を開き、明治5年(1872)には私学校「瓊林学館^{けいりん}」を創設して子弟の教育にあたる。明治10年(1877)には九州で最初の日刊新聞である長崎自由新聞を創刊した。また、町会議員、長崎区連合町会議長、長崎区衛生幹事長を歴任、初代長崎区会議長となり、本河内の水源地の建設に尽力した。一方、歴史学者としても活躍、長崎文庫の創立委員として活動したほか、長崎古文書出版会を創設、『長崎夜話草』や『長崎港草』などを刊行した。



西 道仙
(長崎歴史文化博物館収蔵)

いわさき や た ろ う
○岩崎 彌太郎 (1834～1885)

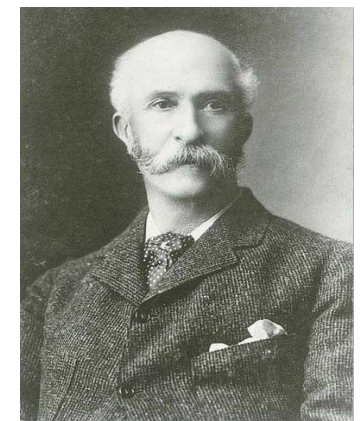
土佐国(高知県)安芸郡生まれ。安政6年(1859)に、藩命で外国事情視察のため初めて長崎に来る。慶応3年(1867)、土佐藩開成館長崎出張所に勤務、藩の貿易などに従事。亀山社中が海援隊として土佐藩の外郭機関となると、藩命を受け隊の経理を担当。明治2年(1869)、海運業を行う九十九商会^{つくも}が設立され、彌太郎は経営・監督の任にあたる。九十九商会は、明治6年(1873)、三菱商会へ社名を改め、彌太郎が経営する個人企業となる。その後も彌太郎は、明治10年(1877)の西南戦争などで、物資輸送を担い巨利を得た。その後、後藤象二郎より高島炭鉱を買取り、炭鉱経営に乗り出す。また、政府より工部省長崎造船局を借り受け、明治17年(1884)三菱造船所と命名して造船事業を本格的に開始。この造船事業は、後の三菱重工業株式会社長崎造船所に引き継がれ、大きく発展した。



岩崎 彌太郎
(三菱重工業株所蔵)

○トーマス・ブレイク・グラバー (1838～1911)

スコットランド出身。安政6年(1859)、開港後まもない長崎に渡来し、文久元年(1861)、「ジャーディン・マセソン商会」の長崎代理店としてグラバー商会を設立、貿易業を営む。明治元年(1868)には佐賀藩と合同で高島炭鉱開発に着手。また、薩摩藩とともに長崎の小菅に修船場を造る。明治3年(1870)、グラバー商会は倒産したが、グラバー自身はその後も日本に留まり、明治18年(1885)以後は、三菱財閥の相談役として活躍、晩年は東京で過ごした。造船・炭鉱・貿易業を通して、日本の近代化に貢献したグラバーは、明治41年(1908)、勲二等旭日重光章を授与された。明治44年(1911)に亡くなり、長崎市内の坂本国際墓地に葬られた。グラバーの息子の倉場富三郎は、ホーム・リンガー商会の社



グラバー
(長崎歴史文化博物館収蔵)

員のかたわら「長崎汽船漁業の重役としてトロール漁業を導入、なかでも『グラバー魚譜』（長崎大学所蔵）を編集制作するなど長崎の水産業の振興にも貢献した。

○^{うえの ひこま}上野 彦馬（1838～1904）

長崎の上野俊之丞の四男として生まれる。上野家は代々絵師の家柄であった。彦馬は、医学伝習所でポンペに化学を習うなかで写真に興味を持ち、以後、その研究に没頭した。文久2年(1862)現在の新大工町に我が国最初の商業写真館上野撮影局を開業、長崎の人はもとより坂本龍馬や後藤象二郎、高杉晋作、さらにはグラバーやピエール・ロチ、ニコライ皇太子などを撮影した。彦馬は、内田九一など多くの門人を育成、我が国における写真の発展に大いに貢献した。



上野 彦馬
(長崎歴史文化博物館収蔵)

○マルコ・マリー・ド・ロ（1840～1914）

フランスのヴォスロールに生まれる。パリ外国宣教会神父。慶応4年(1868)、プティジャン神父の印刷技術を有する宣教師の募集に応じ来日、大浦天主堂で宗教教育のための印刷や建築事業等に従事した。明治12年(1879)、^{そとめ}外海地方の主任司祭として赴任、教会の建設や農地の開拓、医療や教育、福祉などの活動に自費を投じて行った。特に貧困家庭のために、孤児院、救助院を設立。救助院で女性たちに織布、編物、素麺、マカロニ、パン、醤油の製造などの技術指導を行う。シーツやマカロニ、パンなどは長崎居留地の外国人に向け、素麺や醤油などは内地向けに販売された。大正3年(1914)に亡くなるまで、^{そとめ}外海地区の殖産、福祉、医療等の充実に生涯を献げた。墓は、^{しつ}出津の野道の信徒共同墓地にある。



ド・ロ神父
(長崎純心大学博物館蔵)

○^{かない としゆき}金井 俊行（1850～1897）

長崎の金井八郎の子として生まれる。金井家は初代総蔵以来、長崎代官所の手代を務めた。俊行も長崎代官所の書役を務め、維新後は長崎府郡用方属役、さらには佐賀県大書記官などを歴任、明治19年(1886)退官、長崎区4代区長となった。以後、区政に辣腕を振るったが、特に本河内の水源地の建設には、数々の反対運動を克服、完成に漕ぎ着けた。退任後は長崎市会議員、南高来郡郡長、韓国釜山居留民総代などを歴任した。一方、歴史家としても活躍、『島原地変』や『増補長崎略史』などを編纂著述した。墓は椿原 墓地(西山本町)にある。



金井 俊行
(長崎歴史文化博物館収蔵)

こが じゅうじろう
○古賀 十二郎 (1879～1954)

長崎本五島町の古賀家に生まれる。古賀家は、江戸時代、福岡藩の用達を務めた旧家。明治34年(1901)高等商業学校附属外国語学校(現在の東京外国語大学)を卒業。以後、長崎に戻り執筆活動に従事した。大正2年(1913)長崎史談会を組織、同7年(1918)長崎市から市史の編さん委員に任命され、以後、『長崎市史 風俗編』などを執筆した。同9年(1920)オランダ女王より永年の日蘭親善に尽くした功績で「オラニエ・ナッソウ勲章」を授与された。同11年(1922)このころから愛八と長崎の民謡の調査を行う。以後も『西洋医術伝来史』『長崎絵画全史』『長崎開港史(遺稿)』『長崎洋学史(遺稿)』など多数を刊行、長崎学発展の基礎を築いた。



古賀 十二郎
(長崎歴史文化博物館収蔵)

なが い たかし
○永井 隆 (1908～1951)

島根県生まれ、長崎医科大学を卒業、同大物理的療法科主任助教授として勤務し、昭和19年(1944)、医学博士となる。昭和20年(1945)8月9日の当日は、爆心地からわずか700mの長崎医科大学で被爆したが、懸命に救助活動にあたった。しかし、元々患っていた白血病に加え原爆症の症状が現れたことから救護活動を断念、病床のなか、原爆症の研究と小説や随筆、絵画、短歌などの執筆活動を行った。博士が執筆した『この子を残して』『長崎の鐘』などは映画化され、『長崎の鐘』はレコード化もされた。

原爆の悲惨さを訴え、平和への願いを込めた著書を世に送り、復興途上にあった長崎市民の精神的な支柱となり、国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた功績で、長崎市名誉市民に選ばれ、国会でも表彰を受けた。



永井 隆
(長崎市永井隆記念館蔵)

4 長崎市の文化財

(1) 長崎市の文化財の状況

長崎市は、大陸に近いという立地的特性から、古くから海を介した交流が行われ、海外文化を受け入れながら、独自の文化を育んできた。長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布している。文化財の特色について、主に下記の点が挙げられる。

- ①16 世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。
- ②江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。
- ③西洋の科学技術や情報の窓口として、我が国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。
- ④原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。

令和 4 年（2022）2 月時点で長崎市の文化財は、国指定・選定の文化財 50 件、国認定の文化財が 4 件、国登録の文化財が 32 件あり、県指定文化財 69 件、市指定文化財 131 件の計 286 件が所在している。また、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1 件及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4 件が国の選択を受けている。

また、長崎市には、二つの異なる世界文化遺産に属する、それぞれの構成資産が分布している。

一つは、平成 27 年（2015）7 月登録の世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産（旧グラバー住宅、小菅修船場跡、三菱造船所第三船渠、三菱造船所占勝閣、三菱造船所旧木型場、三菱造船所ジャイアント・カンチレバークレーン、高島炭坑、端島炭坑）である。「明治日本の産業革命遺産」は、西洋地域から非西洋地域への産業化の移転が、短期間に成功したことを証明する遺産群である。長崎には、西洋の知識・技術導入の窓口としての役割を果たした歴史的背景から、明治維新前後に、造船や石炭産業の分野において、外国人により西洋技術が直接導入されたことを示す資産が多い。

もう一つは、平成 30 年（2018）7 月登録の世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である。17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下で、ひそかに信仰を伝えた人々の歴史を物語る類まれな遺産群である。長崎市にはキリシタンの潜伏集落であった「外海の^{そとめ}出津集落」・「外海の^{そとめ}大野集落」、信徒発見の舞台となった「大浦天主堂」の 3 つの構成資産が所在している。

		国				県	市
種類		指定	選定	認定	登録	指定	指定
有形文化財	建造物	25	－	－	30	9	14
	絵画	4	－	4	－	9	3
	彫刻	1	－	－	－	5	1
	工芸品	－	－	－	－	5	18
	書跡・典籍	1	－	－	－	2	9
	古文書	－	－	－	－	2	2
	考古資料	－	－	－	－	2	－
	歴史資料	4	－	－	1	2	5
無形文化財		－	－	－	－	2	－
民俗文化財	有形の民俗文化財	－	－	－	－	1	7
	無形の民俗文化財	1	－	－	－	5	7
記念物	遺跡	9	－	－	－	13	41
	名勝地	－	－	－	1	1	1
	動物、植物、地質鉱物	2	－	－	－	12	23
文化的景観		－	1	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	2	－	－	131	－
合計		47	3	4	32	70	131

長崎市の文化財件数（令和4年（2022）2月時点）

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件

明清楽（県指定無形文化財）

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4件

じゃおどり
 竜踊（県指定無形民俗文化財）

の も
 野母の盆踊（県指定無形民俗文化財）

竹ン芸（市指定無形民俗文化財）

かきどまり
 手熊・柿泊のモットモ

※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。

ア 長崎市の主な文化財の概要

(7) 国宝

長崎市内には国宝が3件所在しており、いずれも海外交流の歴史を示す代表的な建造物である。

○崇福寺大雄宝殿

崇福寺は中国福建省福州府の在留唐人が中心となり創建した寺院。大雄宝殿は、大檀越（施主）の何高材の寄進によるもので、中国で切り組んだ用材を長崎に運び、正保3年（1646）に建立された。当初は単層の屋根であったが、後に、下層部に上層部を付加し、重層の現在の建物になった。下層部分には軒回りの逆擬宝珠束の持送りや前廊部分が黄檗天井と呼ばれるアーチ型の天井であるなど、中国の建築様式が見られる。



崇福寺大雄宝殿

○崇福寺第一峰門

現存遺構は、中国浙江省寧波で用材を切り組み、元禄8年（1695）に唐船数艘で長崎に運ばれたもので、再度組み立てられたのは翌年以降と考えられている。軒下には「四手先三葉拱」と呼ばれる特徴的な組み物が見られる。軒下軒裏には極彩色の吉祥模様を施し、雨がかり部分は朱丹一色塗してある。延宝元年（1673）に第一峰門より下段西向きに、新たに三門が建立されたので、この門は二の門となった。



崇福寺第一峰門と四手先三葉拱

○大浦天主堂

幕末の開国にともなって造成された長崎居留地に、在留外国人のために建設された国内現存最古の教会堂である。

直前に列聖（カトリックで聖人の位に列すること）されたばかりの「日本二十六聖殉教者」に捧げられた。設計指導はフランス人宣教師のフューレ、プティジャンの両神父で、施工は天草の小山秀が請け負った。元治元年（1864）末に竣工し、翌年2月に祝別（キリスト教で人や物を聖とする祈りとその儀式的こと）された。この直後の3月に、浦上の潜伏キリシタンが訪れ信仰の告白をしたことにより、世界の宗教史上にも類をみない劇的な「信徒発見」の舞台となった建物である。



大浦天主堂

(4) 国指定等文化財

a 重要文化財（建造物・美術工芸品）

重要文化財の建造物は、^{おうぼく}黄檗寺院建築を始めとした中国文化の流入を示すものや、洋風建築などの幕末以降の西洋技術の導入を示すもの、いち早く近代技術が導入された土木施設などがある。

美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）では、江戸時代に幕府の直轄領であった長崎奉行所に関する資料や、長崎における海外交流をよく表す絵画や歴史資料などキリスト教関係や近代化に関するものが指定を受けている。

○眼鏡橋

中島川に架かる石造アーチ橋。興福寺の唐僧^{もくすによじょう}黙子如定（のちに2代住職となる）が寛永11年（1634）に架けたと伝承されている。日本における最古の石橋アーチ橋である。

眼鏡橋の規模は、両端の親柱間が約19m半、幅約5m、アーチの支間8m余りある。



眼鏡橋

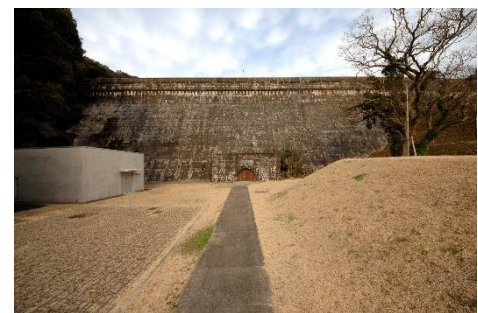
○^{ほんごうち}本河内水源地水道施設

中島川の上流に築かれた上水道施設で、明治24年（1891）に整備された高部貯水池の堰堤と配水池、拡張工事によって同36年（1903）に竣工した低部貯水池の堰堤などからなる。コレラ感染を未然に防ぎ公衆衛生を改善することを主な目的として、水道設備の必要性が提唱され、長崎水道^{ほん}（本河内高部ダム）が、横浜・函館に続いて我が国3番目の近代水道施設として建設された。これは日本人の設計・施工による最初のダム式水道施設であった。

^{ほんごうち}本河内水源地水道施設は、我が国における最初期の近代水道施設であるばかりでなく、貯水池を備えた水道施設のはじまりであり、水道史上価値が高く、先駆的土木技術を駆使した我が国最初期の近代水道施設といわれている。



高部堰堤



低部堰堤

○^{しほんちやくしよくたいせいおうこうずろつきくびょうぶ}紙本著色泰西王侯図六曲屏風

桃山時代にキリスト教を伝導していたイエズス会の指導で制作されたと考えられる初期洋風画の著名な作品である。西洋絵画陰影表現法により、描かれている。

古代から近世のヨーロッパの王侯・武将を12図に描くが、同種の題材を扱って12図を数える遺品は他になく、描写の優秀さの点からも貴重である。

紙本著色泰西王侯図六曲屏風
(長崎歴史文化博物館収蔵)

○長崎奉行所関係資料

江戸幕府の直轄領長崎を支配した長崎奉行所に関する文書・絵図類。長崎は、いわゆる「鎖国」体制下で、海外への窓口であったこともあり、内容は対外交渉や貿易統制、長崎警備、キリシタン禁圧等多岐にわたる。江戸時代における我が国の政治・外交・貿易に関する研究上重要な資料群である。



長崎奉行所関係資料
(長崎歴史文化博物館収蔵)

b 重要無形民俗文化財

○長崎くんちの奉納踊

諏訪神社の秋の大祭は、長崎くんちと呼ばれ、様々な出し物が奉納される。長崎くんちは、寛永11年(1634)に始まったが、時代とともに豪華なものとなった。奉納踊には本踊、川船、コッコデショ、鯨の潮吹きなどがあるが、なかには龍踊、唐人船、唐船祭、龍船、オランダ(阿蘭陀)船、阿蘭陀万歳、南蛮船などのように、異国情緒あふれるものもあり、長崎独特の民俗芸能として高く評価されている。



長崎くんちの奉納踊

c 記念物（史跡、天然記念物）

記念物のうち、特に史跡は、長崎港に代表されるように、海外との交流や海防というように海にまつわる遺跡や明治の近代化を示す遺跡、昭和の原爆の実相を伝える遺跡など長崎市の特異な歴史を表すものが多く指定を受けているといえる。また、天然記念物には、温暖な気候に恵まれた自然環境を示す亜熱帯性の動植物の生育地が指定を受けている。

○出島^{おらんだ}和蘭商館跡

出島は、ポルトガル貿易を統制するために、寛永13年(1636)に築造された人工の島で、ポルトガル人が収容されたが、同16年(1639)のポルトガル人の追放で空地となった。寛永18年(1641)平戸からオランダ商館が移転、以後、出島は、218年間、オランダ貿易の基地となり、我が国の近代化に大いに貢献した。現在、カピタン部屋やヘトル部屋、砂糖蔵、銅蔵などが復元され、19世紀初頭の出島が再現されている。



出島和蘭商館跡

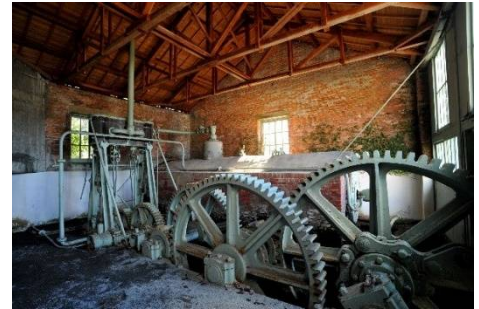
○小菅修船場跡

我が国最初の洋式近代ドックである。レールの上に船架（船を載せる台）を置き、満潮を利用して船を乗せ、曳揚げ機小屋に設置してあるボイラー型蒸気機関の力で曳き揚げた。この施設は薩摩藩士五代才助、小松帯刀とイギリストーマス・ブレーク・グラバーらの尽力で設けられ、明治元年12月（1869.1）に落成している。曳揚げ機小屋は日本で現存する最古の煉瓦造の建物で、中に置かれている蒸気機関もイギリスから輸入したものである。

現存していないが、当時の船架がソロバン状に見えたことから、通称「ソロバン・ドック」とも呼ばれた。



小菅修船場跡



曳き揚げ機小屋内の
ボイラー型蒸気機関

○長崎原爆遺跡

昭和20年（1945）8月9日、長崎に投下された原子爆弾の被害を伝える遺跡である。爆心地と、その周辺に広がる破壊力を示す遺跡（旧城山国民学校校舎、崖下の小川に滑落した浦上天主堂旧鐘楼、爆風により傾いた旧長崎医科大学門柱、爆風で一本柱となった山王神社二の鳥居）で構成される。



長崎原爆遺跡（爆心地）

○キイレツチトリモチ自生北限地

ツチトリモチ科の寄生植物で、塊状^{かいじょう}の地下茎でトベラやシャリンバイなどの樹木の根に寄生する。全体が淡黄色で、高さは10～15 cm、一見キノコ類と見間違えられる。キノコの頭のように見える部分は微小な雌花の集団で、雄花はその間に点々とまじる。

指定地は、本河内^{ほんごうち}水源^{いおうじま}地の北側に広がる水源かん養林内である。このほか、市内では伊王島^{いおうじま}町に市指定天然記念物の伊王島^{いおうじま}キイレツチトリモチ群生地がある。



キイレツチトリモチ

d 重要伝統的建造物群保存地区

長崎市では、国選定重要伝統的建造物群保存地区が2地区所在する。いずれも安政5年（1858）に幕府が米、蘭、露、英、仏の5か国と修好通商条約を締結したことにより開港場の一つとして自由貿易港となった長崎に設けられた外国人居留地のまちなみを残すものである。

○長崎市東山手伝統的建造物群保存地区

長崎の居留地のうち、東山手の居留地は大浦川右岸の丘陵の一画にあたり、大浦の商館と海を見下ろす高台に位置する。初期のころはポルトガル、アメリカの各国領事官や礼拝堂が建ち、当時は領事館の丘とも呼ばれていた。その後、これらの跡地にミッション系の学校が増えて、現在に至っている。

地区内の洋風建築物は、^{きんがわらぶ}棧瓦葺き、外壁は^{したみいたば}下見板張りペイント塗のものが多く、海の方に開放的なベランダを付け、主要な部屋を配している。領事館や学校、住宅など用途が様々な建物が残り、坂の石畳の道や石垣、石溝、石標柱など居留地に造られたまちなみが広がる。



東山手地区内の木造洋風建築

○長崎市南山手伝統的建造物群保存地区

南山手の居留地は、主として住宅地として使われていた区域であり、長崎湾を見下ろす眺望の良い丘の上に位置している。大浦川左岸で南に広がる丘陵で、その北よりには、大浦天主堂などの教会施設があり、そこから丘の上にかけて幕末から明治にかけての居留地時代の初期のころに建てられた旧グラバー住宅をはじめとする洋風住宅が建ち並んでいる。また、長崎港の海岸沿いには、かつて税関や銀行だった建物が海に面して建っている。地区内は居留地時代の土地の区画をよく表しており、現在でも静かな住宅地のなかには、明治時代初期から中期にかけての洋風住宅が比較的良好に残り、異国情緒を感じるまちなみを形成している。



南山手伝統的建造物群保存地区

e 重要文化的景観

長崎市の北部、西彼杵半島西部に位置する外海地区で、地域で多く産出される石で形成された石積みの特徴とした、近世から続く畑作を中心とした集落景観が国選定の重要文化的景観となっている。

○長崎市外海の石積集落景観

外海地区で営まれる畑作を中心とした集落景観で、開墾した際に出土した結晶片岩を用いて、土留の石垣などの集落を構成する構造物や居住地の塀や壁などを石積み構造物で構築し、特徴的な景観を形成している。地区の北西に位置する大野地区には、結晶片岩の石積みに加えて、大野岳周辺で産出される玄武岩を用いた石積みが見られ、外海地区の多様な石積文化を見ることができる。



外海の石積集落景観

f 登録文化財

令和4年（2022）2月時点で市内には登録有形文化財の建造物30件、歴史資料1件と登録記念物（名勝関係）1件が所在する。特に、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つになっているジャイアント・カンチレバークレーン（文化財名称：三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機）は、現在も長崎港に位置する長崎造船所において現役で稼働しており、造船の町の景観として長く市民に親しまれている。

○三菱重工業長崎造船所ハンマーヘッド型起重機

イギリスのマザーウェル・ブリッジ社から輸入され、明治42年（1909）12月、三菱造船所（現・長崎造船所）鮑の浦の、船の装備などを工事する艦装岸壁に設置された。昭和20年（1945）の原爆投下により被害を受けたが、その後、昭和36年（1961）、現在の水の浦岸壁に移設された。船舶エンジン、船舶プロペラ、船用ボイラーや艦装類、陸用原動機の積み出しのために稼働を続けて、現在に至っている。大きさは、全高が62m、ジブ（クレーン腕の長さ）が73mである。

長崎造船所の歴史を代表する構造物であるとともに、我が国の造船産業の近代化を支えた貴重な歴史的構造物でもある。



ハンマーヘッド型起重機

(ウ) 県指定文化財

令和4年(2022)2月時点で長崎県指定文化財は69件あり、種別では有形文化財35件、無形文化財2件、民俗文化財6件、記念物26件である。ここでは中国をはじめとした海外との交流の歴史を知ることができる文化財を主に紹介する。

○東海の墓（有形文化財）

東海家の始祖徐敬雲は、中国浙江省の出身で、長崎に来航、住宅唐人となった。その子徐徳政の時に帰化、徳政は東海徳左衛門と称し、唐通事となった。以来、同家は9代にわたって唐通事を務め、特に2代徳左衛門は唐通事目付に、6代安兵衛は大通事助に任じられた。墓地は5段からなる中国様式の豪壮なもので、周囲にめぐらした壁や床面に石を張り、石柱などには彫刻が施されている。



東海の墓

○興福寺寺域（史跡）

我が国最古の唐寺で、元和6年(1620)中国江西省出身の真円によって開かれた。最初は船神媽祖を祀る祠堂であったが、大雄宝殿や鐘鼓楼、書院、庫裏などが建立され、次第に寺院としての体裁を整えて行った。承応3年(1654)渡来した隠元が我が国で最初に住職を務めたことから、黄檗宗発祥の地と称される。



興福寺寺域

○日本二十六聖人殉教地（史跡）

豊臣秀吉の禁教令によって京都や大坂で捕らえられた6名の外国人宣教師と18名の日本人信者(後に20名となる)は長崎に護送され、慶長元年12月19日(1597年2月5日)西坂で処刑された。その後もこの地で多く人たちが殉教、世界的な殉教地として知られる。文久2年(1862)、ローマ教皇から26人の殉教者は聖人に列せられた。昭和25年(1950)にはローマ教皇がこの地をカトリック教徒の公式巡礼地として指定している。



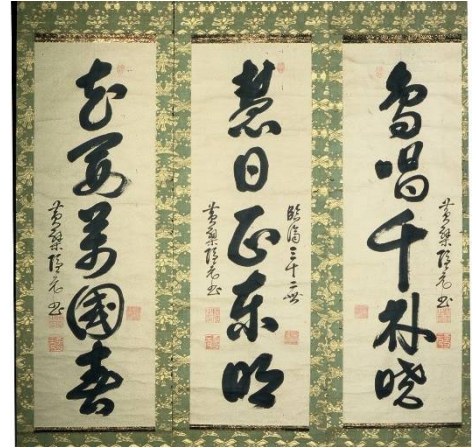
日本二十六聖人殉教地

(Ⅰ) 市指定文化財

令和4年(2022)2月時点で長崎市の市指定文化財は、有形文化財が52件、民俗文化財が14件、記念物が65件の合計131件が所在している。江戸時代に由来するものが多く、現在の長崎市域が、江戸時代には幕府直轄領(天領)や佐賀藩などの各藩領が所在した範囲であることから、海外との交流を示すものや各藩領の地域的な歴史や伝統文化を示すものなどが見られる。

○黄檗開祖国師三幅対(有形文化財)

黄檗開祖とは、承応3年(1654)に中国福建省の黄檗山万福寺より渡来した隠元禪師のことである。最初、興福寺の住職を務めたが、後に黄檗山万福寺(京都府宇治市)を開き、黄檗宗の開祖と称された。黄檗宗は臨済宗の一派で、江戸時代は臨済宗黄檗派と呼ばれたが、明治9年(1876)黄檗宗として公認された。本書幅は、筆勢もよく、隠元を代表する書の一つである。



黄檗開祖国師三幅対

○竹ン芸(無形民俗文化財)

風頭山の北面に位置する若宮稲荷神社の秋の大祭に奉納される芸能である。竹ン芸は、若宮稲荷神社の竹やぶで狐が戯れる様子を演じるもので、かつては、長崎くんちでも奉納されていた。高さ11mもの2本の竹の上で、男女2匹の白狐に扮した男性が竹ン芸囃子(県指定無形民俗文化財)に合わせて軽やかな身のこなしで演じる。

なお、平成15年(2003)に国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。



竹ン芸

○山王神社の大クス(天然記念物)

山王神社境内入口の2本のクスノキで、向かって右側の1本は胸高の幹回りが8.2m、左側の1本は約6mほどである。ともに昭和20年(1945)の原爆を受けて主幹の上部が折れ、熱線で幹肌を焼かれた。一時は全く落葉して枯れ木同然であったが、次第に生き返り樹勢を取り戻した。原爆の生き残りの樹木としての意義も深い。



山王神社の大クス

(2) 主な未指定文化財

長崎市内には江戸時代に佐賀藩や大村藩などの藩領で農・漁業が主な産業であった地域があり、多様性に富んだ民俗芸能が保存・継承されている。市内の神社でも、秋の祭りである「くんち」で様々な芸能が奉納されている。それぞれの地域の神社の祭りは、諏訪神社の「長崎くんち」に対して、「郷^{さと}くんち」と呼ばれている。これらの民俗芸能のうち指定・未指定に関わらず 50 団体が「長崎市郷土芸能保存協議会」に所属し、協議会主催の大会にも出演して、保存継承に努めている。

(3) 文化

ア 音楽

長崎の音楽は、西洋や中国からの影響を色濃く受けてきた。古くから庶民の間で歌い継がれてきた民謡について、特に長崎の特徴として重要なものは、中国から伝わった^{みんしんがく}明清楽（県指定無形文化財）や、キリスト教の布教によって、賛美歌やキリストの教えが歌となった「キリシタン歌」がある。

^{みんしんがく}明清楽のなかで代表的なものは、^{げつきん}月琴や^{こきゅう}胡弓、^{びわ}琵琶等を伴奏に歌い踊られた^{しんがく}清楽「^{きゅうれんかん}九連環」で、中国人が丸山遊女たちに伝授して親しまれ、文化・

文政年間には「看々のう」、明治から大正にかけては「梅ヶ枝」、「法界節」、「さのさ」、「むらさき節」となって歌い継がれて行き、現在でも長崎くんちの奉納踊り等に色濃く残っている。それとともに、「長崎の^{みんしんがく}明清楽」として長崎県の無形文化財に指定され、「^{みんしんがく}明清楽」として国の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財となっている。

長崎でのキリスト教の布教は、室町時代末期の天文 19 年（1550）にフランシスコ・ザビエルが平戸に來航して以来行われ、江戸時代に入るところには中世ヨーロッパの賛美歌を原曲とした「キリシタン歌」が流行歌のように歌われていた。その後キリスト教禁止令が出されるものの、その文化までは抹殺することができず、殉教者を讃えた歌等が潜伏キリシタンの民謡となって歌い継がれていった。



長崎明清楽保存会による明清楽の演奏

イ 食文化

長崎では豊富な海や山の幸に加え、中国、オランダ、ポルトガルなどの国から伝えられたそれぞれの食文化が融合されて、長崎独特の味覚として進化してきたことが特徴である。

^{しっぽく}卓袱料理は、大皿に盛られた料理と円卓を囲んで味わう宴会料理であり、和食、洋食、中国料理の要素が互いに混じり合った、まさに長崎らしい郷土料理とい



卓袱料理

えるが、そのスタイルは、もともと唐人屋敷での中国人の料理を起源としていると伝えられる。中国から伝えられた、あるいは中国料理を起源とするものは多く、ボラの卵巣から作る「からすみ」は、江戸時代に中国から長崎にその製法が伝来したといわれる。

また、「長崎ちゃんぽん」は明治中期に中国人留学生のために栄養豊富で安価な料理をと、長崎の中国料理店が考案したのが始まりとされるが、ちゃんぽんから派生した「皿うどん」とともに、長崎名物として現在の我が国の食生活にも広く浸透している。

なお、長崎産の新鮮な地魚を使用した蒲鉾^{かまぼこ}などの伝統的な水産加工品も、ちゃんぽんや皿うどんの具材として欠かせないものとなっている。近年では、戦後間もないころに誕生したとされる「トルコライス」も、長崎の味覚として受け入れられている。

料理と同様、西洋や中国伝来の菓子も独自に改良発展させ、ポルトガル由来の「カステラ」、「金平糖」をはじめ、中国由来の「月餅」や「麻花兒（よりより）」^{げっぺい}、ポルトガル由来のカステラに中国の縁起物である桃を砂糖菓子であしらった「桃カステラ」などが、現在も多くの人々に親しまれている。ポルトガルから伝わった砂糖細工の有平糖の技術に餅粉を加えるなどの独自の技法を用いて成立した伝統工芸菓子「ぬくめ菓子」は、長崎くんちの庭見せを飾る季節菓子である。

長崎の菓子文化の発展の基となったのは、菓子の原材料となる白砂糖が、他地域に先駆けて唐船やポルトガル船によって長崎にもたらされたことにある。長崎では輸入された砂糖を菓子作りに用いるとともに、長崎街道を通じて国内各地に輸送したことから、街道沿いでは、丸ぼうろ（長崎～佐賀）、おこし（諫早～大村）、羊羹^{ようかん}（小城）、鶏卵素麺^{けいらん}（福岡）等の砂糖菓子が生まれ、長崎を起点とする長崎街道は、まさに「シュガーロード」としてその菓子文化を広げていった。



からすみ



ちゃんぽん・皿うどん



長崎蒲鉾



トルコライス



カステラ



中華菓子「麻花兒（よりより）」



桃カステラ



伝統工芸菓子「ぬくめ菓子」

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 歴史的風致の考え方

本章で示す歴史的風致は、歴史まちづくり法で定義する「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を指す。そのため、歴史的風致の設定にあたっての条件は以下のすべてを満たすものである。

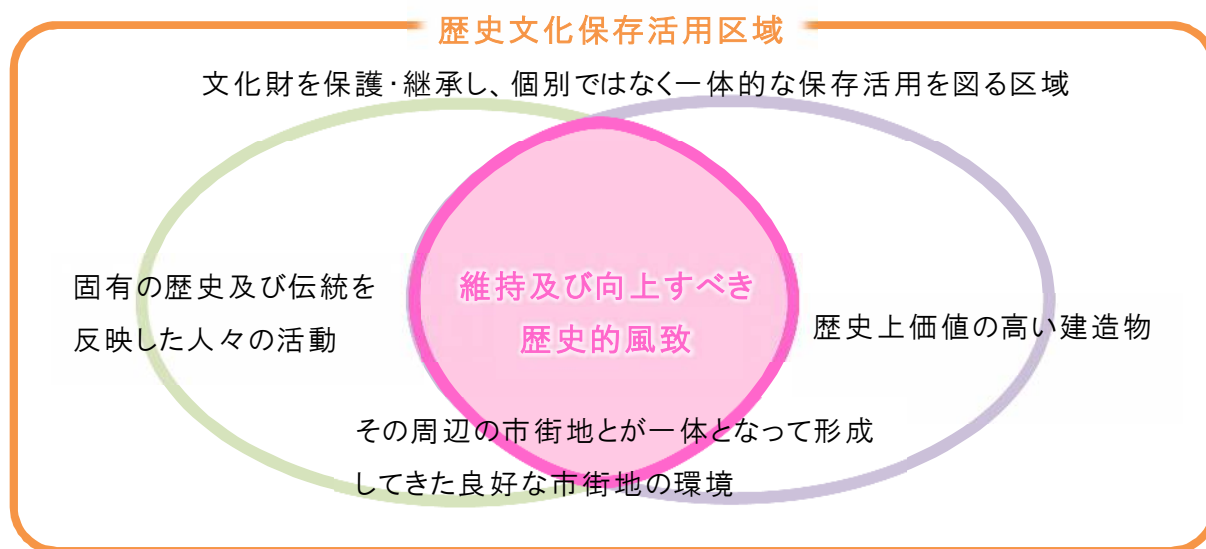
- ①：地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が現在行われていること
- ②：①の活動が歴史上価値の高い建造物（※）とその周辺で行われていること
- ③：①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること

（※）「建造物」とは、建築物にとどまらず、遺構、庭園等、人工的なものを総称したものをいう。

（「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針」より）

長崎市は、大陸に近いという立地的特性を活かし、海外との交流のなかで、独自の文化を育んできた。幕末以降は日本の近代化を支える役割を担い、また被爆都市としての歴史を持つ長崎市内には、数多くの歴史的風致が存在している。

長崎市では平成26年（2014）度策定の文化財のマスタープラン「長崎市歴史文化基本構想」において歴史文化を活かしたまちづくりを進めることとしている。そのなかで、文化財とその周辺環境も含め、面的に歴史文化の保存や活用を図っていくための「歴史文化保存活用区域」を10区域設定した。この歴史文化保存活用区域の中から、法で定められた歴史的風致の条件を満たし、かつ重点的に取組みを行う必要がある範囲を長崎市において維持及び向上すべき歴史的風致とする。



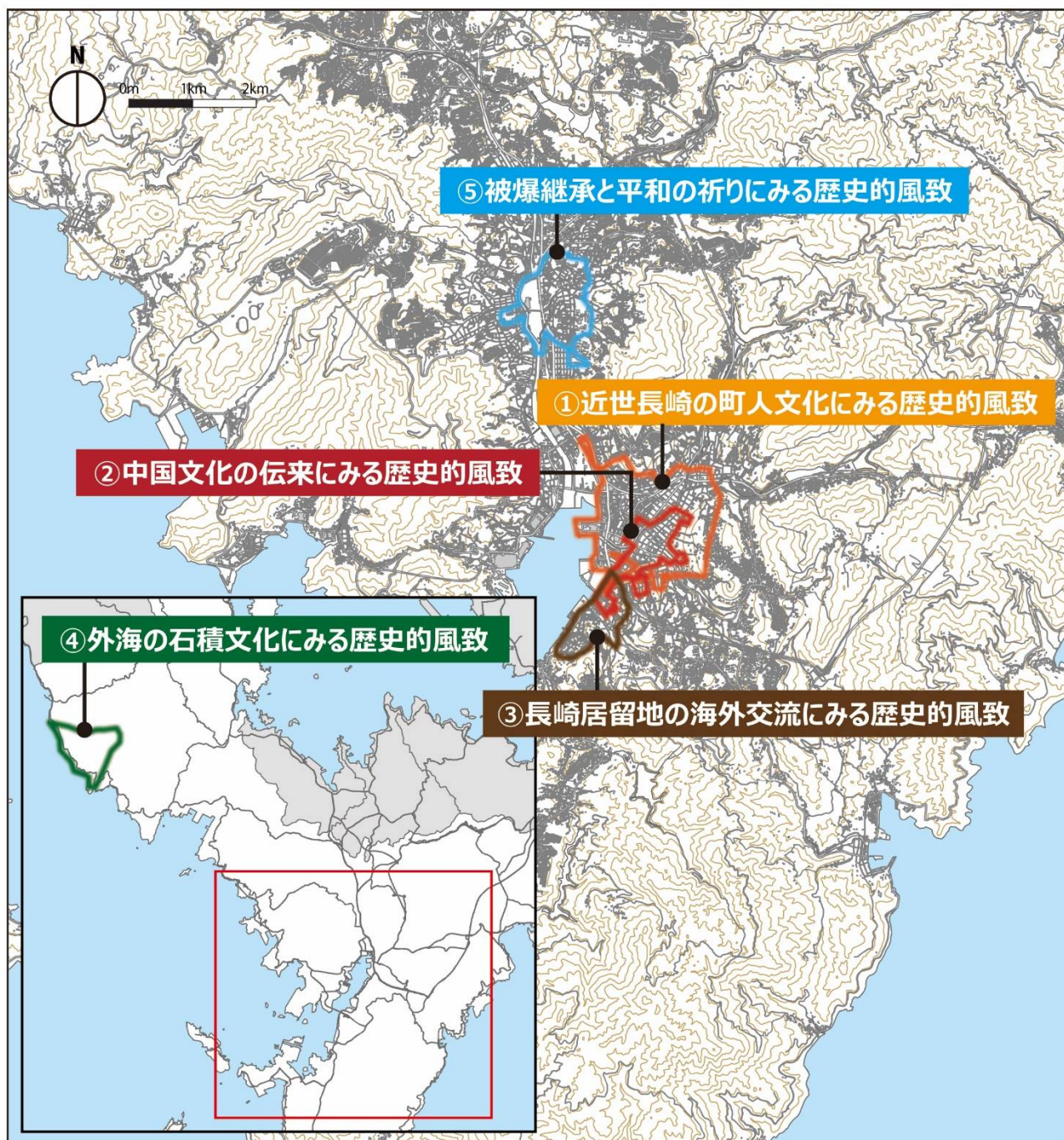
歴史的風致の考え方

2 維持及び向上すべき歴史的風致の設定

長崎市において、維持及び向上すべき歴史的風致は次のとおりである。

- ①近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
- ②中国文化の伝来にみる歴史的風致
- ③長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
- ④外海^{そとめ}の石積文化にみる歴史的風致
- ⑤被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

歴史文化 基本構想		歴史的風致の構成要素		維持及び向上すべき歴史的風致
歴史文化 保存活用区域		歴史上価値の 高い建造物	歴史や伝統を 反映した活動	
中央 区域	中央	諏訪神社、八坂神社、 眼鏡橋、中島川石橋 群、清水寺、 ^{こうたい} 皓臺寺、 興福寺、聖福寺、出島 ^{おらんだ} 和蘭商館跡等	長崎くんち、盆行事	①近世長崎の町人文化にみる 歴史的風致
	出島			
出島・ 館内・ 新地・ 山手 区域	館内・ 新地	崇福寺、興福寺、孔子 廟、唐人屋敷跡、福建 会館	中国盆、春節祭・ ^{げん} 元 ^{しょう} 宵祭、 ^{じゃおどり} 龍踊、孔子祭	②中国文化の伝来にみる 歴史的風致
	山手	大浦天主堂、旧グラバ ー住宅、旧香港上海銀 行長崎支店、東山手十 二番館、旧長崎英国領 事館等	歴史的建造物等の保 存活動、ミッション・ スクールの活動、多 様な信仰、大浦くん ち	③長崎居留地の海外交流にみる 歴史的風致
^{そとめ} 外海・池島区域		旧出津救助院、出津教 会堂、大野教会堂、橋 口家住宅、 ^{おおだいら} 大平作業 場跡、野道共同墓地	石積文化の継承、ド・ ロ神父の顕彰活動	④外海 ^{そとめ} の石積文化にみる 歴史的風致
浦上区域		長崎原爆遺跡、平和公 園	平和祈念式典、たい まつ行列、万灯流し、 被爆継承活動	⑤被爆継承と平和の祈りにみる 歴史的風致



長崎市における維持及び向上すべき歴史的風致の位置

3 維持及び向上すべき歴史的風致

(1) 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致

ア はじめに

長崎市中心部に位置する諏訪神社は、寛永2年（1625）に現在の松森神社の場所に建立され、その後、現在地へ遷宮している。諏訪神社が創建されたころの長崎は、江戸幕府のキリシタン禁教政策とともに寺社建設への援助が行われ、寛延3年（1750）までに66か寺が創建された。諏訪神社や松森神社から本蓮寺へつながる北側の立山周辺の一帯（茶臼山山麓）と、興福寺や大音寺が並ぶ南側の風頭山麓に寺社が創建・移転され、市街地を囲むように周辺の山麓地に寺と神社が建ち並ぶ景観が生まれた。市街地も寛文3年（1663）の大火後の復興策により町の骨格が造られ、現在に引き継がれている。

町が整備されていくとともに、長崎の町人文化が形成されていった。年中行事のなかでも特徴的なものの一つに盆行事がある。盆行事には、先祖供養の行事のなかに中国文化の影響が垣間見られ、長崎独自の文化となっている。

町をあげて行われる一大行事として、諏訪神社の秋の祭礼「長崎くんち」（以下「くんち」と記す）がある。くんちが初めて行われたのは、寛永11年（1634）である。この年、諏訪神社の祭日を9月7日・9日として、神輿のお下り（渡御）、お上り（還御）を行うこととした。神輿の出発（渡御）に先立って、神前に遊女2人が謡曲小舞を奉納し、他の町もそれぞれ出し物を奉納したが、くんちの奉納踊の初めといわれている。その後、市中の町（総町）が7年毎に（1672年以降）、諏訪神社に踊りを奉納するようになった。奉納踊は、長崎市街中心部を舞台に、それぞれの町ごとに一体となって行われる民俗芸能であり、「長崎くんちの奉納踊」として昭和54年（1979）、国の重要無形民俗文化財に指定された。くんちの奉納踊には、国内はもとより海外文化の影響が色濃くみられる出し物（長崎市中の各町から奉納踊が出されるという意味から、「演し物」ではなく「出し物」と表記する）が多く、江戸時代から海外貿易港として賑わっていた長崎市ならではの民俗芸能として今日に継承されている。



お旅所から諏訪神社へ戻るお上りの様子が描かれる
（「寛文長崎図屏風」（左隻・部分）長崎歴史文化博物館収蔵）

イ 歴史的建造物

○諏訪神社

諏訪神社は、寛永2年（1625）に諏訪、森崎、住吉の三神を合祀して、西山郷円山（現在の^{まつのもり}松森神社の地）に創建された。寛文9年（1669）には江戸幕府より朱印地を得て、現在の立山山麓の地に荘厳な社が建設されたといわれる。

諏訪神社は長崎の総氏神とされている神社である。地元では「お諏訪さん」などと呼ばれ親しまれている。境内の建物は安政4年（1857）の火災により大部分が失われてしまったが、明治2年（1869）にそのほとんどが再建されている。社殿は昭和期の増改築を経て、現在の姿となっている。本殿は、木造三間社入母屋造で、昭和57年（1982）に改修工事が行われ、檜皮から銅板へ葺き替えられている。

諏訪神社は高台に位置するため、本殿から拝殿へ向かい、大門をくぐると、長崎の市中を見渡すことができる。その先には「^{ながさか}長坂」と呼ばれる長い階段があり、途中に踊り馬場が広がる。ここは、くんちの日になると神前の奉納のための踊り舞台となる。長坂の石段が奉納踊を見る見物人で埋め尽くされ賑わう様子は、大正11年（1922）や昭和2年（1927）ごろの写真絵はがきにも見られ、現在と変わらない活気が伝わってくる。

踊り馬場からさらに階段が続き、二ノ鳥居、一ノ鳥居へと続く。現在の二ノ鳥居は、寛永14年（1637）ごろ、一ノ鳥居として総町によって奉納されたものとされる。石材は^{かざかしら}風頭山から切り出されたが、運搬には氏子2,000人が動員されたといわれ、このときの模様は「^{へいふりさか}幣振坂」の名で語り継がれている。のちに、下方に鳥居が建立され、二ノ鳥居となった。現在、諏訪神社境内で現存する最古の構造物といわれている。



諏訪神社（拝殿）



諏訪神社鳥居（二ノ鳥居）



神輿のお上りの様子（大門と長坂）
（昭和初期ごろの写真絵はがき／個人蔵）

○八坂神社

八坂神社は鍛冶屋町に所在する神社で、もとは延壽院現応寺と称した。寛永 15 年（1638）に今籠町から現在地に移転され、明和 3 年（1766）の大火で焼失するも、安永 2 年（1773）に人々の寄付により再建されている。明治元年（1868）明治維新の神仏分離に伴い「八坂神社」に改称され、その後、明治 12 年（1879）に社殿が改築される。八坂神社の由来や祭りについては、明治 21 年（1888）に建てられた八坂神社記碑にも刻まれている。



八坂神社

八坂神社では、毎年 7 月に祇園祭が開催される。夜店が並び、ほおずき市が出て、多くの市民が縁起物のほおずきを買い求める姿で賑わう。古くから「長崎の夏は祇園さんのほおずき市で始まり、中国盆会で終わる」といわれるほど、夏の風物詩の一つとして親しまれている。10 月は、長崎くんちの中日にあたる 10 月 8 日に、八坂神社でも長崎くんちの奉納踊が奉納されている。八坂神社に踊りが奉納されるようになった時期については諸説あるが、『八坂神社（祇園社）三百八十年のあゆみ』（2003）によると、同社に残る明治 20 年（1887）ごろの記録と思われる「八坂神社年中行事」の資料から、少なくとも明治 20 年代には奉納されるようになったのではないかと推定されている。

○眼鏡橋

中島川に架かる石造アーチ橋（双円）である。「長崎図志」（1775 年刊）などの資料によると、寛永 11 年（1634）に唐僧黙子如定（のちに興福寺 2 代住職となる）が架設したと伝えられ、その後、正保 4 年（1647）、大洪水で損壊し、翌慶安元年（1648）に重修したと伝えられる。寛永年間（1624～1645）ごろの長崎を描いたとされる「寛永長崎港図」には、現在の眼鏡橋の位置に双円アーチ形の石橋が描かれており、他の橋は、木造で屋根のついた木廊橋が描かれている。眼鏡橋の建設以降、中国人や日



眼鏡橋

本人豪商による寄進等で多くの石造アーチ橋（単円）が架設されるようになった。我が国の最古の石造アーチ橋であり、昭和 35 年（1960）に国の重要文化財に指定された。昭和 57 年（1982）の長崎大水害によって一部が損壊するなどの被害を受けたが、翌年には修復されて現在に至っている。電車通りのある中島川左岸側と、商店街や風頭山麓の寺院群と墓地のある右岸側を繋いでおり、日常生活はもとより、盆の墓参りやくんちの庭先回りなど多くの人々が往来する橋である。

○中島川石橋群 ももたに 桃溪橋・袋橋

17世紀末までに中島川と直交する道路筋のほとんどが石橋に架け替えられており、石橋は、最多時にはこの水系だけで17～18基を数えた。崩流滅失の際も石橋で再架され、密集した中島川石橋群としての景観を誇っていた。昭和46年（1971）には、10橋が市の有形文化財に指定されたが、昭和57年（1982）7月23日の長崎大水害で6橋が流失し指定解除となり、新しい石橋に架け替えられた。残る4橋のうち、2橋は川幅を拡張するため移転となり、「長崎図志」（1775年刊）により延宝7年（1679）に僧ぼくい卜意が架けたとされる桃溪橋と、江戸時代の架設年は不詳であるが長崎歴史文化博物館収蔵の「明治元年 文書科事務簿」（1868）の記述により明治元年（1868）ごろには再架されたと推定される袋橋の2橋が現在も元の場所に残されている。中島川兩岸を結ぶ橋として、多くの人々が往来する。



桃溪橋



袋橋

○清水寺

かざがしら 風頭山麓を取り巻く寺社群の南端に位置する清水寺は、京都の清水寺の僧慶順によって元和9年（1623）に開基された。正保3年（1646）に現在の石垣・石造高欄・石畳の形式に改修された。平成22年（2010）に国の重要文化財に指定されている本堂は、寛文8年（1668）に唐商の何高材がこうざいが日本人の妻の菩提を弔うため、子の何兆晋がちょうしんとともに寄進し再建したものである。このことは、現地に残る重建（再建）の石碑銘及び、本堂外陣天井部材の「寛文八年申ノ六月」の墨書により明らかである。清水寺では安産祈願（戌の日）が知られており、また、白い狐の出産の話「甚太郎狐」などの言い伝えが残されている。かざがしら 風頭山麓の墓地は、清水寺後山から北に広がっており、盆には多くの人々が墓参する。



清水寺

○こうたい 皓臺寺

曹洞宗寺院であるこうたい 皓臺寺は、慶長13年（1608）、現在の玉園町付近に建築されたのが始まりで、寛永3年（1626）に現在地へ移転され寺観が整備された。平成21年（2009）山門・仁王門・大仏殿が県の有形文化財に指定された。山門は寺伝によれば、天保8年（1837）築造のもので、総檜造りの重厚な構えが特徴的である。仁王門は、本堂など寺の中核



皓臺寺（大仏殿）

長崎市歴史的風致維持向上計画

部への入り口で、中門にあたる。延宝8年(1680)の創建と寺伝に記されており、中央に戸口を設け、両脇に金剛力士像を置く三間一戸の平面で、背面側は両側に伸びる回廊に接続した通路がある。大仏殿は、銅製盧舎那仏が安置されており、棟札により明和5年(1768)に改築したものである。正面側に唐破風屋根の向拝を突き出した、雄大な造りが特徴である。後山に墓地が広がり、江戸時代から代々続く墓地も数多くある。

○興福寺

興福寺は、風頭山麓の寺町に所在する黄檗宗の寺院。元和6年(1620)、長崎に渡来した中国江西省出真の真円が開き、媽祖を祀った。後に大雄宝殿や媽祖堂が建立された。中国福建省の黄檗山万福寺の住職隠元は、興福寺3代住職逸然の招請に応じて渡来、同寺に入り、住職となった。黄檗宗発祥の地であり、寺域は県の史跡に指定されている。大雄宝殿(本堂)は明治16年(1883)に中国の工匠による純粋な中国建築として再建され(『長崎県建造物復元記録 図報告書(黄檗)』1988)、国の重要文化財に指定されている。寺の背後にあたる山麓には、日本人、中国人の墓地が広がる。



興福寺

○聖福寺

聖福寺は、玉園町に所在する黄檗寺院である。唐僧木庵の弟子・鉄心道胖のために、時の長崎奉行の援助や在留唐人の有志により創建した。大雄宝殿は正徳5年(1715)の改築で、肥前武雄製の赤瓦を使用し、長崎の地方色が認められる。天王殿は長崎では唯一の建物、堺の棟梁により宝永2年(1705)の上梁。黄檗宗の伽藍配置で中門の機能を有する。鐘楼は、遅くとも享保元年(1716)に竣工している。山門は堺の豪商・京屋宗休の寄進により、元禄16年(1703)に竣工した。(『長崎県指定有形文化財 聖福寺調査報告』2013)



聖福寺

聖福寺の境内は黄檗宗寺院特有の伽藍配置をよく継承し、以上の建築史的価値の高い貴重な建物は、国の重要文化財に指定されている。立山周辺一帯の寺院の墓地は、西側の本蓮寺後山から東側の永昌寺後山に至るが、聖福寺はその中央辺りに位置している。

○出島^{おらんだ}和蘭商館跡

出島は、寛永11年(1634)キリスト教の禁教を理由としてポルトガル人を一か所に收容するために、幕府が長崎の町人25人に命じて造らせた人工島である。島原・天草一揆ののち、ポルトガル人の渡航が禁止され、一時出島は無人となったが、寛永18年(1641)、平戸のオランダ商館が移転された。以来、安政の開国までの218年間、オランダとの交流の拠点として、貿易品のみならず西洋の科学や文化の流入の窓口として大きな役割を果たした。



出島和蘭商館跡

出島は、昭和26年(1951)から復元への取組みが開始され、これに伴う発掘調査により確認された護岸石垣は、保存整備のうえ顕在化されている。また、建物跡やオランダとの交流を物語る国内外の多彩な遺物が発見されており、これらの発掘調査成果と、江戸時代に描かれた絵図や、オランダに保存されている模型などの信頼度の高い資料に基づき、建物の復元事業が進んでいる。

なお、出島では「阿蘭陀正月」や「阿蘭陀冬至」などの行事も行われ、長崎奉行所の役人や通詞なども招かれたという。また、オランダ商館員たちは基本的に島外への出入りを制限されていたが、くもんちの際には、お旅所にオランダ商館員の観覧のための栈敷も設けられ、見物することができた。くもんち見物の様子は、長崎歴史文化博物館収蔵「諏訪祭礼図屏風」(江戸中期ごろ)にも描かれている。

○小野原本店

小野原本店は、安政6年(1859)に現在地(築町)でカツオ船主体の漁業と海産物商を創業した。特に、日本三大珍味に数えられる長崎名物「からすみ」を扱う老舗として知られている。大正7年(1918)1月の築町火災で全焼し、しばらくは仮設的な店舗であったが、大正15年(1926)8月に現在の建物が再建された。大正15年の上棟式の写真が残る(『長崎の町家(和風建築物)調査報告書』1996)。火災の経験から、建築計画に工夫が凝らされており、主屋の裏側は煉瓦の防火壁とし、主屋への延焼を防ぐために附属屋を煉瓦造として2階は鉄扉、1階はシャッターとしている。この強固な造りと防火対策のおかげで、原爆被災のときにも奇跡的に延焼を免れている。



小野原本店

築町市場に入る角地に面する黒漆喰の壁の商家建築として、風景になじんで親しまれており、繁華街である浜の町の入口にも位置することから、多くの人々が往来する鉄橋からも望見することができる。風格ある看板と黒漆喰の外壁は、長崎の特徴的な風景のひとつである。平成19年(2007)に国の登録有形文化財、平成23年(2011)に景観重要建造物となっている。

○常岡歯科診療所

昭和元年（1926）ごろに建設された商家建築で当時の外観を残す歴史的な建造物（『長崎の町家（和風建築物）調査報告書』1996）。建設当初より1階が住まい、2階が診察室の構成となっていた。間口5間半、奥行4間半、切妻屋根瓦葺平入りの木造2階建ての主屋と、中庭を介して奥に木造2階の離れがあり、西側に2階建ての増築部分がある。



常岡歯科診療所

くんちの庭見せの際は、邸内の玄関、座敷、車庫の3か所で飾りをした。表通りに面する格子の一部をはずすと仏間、座敷越しに中庭まで一望できるようになっている。表構えは1階の3間格子に、2階の黒漆喰壁、両開きの鉄扉が5つ並び、建物両側面に控え壁とうだつの意匠がある。平成23年（2011）に景観重要建造物となっている。

○料亭 春海

料亭春海は八坂神社の下の通りに面しており、建物は正面の石段を上がった先の、奥まった場所に位置する。明治40年（1907）に建てられた個人邸宅を昭和2年（1927）に料亭とし、昭和期に数度増築され、今日に至っている。建物は木造2階建て、玄関は入母屋破風を見せ、間口2間の広い空間をもち、4畳の畳敷きが客人を迎えるにふさわしい端整な雰囲気演出する。室内の部屋は庭園を眺めることができる。当建物は棟札から建設年代が明らかで、当初の書院造りを



料亭 春海

基調とした邸宅に年代を追うに従って数奇屋風の部屋を増築し、各室とも銘木や古木を巧みに使い風雅な意匠をもち、料亭らしい品格を現在に伝えるものである。現在は、料亭としての利用はなされていないが、建物は、平成27年（2015）に国の登録有形文化財、景観重要建造物となっている。

○花月

丸山の地には、寛永14年(1637)ごろ、遊女屋が3軒あったという。その後、寛永19年(1642)、それまで市中に散在する花街をこの地に集め、官許の遊女町とした。花月は、江戸時代の遊女屋「引田屋」の跡として知られている。花月は、文政元年(1818)ごろ、引田屋の庭園内につくられた茶屋の名称である。この地は、遊女町成立以来、向井去来^{むかい きょらい}や頼山陽^{らいさんよう}など多くの文人が訪れ、詩文・版画等に紹介されてきた。現在、花月内に向井去来^{むかい きょらい}の俳句や頼山陽^{らいさんよう}の書などが展示されている。また、天保12年(1841)『長崎古今集覧名勝図絵』では、出島に行く遊女の項で、引田屋の提灯を下げて向かう様子が描かれている。



花月

その後、明治12年(1879)の丸山の大火で類焼し、翌年花月の名称は引田屋の一部に移転した。大正末年に引田屋が廃業したが、花月の名称と引田屋の庭園・建物は現在に継承され、今日も料亭として営業されている。庭園・建物を含む遺構が良好に残されており、それらを含む敷地全体が、長崎県の史跡に指定されている。

ウ 市街地の環境

諏訪神社が創建された寛永期の長崎の市街地は、16 世紀後期に長崎湾奥に長く突き出した岬の先端につくられた6 か町を含む^{うちまち}内町23 町と呼ばれる範囲に加え、周囲に^{そとまち}外町と呼ばれる43 町が形成され、大きく発展していた。寛永11年（1634）に始められたくんちは、長崎の町が形成されていくなかで始められた祭りであった。

諏訪神社は、慶安元年（1648）に現在地に移るが、その眼下にはくんちを支える氏子の家々が連なるまちなみが広がっていた。幕府のキリスト教禁教政策により、幕府の保護のもと次々と創建された寺社は、市街を取り囲む立山周辺一帯や^{かさかしら}風頭山麓に林立し、長崎の町を寺社群が囲むようなまちなみとなった。寺院の背後の斜面には墓地が造成された。

また、市街地を流れる中島川の両岸は、長崎開港後の町の拡大に伴い整備が進み、中島川の流路も現在の位置で整備された。そして、兩岸の町を結ぶた



内町（白）と外町（赤）
（「寛永長崎港図」長崎歴史文化博物館収蔵）



寺院と背後の墓地



中島川の石橋群



石橋群と寺社群『肥州長崎図』1846
（長崎歴史文化博物館収蔵）

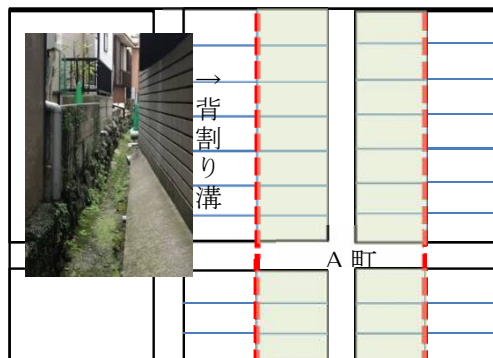
めに、通りを繋ぐ位置に橋が架けられた。「寛永長崎港図」には、中島川の各所に木橋に屋根がかかった木廊橋や飛び石が描かれているが、石造アーチ橋の眼鏡橋が架けられたのち、元禄12年（1699）にかけて、中国人や日本人豪商らによって多くの石造アーチ橋が架けられた。これにより中島川に多くの石橋群が架かる景観が生まれた。昭和57年（1982）の長崎大水害で一部流失したものの、眼鏡橋や袋橋などは流失を免れ、現存している。流失した橋は、元の石橋の名前を引き継ぎ、昭和の橋として新たに架橋されており、江戸時代由来の石橋とともに中島川の石橋群の景観を形成している。

寛文3年（1663）に市中の大部分の町が焼失した大火のあと、その復興に際して道幅と町割りが整備された。町の形態は、通りを挟んで両側が同じ町となるように造られており、町家の入り口（玄関）は通りに面して設けられた。裏手は隣町の家と背中合わせになり、背割り溝と呼ばれる大きな溝が通っており、これが町の境界となっていた。この町のつくりは、現在でも桶屋町から大井手町や東古川町から麴屋町などに見ることができる。昭和38年（1963）以降に町界町名の変更により町域が変わったところもあるが、平成に入り旧町名を復活させた町もある。くんちのつながりによって住民活動が活発化し、平成12年（2000）ごろから地元で旧町名復活の運動として、自治会での勉強会が始まり、平成17年（2005）、中島川右岸の広い範囲で旧町名表示板が設置され、ほかの町でも旧町名復活の運動が始まった。そして、平成19年（2007）には、当時、古川町と鍛冶屋町の一部が、「銀屋町」と「東古川町」として、正式に旧町名が復活することとなった。現代においても、くんちが地域コミュニティの核になっている一事例と言えよう。

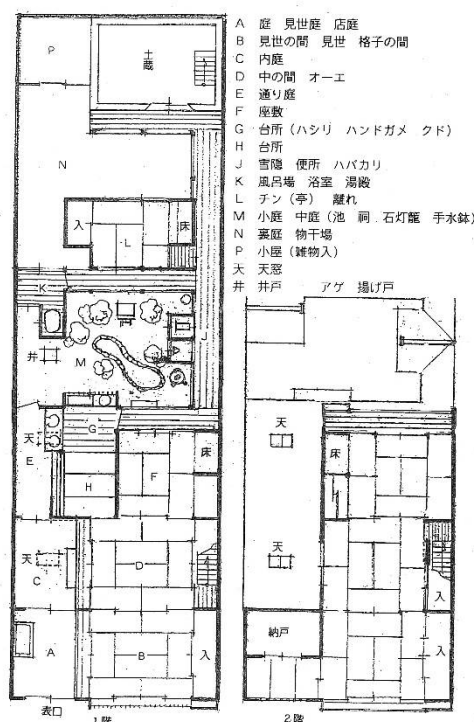
江戸時代の長崎の町家の多くは、俗に「うなぎの寝床」とも呼ばれ、通りに面した入口に対し、奥行が長い宅地形状となっている。専用住宅としての町家や表側に店舗のある店舗併用住宅の商家のつくりを残す建物を見ると、1階入口が土間で奥の中庭まで通り庭となっており、部屋は一系列に続いているなどの特徴がある。平成23年（2011）度に行われた町家の調査では、外観が残っている町家が50軒ほど確認されている。



旧町名を記した町名板



町境を示す背割り溝のイメージ


土蔵を有する町家の間取り図
（『長崎町人誌第6巻』より転載）

長崎市歴史的風致維持向上計画

長崎の和風建築は開放的な造りとなっているといわれ、くんちの庭見せと関係が見られるところがある。庭見せは10月3日に、その年の踊^{おどり}町で行われ、出し物や傘鉾、新調の衣装などを披露する行事である。長崎の町家は間口が狭く、奥に長く、中庭があることが特長で、庭を背にした座敷に新調の衣装や小道具、祝いの品々を飾った。表の格子は取り外しが出来るようになっており、外の通りから家の中がよく見えるように配慮した作りであった。また格子を外して内側から、表の通り行く行列や庭先回りを家族や客人と共に眺めるということもあった。

こうした町家作りも現在は少なくなり、ビル街に姿を変えたところでは、駐車場やガレージなどを利用して、共同で庭見せを行うところもある。

庭見せの場所は建物の構造の変化なども含め、多様化しているが、室内や外の空間で個性的に飾られた空間が解放され、まちなみのなかに溶け込み、祭りと一体感のある街路空間が生まれる。『長崎の町家（和風建築物）調査報告書』1996）

まちづくりに対する市民の関心は高い。戦後、中島川は荒れるままに放置されていたが、昭和48年（1973）に結成された「中島川を守る会」が中心になり、かつての清流を取り戻そうと市民を巻き込んでの清掃活動や啓蒙のためのイベントを開催し、また全国でも珍しい石橋群の保存活動も積極的に取り組んだ。現在は、長崎市景観計画における中島川・寺町周辺景観形成重点地区に指定され、和の風情が感じられるまちなみを活かすよう、建築物等の意匠や形態、色彩等の規制が行われている。また、寺町から風^{かざ}頭山麓にかけては風致地区に指定されており、良好な自然環境が維持されている。

市民や事業者による建築物の修景が盛んに行われており、店舗等を新築・改築する際に歴史的な長崎町家の意匠を取り入れるなどして、良好なまちなみ形成が進められている。伝統行事以外でも、「長崎夜市」など地域の歴史や環境を活かしたイベントが行われている。



まちなかに残る町家



表を開放し室内の飾りを見せる（庭見せ）



地域の歴史的な環境を活かしたイベント
（長崎夜市）

エ 営みと活動

(7) 長崎くんち

a はじめに

くんちは毎年 10 月 7 日から 9 日に行われる諏訪神社（長崎市下西山町）の秋の例大祭である（明治 7 年（1874）までは旧暦の 9 月に行われ、明治 8 年（1875）から 10 月に行われるようになった）。くんちは神社が執り行う神事と、氏子による踊りの奉納（奉納踊）の二つの要素から成り立っている。

諏訪神社には、諏訪、住吉、森崎の三神が祀られており、前日^{まえび}と呼ばれる 7 日に三体の神輿は大波止のお旅所へ「お下り」（^{くだ}とぎょ）（渡御）、中日の 8 日にはお旅所で例大祭などの神事を行い、9 日の後日^{あとび}に諏訪神社へ「お上り」（^{のぼ}かんのぎょ）する。



大波止お旅所での奉納踊
（「諏訪祭礼図絵巻」長崎歴史文化博物館収蔵）

あわせて、境内の踊り馬場やお旅所などでは、日頃の感謝と敬意をこめて、踊町^{おどりちょう}による奉納踊が奉納・披露され、ハレの日として長崎の街はもっとも賑わいをみせる。くんちの奉納踊は、昭和 54 年（1979）国の重要無形文化財に指定されている。奉納踊にはさまざまな芸能が含まれ、多彩な種類があり、長崎の文化的伝統を伝えるものとして重要な意義を持っている。

出し物を奉納する「踊町^{おどりちょう}」、神事の世話をする「年番町^{ねんばんちょう}」、神輿を担ぐ「神輿守町^{みこしもりちょう}」などの人々が、毎年交替でその役割を果たしている。「踊町^{おどりちょう}」は 7 年にいちど巡ってくる。踊町^{おどりちょう}は旧市街地の 59 町（「長崎伝統芸能振興会」調べ）であるが、経費や人手の問題で辞退することもある。また本来の順番以外の年に「特別参加」として出演することもある。「年番町」も踊町と同じ町の人々がやはり 7 年に一回担っている。7 年間に 2 回大事な役目を担うのである。踊町を済ませて 4 年目が年番町、年番町を済ませて 3 年目が踊町である。「神輿守町」はかつての長崎村の地区の人々である。その他にも、さまざまな人々や組織が役割を持ち、くんちでの役割を果たしている。

また、くんちへの奉仕が年ごとに回ってくる当番制度や、祭礼当日を中心とした年間における一連の行事といった古くから継続されてきたしきたりなどに、くんちが、江戸時代から今日にいたるまで、長崎の人々の生活文化に深く関わってきたことを見ることができる。諏訪神社の神事や奉納踊は、「寛文長崎図屏風」（1673 年ごろ）や「諏訪祭礼図絵巻」（江戸中期ごろ）など、絵画資料にも多く残されており、各時代におけるくんちの様子を伺うことができる。

b くんちを支える人々

くんちの運営は、諏訪神社をはじめ、年番町、神輿守町、踊町^{おどりちょう}など多くの人々が関わって行われている。大祭の中心行事である神事は、諏訪神社が主体的に行うもので、伝統的な古式に則り厳粛に行われる。年番町は、その年に諏訪神社で行われる神事祭礼のお世話や神輿行列のお世話などを行うほか、諏訪神社や大波止のお旅所に詰めて神事に奉仕する。神輿守町は、神輿の担ぎ手としてお下^{くだ}

り・お上りのぼを担っている。そして、踊町おどりちょうは、7年に一度奉納踊を披露する。

年番町は、奉納踊を奉納した踊町おどりちょうが4年後に務めるため、7年の間に踊町おどりちょうと年番町の2つの役割が回ってくる。踊町おどりちょうを辞退する町も、基本的に年番町は務めている。年番町は、くんちだけではなく1年間を通じて神事に奉仕するが、くんちにおける役割の主なものとしては、諏訪神社・お旅所の踊馬場における奉納踊りの運営の仕切り役をはじめ、お下りくだの従列供奉、お旅所の警備などがある。神幸行列では3組に分かれ、諏訪・住吉・森崎の各神輿の供奉を行う。各年番町の隊列は町旗を先頭に、役員や自治会の人々、本役、飛入りと続く。「本役」は正式な御供で男児は「旗」「隨身」「小太刀」「大太刀」「弓」、女兒は「汐汲」の各役を小学校中・高学年の子どもたちが担う。本役以外の子どもたちは「飛入」で、男の子は「矢五郎」女の子は「汐汲」とよばれる。それぞれ古式ゆかしい装束で参加する。

神輿守町は、江戸時代に由来する旧長崎村の各郷にあたる地域が務めている。お下りくだにあたって「諏訪」、「住吉」、「森崎」の3体の神輿を担ぐ大役で、6年に一度巡ってくる。現在、地域別に、片淵・木場・立山・夫婦川神輿守、西山神輿守連合会、十善寺地区神輿守奉賛会、神輿守小島連合会、高野平神輿守連合会、神輿守伊良林連合会の6団体が構成されている。

踊町おどりちょうは、基本的に7年に1度、町の象徴としての傘鉾かさぼこと、町ごとに創意工夫を凝らした独特の出し物を神前に奉納する。踊町おどりちょうは江戸時代より町数や順番年など、いくつかの変遷があったが、延宝4年(1676)から、長崎の総町80か町のうち、毎年出演する丸山町・寄合町、オランダ商館が置かれている出島町(昭和28年(1953)加入)を除いた77か町が、11か町ずつ、7つのグループに分かれ、7年ごとに奉納することとした。7年で1順するルールは現在も変わっておらず、また、昭和38年(1963)から始まった大規模な町界町名の変更で町域が変わったところが多いが、紺屋町こうやや新橋町こがわ、小川町など旧町名で出演している町も数多くある。踊町おどりちょうは現在59町で、踊町を辞退する町も、大部分が「年番町」は務めている。奉納する年ごとに7組に分かれ、それぞれがグループを組織し、相互扶助を行っている。

奉納踊は踊町おどりちょうのみならず、各専門の人々によって支えられている。くんちに欠かせない音曲のシャガリの演奏は、東長崎の人々で結成された「長崎シャガリ組合保存会」が各踊町おどりちょうから依頼を受けて出演している。また、傘鉾かさぼこは、各踊町おどりちょうの者ではなく、「長崎傘鉾組合」が受け持っている。くんちの華である本踊(日本舞踊)は、花柳流や藤間流の師匠や長崎検番に請け負ってもらい、その社中や芸妓衆が出演する。同じく、地方じかたは長唄の師匠に依頼し、その社中が出演する。

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

しんせいかい 神清会（9町） 踊町：平成25年	おげやまち ふなだいくまち さかえまち もとしつくいまち まるやままち よろずやまち <u>桶屋町、船大工町、栄町、本石灰町、丸山町、万屋町</u> おおいでまち できだいくまち やちよまち 大井手町、出来大工町、八千代町
ななわかい 七和会（7町） 踊町：平成26年	こうぜんまち やはたまち にしはまのまち まんざいまち ぎんやまち ごとうまち こうじやまち <u>興善町、八幡町、西浜町、万才町、銀屋町、五島町、麴屋町</u>
ときわかい 常磐会（9町） 踊町：平成27年	しんばしまち すわまち しんだいくまち かなやまち えのきづまち にしふるかわまち にぎわいまち <u>新橋町、諏訪町、新大工町、金屋町、榎津町、西古川町、賑町</u> とぎやまち もとかみやまち 磨屋町、本紙屋町
せいめいかい 清明会（7町） 踊町：平成28年	うわまち あぶらやまち もとふなまち いまかごまち かじやまち ちくごまち <u>上町、油屋町、元船町、今籠町、鍛冶屋町、筑後町</u> なかまち 中町
しょうへいかい 昭平会（7町） 踊町：平成29年	うままち ひがしはまのまち やさかまち どうざまち つきまち <u>馬町、東浜町、八坂町、銅座町、築町</u> ひろばまち うめがさきまち みなとまち 広馬場町、梅ヶ崎町（湊町）
ほくとかい 北斗会（11町） 踊町：平成30年	こうやまち でじままち ひがしふるかわまち こがわ もとふるかわまち だいくまち かばしまち <u>紺屋町、出島町、東古川町、小川町、本古川町、大黒町、樺島町</u> やおやまち いせまち えびすまち ろかすまち 八百屋町、伊勢町、恵比寿町、炉粕町
やひろかい 八尋会（8町） 踊町：令和元年	いまはかたまち うおのまち たまぞのまち えどまち かごまち <u>今博多町、魚の町、玉園町、江戸町、籠町</u> ふるまち さくらまち かつやままち 古町、桜町、勝山町

踊町一覧（下線の町は踊町として参加した町／令和元年度現在）

北斗会（紺屋町、出島町、東古川町、小川町、本古川町、大黒町、樺島町、八百屋町、伊勢町、恵美須町、炉粕町）

八百屋町、伊勢町、恵美須町、炉粕町)

八百屋町、伊勢町、恵美須町、炉粕町)

古町、桜町、勝山町)

古町、桜町、勝山町)

万屋町、大井手町、出来大工町、八千代

万屋町、大井手町、出来大工町、八千代

五島町、麴屋町)

西古川町、賑町、磨屋町、本紙屋町)

西古川町、賑町、磨屋町、本紙屋町)

後町、中町)
町、梅香崎町(湊町))

80

c 行事の流れ

くんちに関する一連の行事は、6月1日の「小屋入り」から始まる。江戸時代、町内に小屋を建てそこで稽古を始めたことに由来する。その年の踊^{おどりちょう}町の役員や出演者が、稽古始めにあたり清^{きよはらい}祓^{はらい}をうけるもので、諏訪神社、八坂神社に詣で、奉納踊の稽古の無事と奉納の成功を祈願する。午後はシャギリや出し物の囃子を伴い、打ち込みと称し関係者へ挨拶回りを行う。夏休みに入ると本格的な稽古や準備が始まる。盆過ぎから、栈敷の建設が始まる9月中旬まで、本場所となる諏訪神社、おくんち広場（お旅所）、八坂神社、中央公園などで、「場所踏み」と称した本番さながらの稽古が行われる。

10月に入ると、1日には大祭神事の開始を諏訪神社で奉告し無事を祈願する。3日の夕方から午後10時ごろにかけて、各踊^{おどりちょう}町が奉納する出し物などの準備が整ったことを披露する行事として「庭見せ」が行われる。町内の家々の軒先には「御神燈」が吊るされたり、家紋を染め抜いた幔幕^{まんまく}が張られる。庭見せを行う家や店などの場所では、衣装や道具類、贈られた「お花」（お祝いの金品）を飾って披露する。かつては庭を開放し、座敷には屏風を立て、床には掛け軸を掛け、代々家に伝わる書画骨董を披露したものである。また、栗・柿（とんご柿）・桃饅頭をそれぞれ盛り、生花を飾る。大きな屋敷では、順路を設けて庭を公開するところもある。見物人に神酒や甘酒を振る舞う踊^{おどりちょう}町もあり、この日、各踊^{おどりちょう}町界隈は夜まで多くの人出で賑わいを見せる。

歴史的建造物などでの庭見せの事例は、小野原本店や料亭春海、清水寺を背景とした石段下の広場、出島和蘭商館跡、花月、江崎べつ甲店、常岡歯科診療所など、建物の中や店先が庭見せの場所として使われることもあり、多くの見物人が訪れ、賑わいをみせる。

翌4日には各踊^{おどりちょう}町において町内の人々に無事に出し物の稽古が仕上がり、準備が整ったことを披露する「人数揃い^{に いぞろ}」が行われる。例えば、平成28年（2016）では、今籠町（踊^{おどりちょう}町）が町内の崇福寺三門前で人数揃い^{に いぞろ}を行ったが、6人の踊子が振る白い晒が赤い三門を背景に映え、周囲の景観と一体となり、多くの見物人が集っていた。このように各踊^{おどりちょう}町は、それぞれの町で奉納踊りの仕上がり^{かきぼこ}を披露する。傘鉾もこの日に初めて本番どおりに組み立てて担ぐことになる。このころになるとくん



庭見せの様子

1. 東浜町の傘鉾（平成28年） 2 お花（祝いの品） 3. 栗・桃饅頭・柿 4. 衣装の展示 5. 店舗の庭見せの様子

ち本番への期待に長崎市民は心を躍らせるのである。

くんちがはじまる 10 月 7 日(前日)、諏訪神社では神体を神輿に移す遷御祭が行われる。午前 7 時、開始の合図があり、一番目の踊町が諏訪神社の踊り馬場に入場し、奉納踊が開始される。踊町の入場は傘鉾が先頭になり、会長以下の役員があとに続く。長坂の上の大門に向かい拝礼する。始めに傘鉾の奉納が行われ、そのあとに出し物を披露する。すべての踊町の奉納が終了し、午後になると、神輿のお下りが行われ、諏訪神社に合祀されている三神の神輿が大波止のお旅所に向かって出発する。中日の 8 日は、お旅所で例大祭の神事が行われる。この日は八坂神社でも奉納踊が行われる。後日の 9 日はお旅所で踊町の出し物が奉納され、その後、神輿がお旅所を出発する(お上り)。行列を従えて、諏訪神社へ戻る。10 月 13 日にくんちの無事終了を報告する直会神事を諏訪神社で行い、大祭が終了となる。



人数揃いを行う今籠町(2016)

d 神輿巡行

神輿の巡行では、神輿守町の人々が神輿を担ぎ、神輿の行列に、神職をはじめ神事や祭礼進行の役割を担う年番町の役員ほか約 1,000 名が随行する。隊列は、町旗を先頭に、役員、本役、飛入り、その他役員と続く。本役は神輿に従う正式なお供で、旗・隨身・小太刀・大太刀・弓・汐汲み・さしはの各役があり、子供たちがその役を担う。飛入りは、町内の希望者で構成される。

お下りのルートは、諏訪神社の長坂を下り、馬町に出て市役所前を通過し、旧県庁前から大波止方向に坂を下って、長崎港ターミナル近くのおくんち広場に設けられた大波止のお旅所へ向かう。お上りのルートは、大波止から旧県庁前を直進し、築町側に折れたあと、鉄橋を渡って浜の町アーケードを直進する。鍛冶屋町から左に曲がり寺町通りに入り、さらに銀屋町から中通りを通り抜け、伊勢宮神社前を通って馬町、長坂に至る。お下りとお上りの際、勇壮な「もり込み」と呼ばれるものが行われる。もり込みは、神輿を担いで疾走し、み霊を揺することで神に霊力を取り戻してもらう意味を持ち、別名「魂振り」ともいう。もり込みは、お下りでは、諏訪神社一の鳥居から日銀坂下やお旅所に入る手前で、お上りでは、旧県庁坂や諏訪神社の長坂で行われる。



神輿の出発(一の鳥居)



担ぎ手たちがもり込みを行う



神輿の行列

e 奉納踊

踊^{おどりちょう}町が町ごとに趣向を凝らした奉納踊を行う。出し物を奉納する際、一番始めに傘鉾^{かさぼこ}が披露される。傘鉾^{かさぼこ}とは町の象徴で、町印として用いられるもので、踊^{おどりちょう}町の列の先頭にたち、各町の町名に因んだ意匠を凝らした様々な飾りがシンボルとして施されている。傘鉾^{かさぼこ}の構造は、鉾にあたる棒の上に傘が載り、その上に飾り物を載せる。飾りには、神事に関するものや町の歴史や町名に因んだもの、出し物に因むものなど、さまざまである。棒は太い竹が用いられる。傘の縁には輪を取り付け、傘の縁に巡らせて、垂れ（さがり）と呼ぶ織物や羽二重などで作られた幕を下げる。棒の根元には一文銭の束（およそ 3,000 枚）を括り付けて上部と下部との重量のバランスをとるようにしている。飾りや垂れは、江戸時代に製作されたものも多く、伝統工芸品として文化財指定を受けているものもある。傘鉾^{かさぼこ}の重さは 100 kg を超えるが、担ぎ手は 1 人で担ぎ、傘鉾^{かさぼこ}を回したり、小走りで走ったりする演技を披露する。傘鉾^{かさぼこ}の担ぎ手は岩屋、田手原、本河内、三川、川平、柳谷の 6 地区からなる「長崎傘鉾^{かさぼこ}組合」を組織している。

また、くんちに欠かせない音曲のシャギリは、踊^{おどりちょう}町に伴う囃子^{はやし}のことで、笛と締太鼓を用いる。一組につき 7 人編成となり、踊^{おどりちょう}町が移動する際や奉納場所で傘鉾^{かさぼこ}が奉納される際、庭先回りなど、あらゆる場面で演奏される。現在、シャギリの音曲は、東長崎地区の田の浦、平野、間の瀬、戸石、中尾の人々で結成された「長崎シャギリ組合保存会」が継承している。傘鉾やシャギリは長崎伝統芸能振興会が仲介をし、各踊^{おどりちょう}町を担当する。



諏訪神社での奉納踊



上から飾り・輪・垂れ（元船町の傘鉾）



シャギリ

f 庭先回り

くんちの3日間、各踊町^{おどりちょう}は、諏訪神社、お旅所、八坂神社、中央公園などの本場所で、奉納・披露する。それが終わると「庭先回り」を行う。庭先回りは、奉納を終えた踊町^{おどりちょう}が町中の店舗や家々を訪れ、敬意を表して出し物を披露する（本場所のときよりも短くしたものを演じる）。あいさつ回りを行うもので、諏訪神社で神様に奉納した奉納踊のおすそ分けとして縁起がよいとされている。庭先回りには、先に踊町^{おどりちょう}の帳面方が「呈上札^{ていじょうふだ}」を持って先触れし、その後出し物が演じられる。呈上^{ていじょう}を受けた家は、踊町^{おどりちょう}へ、のちに「お花」と呼ばれる御祝儀を届ける証として裏に住所と氏名を書いた「花紙」を渡す。庭先回りにより町中に出し物がくり出されるため、町のあちこちでシャギリの音色や出し物の囃子が聞かれ、町中がいっそう華やかな祭の雰囲気となる。商店や各家々の前で演じられる出し物は、中島川に架かる眼鏡橋や桃溪橋、袋橋などの石橋を通り、アルコア中通り商店街、浜町アーケード街などの市街地を移動する。



くんちの風景（袋橋を渡る傘鉾）

g 主な出し物

踊町^{おどりちょう}の出し物は、おおまかに「本踊」「曳物」「担ぎ物」「通り物」に分類される。「本踊」は、日本舞踊で現在は長唄ものが多い。「曳物」は川船、唐人船、龍船、御座船、オランダ船など船の形にした山車に車を付けて、若者たちが勇壮に曳き回す。「担ぎ物」は太鼓山（コッコデショ）、鯨太鼓がある。大勢で担ぎ、放り上げて、片手で受け止めるなどの技を見せる。「通り物」は大勢の人々が仮装で参加した行列もので、道中を練り歩く一連の行列を見せ、龍船に付随したアニオーさんの行列などがあつた。「通り物」はくんちの初期の形態を残すものであつたが、戦後姿を消した。その他、龍踊^{りゅうおどり}、獅子踊などもある。

出し物は、国際貿易都市の長い歴史を持つ長崎の土地柄を色濃く反映しており、港町として交流していた国内各地の芸能の影響がみられるものや、国際色豊かな出し物が多く見られる。

奉納踊に対し、見物人から掛け声がかかるが、そこにも長崎の特徴がみられる。曳物などの出し物へのアンコールには「モッテコーイ」、本踊へのアンコールには「ショモーヤレ」、傘鉾^{かさぼこ}が舞うときには「大きく回れ」の意味の「フトーマワレ」などがある。そして、出し物を褒める際の「ヨイヤー」である。「ヨイヤー」は元々ハタあげのときの掛け声であつたが近年くんちでもよく使われる。いずれも桟敷などから大きな声をかけ、それに踊町^{おどりちょう}が応じ、場内は一体となる。

次に主な出し物について、いくつか事例を紹介する。

○阿蘭陀万歳 おらん だ まんざい

「漂流してきたオランダ人が日本の「萬歳」をおぼえて祝儀にまわる」というストーリーで、阿蘭陀とはいいいながら衣装は南蛮屏風に描かれているような風俗で、手にしているのは三河万歳の萬歳が持つ中啓（扇の一種）と才三が持つ鼓をアレンジした小道具である。本来萬歳と才三の2人の踊りであったが、くんちでは町娘や唐子が加わり、長崎らしい演出になっている。



阿蘭陀万歳

○川船

曳物ひきものの代表的なもので、川船はやしかたに囃方（大太鼓、締太鼓、鉦）を乗せ、船頭に扮する子供が船の先頭で網を投げ、魚をとる妙技を披露する。船を曳く根曳ねびきと呼ばれる曳き手たちによって、川の激流で川船が動く様子などを、船を勇壮に曳き回してみせる。7か町が奉納し、毎年見ることが出来るが、各町で船の回し方にもこだわりがある。



川船

○鯨の潮吹き

鯨の姿をした曳物ひきものと船頭に扮した子どもたちが乗る5艘の小船と囃子方の納屋船で構成され、鯨を港に引き込み納屋で大漁を祝い、我が国の古式捕鯨の様子を表現している。竜吐水（手押しポンプ）を使い、潮を噴き上げる鯨を根曳衆がずぶぬれになりながら威勢よく曳き回す。万屋町が奉納する出し物で安永7年（1778）に、町内に来ていた唐津呼子の者の勧めで奉納されたのを始まりとする。



鯨の潮吹き

○太鼓山（コッコデショ）

4本の担ぎ棒に大太鼓を囲む櫓を組み、その上に5色の大きな座布団を載せている。4名の太鼓打ちが座った太鼓山を36名の若者が担ぎ、力強い掛け声と太鼓の音で廻し、放り上げ片手で受け止める勇壮な出し物である。江戸時代、長崎港に入る堺船は、樺島町の宿を定宿にしていたといわれ、その船乗りが、大阪府河内・泉州地方やその周辺で担がれる大型の太鼓台（布団太鼓）を伝えたといわれる。



コッコデショ

じゃおどり
○龍 踊

雲の上の黄金の宝珠を龍が追い求める様を中国楽器の囃子に合せ、爆竹が打ち鳴らされる中、玉遣いと 10 人の龍の遣い手が巧みに生きた龍のごとく勢よく果敢に舞い踊る。囃子方の長ラッパは龍の鳴き声を表す。江戸時代中期に唐人屋敷に隣接する籠町が、唐人に習って奉納踊としたものである。現在 4 か町が奉納しているが、籠町と諏訪町の龍 踊 は、県の無形民俗文化財に指定されている。



龍 踊

h 長崎くんちと美術工芸

くんちの飾りは、長崎の美術工芸を育んできており、奉納踊で用いられる傘鉾や衣装などに、多くの美術工芸作品が使われている。傘鉾の垂れや川船等の船頭衣装などを飾る長崎刺繍は、17 世紀後半に来航する中国人が伝えたと言われる。刺繍の特徴は、撚った糸に着色して繊細な濃淡のぼかしを施すこと、刺繍の下に綿や「こより」を入れて立体感を出すなど、日本刺繍とは異なる様相を呈し、多くの技法を用いて作られる。精緻で華やかな長崎刺繍は、くんちの奉納踊りを彩る。長崎刺繍の技術は、平成 22 年（2010）に県の無形文化財に指定されている。万屋町の傘鉾の垂れ「魚尽くし」は、躍動感ある本物のような魚の刺繍が飾られているものであるが、技術保持者の嘉勢照太氏は、これを下絵から含めて 10 年以上かけて復元し平成 25 年（2013）から使用されている。また同氏は、「長崎刺繍」の保存・継承と発展を目指し、「長崎刺繍再発見塾」を立ち上げ、市民の参加を得ながら、技術の継承にも力を注いでいる。

傘鉾飾りに見られるガラス細工はビードロ細工とも呼ばれ、江戸時代から製作されている。市の有形文化財「魚の町の傘鉾飾り」では、町の名にちなんだ魚籠や打網などが精巧に作られている。海外との窓口であった長崎に伝来した海外の工芸技術は、長崎の人々に受容され、多くの作品を生み、町人の祭礼であるくんちの奉納踊りにふんだんに用いられ、よりいっそう華やかに彩られている。

【長崎市の有形文化財に指定されている傘鉾（カッコ内は文化財名称）】



魚の町の傘鉾
（魚の町の傘鉾飾）



万屋町の傘鉾
（万屋町傘鉾垂一式）



桶屋町の傘鉾
（桶屋町傘鉾飾及び十二支刺繍）



諏訪町の傘鉾
（諏訪町傘鉾垂及び下絵）

(4) 盆行事

a はじめに

盆行事は、先祖の霊を迎え供養する行事で、長崎では初盆の家が、8月15日の夕方から夜にかけて亡くなった人を浄土に送る「精霊流し^{しょうろう}」が全国的に有名である。

江戸時代は旧暦7月13日から15日までの3日間行われた。明治半ばまでは旧暦7月であったが、コレラの流行により新暦7月に変わり、昭和27年(1952)からは、盆行事の時期が新暦8月13日から15日までになり、今日に至る。江戸時代は、旧暦7月1日夜に、家の軒先に「迎灯籠」(提灯)を下げて先祖の霊を迎え、盆に現世へ戻った霊を再び西方浄土へ送る精霊流し^{しょうろう}が終わった翌日から月末にかけて、先祖の霊を見送るため「送灯籠」を下げた。13日には家々で精霊棚^{しょうろう}と呼ばれる壇を設け、精霊孤^{しょうろうこも}に位牌を並べ、供物を備え、墓所にも提灯を灯した。

8月13日からの盆行事や精霊流し^{しょうろう}は、現在の形に変化しながらも続けられている。

b 盆の墓参り

江戸時代から、中心市街地を取り囲む立山・風頭山^{かざがしら}麓に寺社群が建ち並び、後山には墓地が形成された。土地が狭いにも関わらず、長崎の墓は広く作られており、盆の墓参りでは、比較的長い時間を過ごす。長崎歴史文化博物館収蔵の「寛宝日記」(1633~1708)によると、長崎の盆の墓参りでは花火をする風習が古くからあったようで、江戸時代には唐人鉄砲とか音火矢^{おとびや}、矢火矢^{やびや}などと呼ばれた花火を盛んに上げていた。文化・文政年間(1804~1829)に書かれたとされる「長崎名勝図絵」には、お盆の時期に、墓地に提



盆の墓参りの様子

灯を掲げる様子が描かれていることから、江戸後期にはすでに行われていたことが分かる。墓地には提灯を掛ける架台が設けられており、一つの墓所に掲げる提灯は30から40、初盆の家では100余にも至ったという。

現在でも、墓地に家紋の入った提灯を飾り、初盆を迎える家では、それが何段にも及ぶところもある。そして、子供たちは爆竹や矢火矢^{やびや}、手持ち花火を楽しみながら、賑やかに墓参りを行う。現代では少なくなったが、飲食物を持ち込んで墓前で宴会をする姿も見られる。

清水寺や皓臺寺^{こうたい}、興福寺、聖福寺など、寺院群の背後の墓地で浮かび上がる提灯や花火の光と、爆竹の音や火薬の匂いが入り混じるなか、老人から子供までが墓と一緒に時間を過ごす姿は、周辺の寺院群と一体となって、長崎の特有の盆の風情を作り出している。

c 精霊流し

8月15日は「精霊流し」が行われる。長崎の家では、精霊菰に盆の御供えを包み、精霊船に乗せたり、またはそれぞれの家で、流し場に持っておく。現在は、尾上町や元船町などそれぞれの場所に設けられた流し場まで流しに行く。

精霊船の起源については諸説あり、古船を造って供え物を載せて流した、唐人の「彩舟流し」から出たもの、などともいわれている。「長崎名勝図絵」(1804~1829 ごろ)には麦わらで造った小船に帆を掛けて、担いで流す様子が描かれている。江戸時代には竹と麦藁でできた船を担いで、長崎港に流していたものが、現在は船に車輪をつけ、人力で動かして流し場に集める。

精霊船は、初盆の家がそれぞれに製作する船と、町内が共同で作る「もやい船」がある。現在は、ペットの船が出されたり、あるいは団体や病院などが1年間に亡くなった人の霊を供養する意味で船を仕立てたりすることもある。精霊船は、故人の趣味に関係するものなどを飾るなど、趣向を凝らして故人をしのぶものが多い。

精霊船の製作はおよそ一週間前から始められる。時期が近付くと、石橋群のある中島川沿いなどでは、もやい船を製作する様子が見られるなど、町のあちこちで製作中の精霊船が見られ、盆の訪れを感じる。精霊船の構造は、大きくは、軸先のみよし、船体、舵、帆により構成されており、みよしがラップ状に大きくなっている点が特徴である。みよしは、軸先の部分を円錐状に大きく広げ、その内側に照



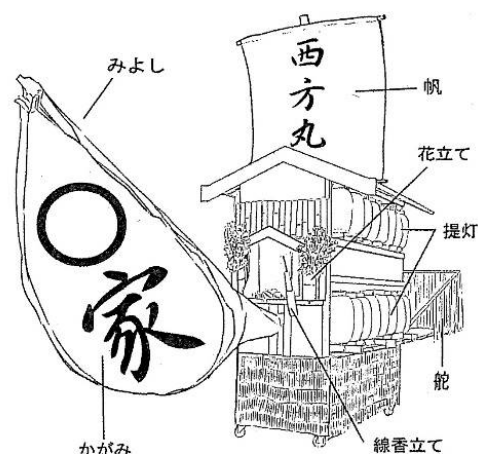
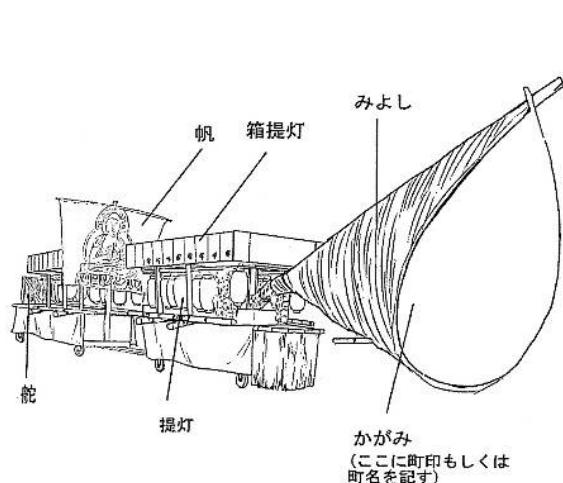
製作中の精霊船



袋橋のたもとで製作される精霊船



精霊菰（流し場の菰置き場の様子）



※各名称は、町によって異なる場合がある。

精霊船の構造 左がもやい船、右が個人の船（『長崎学』創刊号より転載）

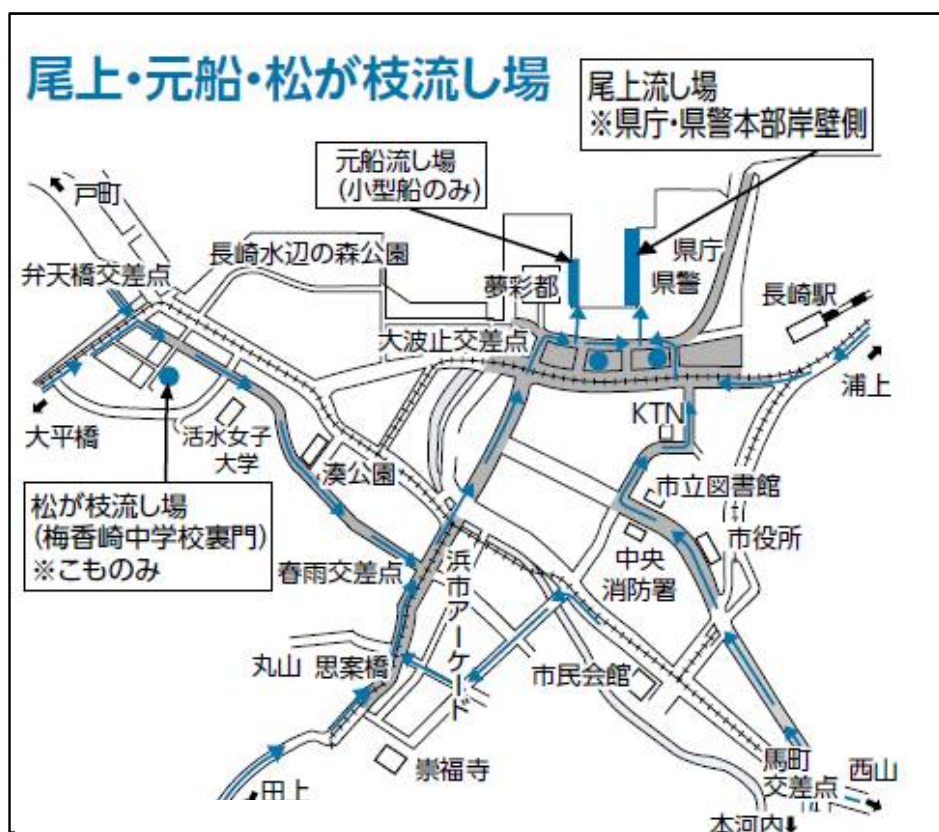
明を取り付け、町名や家の名前の書かれた「かがみ」を前面に掲げるものである。帆には「西方丸」や「南無阿弥陀仏」などを書いて掲げるのも伝統の様式である。

精霊船^{しょうろうふね}は各家庭等から流し場まで、故人の親族や地域の人々など、関係者が手押しで運ぶ。現在、精霊流し^{しょうろうし}の行列は、喪主が先頭に立ち、ぶら提灯を下げ、行列の先頭に立つ。次に印灯籠^{しるし}と呼ばれる提灯を持つ数人が行く。印灯籠は、船を先導するもので個人の家であれば家紋と家の名、もやい船であれば町印や町名を記している。そして、鉦が続き、道中は「チャンコンチャンコン」と鉦を叩き「ドーイドーイ」という掛け声をかける。さらに、花火を持つ人々がおおり、爆竹や花火をバチバチと鳴らしながら、しめやかに進んでいく。

現在は、環境への配慮から船を直接長崎港には流さないが、各所に船の流し場を設けており、そこまで船を運び解体する。主な流し場は大波止から尾上町周辺の長崎港の岸壁で、そこにつながる主要道路が経路となっている。特に、旧長崎県庁前の坂が最も見物人などが集まる場所となっている。



精霊流し



精霊流しの主な経路（交通規制図）

オ まとめ

長崎開港後、中島川周辺を中心に町人町が形成された。立山周辺一帯や風頭山麓^{かざがしら}から中島川の沿岸にかけては、山麓の寺社群とその後背の墓地群、そして平地の町という近世の都市構造が現代に継承され、寺社群、町家群、石橋群などがそれを物語っている。

江戸時代から連綿と続く年中行事や祭礼が行われており、夏、盆の時期になると、家々の軒先に迎

長崎市歴史的風致維持向上計画

灯籠が下げられ、ほのかな灯りが通りを照らす。山麓の墓地では、墓参りの花火の音と火薬の匂いが広がり、まちなかにも盆の到来を感じることができる。8月15日の夜、精霊流し^{しょうろう}で盛大に故人を送り出し、儚くも賑やかな長崎の盆は幕を閉じる。

秋、くんち行事が近くなるにつれて、家や商店の軒先に幔幕^{まんまく}を張るところが見られ、庭見せや人数揃い^{ぞろ}などが行われ、徐々にまちなみがくんち色へと移り変わっていく。10月7日からの3日間は、「くんち一色」となり、前日の諏訪神社の奉納踊と神輿の巡行にはじまり、その後、町のあちこちで庭先回りが行われる。お旅所^{お旅所}周辺には露店が並び、子供から大人まで、多くの市民で賑わう。くんちは踊町ばかりでなく、出し物に欠かせないシャギリ方や傘鉾持ち、衣装に見られる美術工芸の製作者など、多くの人々に支えられている。

このように江戸時代から、市民に受け継がれている長崎独特の年中行事や祭りが、多くの人々で支えられ、親しまれており、都市景観とともに、長崎独自の歴史的風致を伝えている。



近世長崎の町人文化にみる歴史的風致の範囲

(2) 中国文化の伝来にみる歴史的風致

ア はじめに

長崎は、地理的に中国大陸と近く、古くから関わりを持っていた。特に、寛永12年(1635)、唐船(中国船)の貿易を長崎一港に限り、長崎奉行の管理下で中国貿易が行われるようになると、来航した中国人たちは長崎市中に宿泊し、本国の文化や生活習慣を持ち込んだ。また、彼らが建立した唐寺には、多くの唐僧が渡来し、多分野にわたる中国文化を伝えた。なかでも黄檗山万福寺の隠元隆琦の渡来を機に、黄檗文化が伝えられ、やがて長崎から全国へ広がっていった。元禄2年(1689)には、来航する中国人の収容施設として現在の館内町に唐人屋敷が設けられ、以後、幕末の開港まで、芸術や芸能、風俗慣習など様々な中国文化の流入の窓口となった。また、元禄15年(1702)唐船の貨物蔵として建設された新地蔵は、安政6年(1859)の開港後、来航した中国人の商業活動の拠点として華僑街が形成され、現在も「新地中華街」として賑わいを見せている。

このように、中国と長い交流の歴史を持つ長崎には、興福寺や崇福寺などの黄檗寺院、唐人屋敷跡などの文化財が現存し、年中行事、日常の食生活などに中国文化の影響を見ることができる。中でも、中国の旧正月である春節から元宵節にかけての祭事を源流としている「長崎ランタンフェスティバル」は、市民や来訪者に中国文化を伝える一大イベントとなっている。また、夏の終わりには、先祖供養の中国盆が行われ、全国から多くの華僑の人々が崇福寺を訪れる。これらの年中行事は、かつて唐寺と呼ばれた黄檗寺院や新地中華街をはじめとする中国ゆかりの場所を中心に実施されている、異国情緒豊かな長崎ならではの風物詩である。



19世紀の唐人屋敷の様子(唐館図「唐館蘭館図絵巻」1801/長崎歴史文化博物館収蔵)

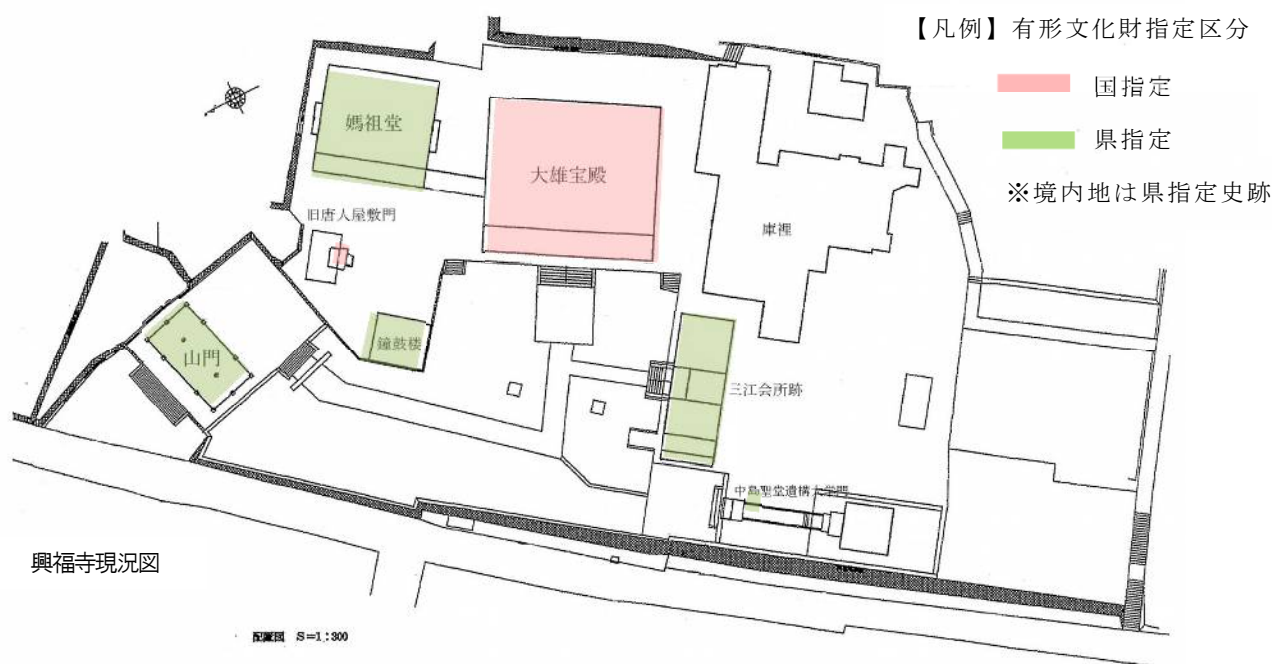
イ 歴史的建造物

○興福寺

興福寺は、風頭山麓の寺町に所在する黄檗宗の寺院。元和6年(1620)、長崎に渡来した中国江西省出真の真円が開き、媽祖を祀った。後に大雄宝殿や媽祖堂が建立された。中国福建省の黄檗山万福寺の住職隠元は、興福寺3代住職逸然の招請に応じて渡来、同寺に入り、住職となった。黄檗宗発祥の地であり、寺域は県の史跡に指定されている。

大雄宝殿(本堂)は、明治16年(1883)に中国の工匠による純粋な中国建築として再建された(『長崎県建造物復元記録図報告書(黄檗)』1988)、巧緻な彫刻や華麗な彩色、氷裂式組子の丸窓など特徴がみられる建物で、国の重要文化財に指定されている。このほか、寺域内には県指定有形文化財の山門(堅額の年紀より元禄3年(1690)築と推定)、同媽祖堂(横額の年紀より寛文10年(1670)ごろと推定)などの建造物が配置されている。

長崎の唐寺の特徴の一つに、媽祖堂の存在がある。媽祖は道教における海上守護神として華南地方で深く信仰されていた。長崎に来航する唐船には、媽祖像が祀られており、港へ着くとそれぞれ由縁の唐寺の媽祖堂に安置された。元々長崎の唐寺は、同郷出身の中国人の集会所(郷幫)で媽祖が安置されていたものが、後に唐寺として整備されたものである。



興福寺 媽祖堂



興福寺 大雄宝殿



大雄宝殿の氷裂式組子

○崇福寺

崇福寺は、鍛冶屋町に位置する黄檗宗の寺院で、後山には墓地が広がる。寛永6年（1629）に長崎で貿易を行っていた中国福建省福州府出身の人たちが、福州府から僧超然を招いて開いたのが同寺の始まりである。

国宝の大雄宝殿は、大壇越何高材の寄進により、中国で材を切り組み、唐船で運び、長崎で組み立てた建物で、随所に中国の建築様式が見られる。正保3年（1646）の建立で、堂内の柱に年紀と何高材の名前が彫られている。墨書や棟札などからその後も大小の修理をされたことが分かり、延宝8年（1680）に下層部に上層部を付加、重層の現在の建物になった。その結果、上層部の建築細微の様式は和様を基調しているが、両者は調和した形となっている。同じく国宝の第一峰門は、境内の長い石段をのぼり詰めた所に位置している。「唐通事会所日録」の元禄8年（1695）によれば、大雄宝殿と同様に中国浙江省寧波で材を切り組み、唐船によって運ばれたもので、長崎で再建されたものである。軒下の組み物に特徴があり、「四手先三葉棋」と呼ばれる複雑巧緻な組物は、我が国では他に例がない。極彩色の吉祥模様や朱丹一色塗であるなど、崇福寺のなかで存在感のある門となっている。

崇福寺内には、入口に竜宮門の形をした国の重要文化財の三門（棟木の墨書により嘉永2年（1849）建立）、同じく重要文化財の媽祖門（屋根部材の墨書等により文政10年（1827）建立）などの建造物が現存しており、朱色に塗られた外壁が独特の唐寺の様相を呈している。中国盆などの行事の際は、さらに中国風に飾りつけられ、中国文化の情緒あふれる景色へと変わる。



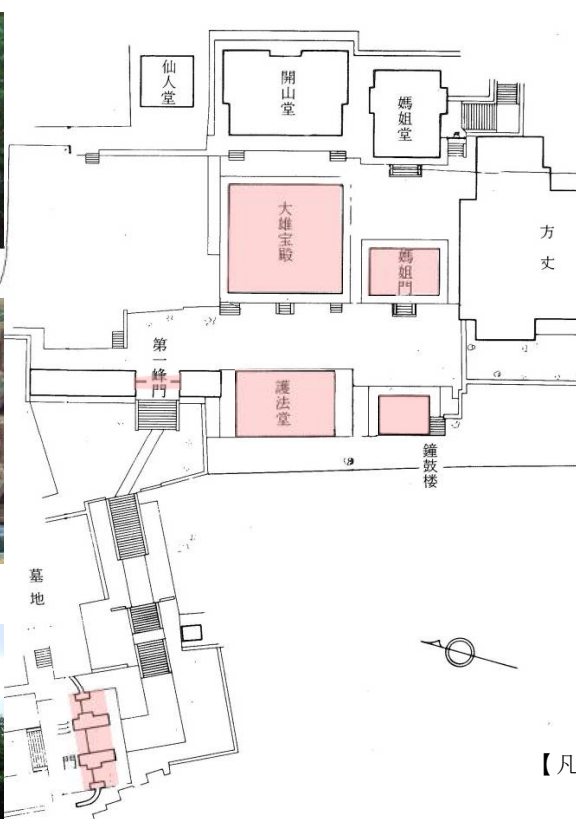
国宝 崇福寺第一峰門



第一峰門の四手先三葉棋



重要文化財 崇福寺三門



崇福寺現況図



国宝 崇福寺大雄宝殿



重要文化財 崇福寺媽祖門

【凡例】有形文化財指定区分

国指定

※媽祖堂は県指定史跡

○孔子廟

長崎の孔子廟は、正保4年(1647)、向井元^{げんしやう}升が東上町に聖堂(立山書院)を設けたことに始まる。明治に入り、長崎の華僑が清国政府と協力を得て、明治26年(1893)大浦居留地に建立したのが、今日の長崎孔子廟である。中国山東省曲阜にある総本山なみに、建物の随所に壮麗な伝統美を凝らした日本で有数の本格的中国様式の霊廟である。当初は黒い瓦であったが、70年後、昭和42年(1967)の大改修で、現在の黄色の瓦となり、より一層彩り豊かな極彩色の建物となった。孔子廟が建てられた年は、このときの改築の際に確認された棟札と瓦の銘によって明らかにされた。また、礎石や敷石、柱や天井の梁など旧材が用いられている部分があり、創立当時の様子を伝えるものも少なくない(『時中 長崎華僑時中小学校史・文化事誌』1991)。

明治38年(1905)には、華僑の子供たちに教育を行うために「長崎華僑^{じちゆう}時中小学校」も併設された。昭和63年(1988)、時代の変化とともに児童数が減少したこともあり、時^{じちゆう}中小学校は83年間の校史に幕をおろしたが、中国語の語学学習の場として華僑だけでなく日本人にも門戸を広げ、今日に至っている。

孔子廟は現在、「長崎孔子廟・中国歴代博物館」として一般公開されており、中心には孔子座像を安置する大成殿があり、周囲には72賢人石像や石碑などが配置されている。また、ここは孔子祭やランタンフェスティバルの会場でもあり、中国文化を伝えている。



孔子廟



孔子廟(大成殿)

○唐人屋敷跡 土神堂・天后堂・観音堂

唐人屋敷は、元禄2年(1689)、現在の館内町に造成されたもので、それまで長崎市中に宿泊していた中国人が収容された場所である。現在、唐人屋敷内に建てられていた3つの祠堂が市の史跡に指定されている。

土神堂は、元禄4年(1691)に中国の道教の神土地神(福德正神)を祀りたいと中国人が希望したことから建立された。原爆による被害を受け、建物は、基壇等を残して昭和25年(1950)に解体されたが、昭和53年(1978)、元の基壇の上に江戸時代中期の様式で復元された。『長崎県史蹟名勝天然記念物 第七号』(1931)には、原爆被害前の土神堂の建物及び基壇の写真が掲載されている。



上 土神堂/下 天后堂

天后堂は元文元年（1736）に南京地方の人たちが建てたと言われ、航海安全の神である媽祖^{まそ}を祀る。現在の建物は明治39年（1906）の建設である（『長崎県史蹟名勝天然紀念物 第七号』1931）。

観音堂は敷地内の瓢箪池^{ひょうたん}の奥にある石に元文2年（1737）と刻字があるため、この年の創建とされる。現在の建物は大正6年（1917）に再建されたものである（『長崎県史蹟名勝天然紀念物 第七号』1931）。



観音堂

○福建会館

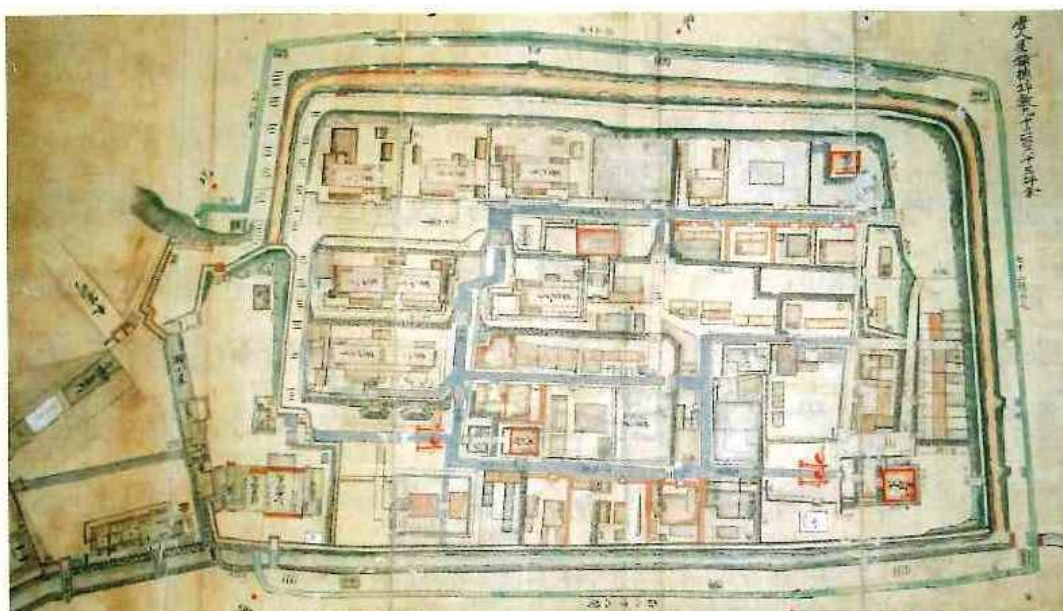
福建会館は、明治元年（1868）に発足、同30年（1897）、建物を全面的に改築（「重建長崎八閩会館碑紀」^{はちびん}の記載による）、福建会館と改称された。会館本館（会議所）の建物は原爆により倒壊したが、正門と天后堂が現存する。天后堂は外壁煉瓦造で、架構法なども中国式を基調とし、一部木鼻や欄間は、和様に造作されている。



福建会館（天后堂）

ウ 市街地の環境

寛永12年（1635）、唐船（中国船）の貿易は長崎一港に限られた。多くの唐船が貿易のため長崎に来航し、中国人たちは長崎市中に宿泊していた。中国人は、航海安全祈願のため出身地ごとに集会所（郷幫）^{まそ}を設け、媽祖を安置し、やがてその地には興福寺や崇福寺など唐寺が建立された。その後、これらの唐寺は、黄檗様式^{おうばく}を加味した寺院となっていく。そして、他の宗派の寺院とともに長崎の歴史的な景観を形成している。また、長崎や航海中に死亡した中国人は、唐寺で葬礼が行われ、後山に



唐人屋敷の図（「長崎諸官公衙及附近図」1808／長崎歴史文化博物館収蔵）

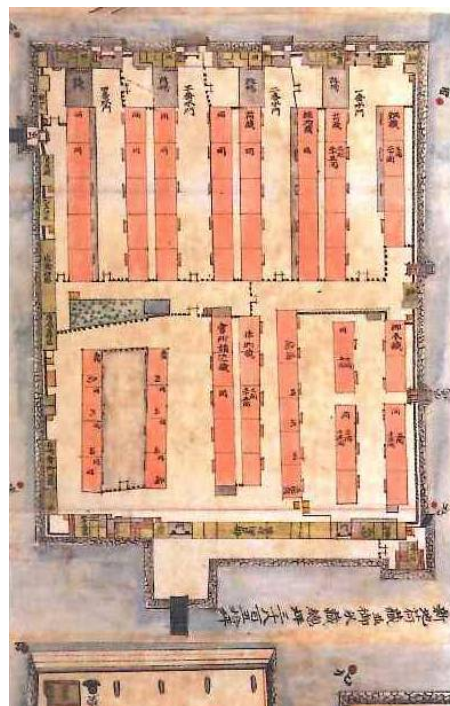
埋葬されたので、現在でも興福寺や崇福寺など、かつての唐寺には中国様式の唐人墓地が数多く残されている。

清の遷界令（^{せんかい} 海岸沿いから内陸部への強制移住を行う）が、1684 年に解除されたのを機に長崎へ来航する唐船が急増した。唐船の管理統制を強めるため、そこで幕府は元禄 2 年（1689）、唐人屋敷を造成、市中に宿泊していた中国人たちをすべて収容した。唐人屋敷は、現在の長崎市館内町に位置し、約 30,000 m² の敷地に宿舍、小店、祠堂などが建てられ、年間延のべ 2,000 人くらいの人たちが宿泊した。唐人屋敷は天明 4 年（1784）の大火で大部分を焼失、その復興の際に中国人自前での建築が許されるようになり、中国様式の建物も建てられたが、貿易が減少されたこともあって長屋の数や規模は縮小された。近年、発掘調査により、唐人屋敷の範囲を示す石垣や堀のほか、建物跡などの遺構と、生活のために持ち込まれたとみられる大量の清朝陶磁器が確認されている。現在は、唐人屋敷時代からの歴史を持つ祠堂とし

て、市指定史跡となっている土神堂、天后堂、観音堂があるほか、明治 30 年（1897）に建てられ、市の有形文化財に指定されている福建会館天后堂が、かつての面影を伝えている。なお、唐人屋敷から伝えられた芸能に龍踊（^{りゅうおどり}）がある。天保年間（1831～1845）ごろのものと見られる川原慶賀筆「唐館図絵巻」には、土神堂の前で龍踊（^{りゅうおどり}）を演じる様子が描かれている。今日くんちで演じられる龍踊（^{りゅうおどり}）は、唐人屋敷に住んでいた中国人たちによって、隣の本籠町に伝わり広まったとされる。

元禄 15 年（1702）、火災などから中国貿易の貨物の安全を図るために、唐船貨物専用の施設として、唐人屋敷前面の海面を埋め立て新地蔵が造成された。新地は、安政の開国後、居留地に編入され、主に中国人が居留した。大浦の居留地にも中国人が居留したが、ともに貿易商のほかは欧米人のホテルや商社などの従業員、さらには料理店や雑貨店などを営んだ。在留華僑たちは福建会館や広東会所など同郷団体を組織したほか、孔子廟や華僑学校を設立し儒教思想教育を進めるなど、長崎の地で独自の中国人社会が形成されていった。新地は現在、中華料理店や土産物店が軒を並べ、市内有数の観光地となっている。

唐人屋敷跡や新地中華街のある館内・新地地区は、長崎市景観計画における景観形成重点地区に指定されており、地域住民によるまちづくり協議会が設置されている。都市計画道路の整備にあわせて電線類の地中化や道路美装化、唐人屋敷大門の建設等の景観整備が行われており、民間の建物においても修景が行われるなど、景観まちづくりが活発に行われている。



新地蔵（「長崎諸官公衙及附近図」1808
／長崎歴史文化博物館収蔵）



都市計画道路と建設された唐人屋敷大門

エ 営みと活動

長崎には、中国から移り住んだ人々などによって、中国の風習や行事などの文化がもたらされており、現在もその営みが続けられている。また長い中国との交流の歴史から、長崎の文化と融合したものや日本人社会に伝播して根付いた行事も見られる。

(7) 中国盆（^{ぼーる}普度・^{うらぼんしょうえ}盂蘭盆勝会）

中国盆は、^{せがき}施餓鬼の供養で、華僑は^{ぼーる}普度と呼んでいる。戦前までは、興福寺や福濟寺でも行われていたが、現在は、崇福寺だけで行われている。崇福寺での中国盆は、毎年旧暦の7月26日から28日の3日で、全国各地から多くの華僑の参詣がある。行事の日には、興福寺や聖福寺をはじめとした寺院の僧侶が崇福寺に集まり、経をあげる。『崇福寺案内書』（1966）は、「全国から華僑が集まり寺が人でいっぱいになる」と今と変わらぬ盛況の様子を伝えている。

中国盆は、まず^{はっぼん}発榜という行事に始まる。この^{はっぼん}発榜は、中国盆の一週間前に行われ、全ての霊に中国盆の開催を告知するのである。また、中国盆の約一か月前から金山や銀山の制作が始まる。この金山や銀山は、竹と金紙や銀紙で作られるが、これを参詣の人たちは供養のために購入、これがその年の中国盆の資金とされるのである。この金山や銀山のほかにも、小銭を意味する^{はっぼん}銭山や衣服を意味する衣山もあり、金山や銀山とともに28日に燃やされる。中国盆の供物は、冬瓜、支那竹、椎茸、木耳、揚げ豆腐、薄揚げ、菓子、寒天、白米などで、十錦菜と呼ばれる。また、二ノ門には、七爺と八爺が祀られる。七爺と八爺は、山や海で亡



1967年ごろの中国盆で賑わう崇福寺三門前

（撮影：松尾精也氏

『保存版ふるさと長崎市』より転載）



参詣の様子



精進料理として並べられた十錦菜



大雄宝殿前で叩頭を行う
（崇福寺）



境内に設けられた三十六軒堂
さまざまな店舗が描かれている



中国盆の飾りつけをされた大雄宝殿前（崇福寺）

くなった霊で、この中国盆のときだけ祀られる道教の神である。中国盆の3日間、境内には五堂や三十六軒堂が設けられる。この五堂は、5つの娛樂室で、霊が休憩したり、遊戯を楽しむ所、三十六軒堂は、煙草店や薬局など36の店舗(絵画パネル)で、霊が必要な品物を購入する所である。中国盆には、水懺供養と焰口供養の二つがある。水懺供養は、大雄宝殿の堂内で行われ、供物には精進物があげられるが、焰口供養は大雄宝殿の前廊で行われ、供物には生臭物があげられる。水懺供養は、旧暦の26日から28日の夕方まで行われ、夕方からは焰口供養に変わり、供物も生臭物に変わる。焰口供養も終わりに近づくと、斎の饅頭が参詣人に撒き与えられるが、これは全ての霊に食物を施すことを意味する。そして、午後10時ごろ、金山、銀山などの供養の品が読経のなかで燃やされるなか、全ての霊は西方浄土へ帰るのである。この3日間の中国盆が終わった後、なか一日置いた30日に補施が行われる。この補施は3日間の中国盆の供養に与れなかった霊のために行われるもので、一時間程度の小規模な焰口供養である。この補施でもってその年の中国盆は全て終わるのである。中国盆は、長崎をはじめ全国各地から華僑が集まることから、現代における華僑のコミュニティ形成に重要な役割を担っている。



金山・銀山を燃やして先祖へ送る

(イ) 旧正月を祝う伝統行事（春節祭・元宵祭）

長崎では中国の旧正月を祝う行事として、春節(旧正月)から15日目の元宵節の祭事(元宵祭)が古くから華僑の人々の間で行われていた。元宵祭は陰暦1月15日の上元の日、諸仏や先祖に赤ろうそくを灯し、ともに小正月を祝うものである。上元祭ともロウソク祭ともいう。崇福寺の護法堂観音を主に本堂ほか媽祖堂すべての祭壇に無数の赤太のろうそくが供えられ、日暮れ後、火がともされ赤い灯に彩られる。唐人屋敷跡の観音堂や土神堂などのお堂で



赤いろうそくに灯りがともされる元宵祭

も行われ、ランタンが飾られ、夕方から翌日の明け方までろうそくが灯される。崇福寺では、ろうそくの火が燃え尽きるまでの長い時間を祖先や諸仏と過ごすので、寒さしのぎで生姜湯をつくって飲む習慣がある。『崇福寺案内書』(1966)によれば、中国人檀徒(華僑)によって行われている年中行事の一つに元宵祭を挙げ、赤いろうそくを崇福寺や唐人屋敷内の諸堂につけることが記されている。昭和53年(1978)の元宵祭の写真には、お堂内に赤いろうそくを何列にも並べて、火が煌々と灯されている様子がわかる(『時中 長崎華僑時中小学校史・文化事誌』1991)。

中国では、正月13日を上燈(シャンテン)、15日を元宵(エンシャン)、18日には落燈(ローテン)と称し、この6日間を燈夜(デンエー)と呼んで、灯火を棚へ飾る習慣がある。この間は市内の通りや大家富豪住居の町筋には、行灯など竹で魚や鳥の形を作り、彩色した紙を貼ったものに明かり

をともに飾りつけ、賑やかにする。

昭和末期、戦後復興や高度経済成長のなかで中国文化が徐々に失われていくことに危機感を抱いた華僑の若手たちが、これまで続けられてきた中国文化を現代に継承するための活動を始めた。昭和61年（1986）、新地中華街の東西南北の入口に牌楼門（中華門）が完成したことを契機に、伝統の旧正月の行事をより広く知ってもらうため、翌年の旧正月の初め（春節）から元宵節までの期間、館内の土神堂、天后堂、観音堂で継続されていた元宵祭を原型とし新たな「春節祭」として発展させた。華僑や住民にとって、中国の風習や伝統文化を継承することへの喜びもあり、参加する人や見物人も増えていった。そして、平成6年（1994）からは長崎市も参画し、「長崎ランタンフェスティバル」としてさらに発展した。年々規模を拡大し、新地中華街を中心に唐人屋敷跡、中央公園、中島川公園などを含む中心市街地一帯にランタンが灯されるようになった。

長崎ランタンフェスティバルで披露される「媽祖行列」の原型は、江戸時代に長崎に来航した唐船に祀られた媽祖像を市内の媽祖堂へ安置するために行われていたものである。「唐館図」（「唐館図蘭館図絵巻」（1801）より）にも媽祖行列の様子が見られる。媽祖は「ぼさ」とも呼ばれることから、ぼさ揚げ、ぼさ乗せともいう。現代の媽祖行列では、ぼさ揚げの様子を孔子廟から興福寺へ向かう行列で表現し、航海へ旅立つぼさ乗せの様子を興福寺の媽祖堂から孔子廟へ向かう行列で表現している。

長崎ランタンフェスティバルは、華僑の人々が伝統的に行ってきた旧正月を祝う行事を継承・発展させたもので、今では、華僑だけでなく市民や来街者も一緒になって行事に参加している。

この期間は、崇福寺や興福寺などの唐寺や、土神堂、天后堂、観音堂、福建会館（天后堂）といった唐人屋敷跡のお堂、孔子廟などの中国に由来する歴史的建造物の前には華やかなランタンが飾られ、龍踊や媽祖行列、二胡の演奏、中国雑技などが披露される。現代に継承される中国文化を感じることができる一大行事である。



長崎ランタンフェスティバル



「唐館図」に描かれた媽祖行列の様子
（「唐館図蘭館図絵巻」／長崎歴史文化博物館収蔵）



長崎ランタンフェスティバルの媽祖行列

(ウ) ^{じゃおどり} 龍 踊

中国で五穀豊穡を祈る雨乞いの儀式として始められたものである。「長崎名勝図絵」には、唐人屋敷の中国人が旧正月上元の日に行っていると記され、天保年間（1831～1845）ごろとされる「唐蘭館絵巻」には唐人屋敷内の土神堂の前で^{じゃおどり}龍 踊 が演じられる様子が描かれている。^{じゃおどり}龍 踊 は唐人屋敷の隣町である籠町に伝わり、長崎くんちの奉納踊のひとつとなって継承されている。昭和39年（1964）県の無形民俗文化財に指定され、籠町と諏訪町がそれぞれ保持団体となっている。長崎くんちには現在、籠町、諏訪町、筑後町、五島町の4か町が奉納しているが、長崎市北部の滑石地区をはじめ各地に伝承されており、各地の郷くんちなどで奉納される。

また、長崎観光^{じゃおどり}龍 踊 会、十善寺^{じゃおどり}龍 踊 会等の市民有志の保存団体が立ち上げられ、長崎女子高等学校では部活動に取り入れられるなど、市民の間にも継承活動が広がっている。長崎ランタンフェスティバルでは、新地湊公園の主会場はもとより興福寺、孔子廟などでも披露され、また孔子祭においても踊りが舞われる。長崎市内外の様々な場所で披露されており、長崎に伝わる中国文化を感じられるものの代表格としてまちに溶け込んでいる。



土神堂前での龍踊
（「唐蘭館絵巻」長崎歴史文化博物館収蔵）



長崎ランタンフェスティバルで披露される龍踊

(1) 孔子祭

孔子祭は、毎年9月に孔子の生誕を祝う行事で、孔子廟で古くから行われていたものであるが、昭和42年(1967)の大改修により観光施設となったことで一般に公開された。さらに、『時中 長崎華僑時中小学校史・文化事誌』(1991)によれば、昭和61年(1986)に長崎の華僑の有志が、孔子の生地である孔子本廟を訪れ、詳しく学び、服装や道具などの一切を中国から取り寄せ、昔の方法に則り本格的な再現を図り、現在に至っている。

孔子廟内の大成殿前方に三牲(牛、豚、山羊各一頭)が供えられ、中国山東省曲阜市の孔子本廟の協力、指導で祭礼を司る五十余人の祭官の式服、祭具など、古式に基づき盛装して、拝礼、献酒、祝詞奉上などを執り行う。古くからお祀りをしていた孔子の誕生を祝い、華僑の人々が大切に継承してきた歴史をつなごうと、大事にされている行事の一つである。



孔子祭の様子(下は大成殿前で行われた龍踊)

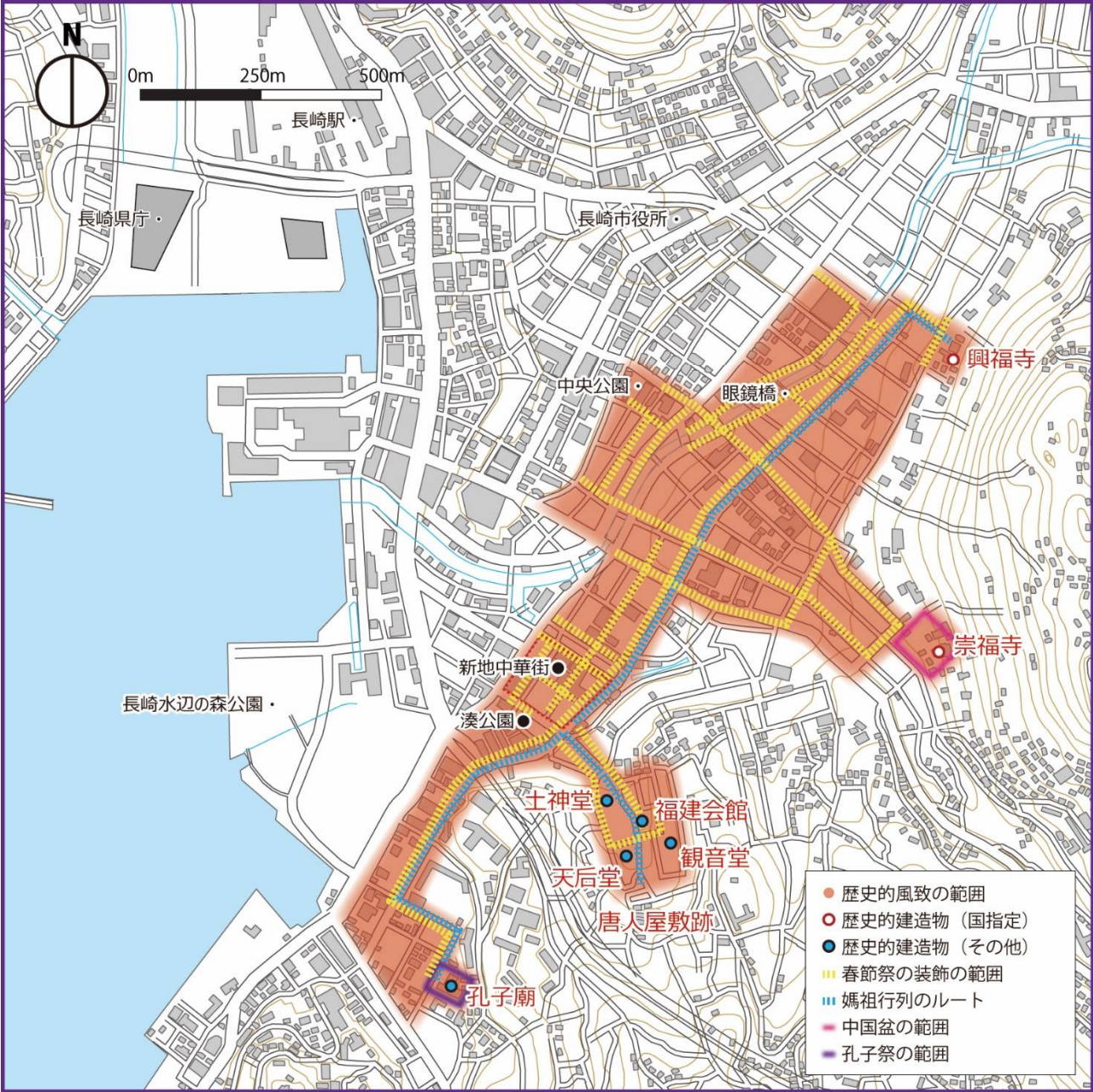
オ まとめ

地理的に中国大陸と近く、古くから交流のあった長崎市にあって、中国に由来する極彩色豊かで華やかな風情のある祭礼や祭事は、春夏秋冬の四季とともに開催され、長崎らしい風物詩となっている。江戸時代、長崎には多くの中国人が来航し、長い間の交流を通して、長崎の街のなかに、生活・文化・風習等を共有し、日本文化に影響を与えてきた。中国文化の影響を受けて成立した中国盆や旧正月を祝う行事などにみられる年中行事や、龍踊じゃおどりなどの民俗芸能は、長崎特有の歴史を物語る文化として継承されている。



行事の際に五色の旗が掲げられる(興福寺)

特に、中国盆は、中国の伝統的な行事として唐寺や華僑の人々によって代々継承されてきたもので、戦後から高度経済成長期にかけて中国文化が少しずつ失われていくなかで華僑のコミュニティの維持に大きな役割を果たした。また、同じく唐寺や唐人屋敷跡の祠堂において行われる元宵祭げんしょうなど、これらの伝統的な行事の継続は、昭和末期の新地中華街における中華門の建立や春節祭の再興など、中国文化の継承・発展へのさらなる原動力にもつながった。長崎の冬の風物詩として定着した長崎ランタンフェスティバルは、長崎の華僑の人々をはじめ市民が一体となって、長い歴史を持つ長崎と中国との交流を感じさせる行事である。そして、これら中国との交流を示す文化の広がりや、主として館内町の唐人屋敷跡と新地藏があった新地中華街、崇福寺などの唐寺や孔子廟などを拠点として、各地点を結ぶ行事の主要経路等に色濃くみられる。



中国文化の伝来にみる歴史的風致の範囲

COLUMN

○ペーロン

ペーロンは、長崎に江戸時代、唐船の船員から伝えられた。船の形状や漕ぎ手の数は各時代で異なるが、現在は船体が約 14m と長く、幅が極端に細い船を使用し、櫂を使用する 26 名の漕ぎ手で船の速さを競う。ペーロンは、中国の競漕行事を継承し伝統的な市民のスポーツとして浸透し、海に面した長崎では各地域で行われてきた。

また、船には漕ぎ手のほかに、舵取り、太鼓打ち、銅鑼叩きなどが加わっている。以前は端午の節句に合わせて、行われていた。現在は各地域で足洗いペーロンなどと呼ばれる競争を行っているが、市内全域としては、7 月末に各地区や企業が出場する「長崎ペーロン選手権大会」が長崎港を会場に開かれ、競い合う。



長崎ペーロン選手権大会の様子

○^{みんしんがく}明清楽

江戸時代の長崎を通じて日本に広まった中国音楽の名称で、伝来した時期によって明楽や清楽と呼ばれた。月琴や胡琴などを用いて、日本独特の中国音楽として変容しながら伝承されてきた。音楽は明清楽保存会によって連綿と受け継がれている。長崎くんちの奉納踊である元船町の「唐船祭」では、^{みんしんがく}明清楽のしらべに乗って、舞が披露されるなど、くんちとの縁も深い。



明清楽

(3) 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致

ア はじめに

a 概要

中心市街地の南部に位置する平地の大浦と、その背後地に広がる丘陵地の山手地区は、幕末の開港に伴い、外国人居留地が置かれた地域で、今も幕末から明治時代にかけて建てられた洋風建築物をはじめ、街区を形成する地割や工作物が良好に残り、当時の面影を伝えている。

山手の洋風住宅をはじめとした洋風建築物が残されてきたのは、高度経済成長に伴い、古い建物の多くが建て替えられていくなかにもあっても、この地域特有の歴史を大切にしたいという居住者をはじめとする地域の人々の思いと積極的な活動があったからである。また、居留地時代にここで始められたキリスト教系の私立学校（以下、ミッション・スクールとする）などの教育活動が地域に根ざして現在も継続しており、学園の丘の景観を保持している。本地域は、江戸時代から明治時代を経て、現代までの重層する歴史を感じる環境が広がる地域となっている。

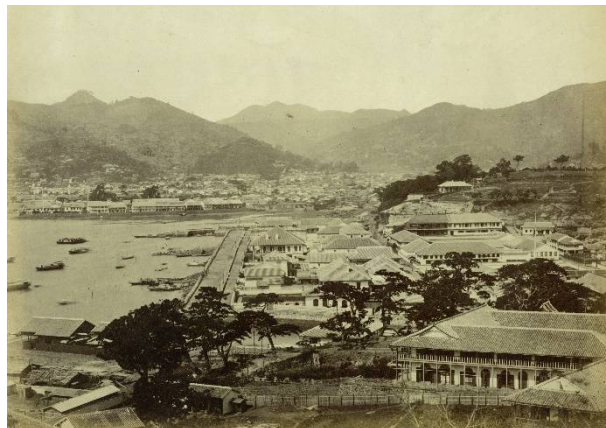
b 長崎居留地（外国人居留地）の成立とまちなみの形成

江戸幕府が安政5年（1858）に5か国（米・蘭・露・英・仏）と修好通商条約を締結し、3港（箱館、神奈川、長崎）の開港が翌年に実施された。条約には各開港場における外国人居住区（居留地）の設立が盛り込まれており、それに合わせて長崎では大浦一帯に居留地の造成が進められた。大浦は、もと大村藩領で、五島や天草などを往来する船でにぎわう湾であったが、居留地造成前の安政4年（1857）、幕府直轄領となった。

居留地の造成は、大浦（湾）の埋め立てから着手された。続いて、街路、下水道、街区割（地割）が整備され、我が国の居留地で最初の近代的都市整備が行われた。以降、埋め立てや拡張、編入などにより、東山手、南山手、^{さが}下り松、梅ヶ崎、出島、新地、広馬場の居留地が形成された。^{さが}下り松の造成において豪商小曾根家により埋め立てられていた南側の小曾根築地とつながり、その一部は居留地に編入された。明治3年（1870）には、前年から各居留地を結ぶ橋が架橋され、最後の^{さが}下り松橋（現・松ヶ枝橋）の架橋によって、出島から、大浦、さらに浪の平にいたる遊歩道（大浦バンドと呼ばれた）が繋がり、居留地の前面整備も完了した。居留地内は、土地等級に従った土地利用が行われ、主に大浦海岸地には商社、背後地はホテルや茶製造工場、^{さが}下り松海岸地には造船所、東山手・南山手の斜面地には、教会や領事館、住宅が建てられた。

長崎港では安政の開港ごろから諸国の艦船の入港が増え、江戸時代に引き続き貿易が活発に行われた。明治維新以降、貿易の中心は横浜や神戸に移ったが、大陸に近いという地理条件から、大正時代からの上海航路など、長崎港は引き続き国際港として賑わった。

居留地が形成された東山手では、初期のころには、石橋から館内方面への主要な坂道沿いに、ボル

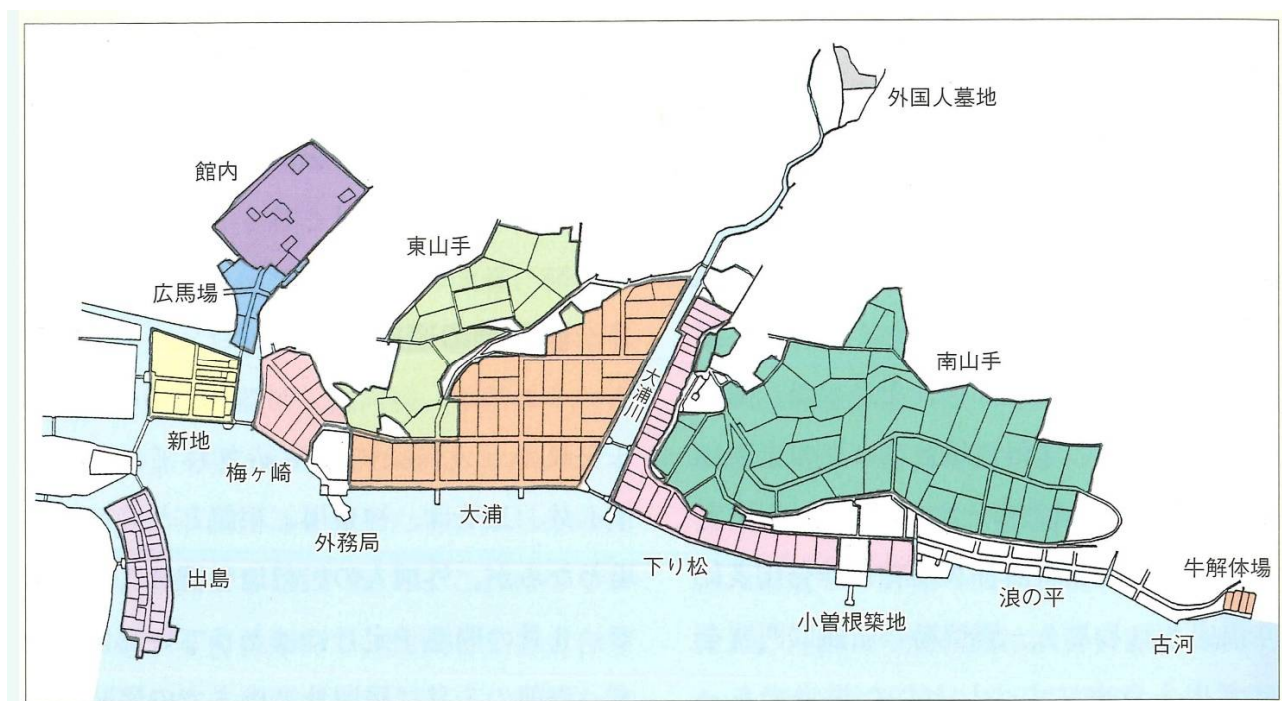


大浦の居留地（南山手から望む）

トガル、アメリカ、イギリス領事館が建ち並んでいた。その後、活水女学校、カブリー英和学校（鎮西学院）、スチール記念学校（東山学院）、聖心女学校、海星学校などが設立され、明治20年代に入ると、東山手の18区画のほとんどがミッション・スクールや宣教師住宅で占められるようになった。居留地のミッション・スクールは、国際色豊かな教育機関として長崎の地域社会に根を下ろしていった。

加えて、長崎に来航した居留外国人のために国際墓地も造られた。長崎は江戸時代から海外に開かれた窓口であったため、中国人やオランダ人の墓地が造られ、長崎港西側の稲佐に国際墓地が設けられていたが、対岸に居住する外国人たちにとって地理的に不便であった。そのため、文久元年（1861）にイギリス領事が国際墓地の新設を求めて長崎奉行と交渉し、居留地に程近い現在の川上町に大浦国際墓地が新たに開設された。のちに大浦国際墓地が手狭になったため、浦上地区にも国際墓地が新設され、現在も大切に保存されている。

居留地を拠点に長崎にもたらされた海外文化は、やがて全国に広がり、日本の近代化に大いに寄与した。居留地制度は明治32年（1899）の条約改正により撤廃され、外国人は雑居するようになったが、それ以降も旧長崎居留地における海外交流は続き、外国人と日本人との社交もここを中心に広がっていった。



長崎居留地の地区区分（1870～1872年ごろ）（『新長崎市史第三巻近代編』2014より転載）

イ 歴史的建造物

居留地内の建造物は洋風建造物が多く、従来の木造以外に、漆喰塗のプラスター造建築、石や煉瓦による組積造建築、工場の鉄造建築、石造や煉瓦造の倉庫など、多様な構造の建築が出現し、居留地独特のまちなみを形成していた。今日もこれらの幕末から明治時代にかけて建てられた洋風建造物が残り、特に開港初期の建造物の特徴などを伝えている。

(7) 長崎市東山手伝統的建造物群保存地区

東山手地区は、長崎港東岸の中ほどの大浦川右岸丘陵の一面に所在している。幕末に5か国と締結した修好通商条約により、長崎が開港され、外国人が居住する居留地が設置された地域の一角にあたる。明治初期から大正時代にかけて建てられた洋風建築の領事館や学校施設、住宅などが建つ。範囲は丘陵地にあたる東山手町の大部分を占め、南北約450m、東西約150mの区域と、海岸沿いの大浦町の一部が入る、約7.5haになる。地域特有の伝統的建造物群が残り、町の地割が往時の姿をよく伝えているとして、平成3年(1991)に国の重要伝統的建造物群保存地区(以下、「重伝建地区」と呼ぶ)の選定を受けている。



斜面地を造成して建設された洋風住宅

建物の特徴としては、初期の建築ほどベランダを広く取り、開放的な傾向にある。また、明治中期以降になり、宅地を増やすために斜面地をさらに造成して、狭あいな敷地に密集して住宅を建てていたことなどもわかり、居留地の形成についても時代的な変遷を感じることができる。

それとともに石畳に舗装された通路や居留地や地割の境を示した石標柱、町のインフラである石造りの側溝など、往時のまちなみを構成する工作物なども多数存在している。



長崎市東山手伝統的建造物群保存地区(著色箇所は伝統的建造物)

○東山手十二番館

東山手重伝建地区内に位置し、『重要文化財東山手十二番館主屋・附属屋保存修理工事報告書』（2005）によれば、明治元年（1868）の建設と推定されている。初期の洋風建築の代表例の一つで、木造平屋建て、外壁は長崎の木造洋風建築に多く見られる下見板張りである。3方向に広くベランダを配しており、ベランダ列柱の上部につく円弧形のくり抜き装飾をもつ板状の持ち送りは特徴的である。

東山手の十二番地にはプロシア領事館が建っていたが、現在の建物が新築されたのち、ロシア領事館となったことが古地図に描かれた国旗などからわかる。

その後、建物はアメリカ領事館、宣教師の住宅などとして使用されていたが、昭和16年（1941）からは活水学院で学生寮などに使用した。昭和51年（1976）に建物が長崎市に寄贈され、現在は、活水学院などをはじめとした長崎居留地に開校されたミッション・スクールの歴史を伝える資料館として広く公開している。活水女子大学の学園祭では、学生の催しなどを行う場所として賑わいをみせている。



東山手十二番館



ベランダの持ち送り

○旧長崎英国領事館

東山手伝建地区内に位置する、英国領事館として建てられた建物である。大浦6番地にあつて、敷地を囲む煉瓦塀や石塀、門、領事館の本館・附属屋、職員住宅などに至るまで、全体にわたって建築当時の姿をよく伝えている。明治41年（1908）にイギリス人技師の設計と日本人の施工により、現在の煉瓦造2階建ての本館が完成した。設計図面や棟札が残されており、建設当時の様子を知ることができる。



旧長崎英国領事館

長崎居留地では、英国領事館が置かれたのは、開港後まもなくで、初めは居留地に近接する大浦の妙行寺を仮の場所としていた。その後、東山手に移り、明治時代に現在地の大浦町へ移転した。領事館は昭和16年（1941）ごろに閉鎖され、戦後に長崎市が取得するに至り、科学館や美術館として活用され、地域の人々に親しまれてきた。平成2年（1990）に国の重要文化財の指定を受けた。

○活水学院本館

東山手重伝建地区内の丘陵部に位置している活水学院は、明治12年（1879）、北米メソジスト婦人外国伝導協会のアメリカ人宣教師エリザベス・ラッセル女史と協力者のジェーン・ギール女史により、東山手16番の仮校舎に長崎で3番目に開校されたミッション・スクールである。明治13年（1880）に南山手への移転を経て、明治15年（1882）、東山手13番地に木造2階建てのラッセル館が日本人大工によって建てられた。『活水学院百年史』（1980）によれば、その後、ラッセル館の跡地に大正15年（1926）に鉄筋コンクリート造4階建てのゴシック式の校舎（現在の活水学院本館）が建てられたことがわかる。

現在も教室、研究室、講堂、礼拝堂として利用しており、特に4階木造の礼拝堂は、内部小屋組みの柱に化粧の細工が施してあり、黄色のガラス窓から光が入り神聖な雰囲気が漂う。この本館は伝統的建造物に特定されており、保存修理などを重ねながら、今もこの建物を中心に教育活動が続けられている。

活水学院本館は東山手の高台に位置することから、南山手や長崎港からもその姿が見られ、ランドマークとなっている。



活水学院本館



4階の礼拝堂（小チャペル）

（イ） 長崎市南山手伝統的建造物群保存地区

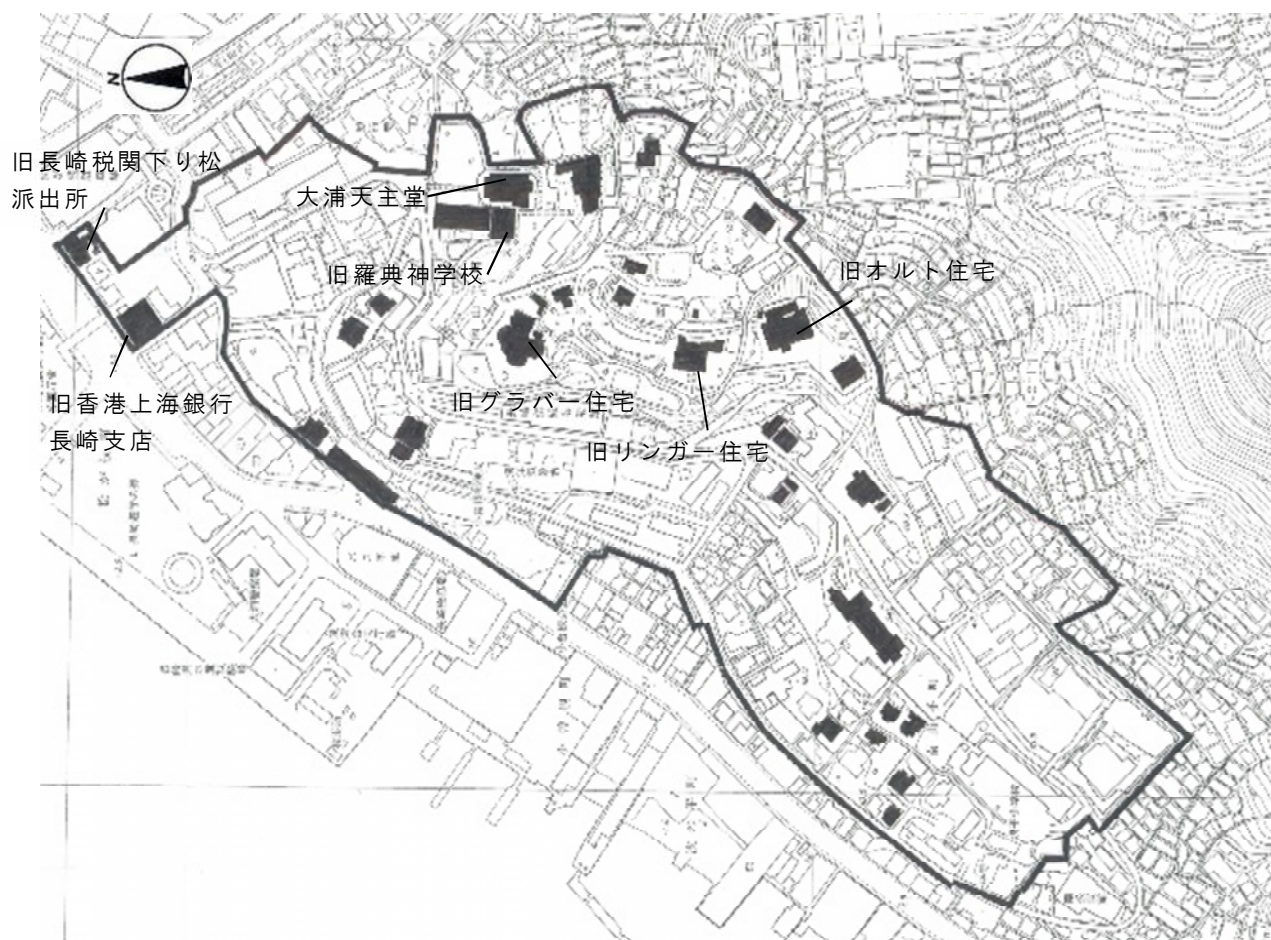
南山手地区は、長崎港東岸に位置し、港を見下ろす眺望の良い丘の上に所在する。東山手と同じ旧外国人居留地であるが、主として住宅地として使われていた区域である。

重伝建地区の選定は、東山手地区と同様に平成3年（1991）で、保存地区の範囲は、南北約700m、東西約200mの区域と海岸沿いの一部が入る、約17haである。居留地時代に作成された古地図と比べても、地区を走る道路や通路、宅地などが旧態の姿を大きく変えることなく、今に伝えていることがわかる。

海岸沿いには、居留地時代の税関の出張所や外国為替の銀行建築が今も現存し、入港する船から見た海岸の目印となる景観を構成していた様子を海から眺めることができる。山手の住宅地であったところには、幕末に建築された旧グラバー住宅をはじめとする貿易商人たちの住まいや、明治中期以降に斜面地を造成して建てられた個人住宅などが建っており、また、大浦天主堂などキリスト教に関連する施設が残る。昭和のころより旧グラバー住宅や大浦天主堂周辺は観光地として知られている。



2階建ての洋風住宅



長崎市南山手伝統的建造物群保存地区（著色箇所は伝統的建造物）

○旧グラバー住宅

南山手重伝建地区に所在する、スコットランド出身の貿易商人トーマス・ブレイク・グラバーが建てた洋風住宅である。グラバーは安政6年（1859）に来崎してグラバー商会を設立して貿易活動に従事した。旧グラバー住宅は、建築材の墨書により、文久3年（1863）の建築であることがわかり、居留地が置かれた初期のころの洋風建築と言える。初めは主として接客用を使用



南山手の丘に建つ旧グラバー住宅

したと考えられ、当初の平面形態は南西方向にL型で、部屋の周囲に広いベランダをとったバンガロー式であった。その後、増改築を経て明治中ごろにはおおむね現在の姿となり、住宅として応接間や食堂、寝室などが充実整備された。木造の洋風住宅としては、国内現存最古のものであり、国の重要文化財に指定されている。また、平成27年（2015）に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の一つにもなっている。

明治18年（1885）、グラバーは三菱社（のちの三菱合資会社）の顧問になった。明治9年（1876）に東京へ移り、居を構えるが、長崎にたびたび戻り、南山手に滞在した。グラバーが亡くなった明治

44 年（1911）以後は、息子の倉場富三郎が住み、長崎の経済に貢献している。その後、昭和 14 年（1939）に長崎造船所が所有し、社宅として利用していた。戦後は一時、アメリカの進駐軍に接収されるが、その後、再び長崎造船所へ所有が戻る。昭和 32 年（1957）に長崎造船所の創業 100 周年を記念して、土地と建物が長崎市に寄贈され、現在は、旧グラバー住宅の敷地を含め、「グラバー園」として長崎の一大観光地となり、広く一般へ公開されている。

○旧リンガー住宅

南山手重伝建地区内に位置する、イギリス人貿易商人のフレデリック・リンガーが住んだ住宅で、その後も含めると子・孫の 3 代にわたって居住した。木造及び石造平屋建てで、表面に厚く石を積んだ構造をもっており、正面側には石造独立柱を立てたベランダを廻している。内部は 4 室からなり、長崎港側に面した前側 2 室はベイウィンドーが張り出している。



旧リンガー住宅

『重要文化財旧リンガー（弟）住宅修理工事報告書』（1973）によると、建物の建設は明治初年ごろと推定されており、デンマーク国立博物館が所蔵する明治 3～4 年（1870～1871）ごろの長崎居留地を描いた地図「梅香崎大浦^{さか}下り松居留地図」には、南山手 2 番地に旧リンガー住宅と同じ平面形式の建物が建っていることがわかる。リンガーは初めグラバー商会に勤めていたが、その後、ホーム・リンガー商会を設立し、外国貿易・商社代理店・製茶・ガスなどの事業において幅広く活動している。

戦後は一旦返還されたのち、宿舎などで貸し出されたが、昭和 39 年（1964）に長崎市が取得した。昭和 41 年（1966）に国の重要文化財の指定を受け、その後、一般公開されている。

○旧オルト住宅

南山手重伝建地区内に位置する、イギリス人貿易商人ウィリアム・オルトが建てた洋風住宅である。長崎歴史文化博物館収蔵の「慶応元年大浦居留外国人員数書」（1865）や『重要文化財旧オルト住宅修理工事報告書』（1979）によれば、慶応元年（1865）当時は建物建設中であり、オルトが居住した慶応 3 年（1867）までに建てられたと推定される。主屋は主要な躯体を木造とし、外壁を石積み、小屋組みは和小屋である。長崎港側にタスカン式石柱を配した広いベランダを有する。



旧オルト住宅

オルトは製茶業で富を得た人物であるが、この住宅には幕末から明治元年（1868）ごろまで居住した。その後、活水女学校（現・活水学院）に利用されたり、リンガー家が居住したりと所有が変遷した。戦後はアメリカ進駐軍に接収され、その後民間が所有したあと、昭和 45 年（1970）に長崎市が取得するに至った。昭和 47 年（1972）に国の重要文化財の指定を受けており、その後、一般公開されている。

○旧香港上海銀行長崎支店

南山手重伝建地区内に位置し、外国の特殊為替の銀行で、香港上海銀行の長崎支店として建てられた。長崎支店は明治25年（1892）に設けられ、現在の建物は下田菊太郎が設計して明治37年（1904）に建てられたものである。『重要文化財旧香港上海銀行長崎支店保存修理工事報告書』（1996）によると、日刊英字新聞「THE NAGASAKI PRESS」1904年11月15日付けの記事に、香港上海銀行の長崎支店の事務所が新社屋への移転したことが記載されている。



旧香港上海銀行長崎支店

煉瓦及び石造3階建ての建物で、1階部分を連続アーチのアーケードとして、2・3階部分にコリント式の円柱を通した大オーダーで、その上に三角破風の屋根をのせるなど、海側の正面性を重視したデザインとなっている。長崎支店は昭和6年（1931）に閉鎖され、その後は公共の施設として警察署や資料館などで活用された。昭和末期の地元住民など市民による建物の保存運動を経て、解体を免れた。平成2年（1990）に国の重要文化財に指定され、歴史を伝える施設として公開している。長崎居留地の海岸通りに建つ建物の一つとして欠かせない存在である。

○旧長崎税関^{さが}下り松派出所

南山手重伝建地区内に位置する、税関の派出所の建物である。『長崎税関沿革史』（1902）及び『重要文化財旧長崎税関^{さが}下り松派出所保存修理工事報告書』（2002）によれば、明治31年（1898）に新築されたとある。建物は、正面を海に向けて建つ煉瓦造、平屋建てで、正面両端に三角破風^{はふ}を見せた端正な意匠になっている。敷地を囲む煉瓦塀と一体的に残されており、明治時代の税関施設の状況を伝え、また海岸通りの景観の重要な要素となっている。



旧長崎税関^{さが}下り松派出所

平成2年（1990）に国の重要文化財に指定されている。現在、べっ甲工芸館として一般に公開されており、べっ甲工芸品と税関資料が展示されている。

○大浦天主堂・旧羅典神学校

南山手重伝建地区内に位置する国宝大浦天主堂は、元治元年（1864）に長崎居留地の在留外国人のために建設されたわが国に現存する最古の教会堂である。ちょうど居留地の境にあたる南山手乙1番地の敷地に建てられており、今でも居留地時代に設置された居留地境や地番境の石標柱が周囲に残る。

天主堂は、フランス人宣教師フューレ、プティジャン両神父が設計指導を行い、天草の小山秀が施工を請け負って造られた。建設や竣工後の喜びの様子が、プティジャン神父たちが書いた本国への報告にあふれている。

竣工の翌年に祝別式が行われたのち、浦上の潜伏キリシタンが訪れ信仰の告白が行われたことにより、禁教下において潜伏して継続されてきたキリスト教信仰と、開国後に日本にもたらされたキリスト教信仰及び文化とを直接繋ぐ出来事が起こった「信徒発見」の舞台となった。

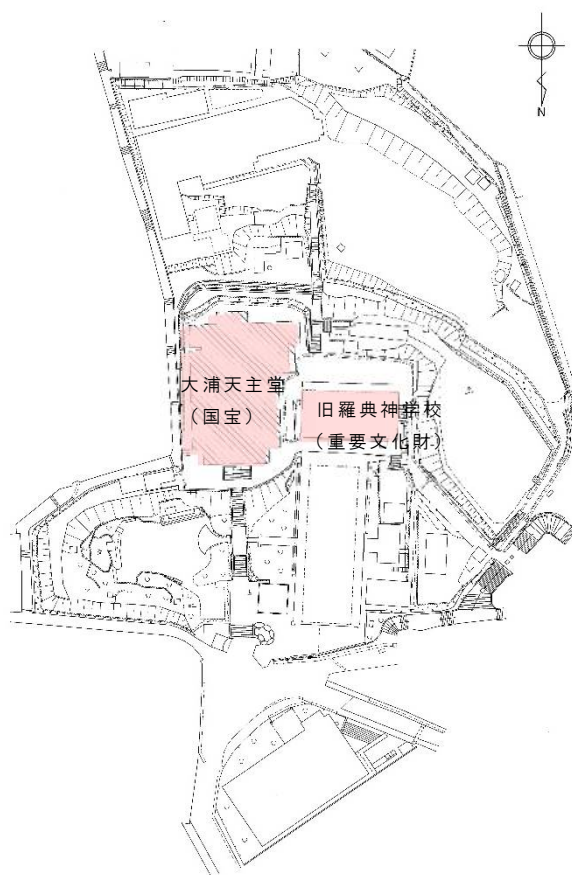
建物は高い尖塔やバラ窓などにステンドグラスが使用されており、リブヴォールト天井で、内部はゴシック様式となっている。明治初期の2度の増改築によって、平面形式と外観デザインが変容し、内部空間の主要部には創建当初の姿も温存しながら現在の姿となった。昭和28年（1953）に国宝に指定されている。

旧羅典神学校は、明治6年（1873）のキリスト教禁教令廃止を契機に、日本人司祭を育成する目的で建設され、同8年（1875）に完成した。マルク・マリー・ド・ロ神父が設計した、木骨煉瓦造、瓦葺3階建ての建物で、大正15年（1926）浦上に神学校ができるまでは、校舎兼宿舎として使用された。昭和47年（1972）、国の重要文化財に指定されている。大浦天主堂とともに公開されている。

敷地は、「大浦天主堂境内」として国の史跡に指定されており、平成30年（2018）世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となっている。



大浦天主堂（左）旧羅典神学校（右奥）



大浦天主堂境内配置図

(ウ) 伝統的建造物群保存地区外に位置する歴史的建造物

○池上家住宅

『長崎古写真集—居留地篇—』(1995)の図版解説によれば、明治20年代の末ごろの撮影と見られる古写真に、建設足場がある竣工直前の姿が写っていることから、このころに創建された木造2階建ての洋風住宅であると分かる。当初、イギリスの貿易商の住宅として建設され、その後、ホーム・リンガー商会の外国人社宅となり、それを同商会に従業していた日本人が譲り受けたという。



池上家住宅

外壁は下見板張りの洋風建築で、平面は中央に廊下と階段のある玄関を置き、左右対称に居室を配する型式になる。2階は前面にベランダを設けるなど長崎の居留地によくみられる特徴がある。かつてこの大浦地区には、こうした洋風建築が建ち並んでいたが、現在では平地部分に残る唯一の住宅である。平成10年(1998)に登録有形文化財、平成23年(2011)に景観重要建造物となっている。

○日本基督教団長崎教会

長崎居留地の長崎町に位置する、木造2階建ての教会である。大正14年(1925)10月22日付けの新聞に、教会の竣工記事が掲載され、正面の写真により、現在の外観と変わらぬ姿であることがわかる。建物の正面の仕上げは、大正期に普及した「ドイツ壁」である。外観、内装ともに装飾を抑えた簡素でモダンなデザインは、改革派(プロテスタント)教会の特徴をよく表しているといわれる。平成27年(2015)に景観重要建造物に指定されている。



日本基督教団 長崎教会

○大浦国際墓地

長崎居留地でのさまざまな外国人の軌跡を感じる場所の一つに、長崎で亡くなった外国人が眠る国際墓地がある。幕末、各国領事の要望により文久元年(1861)、大浦の外国人居留地の近隣地(現在の川上町)に国際墓地が設けられた。判読可能な墓碑のうち最も古い年代は、新設された1861年である。ここに埋葬された人々の多くは船員であった。墓地は区画の増設も行われ、手狭になる1880年代後半まで居留外国人に共用された。居留地のまちなみと併せて当時の居留地での人々の活動を感じさせる場所である。



大浦国際墓地

○妙行寺

妙行寺は南山手の北に接する相生町にある。浄土真宗大谷派の寺で、万治元年（1658）に長崎に滞在していた西順が大村藩主大村純長の知遇を得て寺地を寄進され、建立した。寛文3年（1663）大村藩主の援助で本堂が建立されたが、文政2年（1819）、火災のため焼失し、のちに再建されている。

居留地が置かれた当初、英国領事館の建物が建てられるまで、境内の一角が英国領事館仮事務所に充てられ、初代領事モリソンが勤務した。居留地を造成する以前から山手の丘に位置する寺院である。

『長崎古写真集—居留地篇—』（1995）に掲載されている明治20年代後半に撮影された彩色写真に妙行寺本堂の姿が確認でき、大浦天主堂の尖塔や大浦諏訪神社も見られ、居留地と隣り合わせの位置にあることもよく分かる。敷地内の鐘楼の鐘は、戦時中に供出されたため、昭和24年（1949）に鑄造されたもので、現在夕方6時に鐘が鳴らされ、時を知らせている。



妙行寺の門

○大浦諏訪神社

古くは諏訪大明神と称し、西山町の諏訪神社と区別するため大浦諏訪神社とよぶ。創建は天正年間（1573～1592）とも大村藩主大村純長が元禄6年（1693）に社殿を建立したのが始まりともいわれる。元禄9年（1696）社頭が整備される。天保3年（1832）に大浦郷氏が奉納した石鳥居が修復され、現在みられる石鳥居は柱の正面に「日露戦役」「凱旋軍人」、裏面に明治40年（1907）2月と記されている。毎年、秋の例祭「大浦くんち」が開催されており、石橋電停付近をお旅所としている。



大浦諏訪神社の鳥居

ウ 市街地の環境

幕末に埋め立てや造成により設置された居留地は、新たな町の区画が形成され、都市整備が行われた。地域を通る街路や敷地の多くは、大きな改変を受けておらず、現在に至るまでに変わらずに継承されている。湾を埋め立てて造られた大浦を中心とした平坦地は、綺麗に区画され、海岸から斜面地に向かって、平行に通りが通っている。東山手は著名な観光地のひとつ「オランダ坂」と呼ばれる石畳の坂を上って丘陵部に至る。南山手には居留地時代に整備された循環道路が通り、現在も地域を支える生活道路として機能している。この道路は、斜面地の上下に通る、その間を細い通路で結ばれ、それぞれ斜面に建てられた住宅へとつながる通路が通る。居留地時代の地割や都市整備を示す遺構として、居留地境や地番境が、道路際や区画の角部に確認できる。街路の脇などには三角や平石貼りの石造りの側溝が今も現役で働いている。

また、土地利用についても東山手の丘は居留地時代由来のミッション・スクールによる教育活動の場であり、南山手を中心とした丘の上には住宅地が広がり、大浦の平地に店舗が並ぶ。特に南山手では明治中期建設の洋風住宅が段々状の造成地に建ち、斜面地のまちなみを形成している。沿岸部は近代以降の埋め立てにより港側に拡張して、新たな建物もできているが、浪の平の海岸部には造船所が営まれている。

長崎居留地の一部が、東山手伝統的建造物群保存地区（7.5ha）と南山手伝統的建造物群保存地区（17.0ha）として国の選定を受け、洋風建造物とまちなみの一体的な保全に取り組んでいる。さらに周辺を含んだ広い範囲を長崎市景観計画の景観形成重点地区に指定し、長崎の外国人居留地に面影を残すまちなみを活かすように、意匠や形態、色彩等の規制が行われている。

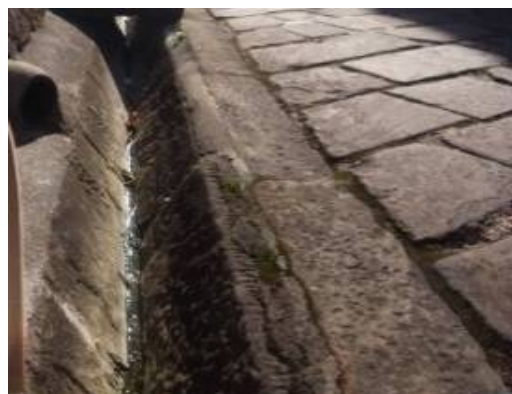
昭和以降に増築された活水女子大学の施設や海星学園の大規模な校舎も景観に配慮されたデザインとして、長崎市都市景観賞を受賞するなど、特色のあるまちなみを活かした良好な市街地景観の形成が図られている。



南山手の住宅地の坂（どんどん坂）



居留地境（左）と地番境（右）の石標柱



三角溝



斜面地に建つ洋風建築物

エ 営みと活動

(7) 歴史的建造物とまちなみの保存活動

a 旧グラバー住宅の保存・公開とグラバー園の整備

昭和 20 年（1945）9 月にアメリカの進駐軍が長崎に上陸した際、長崎居留地に残る洋風住宅も接収された時期がある。昭和 26 年（1951）ごろに進駐軍が去るまでは、旧グラバー住宅もアメリカ軍人が暮らしていた。特にゴールズビー大佐夫妻が暮らした際に住宅を「マダム・バタフライ・ハウス」と呼んだことで、本や雑誌に取り上げられ、注目を浴びるようになった。

進駐軍の去ったのち、グラバー住宅は、戦前、所有者であった長崎造船所に返還され、ゲストハウスに利用されていたが、一部は公開されていたといわれる。昭和 32 年（1957）、長崎造船所の創業 100 周年を記念して、長崎市に旧グラバー住宅が寄贈され、周辺の環境整備が行われたことでより一層市民や来訪者に親しまれる場所となった。こうした洋風建築物が観光資源としても定着したことから、長崎市は昭和 45 年（1970）ごろより市内に残る洋風建築物を取得し、昭和 49 年（1974）、旧グラバー住宅やその周辺に建つ旧リンガー住宅や旧オルト住宅も含めた一帯に、市内の洋風建築物を移築して、周辺一帯を「グラバー園」として整備・開園した。その後も整備が続けられ、市民や来訪者が長崎居留地の歴史文化に触れることのできる環境が整っていった。

グラバー園のなかで、旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅は建築当初の位置で現存しており、当時の敷地の規模や住民と同じ目線で長崎港の景色を眺めることができるなど、居留地の歴史が感じられる場所である。



グラバー園配置図（園内の重要文化財のみ表示）

b 歴史的建造物の保存活動

外国人居留地が置かれた大浦一帯の地域には、多くの洋風建築物が建てられ、さまざまな国の人々が生活や商業活動などを行う場所であった。貿易活動の中心が横浜などに移ったのちも長崎には外国人が暮らしていた。その後、大正・昭和へ時代が進むにつれ、外国人が去ったあとの洋風住宅に日本人も居住するようになり、池上家住宅などのように洋風住宅は、住居として使用され続けた。また、昭和になると和風住宅においても、洋風住宅と同じように、港に面して庭と居間を配した平面プランを有するものが建てられ、調和したまちなみが形成されていった。

しかし、戦後になると、歴史的建造物の多くは、建物の老朽化のため解体、建て替えを余儀なくされ、数が減っていった。

活水学院の前身の建物だった東山手 16 番館も、老朽化のため昭和 30 年代初めに解体される危機に直面したが、昭和 32 年（1957）、歴史ある建物が失われることを憂慮した活水学院の卒業生に譲り受けられ、南山手の旧グラバー住宅の近くに移築されることになった。この一連の出来事は昭和 30 年代の各社の新聞記事で確認され、昭和 32 年（1957）1 月 16 日付けの新聞に「救われた『十六番館』」との見出しで活水学院の卒業生の手で守られたことが記載されている。その後、16 番館は南山手の移築先で復元され、観光休憩所として新たに活用されるに至った。このように、失われようとしていた洋風建築の建物が、市民の手によって守られたことで、洋風建築物の保存と活用への意識が高まった。

昭和 40 年代には開発の波による建設ラッシュと老朽化により、多くの洋風建築物が解体されていくなか、現存する洋風建築の調査や市民による長崎の洋風建築や景観を守る運動が展開された。「長崎の文化遺産を守る会」の結成もその一つである。このような動きがあるなかで、昭和 47 年（1972）、南山手の玄関口にあたる位置にホテルの建設が計画されるが、地元住民をはじめとした関係者が、南山手の歴史的・文化的価値を理解しない状態での建設に反対し、ホテル側も地元の意向を汲み入れる形で景観等に配慮して建設を進めた。

昭和 50 年代初めには東山手と南山手の洋館について調査が行われ、伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書として、『東山手の洋館』（1977）、『南山手の洋館』（1977）がまとめられた。

しかし、著しく劣化した建物などのなかには保護の対策が取れず、解体されるものも存在した。これに対し、昭和 60 年（1985）、市民有志により「長崎の洋館研究保存会」が結成され、保存活動を展開した。その後、昭和 62 年（1987）、長崎市が旧香港上海銀行長崎支店の解体方針を発表したことに対して、市民などによる大規模な保存運動が起こり、まちなみ保存における大きな契機の一つとなった。市民の積極的な活動により、長崎市は解体方針を撤回し、保存活用へと舵を切った。一連の出来事によって、歴史的建造物の保存や景観形成に対する市民の関心が高まり、再び地域の調査が行われた。そして、洋風建築などの建物と石畳や煉瓦塀などが一体となった環境を保存するため、長崎市は平成 2 年（1990）10 月に東山手と南山手一帯を「伝統的建造物群保存地区」に指定し、翌 3 年（1991）4 月には国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受けることとなった。これを機に、それぞれの地域で町並み保存会が結成され、居留地の普及・啓発活動が一層行われるようになり、今日まで所有者や地域住民の努力によって保存継承が行われている。

また、地元では古くから自治会組織を中心に洋風住宅などの洋風建築物の周辺やオランダ坂周辺、大浦国際墓地などの清掃活動が行われ、所有者とともに地域の宝を継承してきた。近年は新たに海星学園の生徒などが学校周辺のオランダ坂で清掃活動を実施するなど、その活動は次世代へつながり、今後も期待される活動の一つとなっている。

c 長崎居留地まつり

洋風建築物などの保存運動とともに、これらを活かす活動として、昭和 54 年（1979）9 月から、「グラバー園まつり」、「グラバー顕彰式」を行い、幕末に長崎で活躍したスコットランド貿易商のトーマス・ブレイク・グラバーの功績を称えている。平成 3 年（1991）から大浦一带を中心に長崎居留地を会場として、住民と行政が一体となって、歴史的建造物でのイベントやウォークラリーなど、楽しみながら地域資源を活かす「エキゾチック山手」などのイベントも開催されるようになった。

平成 7 年（1995）に、それぞれのイベントを同時開催し、翌年、さらに効果を高めるため、各イベントを統合して、地元の青年会を中心に行政も一体となった「長崎居留地まつり実行委員会」が組織された。実行委員会で規約を定め、「東山手・南山手・大浦地区に残る旧外国人居留地の歴史的文化遺産を生かしながら、多彩な催しを展開することで、地域住民のまちなみ保存に対する認識を深め、長崎のまちへの愛着と関心を高めるとともに、地域文化を活性化させ、当地区の魅力を広く発信して地区内外の交流を活性化し、もって地域振興に寄与すること」を目的として、毎年、グラバーが来崎した 9 月に「長崎居留地まつり」を開催している。

長崎居留地まつりでは、歴史的建造物の保存活動の一つの到達点として、幕末に居留地で活躍した人々や日本の近代化に大きく貢献した地域の歴史を学び、まちへの愛着と関心を高めるという趣旨のもと、地域に残る歴史的建造物や歴史に触れてもらうためのさまざまな催しが行われている。グラバー顕彰式ではグラバーの故郷であるスコットランドの楽器バグパイプの音が響き、各所では歴史的建造物を活かした催しや歴史やまちづくりをテーマにしたシンポジウム、子供向けの催しなどが企画され、歴史的建造物などを中心に多くの人々が行き交う。旧香港上海銀行長崎支店や旧長崎税関下り松派出所、旧長崎英国領事館などが建つ海岸沿いから、大浦の池上家住宅や基督教団長崎教会などの平たん地を含み、斜面地に位置する東山手十二番館や大浦天主堂などの一帯まで含めて、一層賑やかになる。最近では、地域住民だけでなく、地域内外の多くの若者がまつりの企画・運営に参画するようになり、新たな局面を迎えている。



居留地まつりのパレード



洋館の前でバグパイプの演奏



子供向けの催し（オランダ坂かけあがり大会）

(4) ミッション・スクールの活動

居留地時代の東山手には、外国人宣教師などによって創立された私学校が多く建てられ、明治20年代には東山手の18区画のほとんどがミッション・スクールや宣教師住宅として使用されていた。

その後、いくつかの学校は旧居留地外へと移転していったが、活水学院と海星学園は、今もなお、当時建てられた場所を中心に敷地を広げながら、居留地の面影が残るこの町で教育活動を行っている。いずれも東山手の丘に建っており、学校へ続く石畳の坂道は登下校の学生たちでにぎわう。

活水学院は、アメリカ人宣教師エリザベス・ラッセルが創立した活水女学校を始まりとする。教育活動は学校創設の話聞いて訪ねてきたひとりの日本人生徒からはじまり、3年後には生徒も40名を超え、一時は南山手のオルト住宅を仮校舎としていた。のちに現在の東山手13番の丘陵に学び舎を移し、明治15年(1882)には活水女学校の木造新校舎が建設された。教育内容は、英語、一般教養だけでなく、手芸や音楽など幅広い。特に明治20年(1887)に音楽科が設置され、本格的な西洋音楽の教育が始まっており、設立当初から続けられている教育活動となっている。音楽の分野では身につけた技能の成果として、学生による定期的な音楽会が行われ、現在はクリスマス時期のコンサートや、オペラのミュージカル公演、学園祭「^{けいせつかい}螢雪会」などで、音楽を通して地域住民との交流が行われている。学外活動ではキャロリング(病院の慰問)やバザーなども行っている。学園祭りでは学内だけでなく、隣地の東山手十二番館の建物一帯も会場になっており、人々で賑わう。

『活水学院百年史』(1980)によると、学園祭での活水のバザーは、大正7年(1918)10月17日に初めて行われ、大正10年(1921)ごろの活水バザーの風景写真では、地域の人々も訪れて賑わう様子が見られる。また、このときには伝統の「エリザベスケーキ」を同窓生が手作りし、販売する。同窓生に代々伝えられる伝統のケーキは、創始者のラッセル女史にちなんで名前が付けられている。年に3回、活水学院で食べることができる幻のお菓子は、この学び舎で育った活水の同窓生により、大切に受け継がれてきた味である。

クリスマスの時期になると大学内のモミの木にクリスマスツリーの飾り付けが施され、点灯式に



大正10年の活水バザーの様子(活水学院所蔵)



学園祭「螢雪会」の様子



エリザベスケーキ

は伝統の「エリザベスケーキ」を同窓生が手作りし、販売する。同窓生に代々伝えられる伝統のケーキは、創始者のラッセル女史にちなんで名前が付けられている。年に3回、活水学院で食べることができる幻のお菓子は、この学び舎で育った活水の同窓生により、大切に受け継がれてきた味である。

は校舎からオルガンの音に合わせて学生たちの歌声が聞こえる。東山手は大浦や向かいの南山手からもよく見え、本館を中心とした校舎を囲む木々の間に幻想的なツリーの光が厳かな雰囲気醸し出している。

現在の活水学院の本館は、大正 15 年（1926）に建築された、スクールカラーの赤い屋根が印象的なゴシック様式の建物である。また海星学園の修道院は平成 2 年（1990）に新築しているが、明治のころの外観を踏襲しており、その青い屋根は活水学院の赤い屋根とともに東山手の学びの丘の風景となっている。これらの学校は、創立以来、地域に根差しており、東山手のランドマークとして地元住民に親しまれている。ミッション・スクールとして明治時代に創立した同学校の学生が、居留地の面影を残すまちなみのなかを通学している様子や、活水学院の卒業生が、黒いガウンをまとい白木蓮の下を歩く様子は、居留地時代に始まった教育活動がこの地域で連綿と続けられていることを感じさせる。

（ウ） 多様な信仰—響き合う鐘の音—

外国人居留地が置かれた南山手には、外国人社会と日本人社会の境にあたる位置に、神社と寺院、教会が隣接しており、多様な信仰がともに地域に根差していることがわかる。ここでは、教会の鐘と寺院の鐘の音が響き合い、江戸時代より地域が歩んだ歴史を感じられる場所である。

幕末以来、港から程近い南山手の丘に建つ大浦天主堂は、カトリック教会として祈りの場であった。戦後、観光地として多くの人々が訪れるようになると、信者や観光客に配慮し、昭和 50 年（1975）に天主堂の向かいに大浦教会を建

て、通常の礼拝の場はここに移された。12 月 24 日のクリスマスや 3 月 17 日の「信徒発見の日」などの特別な礼拝の際は、大浦天主堂でも行われる。信徒発見の日の礼拝は信者のみで行われており、クリスマスの礼拝は信者ではない人も参加している。

現在、正午と夕方 6 時に鳴らされる鐘は、大浦天主堂の後方斜面を登ったところにある鐘楼で鳴らされている。鐘はフランスの個人から寄贈された「お告げの鐘」である。戦時中に梵鐘などの多くが供出させられるなか、大浦天主堂は戦前に国宝の指定を受けていたため供出を免れた。戦時中から戦後間もないころは故障のため鳴らされていなかったが、昭和 20 年（1945）に大浦に留まっていた進駐軍が修復し、再び鐘の音が鳴らされるようになる。同年 10 月 7 日付けの長崎新聞に「市民に、久しい平和の鐘の音が届いた」と紹介された。その後も 1 日 2 回、鐘が鳴らされ、美しい鐘の音が辺り一帯に響く。

また、大浦天主堂のすぐ北側に位置する妙行寺では、夕方 6 時に鐘が鳴らされる。妙行寺は江戸時代から当地に所在する寺院で、幕末の開港のころに、付近とともに大村藩領から天領になったため、外国人居留地が造成された地域に隣接する形となった。同寺は、居留地造成の完成以前に、来崎した英国領事に、境内の一角を仮住まいとして提供し、領事事務が行われた場所である。地理的に妙行寺、



大浦諏訪神社（左）と妙行寺（右）

大浦天主堂は、居留地の境界付近に建つことになり、外国人社会と日本人社会の接する位置にあったといえる。

それぞれが鳴らす鐘の音の重なりは、多様な宗教とともに、居留地が置かれたことで海外交流が身近となった本地域の歴史性を今日に示している。この天主堂と寺院の鐘の音が、南山手の丘から向かいの東山手、下手の大浦海岸へと響き、長崎に居留地が置かれたことで生み出された音の景観（サウンドスケープ）として、この地の歴史の積み重なりが生む長崎の異国情緒と信仰の多様性を伝えている。

（Ⅰ）大浦くんち

大浦諏訪神社の例祭は 10 月 17 日の社殿建立の日を祭日としており、「大浦くんち」と呼ばれる。幕末に外国人居留地が造成される以前より例祭が行われ、近隣に、居留地が置かれたあとも継承されてきた祭りである。『長崎市史地誌編 神社教会部下』（1929）によれば、奉納踊は明治 24 年（1891）から開始されたとあり、同市史に「近來世に之を大浦グンチと称し其の賑ひは国幣中社諏訪神社の神事に亞ぎ市南部に於ける年中行事の唯一として大浦地方住民は一般に業務を休止して神輿に供奉し客を招き知己親戚を会して宴席を張り以て此の日を慶祝するのである」と当時の呼称や祭りが賑やかに行われていた様子が確認できる。居留地として新たに造成された地区も大浦くんちを支える地区に含まれており、地域の祭りとして広く受け継がれている。現在、大浦くんちは、長崎くんちの翌週の土曜日、日曜日の 2 日間で行われる。氏子であるおどりちょう踊町は現在 21 か町で、毎年持ち回りで 2 つのおどりちょう踊町が奉納踊を行い、ほかに保育園や小学生が出し物を行っている。

1 日目は早朝、神前での奉納踊りに始まり、かんぎよ還御祭のあと、午前 10 時半ごろに「くだお下り」が行われる。烏帽子を被り、直垂を着た童児を先頭に大浦諏訪神社へ稚児行列が続き、青年に担がれた神輿は大浦諏訪神社の石段を駆けおりる。行列と神輿は石橋電停付近に設けられたお旅所で踊りを披露し、町内を練り歩く。2 日目は午後、お旅所の奉納踊に始まる。町内を練り歩いたのち、「お上り」が行われる。お上りでは、大浦天主堂前の石畳の坂を上り、大浦諏訪神社へと向かう。居留地によって生まれた洋風建築のまちなみと日本の祭礼行事が重なる景色は、こ



大浦くんちの奉納踊と背後にある洋風のまちなみ
（有）ベルカラー提供）



居留地の石畳の坂を上る大浦くんちの神輿



大浦天主堂の前で披露される大浦くんちの出し物

の地域特有のものといえる。

戦前からこの地域を知る人は、第二次世界大戦の前までは、さまざまな国の人がこの地に暮らし、日常的に交流があったといい、地域の大祭である大浦くんちも見物していたといわれる。また、洋風建築物を背景に日本古来の民俗芸能が繰り上げられる風景は、この地域独特の雰囲気を生み出している。

オ まとめ

大浦から山手一帯は、古くからそこに住む人々の営みがあり、地域の祭事が営まれてきた。幕末に外国人居留地が開かれたことで、この地に貿易活動を求めて訪れた外国人商人や宣教師など、さまざまな人々が生活し、洋風建築物が建ち並ぶまちなみが造られた。

居留地のすぐそばには日本人の暮らしがあり、教会と寺院の重なり合う鐘の音や、洋風のまちなみに繰りだされる大浦くんちの奉納踊に、多様な文化が共存するこの地域特有の歴史的風致が現れる。

一方、明治期からこの地で続くミッション・スクールは、教育にとどまらず、地域の活動にも広がりを見せ、日常の学生の往来や学園祭などの行事に、学びの丘としての歴史が継続されていることを感じることができる。

戦後、旧居留地が日本人社会へと移りゆくなかにおいて、洋風建築をはじめとした歴史的建造物が、老朽化や開発によって失われつつあった。こうした状況に対して、地域固有の歴史文化と景観を守るために、立ち上がった先人たちの活動が、歴史的建造物を今日に伝えている。活動は、歴史的建造物の保存とともに歴史文化を活かす活動へと発展し、長崎居留地の面影を伝える景観とともに、この地域特有の歴史的風致を形成している。



長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の範囲

(4) 外海^{そとめ}の石積文化にみる歴史的風致

ア はじめに

外海^{そとめ}地域には、原始・古代から人々の活動を示す遺跡が見られ、中世にも石鍋の製作地など自然環境に適応した人々の営みの痕跡が見られる。江戸時代は、大村藩領と佐賀藩の飛び地が存在する場所であった。このころより地域の人々によって、斜面地を開墾した際に出土した結晶片岩^{けっしょうへんがん}を用いた、土留めの石垣、防波・防風の石築地、居住地の石塀、住居・蔵の石壁など生活に密着するさまざまな石積構造物が築かれている。石積文化は明治時代以降も引き継がれ、外海^{そとめ}に赴任したフランス人宣教師マルコ・マリー・ド・ロ神父（以下、「ド・ロ神父」とする）により、在来工法に西洋式の強固な石積技術を導入するなどして、独特な石積文化が展開していった。外海^{そとめ}地域には生活生業に関連して造られた多種多様な石積構造物が、現在も数多く残り、特有の石積文化の集落景観を形成している。

また、昭和 50 年代から地域活性化策として地域の歴史文化や美しい自然景観を活用した「文化のまちづくり」に取り組み、顕在化を図っている。特に外海^{そとめ}の西側海岸部では、五島灘を望む海の風景と当地での厳しい生活を物語る斜面地が織りなす雄大な景観に恵まれており、文化財を含め結晶片岩^{けっしょうへんがん}で造られた石積の工作物が風景に溶け込んでいる。また、ド・ロ神父ゆかりの地であることから旧外海^{そとめ}町の時代からフランス、ヴォスロール村と姉妹都市提携を結び、平成 17 年（2005）の市町合併後も長崎市に引き継がれている。

イ 歴史的建造物

○旧出津救助院^{しゅつ}

明治 12 年（1879）、外海^{そとめ}地方に赴任したド・ロ神父が地域住民を窮状から救うために、私財を投じて設立した授産施設で、授産場・マカロニ工場・鰯網工場^{いわしあみ}と呼ばれる建物は国の重要文化財に指定されている。敷地内には薬局や製粉工場に使用された建物もある。これらは、明治初期の授産・福祉施設として貴重な遺構である。「日日の帳」（ド・ロ神父と関係者によって記された出納などに関わる記録帳）に建設工事が行われたことなどが記されている。

救助院のうち授産場は、中心的施設で明治 16 年（1883）に建設された。木造 2 階建てで、1 階の外壁には、目地に赤土を混ぜた漆喰を使用した石積み（ド・ロ神父にちなんで通称「ド・ロ壁」と呼ばれている）が用いられている。施設は 1 階を作業場、2 階を修道女の生活の場などに使用していた。マカロニ工場は、授産場の東側の道沿いにある煉瓦造、切妻造、棧瓦葺きの建物で、当初はマカロニ製造を目的として建てられたといわれている。開口部である窓が少なく、外壁は漆喰で白く塗られている。



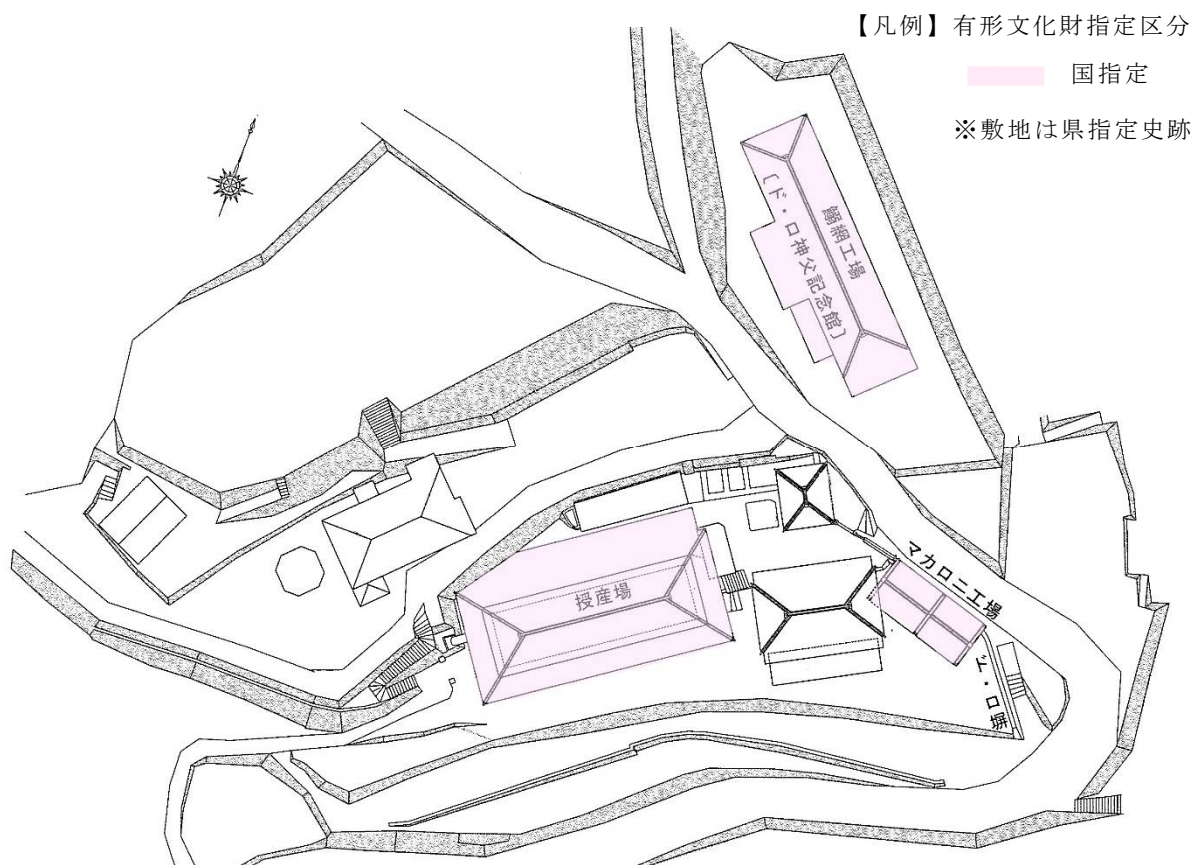
旧出津救助院（左奥が授産場）



鰯網工場

マカロニ工場から道を挟んで向かいに明治18年（1883）に建設された鰯網工場が建つ。木骨煉瓦造、平屋建ての建物で、当時、婦女子の副業として盛んであった漁業に用いる鰯網の工場として建てられた。工場が廃止されたのちは保育施設として長く利用されたが、明治中期より給食調理を行った国内でも極めて先駆的な保育所だった。現在は、そうめんやマカロニ製造用具などの産業関係や指導用の図面などの土木関係、その他ド・ロ神父に関する資料を展示するド・ロ神父記念館として公開している。

旧出津救助院は外海特有の石積みの石垣の上に建ち、周囲にはド・ロ壁の石積壁を巡らしている。



旧出津救助院の配置図

○出津教会堂

出津教会堂は西出津町に所在する。明治15年（1882）にド・ロ神父の設計によって建設された、煉瓦造、棧瓦葺の建物である。信徒数の増加などにより、2度の増築を経て明治42年（1909）にほぼ現在の姿が完成した。出津教会堂は『出津教会誌』（1983）に掲載されている昭和30年（1955）教会公民館落成時の写真から、今と変わらない姿を確認することができる。

建物の特徴としては、五島灘に面する風の強い当地の気象に対応するため、平屋建てで屋根を低くするなどの工夫



出津教会堂

が見られる。内部は三廊式で、正面入り口は中央に大アーチ、両脇に小アーチの開口部を設け、要所に安山岩の切り石を貼る。正面入り口屋根上には、方形平面の鐘楼が立ち上がり、東面屋根上にも小塔がある。

○大野教会堂

大野教会堂はド・ロ神父が明治 26 年（1893）に建設した小規模な教会堂である。建物は北側の会堂部分と南側の司祭室部分からなる。会堂周りの三面は当地で採れる玄武岩の割石を漆喰モルタルで固めた特異な壁体（ド・ロ壁）を築き、その上にキングポスト（真束）をもつ木造小屋組を架けている。側面の窓は上部を半円アーチ型の煉瓦造となっている。『長崎県指定有形文化財大野教会保存修理工事報告書』（2006）に建設から修理履歴まで記載されている。



大野教会堂

内部は列柱のない一室構成となっており、通り抜けにした前廊部とそれを覆う変則的な寄棟屋根、軒下に出る梁の先端に施した彫り込み装飾など、ド・ロ神父の建築技法が随所にみられるとともに地域の風土に密着した造形を示している。

○橋口家住宅

主屋は明治 41 年（1908）、倉庫は明治 36 年（1903）に建設されたといわれている（『長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書』2013）。ド・ロ壁の石積技法を用いているが、従来のネリベイ建物との混交がみられ、特に 2 階建て倉庫の石積建築は他に例を見ないものである。



橋口家住宅

橋口家住宅を建設した橋口要八は、ド・ロ神父の協力者として働いた人物で、神父の建築技法に関する知識を有していたと考えられている。主屋は木造 2 階建て、寄棟造の棧瓦葺き。1 階の壁が地元産の結晶片岩けっしょうへんがんを赤土で固めて積み上

げた石積壁を主体とし、母屋の四方に庇を巡らす構造となっている。また、倉庫は石造 2 階建ての棧瓦葺きで、壁はすべて石積みで造られており、石造建築特有の重厚な外観を呈し、付近一帯の景観の象徴的な存在となっている。この建物はド・ロ神父によってもたらされた建築技法が民間でも利用されている事例であり、地域固有の歴史的・文化的特徴を顕著に表すものである。

○大平^{おおだいら}作業所跡

ド・ロ神父の「日日の帳」によると、明治18年(1885)ごろから出津^{しつへんがく}変岳の大平^{おおだいら}で耕作が開始されている。この作業所跡も開拓事業に伴って設置されたもので、「日日の帳」には明治30年(1897)に窯屋の建設が記載されており、開拓事業が完成した明治34年(1901)までには建設されたものと推定される。建物は平屋で、石造を主体としつつ正面の一部は煉瓦造である。周囲には斜面を段々状にし、石積みで造った畑地が広がっている。『出津教会誌』(1983)に掲載されている昭和40年(1965)以前のもの^{おおだいら}と推定される写真には、開墾時の大平作業所と周囲には段々畑が広がる様子が撮影されている。建物の地下には収穫した甘藷^{かんしょ}を貯蔵するためのイモガマも確認されている。



大平作業所跡

○野道共同墓地

出津教会信徒の共同墓地で、ド・ロ神父の手記によれば、明治31年(1898)に造成されている。墓地の造成は、信徒が交代で作業奉仕を行ったが、出津川沿いの急斜面を造成したため難工事となり、完成までに約10年を要したという。墓地の中央、急階段を登ると、ド・ロ神父がフランスから取り寄せた大十字架が設置されている。



野道共同墓地

遺言により、大正3年(1914)に逝去したド・ロ神父も野道共同墓地に埋葬された。ド・ロ神父の墓はこの大十字架のすぐ下に整備された。その後、地元の人によると、平成2年(1990)、足の不自由な人でもお参りができるように、墓地の入口付近に新たに墓碑が建設されている。また、信徒の墓は、結晶片岩^{けっしょうへんがん}の板石を野積する形式のもので、現在も、最上段などに見ることができる。

ウ 市街地の環境

集落内には斜面地を開墾した際に出土した結晶片岩^{けっしょうへんがん}を用いて造った、段畑や屋敷地、自分たちの住む家、防波堤や川の護岸の石積みや石築地など生活に必要な構造物が数多く残されている。

構造物としての石積事例を大きく3つに分けると次のものが地域には見られ、多様性を持って展開していることがわかる。

【建築物】 建築物の壁にネリベイを用いる。(ネリベイの建築・塀)

【土木工作物】 宅地(擁壁及び防風石垣)、段畑・棚田、港湾施設・川の護岸、水路・階段・道路といった生活基盤となる主要土木工作物。

【石造物】 墓や境界石、祠などの地域の歴史や信仰を物語る石造物。



1. ネリベイ
2. 石堀
3. 階段
4. 川の護岸
5. 石積構造物（積石墓）

また、石積には、扁平な結晶片岩石材の接着に赤土及び藁すさを練り込んで築いた伝統的な石壁である「ネリベイ」や、明治期にド・ロ神父によって導入された藁すさに代わって赤土に石灰を混ぜる練積みの「ド・ロ壁」など、時代とともに工法の変遷が見られるものがある。これは歴史や生活様式の変化とともに「形成期」、「発展期」、「大成期」、「復活期」の大きく4つの時代に分類されている。とくに、生活を営むために必要な石積は、外海に暮らす人々の手によって築かれているという特徴がある。近世では、小字ごとに屋敷地、小道、段畑、墓地などから構成される集落の景観構造に特徴があり、現在もなお継承された集落の特徴を残す小規模な集落が地域内に点在している。

外海地区は全体的に海岸地帯から直ちに急傾斜の山地に移る地形であり、出津川流域では近世から、段々状の斜面地を利用して畑作を生業の中心とした。これにより結晶片岩を用いた段畑や屋敷地など石積の構造物による、集落の独特の景観が広がる。それとともに、江戸時代には潜伏キリシタンが多く住んだ土地であり、明治時代になるとキリスト教及び西洋文化が流入し、地域の歴史的特性を示すような出津教会堂や旧出津救助院などの明治期の洋風建築が出現し、併せて個性豊かなまちなみを形成している。



外海の出津集落パノラマ

このような、出津川流域の風土のなかで成立し発展した独自の石積文化が見られる景観のうち、西出津町、東出津町の全域及び新牧野町の一部を含む約 456.1ha の範囲が平成 24 年（2012）9 月に国の重要文化的景観「長崎市の外海の石積集落景観」として選定されている。その後、平成 30 年（2018）、出津・牧野地区の北西に隣接する赤首・大野地区（赤首町、上大野町、下大野町、神浦向町、神浦夏井町及び新牧野町の各一部）の約 309.6ha が追加選定された。併せて、外海地区は長崎市景観計画における景観形成重点地区に指定されており、歴史的建造物周辺の道路や駐車場等の景観整備が行われ、出津地区では住民主体のまちづくり協議会が組織されるなど、景観まちづくりが活発に行われている。



空からの出津集落

エ 営みと活動

（7）石積文化の継承

a 江戸時代における石積文化の誕生と近代の変遷

外海において温石^{おんじやく}と呼ばれる結晶片岩^{けっしょうへんがん}の石積み構造物が景観の要素となった背景には、江戸時代に土地を広げるため斜面地を開墾し、そこで産出した結晶片岩^{けっしょうへんがん}を建築材料として使用するようになった点にある。特に文久2年（1862）の絵図を元に行った現地調査によると、当時から、単に屋敷地や畑地の石垣として用いただけではないことが分かり、土留の石垣や防波・防風の築地、建物の石壁などにも使用されていた。また、海辺や川沿いに近いところでは、角が取れた丸みのある玄武岩が採れるため、石垣やちょっとした畑の石積みに丸みを帯びた石が使われており、表情豊かな景観を生み出している。

明治時代に入り、外海^{そとめ}に赴任したフランス人宣教師ド・ロ神父が、布教だけでなくこの地域のまち

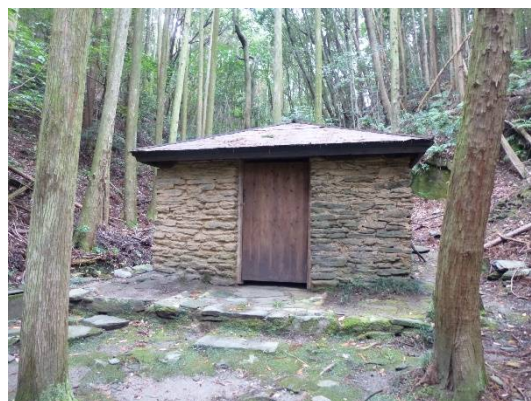
づくりの面で、風土に合わせて、堅ろうな工作物を作るべく、この外海地域^{そとめ}の在来の石積み技術に西洋技術を融合させ、技術の改良を図った。特に目地材を使うネリベイに石灰を混ぜることにより、より壁体として一体性を持たせた堅固なやり方を考案し、集落の女性の授産施設として建設した旧出津救助院^{しづ}などド・ロ神父が手掛けた建造物の構築に用いた。この技術によってつくられた壁は地元の人々に「ド・ロ壁」と親しみを込めて呼ばれている。大野教会堂や橋口家住宅の築造にもド・ロ神父の技術が反映されており、その技術とともに維持補修されている。また、ド・ロ神父が建設した出津教会堂^{しづ}の敷地の石垣には、石積みの前面を平坦に整えるため、面から突出した石材の部分をノミで縦にハツリ落とした加工の跡が残るという特徴がある。



出津教会堂の石垣に見られるノミ跡

b 維持される石積構造物

昭和時代には建物の構造の変化により、石積構造を用いる部分が建物の一部となるなど、石積みが用いられる範囲も変わっていった。大きな工事としては、昭和 40 年（1965）ごろに、出津小学校^{しづ}の築造で石垣が築かれたものがあるが、近年は新たな石積みを築く機会が少なくなった。その一方で、既存の石積みや石垣の積みなおしなどの維持補修が行われ、景観が保たれてきた。維持補修の一例として、禁教期の潜伏キリシタンの伝説が伝えられるバスチャン屋敷では、昭和 58 年（1983）に地域住民が寄って、1 年がかりで石積みの外壁を持つバスチャン屋敷を整備した。平成 5 年（1993）11 月の新聞記事によると、同建物が谷間に建てられていることから、湿気がひどく、後に崩壊状態となったため、住民たちがバスチャン屋敷保存会を結成し、再び地域ぐるみで改修を行った。直近では平成 28 年（2016）にも再度改修され、石積みの建造物や工作物が維持されている。



改修後のバスチャン屋敷

c 外海^{そとめ}の石積みの特徴

石積みの積み方は、外海^{そとめ}では一般的に「布積みくずし」として積まれていると言われる。一方、採取された石の形状に合わせて積むことも多いと言われ、石に合わせて「布積み」や「布積みくずし」、「乱積み」などが見られ、また、水辺の石積み技術では、「谷積み」、「矢羽積み」、「巻石組み」などが見られる。隅角部の納まり部分は、算木状になっており、これは在地の民衆石積みとして完成した技術であると考えられており、石垣・石塀・石築地・石壁などさまざまな構築物に見られ、外海^{そとめ}の石積みの特徴の一つと言われる。場所により、除草などの維持管理がしやすいように、足がかりとして石垣の下部の石を飛び出させるなど、様々な工夫も見られる。石積みにおいては、まず石材の上端部の方が外に出るように尻を下げて石垣を安定させるように、石の顔を見ながら積むことを学ぶ。石積みの道具も現在は機械化されてはいるが、昔ながらのゲンノウなどを用いることもある。



角の飛び出した石が見られる石垣



石積み用の石のストック

d 担い手—在地系と専門性を持つ石工

外海^{そとめ}石積の担い手は、農業や漁業を営む傍ら生活するうえで必要な石垣や塀などを作るといった、一般民衆のいわゆる在地系の担い手と、より専門性を持った石工の担い手がいる。現在、専門の石工に当たる人は、石積み技術を有し、土木業を営んでいる。

積み技術は生活・生業のなかで新築や改修の際に、見よう見まねで実践しながら、自然に習得していると言う。石を積んでいると地域の「石築ぎの名人^{いしづ}」と呼ばれる上手な人たちがやってきて積み方の指導を行い、外海^{そとめ}の温石^{おんじやく}にあった石積みの積み方を教わることもある。名人には石積み技能者も含まれる。



技術を継承する専門業者

また『長崎市外海^{そとめ}の石積集落景観保存調査報告書』(2013)によれば、昭和53年(1978)と平成24年(2012)に行われた石工への聞き取り調査では、明治中期以降の外海地域における石工の系列が確認され、昭和生まれの現役の石工まで把握されている。技術の伝承は基本的に親から子や兄弟間で行われており、住んでいる地域や家族を単位としていた。特別に練習期間があるというよりは、子供のころから現場で手伝いなどを行い、実践のなかで覚えていくものであるという。そのため個人で石積みの仕事を受けたり、公共工事などの大規模な工事では、共同で従事して、協力したり教え合ったりして、技術の継承が図られてきた。

e 技能者の特徴

^{そとめ}外海の石積みの特徴の一つに、建築と土木の分野で異なる技能者がいるわけではない、という点がある。構造的な分類ごとに、作り手が変わる場合が多い石積みであって、^{そとめ}外海地域では同一の作り手が構造的な性格の違う石積みを横断的に築造している。いずれも一般民衆によって同じ手法で築く技術が発展した背景に起因している。

特に、畑地開墾のために発生する石から石積を構築する必然性や、「崩れては積み直す」という石積みの内的な性質、また、生業との一体性が継承を支えていた。

現在も、石積みの技能者と伝統的な民間の石積技術の継承が行われており、特に組合など広い組織的なものではなく、むしろ、地域の人のつながりのなかで伝承されてきた技術と言える。近年、地域住民による「^{しづ}出津地区まちづくり協議会」では、石積修復用の石材を確保したり、石積技術の習得のため、石工の技能者の指導を受けながら体験事業を開催し、組織的に支え合って継承を行っている。

f 石積文化のまとめ

^{そとめ}外海の石積文化は、^{けっしょうへんがん}結晶片岩という岩石が加工しやすいという特質をもち、石垣から、家屋の石壁に至るまでの横断的な利用ができた点に特徴がある。また加工しやすい点は、通常であれば、土木技術の専従の石工が行う作業も、石工ではない人々が石積みに参加することを可能にした。^{そとめ}外海地域には、地元産出の石を多用し生活の基盤を築くという文化が根付いており、気候や地形といったそれぞれの場所に対応する形で、広く石積文化が浸透したと言え、それが地域全体にわたる石積みを基調とした景観を生み出している。



出津地区まちづくり協議会による石積体験
(出津地区まちづくり協議会提供)



そとめ 外海地区の歴史と文化資源（主な石積みの分布）

(イ) ド・ロ神父の顕彰活動

a ド・ロ神父の活動

明治12年(1879)に司祭として外^{そと}海^めに赴任したド・ロ神父は、外^{そと}海^め地域のまちづくりにも力を注いだ。ド・ロ神父は、カトリックの共同組織をつくったが、外^{そと}海^めの人々のあまりにも困窮した生活に衝撃を受け、人々に仕事を授け、自立する力を身につけさせるため、新たな農業・土木技術などを地域の人々に伝えた。また、大^{おお}平^{ひら}作業所を開墾、小麦や落花生、茶など栽培し、製粉所を開いて、小麦粉でマカロニやそうめんを製造するなど、自ら生産して商品づくりを行い、生活の充実や自立を図るための活動として、さまざまな生業等の技術を教えた。そのようななかで建設されたのが旧出津救^し助^つ院などの施設である。

b 命日の墓参りとド・ロ神父の顕彰活動

ド・ロ神父は、南山手にある大浦天主堂司祭館の建設に携わるなか、体調を崩し、大正3年（1914）11月7日に亡くなり、遺体は、^{そとめ}外海の野道共同墓地へ埋葬された。生涯を^{そとめ}外海にささげたド・ロ神父の功績は大きく、今もド・ロ神父の墓では、追悼の祈りが捧げられている。

11月7日の命日には、ド・ロ神父の墓前で、教会関係者のみならず、多くの参列者が祈りを捧げ、^{そとめ}外海におけるド・ロ神父の活動や福祉の精神を伝える活動の一つとなっている。

ド・ロ神父の墓碑は、はじめ共同墓地の上部にあり、昭和時代に墓地の整備が2度行われている。『^{しづ}出津教会誌』（1983）によれば、昭和40年（1965）11月にはド・ロ神父没後50年の追悼行事が行われ、^{しづ}出津教会から野道共同墓地まで追悼行列を行って、盛大に墓参りが行われたことが記されている。多くの人がド・ロ神父の墓を訪れ、命日には追悼のミサが行われることから、平成2年（1990）に、高齢者や足の不自由な人でも参加できるよう、共同墓地の入り口に新たに墓碑を建立した。野道共同墓地には、ド・ロ神父の出身地であるフランスのヴォスロールからも人が訪れるなど、^{そとめ}外海のまちづくりの一助を担った神父は広く慕われ、その活動と精神が顕彰されている。

ド・ロ神父が始めた畑作などの授産活動、福祉や保育などの活動は、神父亡きあとも引き継がれた。昭和30～40年代にかけて保育や社会福祉の事業に人手が必要となり、^{おおだいら}大平の開墾地やそうめんなどの製造は、人手不足のため休止された時期もあった。しかし、昭和56年（1981）に地域の生活改善グループが、ド・ロ神父が伝えた製法でそうめんの製造を行っていたシスターの記憶などをもとに再現し、「ド・ロさまそうめん」は再び製造されるようになり、^{そとめ}外海の特産品として新たな段階を迎えている。さらに平成22年（2010）には、地元有志が^{おおだいら}大平の再整備に取り組むなど、^{かんしょ}甘藷や小麦、茶の栽培とともに、ド・ロ神父の活動を顕彰し、伝える活動が行われている。

また、ド・ロ神父が築いた石積み構造物も残されており、昭和56年（1981）の^{しづ}出津教会堂周囲の石垣改築の際には、コンクリートでの改築案も出ていたが、神父が築いた^{けっしょうへんがん}結晶片岩での石垣を継承



お墓参り前に行われる共同墓地の清掃



ド・ロ神父の命日のお墓参り



出津教会周囲の石垣

し、石垣による再築が選択された。このほか住民による取組みとして、共同墓地の清掃活動なども行われている。このようにさまざまな歴史の重層性のなかで、ド・ロ神父の顕彰とともに石積文化の継承に繋がっている。

(ウ) 生業の変遷と甘藷栽培

a 昭和以前

外海地方は海路交通が盛んだった中世から各入江に集落が形成された。近世には、沿岸部の集落で鰯網漁が盛んな半農半漁の生活、山間部の斜面地では畑作の農業や炭焼きを中心とした自給自足の生活が続いた。

17世紀の初めには、大村藩内に定着した甘藷栽培が拡大するとともに、斜面地を開墾し、文久2年(1862)の絵図「彼杵郡三重図 賤津村・黒崎村・永田村／文久二年壬戌夏仕立」の石垣に見られるような畑地景観の原型を形成した。



個人の段畑

斜面地の開墾は人口増加とともに大正期まで続き、山の極限まで開墾しつくした畑地景観がつけられ、また、在地の石積技術が発達し、形成された。近世後半には新たな開拓地を求めて外海から五島の島々などへ移住したことで、甘藷の畑作や段畑のための石垣技術も伝播していった。

外海に伝わった甘藷は単位面積当たりの収穫量が米よりも多く、やせた土地でも育ち、干ばつや強風にも強い安定した農作物であったため、栽培面積が広がった。甘藷は水分が多く長期保存に向かないため、床下に「いもがま」と呼ばれる貯蔵庫をつくって貯蔵したり、切ってゆでたものを海側の斜面に干して「干しカンコロ」をつくったりする貯蔵方法が発達した。

明治になると、外海に赴任したド・ロ神父により、出津を中心とした集落にカトリックの共同組織がつくられ、そこで神父は新たな農業・土木技術などを地域の人々に伝えた。開墾地と農業によって生産された食品や衣類などは、長崎の外国人居留地等へ販売されるなど、地域密着型の近代化産業の発展に大いに貢献した。

b 昭和期以降の畑作

昭和以降、一時期は活動の停滞期を迎えたが、昭和27年(1952)より池島炭鉱の採炭事業が始まると、池島へ移り住む人々や炭鉱労働に従事する人々へ向けた食料の提供などで外海の農業・漁業は一時期活気を取り戻した。このことは在地系などの技術者をこの地に留まらせ、現在も見られる石積集落景観が残ることにつながったといわれている。昭和30年代以降は、農業の規模は



甘藷をスライスし蒸した状態

縮小傾向となるが、現在は主として自家消費分の作物をつくる程度の畑作が多くなっている。^{かんしょ}甘藷についても、10月下旬から11月上旬にはカンコロモチを作るためのカンコロ干しが行われるなど、栽培とともにカンコロへの加工の様子も見られる。カンコロモチは^{かんしょ}甘藷を湯がいたあとに干し、それを蒸してもち米と水あめ、砂糖を混ぜてついた独特のモチである。このほか集落内には加工所が整備されており、かりんとう製造など農産物の加工などに活用されている。



かんころもち

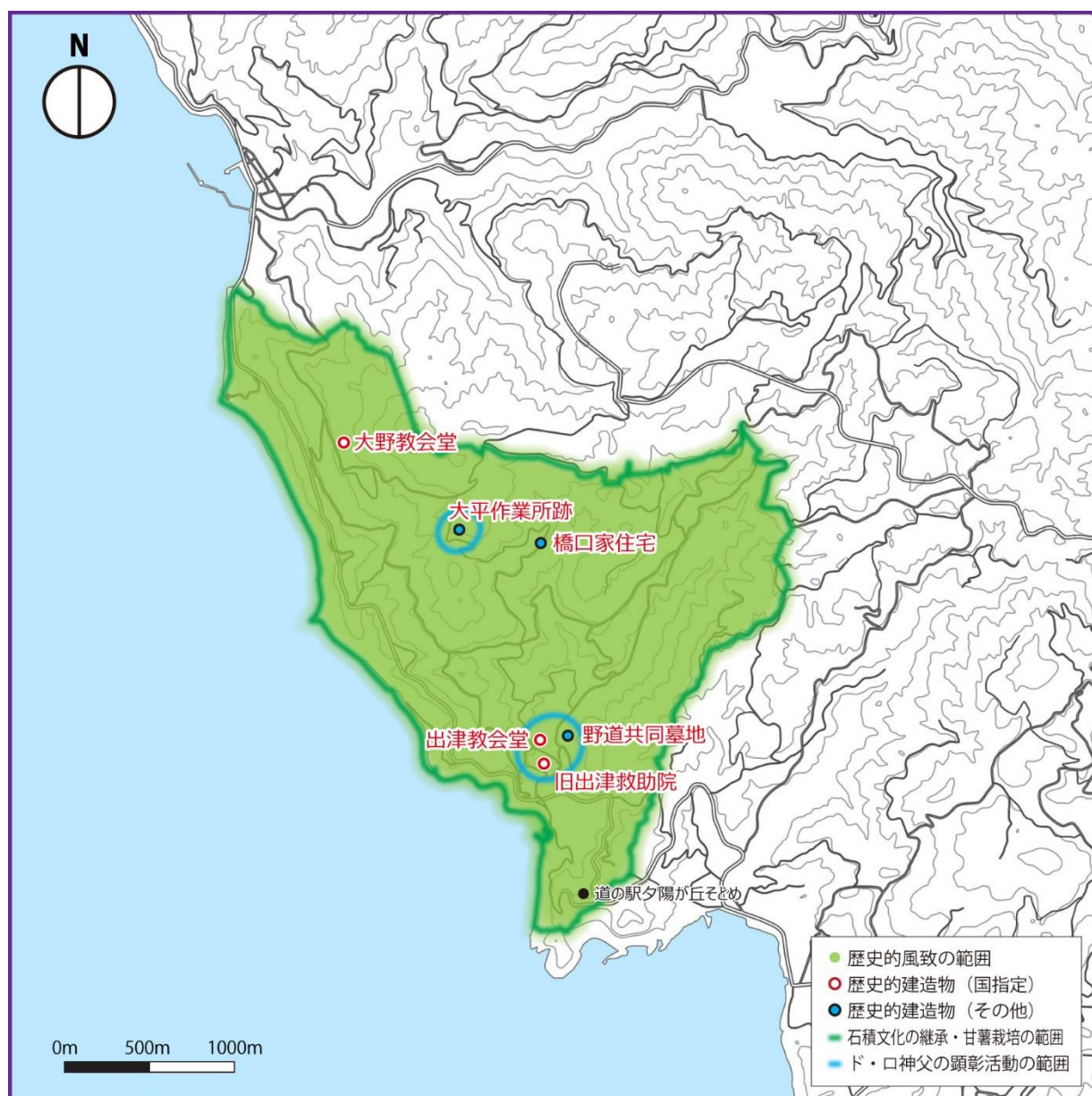
また、地域振興の面から地域の特産品を発信していこうという動きがあり、平成18年（2006）に道の駅「夕陽が丘そとめ」が開設され、直売所へ出荷する家が多くなるなど、この地域での畑作の継続に一役買っている。

オ まとめ

^{そとめ}外海地域では斜面地を開墾した際に出土した^{けっしょうへんがん}結晶片岩などを用いて、土留めの石垣、防波・防風の石築地、居住地の石塀、住居・蔵の石壁など生活に密着する多種多様の石積構造物が築かれてきた歴史がある。それら生活生業に関連した石積構造物は現在も数多く残り、この地域特有の石積文化の集落景観を今に伝えている。時代とともに生業や生活様式が変化し、石積の技能者は以前に比べると少なくなったものの、伝統的な石積技術の保存に積極的に取り組んでいる。明治期のド・ロ神父がもたらした生活技術やまちづくりの精神は、神父が建設した建物や工作物などを大切に継承し、命日の墓参りや活動の継承などによって、その功績を顕彰することにより、後世に語り継がれている。

また、専業農家は大幅に減少したが、道の駅の設置や民間団体の活動などを背景に^{かんしょ}甘藷栽培を始めとする農業は、独特な石積みの畑地において継続して営まれている。

このように^{そとめ}外海の石積文化は、時代時代の地域の生活に即した形で形成され、現在もその技術や生業を伝えながら、地域の歴史と営みを、景観とともに感じることができる。



外海の石積文化にみる歴史的風致の範囲

COLUMN

○生業の維持活動

外海の地域振興の動きの一つに、ド・ロ神父が明治17年（1884）から明治34年（1901）にかけて開墾し、お茶や甘藷、麦などの作物を育てた大平の土地の復活がある。本格的な取組みとしては、「うーでーら」（民間団体）によって平成22年（2010）に大平の畑の一部が再生され、畑の石積みを守るとともに、お茶や甘藷を育て、地域の文化とともに発信している。そのほか、外海に自生する柑橘類「ゆうこう」を使った商品開発や、地域の伝統文化と独自の景観を生み出した地域の生業（農業）を維持していくための取組みがある。農業の維持においては近世から続く畑作を中心とした集落景観の価値を活かすため、外海の大中尾地区では、平成14年（2002）度に石積の石垣で造られた棚田でオーナー制度を導入して農地の維持を図っている。



茶摘みの様子

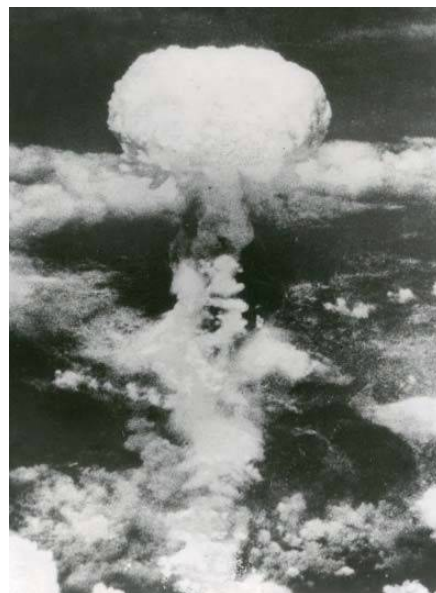
(5) 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

ア はじめに

第二次世界大戦末期、原子爆弾が、昭和 20 年(1945) 8 月 6 日に広島、次いで同 8 月 9 日に長崎へ投下された。原子爆弾の威力は凄まじく、爆発時の火球の直径は 280m、直下の地表は 3,000 から 4,000 度に達した。原爆の熱線、爆風により落下中心地であった浦上のまちは全壊し、火災で焼き尽くされた。長崎市のすり鉢状の地形から、爆心地を中心に被害は広がっており、当時の市域の 3 分の 1 が焦土と化した。

また、当時の長崎市の人口は約 27 万人(1944 年 2 月時点)であったが、昭和 20 年(1945)12 月末までに 73,884 人が亡くなり、74,909 人の負傷が確認された(昭和 25 年(1950) 7 月長崎原爆資料保存委員会の報告による)。多くの尊い命が一瞬にして奪われ、その後、原爆の放射線等の後遺症で亡くなった人も多く、現在も原爆症に苦しむ人々がいる。

被爆都市長崎には、被爆の実相を伝える数多くの被爆遺構があり、原爆の惨禍の記憶を薄れさせないための活動が続けられている。



原子爆弾投下後のキノコ雲
(長崎原爆資料館所蔵)



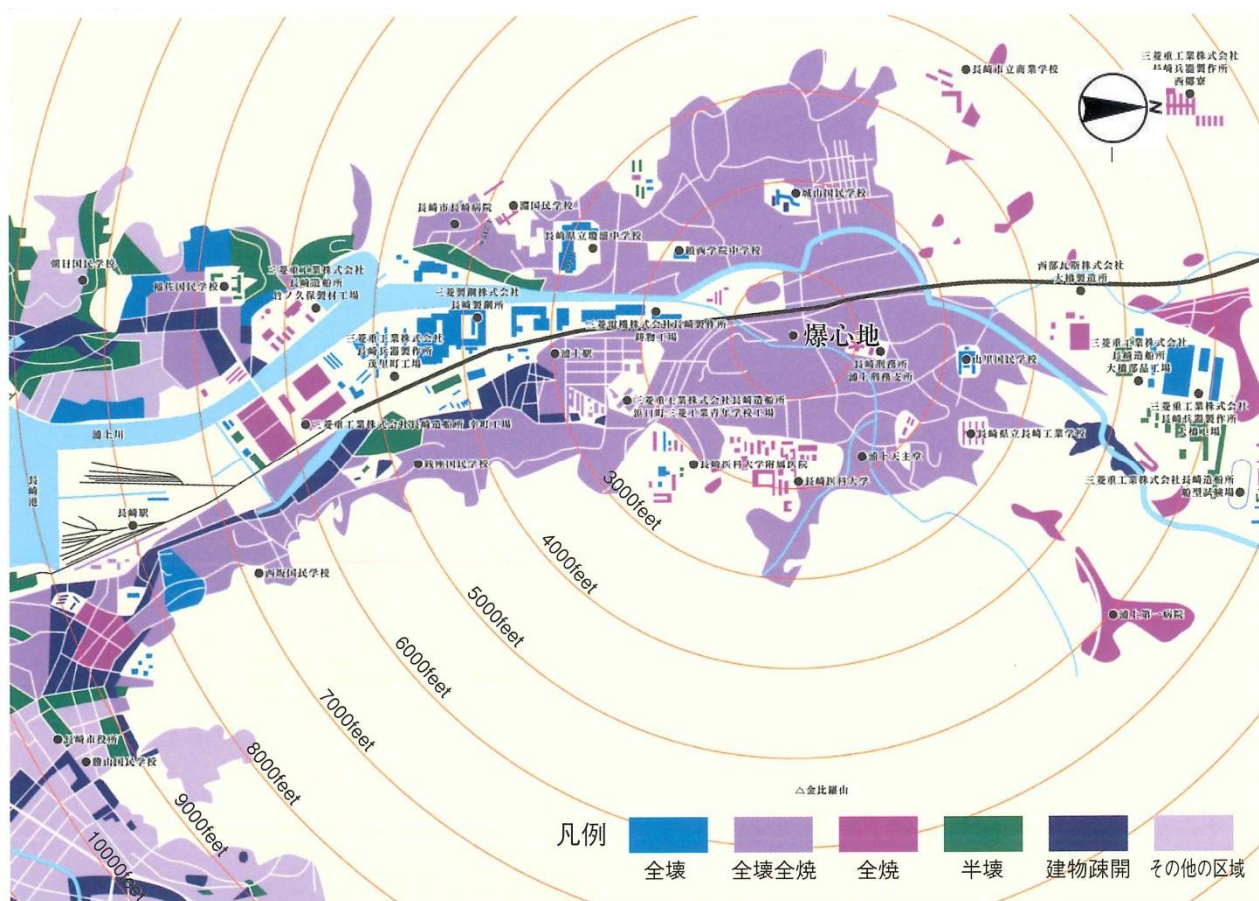
被爆後の風景 松山町から浦上天主堂を見る
(長崎原爆資料館所蔵)



被爆後の風景 山王神社
(長崎原爆資料館所蔵)



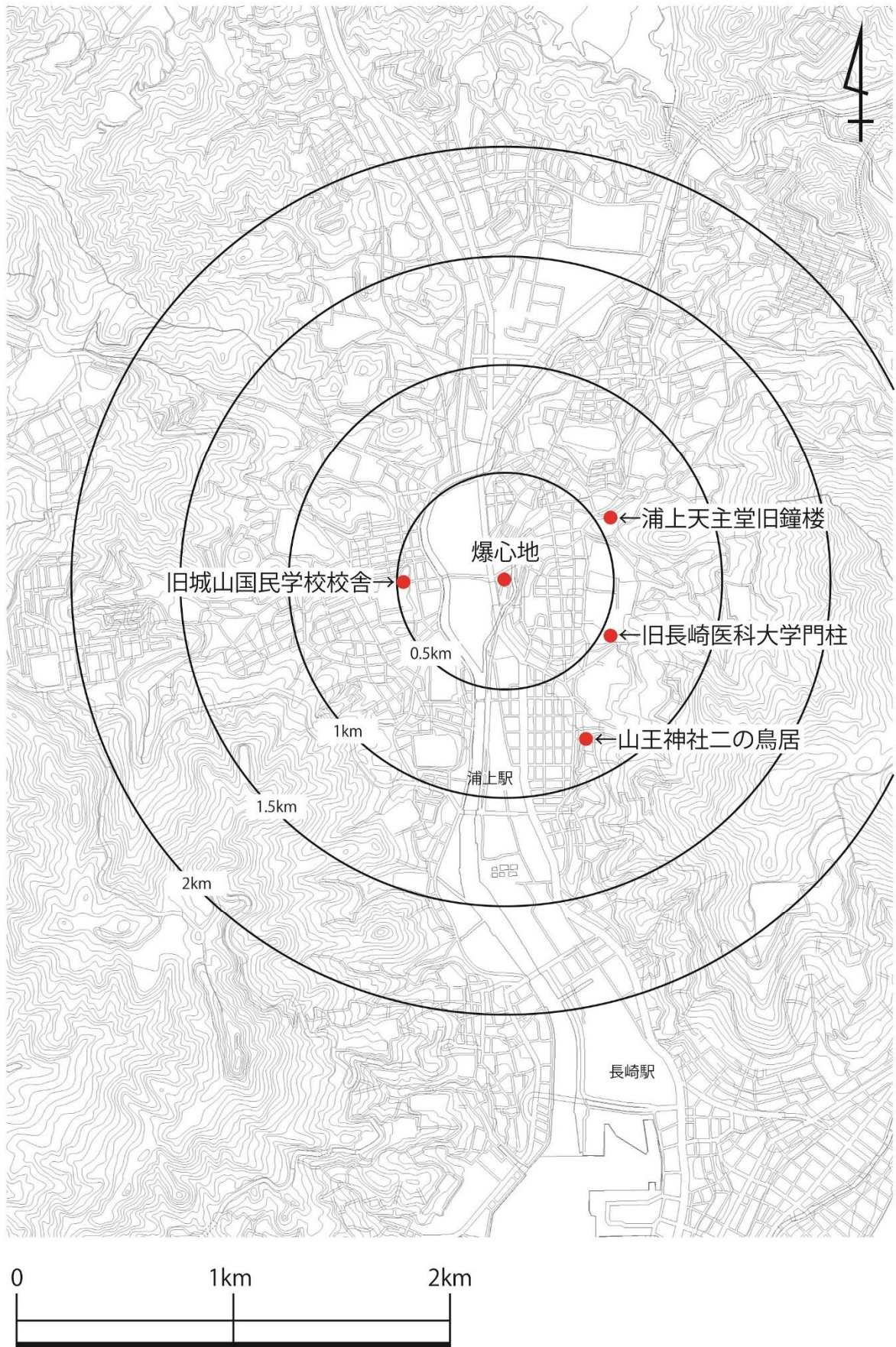
被爆後の風景 山里の丘より見た爆心地から第 1 病院までのパノラマ(長崎原爆資料館所蔵)



爆心地を中心とする被災状況（『新長崎市史 第4巻現代編』長崎原爆資料館作成）

イ 歴史的建造物

長崎市では原爆により被爆した痕跡が認められるものを調査し、被爆建造物等として把握していた。文化財の調査も進められ、平成28年（2016）10月3日、原爆落下中心地を起点として、昭和20年（1945）8月9日に長崎に投下された原子爆弾の被害を伝える遺構が残る5つの遺跡（爆心地、旧城山国民学校校舎、浦上天主堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居）が、長崎原爆遺跡として国の史跡に指定された。



史跡長崎原爆遺跡の位置図

○爆心地

爆心地は原爆がさく裂した空中点の直下にあたる。原爆は、この地の上空約 500m でさく裂し、長崎市街は南北約 5 km、東西約 2 km の範囲で全壊または全焼した。爆心地の正確な位置は、被爆直後から現在までの研究の進展に伴い少しずつ見直されており、結果として現時点では、どの推定に基づく爆心地も、昭和 43 年（1968）に設置され 7 代目となる現在の原子爆弾落下中心地碑付近を示しており、現在の平和公園中心地地区の範囲内に収まっている。

爆心地は昭和 23 年（1948）に長崎市における初代平和宣言が行われた場所で、被爆死した市民の慰霊の場及び平和発信の場となった。また、大型の被爆資料の集積がなされ、聖徳寺灯籠、旧浦上天主堂の壁面の一部などが移設された。昭和 24 年（1949）に施行された長崎国際文化都市建設法に基づき、昭和 26 年（1951）から整備された平和公園の中心地地区にあたる。爆心地東側を流れる下の川護岸に被爆直後の地層を展示しており、原爆により発生した高熱により変成した遺物などが廃棄されていることがわかる。



原爆落下中心碑



爆心地展示土層点群データ

（『国指定史跡長崎原爆遺跡保存活用計画書』より転載）

○旧城山国民学校校舎

旧城山国民学校校舎は原爆により被爆した校舎の一部である。爆心地から西 500m に位置する。旧城山国民学校は、大正 12 年（1923）に開校した城山尋常小学校が戦時中に国民学校となったものである。開校時、鉄筋コンクリート造の校舎（のちに南校舎と呼ばれる）が建築され、昭和 12 年（1937）には鉄筋コンクリート造 3 階建ての校舎（北校舎）が増築された。

被爆当時、児童は校舎にいなかったが、推定在籍児童数約 1,500 人のうち、約 9 割の児童が自宅などで尊い命を失った。城山国民学校には三菱兵器製作所の給与課が疎開しており、給与課の職員など 158 人が校舎におり、そのうち 138 人が死亡した。

校舎はかろうじて外形が残ったものの、北校舎は屋上に大きな穴があき、その後の風雨で南校舎の東端は崩れ落ちた。戦後、校舎は修復を繰り返しながら昭和 50 年（1975）過ぎまで使用されていたが、老朽化が進んだため、北校舎の階段棟のみを残し解体された。現在、被爆校舎として保存された階段棟が城山小学校平和祈念館となっている。

校舎には木煉瓦の焦げ跡が被爆の痕跡として残っており、原子爆弾の放出した強烈な熱線とその後の火災により生じたものと考えられている。



旧城山国民学校校舎

○浦上天主堂旧鐘楼

浦上天主堂旧鐘楼は、被爆後、浦上天主堂の双塔にあった鐘楼のうち、南側のものが天主堂内に落下し、北側のものが天主堂の北側の崖を滑り落ち、そばを流れる小川に落ちたものである。爆心地から北東約 500mに位置する。

浦上天主堂は明治 28 年(1895)から建設され、大正 4 年(1915)に完成した。その後、大正 14 年(1925)には双塔が完成し、被爆前の姿となった。

長崎に投下された原爆により、浦上天主堂は一部を残し倒壊し、その日、天主堂内にいた 2 人の神父と数十人の信者は下敷きとなり死亡した。被爆後に天主堂の双塔にあった北側の鐘楼は、そばを流れる小川に落ちた。この鐘楼は、昭和 25 年(1950)に川の流路変更に伴い石垣内に埋設され、一部が地表面に露出する形となっていたが、天主堂の復興に伴い、昭和 46 年(1971)に現在の状態に顕在化された。鐘楼は、鉄筋コンクリート製で直径 5.5m、重量 50t といわれており、原爆の爆風の強大さを物語っている。

被爆した天主堂は、昭和 33 年(1958)に解体され、翌年、同じ場所に現在の建物が再建され、今日に至っている。



浦上天主堂旧鐘楼(手前)

○旧長崎医科大学門柱

旧長崎医科大学門柱は、爆心地から南東約 500mに位置する。二基一対の門柱で旧長崎医科大学の正門として機能していた。

現在の長崎大学の前身である第五高等学校医学部が、明治 24 年(1891)に現在地に移転しており、被爆時には長崎医科大学、附属医学専門部、附属薬学専門部があった。建築物 76 棟のうち 65 棟が木造建築で、爆風により倒壊し、その後の火災で焼失し、学長以下、教職員、学生など約 900 名が死亡した。



旧長崎医科大学門柱

二本の門柱のうち、正面向かって左側の門柱には「長崎醫科大學」の銘があり、正面向かって右側の門柱には「長崎醫科大學附属薬學専門部」の銘がある。門柱は昭和 11 年(1936)に発行された絵はがきにその存在を確認できる。門柱は双方とも平面が 1.2m 四方、高さ 2.1m である。

「長崎醫科大學」銘の門柱は、原爆により 9 cm ずれ、台座との間に最大で 16 cm の隙間ができた反面、附属薬学専門部銘の門柱は長崎医科大学敷地の台地の影になっていたため、爆風の影響が多少減じたものと思われ、現在も直立している。

○山王神社二の鳥居

山王神社二の鳥居は、原爆により被爆し、一本柱となったまま立っており、爆心地から南東約 800mに位置する。

大正 13 年（1924）に山王神社が参道を新設する際、二の鳥居も設置された。被爆の際、山王神社の参道には一の鳥居から四の鳥居があったが、爆風に対して平行に立っていた一の鳥居は倒壊を免れたが、その後交通事故により倒壊し、現存していない。

二の鳥居は、爆心地方向の柱が爆風によって倒れたが、反対側の柱は、爆風圧により笠木がずれ、ねじ曲がった状態で自立している。

柱には奉納者の名前が刻まれているが、爆心方向の面には熱線の影響と思われる剥離等が見られ、爆心と反対側の文字は現在でもはっきりと確認できる。

倒れた方の柱の基礎は同じ場所に現存し、倒れた柱の部材も近くの参道の脇に置かれている。なお、神社境内には、被爆により枯死したと思われていたが、次第に樹勢を盛り返した大クスがそびえている。



山王神社の二の鳥居

○平和公園

平和公園は、昭和 24 年（1949）に施行された原爆被災地域の戦災復興のための特別法「長崎国際文化都市建設法」に基づき、原爆の実相を訴えるとともに、世界平和と文化交流のための施設として、爆心地のある松山町を中心とした低地及び丘陵地の約 19ha の範囲において、昭和 26 年（1951）から 5 か年をかけて整備され、完成した都市公園である。平和公園の東地区には、爆心地を中心に整備された中心地地区（祈りのゾーン）、長崎原爆資料館を中心に平和学習の拠点となる長崎原爆資料館地区（学びのゾーン）、かつて原爆の被害を受け、「原子野」と呼ばれ、焼け野原が見渡された爆心地北側の高台に整備された祈念像地区（願いのゾーン）などがある。昭和 30 年（1955）8 月号の『長崎市政展望』によれば、国の内外からの募金によって、平和公園に平和祈念像が完成し、8 月 8 日に除幕式が執り行われることが記されている。

平和公園は、平成 20 年（2008）に国の登録記念物（名勝関係）となっている。



平和祈念像



平和公園

ウ 市街地の環境

原子爆弾により焼け野原となった浦上一帯は、戦後復興のため特別法として昭和 24 年（1949）に公布された長崎国際文化都市建設法に基づき、道路や公園など都市計画の見直しや平和関連施設の建設など、本格的な復興が進み、現在は、新しい市街地が形成されている。爆心地とその北側の丘一帯は、平和公園として整備された。

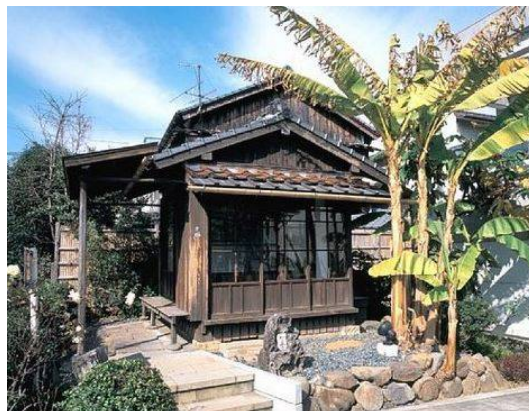
平和公園には、中心地地区に原爆が炸裂した位置を示す原爆落下中心地碑や「被爆当時の地層」があり、各地の被爆建造物等が移設保管されている。祈念像地区には平和祈念像をはじめ、原爆犠牲者の追悼や平和への願いを込めて建てられた多くの慰霊碑・記念碑があり、世界中の国々から贈られたものも多い。

戦後復興のなか、各地で被爆の実相を伝える遺構が保存されている。とりわけ、爆心地を含む史跡長崎原爆遺跡や、原爆により負傷した人々の救護と原爆障害の研究に取り組んだ永井隆博士が白血病の療養をしていた如己堂^{にょこどう}、山里小学校の防空壕跡などが知られている。また、浦上地区の各所に原爆慰霊碑が建てられており、原爆被災者への慰霊と平和への祈りが続けられてきた。

点在する被爆建造物等や慰霊碑は、復興により新しく市街地が形成されたなかにあって、被爆の悲惨さを訴え、核兵器廃絶や世界恒久平和を願う、被爆継承の活動を物語っている。

毎年、8月9日の長崎原爆の日には、平和公園で長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が開催され、夜には公園と浦上天主堂を結ぶ道で「たいまつ行列」が行われる。そして、浦上川の河川敷では築橋から梁川橋先まで、原爆殉教者慰霊のための万灯を流す「万灯流し」が行われ、慰霊の祈りとともにやわらかな灯の光が川を流れていく様子が見られる。

平和公園周辺は長崎市景観計画における景観形成重点地区に指定されており、地域のメインストリートである浦上天主堂通りでは、近年、無電柱化と道路美装化事業が行われており、民学官の連携によるワークショップで整備内容が検討されるなど、住民主体の景観まちづくりが活発に進められている。



如己堂



景観整備が進む浦上天主堂通り

エ 営みと活動

○長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

戦後、長崎市民は少しずつまちの復興に取り組み、爆心地のエリアをはじめ、市内各所で原爆犠牲者への慰霊祭、供養祭が行われた。昭和 21 年（1946）8 月 9 日、遺族有志により、松山町の原爆落下中心地の広場で、長崎市戦災死没者慰霊祭が執り行われた。

昭和23年（1948）からは、GHQの長崎軍政部司令官の許可を得て、長崎市主催の文化祭が行われ、市民代表による平和宣言が行われた。昭和23年（1948）8月9日の長崎日日新聞に、爆心地で原爆3周年の文化祭が挙行されたことが記されている。被爆後、長崎市内では毎年8月9日に自主的な慰霊祭が執り行われており、全市的に一本化された「長崎原爆犠牲者平和祈念式典」が実現するのは、昭和27年（1952）からである。式典には、原爆犠牲者の遺族をはじめ、長崎市内の小中学生や多くの市民が参加しており、原爆犠牲者の霊を慰めるとともに、平和への祈りを奉げている。



長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

現在、長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典は平和公園の平和祈念像前の場所で、被爆者合唱に始まり、原爆死没者名の奉安、式辞、献水・献花が行われ、原爆が投下された11時2分に「長崎の鐘」を鳴らし、黙とうを行う。その後、長崎平和宣言と平和への誓いが行われる。そして長崎市内の児童の合唱、来賓挨拶と原爆被爆50周年に作曲された「千羽鶴」の合唱を経て、閉式となる。

○平和祈願祭（たいまつ行列）

浦上周辺は古くからキリスト教の信者が多い地区であった。東洋一と謳^{うた}われた旧浦上天主堂は、原爆によって崩壊し、数多くの信者が被爆した。毎年、原爆の日の夜、浦上天主堂に世界中から信者が集まり、平和を祈願するミサと集会が行われている。ミサでは被爆者、戦没者へ祈りを捧げ、その後、浦上天主堂から浦上天主堂旧鐘楼の横を通り、平和公園に向けて「たいまつ行列」が発券する。松明を持った信者約1000人が、アヴェ・マリアとロザリオの祈りを



たいまつ行列

繰り返しながら、複数の信徒らに担がれた「被爆マリアの像」を先頭に、列をなして平和の灯火を届ける。平和公園に到着後も、祈りの集会が催されるが、昭和33年（1958）8月号『長崎市政展望』にたいまつ行列の写真が掲載されており、長く続けられている行事であることがわかる。

○万灯流し

たいまつ行列と同時刻、原爆によって大勢の人が水を求めながら息絶えた浦上川の河川敷で、「万灯流し」が行われているが、はじめて行われたのは昭和26年（1951）8月9日である（『市制百年長崎年表』1989）。また、昭和32年（1957）9月号『長崎市政展望』に「今年は十三回忌に当たるので、夜間も提灯を灯し、平和公園から繰り出された万燈流し、タイマツ行列などと相まって、慰霊行事を一



万灯流しの製作風景

長崎市歴史的風致維持向上計画

段と意義あらしめた」と記されており、平和公園から浦上川へ向かって、万灯流しが行われたことが知られる。

現在、万灯流しは、暗闇の川面に鎮魂の光約 700 個の万灯を井形に並べ、船で曳航しており、浦上川を万灯が静かに流れ、人々は慰霊の想いを寄せる。万灯は築橋から梁川橋先まで流され、浦上川の奥には旧城山国民学校校舎が見える。原爆殉難者慰霊奉賛会、城山連合自治会、連合長崎等が協力して主催し、地元小学校、自治会などが万灯を製作している。



万灯流し（連合長崎提供）

○被爆継承活動

原爆の惨状を伝える遺構だけでなく、戦後より、市民によって戦争・原爆を体験した人々の声を後世に伝え、平和への思いをつなげる活動が行われている。

復興や都市化が進むなか、被爆の惨状を伝える遺構がなくなる恐れがあることから、昭和 24 年（1949）に、官民合同による原爆資料保存委員会が設置された。また、原爆資料の収集を開始し、昭和 30 年（1955）に原爆資料館の前身である長崎国際文化会館に原爆資料室が設けられた。

それぞれの地域や人々によって被爆の実相を伝えるための活動が行われていたが、より広く被爆者の声を継承する活動として、昭和 43 年（1968）に被爆者実態調査が行われた。これを機に、被爆者の証言を求め、市民団体などによって証言集の出版が行われるようになる。

また、長崎市内の学校には原爆犠牲者の慰霊碑が建てられており、平和教育の一環で、昭和 46 年（1971）からは 8 月 9 日を登校日とし、各学校で原爆の恐ろしさや平和について学ぶとともに、原爆犠牲者に祈りを奉げている。小学



平和学習の一環として平和公園で学ぶ生徒



平和案内人

5 年生を対象に、原爆資料館や被爆建造物などを巡る学習を行っている。一方、広く市民が参加した官民一体の任意団体として、昭和 58 年（1983）に長崎平和推進協会が設立された。同協会では、ボランティアで被爆建造物などを案内する平和案内人の育成に取り組み、被爆の実相を伝えている。主に、長崎原爆資料館や国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館などの施設、爆心地などの史跡長崎原爆遺跡、平和公園や防空壕跡が残る山里小学校などを訪れる平和案内人に、160 名が登録している（平成 31 年（2019）3 月時点）。

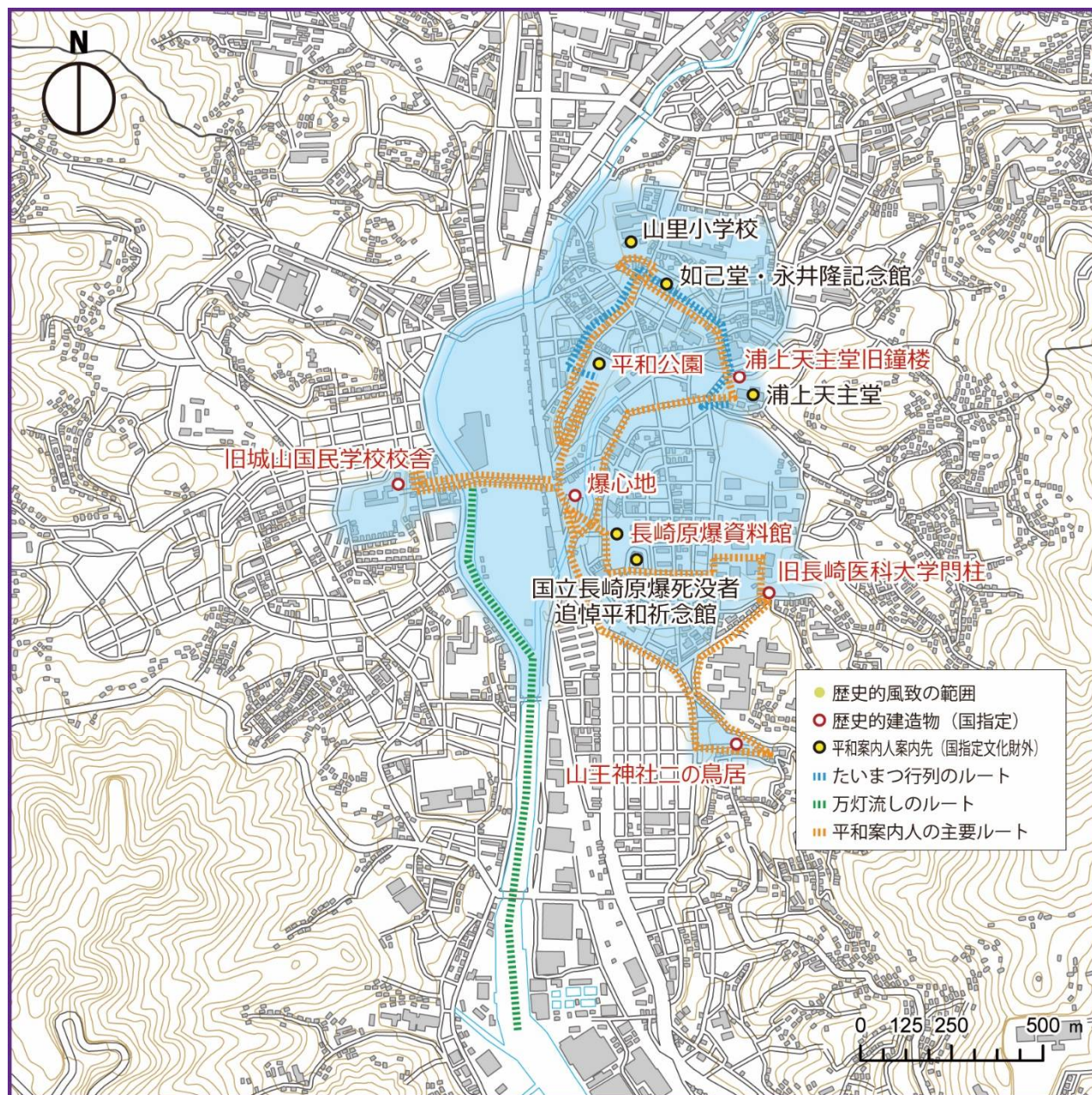
このほかにも被爆体験の継承の活動は、さまざまな団体により行われ、語り継がれている。これまでの被爆者の証言を記録する活動に加え、平成 7 年（1995）からは、長崎市内全ての小・中学校で、

「語り部」である被爆者の体験を聴く機会が設けられている。

長崎市の原爆被爆 50 周年記念事業の一つとして、被爆の実相と長崎市民の平和への願いを広く発信するため、平成 8 年（1996）に原爆資料館が開館される。被爆の惨状を示す多くの資料を大切に保存・展示するとともに、平和推進の取組みや平和学習の支援も行っている。資料館の取組みは、ここを拠点として平和活動を行っている語り部や平和案内人等のボランティアガイド、また、県外などの多くの人々によって支えられている。

オ まとめ

昭和 20 年（1945）8 月 9 日、一発の原子爆弾で甚大な被害を受けた長崎市は、市民の努力により奇跡的に復興を遂げた。焦土からの新たな都市建設の一方で、保存された被爆建造物等とともに、原爆の惨禍の記憶を薄れさせないための継承活動が続けられている。平和公園には日本中や世界中から平和を祈る人々が訪れ、時に黙とうし、祈りの歌を歌う。こうした活動は 8 月 9 日が近づくにつれてより一層感じられ、8 日の夜から 9 日にかけては地域一帯でさまざまな活動が行われ、祈りで包まれる。被爆者が高齢化するなかで、唯一の戦争被爆国として後世に核兵器廃絶と恒久平和への祈りを継承する活動は、世代を超えて広がり続けており、原爆投下の悲劇を二度と繰り返さないという長崎市民の強い意志と平和への思いを、未来へと伝えている。



被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致の範囲

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する取り組み

文化財保護法、長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例等の関係法令のもと、国、長崎県、長崎市及び文化財所有者・管理者が協力し、長崎市文化財審議会委員等の有識者の指導・助言を受けながら、歴史的建造物の適切な保存・活用に取り組んでいる。国宝や重要文化財の建造物等は主に所有者自らが保存・管理を行い、国、長崎県、長崎市が必要に応じて技術的・財政的な支援等を行っている。



旧長崎英国領事館の改修工事

長崎市が所有または管理する文化財建造物に関しては、長崎市が主体となって保存・管理を行っている。未指定の歴史的建造物については、必要に応じて専門的な調査を実施し、重要なものについては順次、文化財指定等を行うなどその保存に努めている。

また、市内各所に点在する貴重な和風建築や洋風住宅、洋館、近代建築、石塀などの歴史的建造物は、文化財保護法に基づく登録有形文化財や景観法に基づく景観重要建造物に登録・指定されており、各制度のもと保存・管理が行われている。

さらに、特に重要で価値が高い個人が所有する歴史的建造物で、維持するのが困難となっているものについては、所有者と協議のうえ公有化を行うことで、その保存を図った例もある。

歴史的建造物の保存整備の実施のため、または劣化が著しく緊急に記録を作成すべきものについて、平成28年（2016）から「文化財等3D計測事業」として3Dレーザースキャナーによる現状の記録を行っており、災害等で破損・倒壊などが生じた際の修理や復元、記録保存、調査研究のための資料として活用することとしている。

また、自治会、学生、市民の登録によるボランティア団体「文化財サポーター」などによって、定期的な文化財の清掃活動が行われており、加えて、近年は企業ボランティアによる清掃活動も行われるなど、文化財を守るためのボランティア活動が広がりを見せている。



文化財等3D計測事業（端島）

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する取組み

景観に対する市民の関心の高まりから、昭和 63 年（1988）に長崎市都市景観条例（現・景観条例）が制定され、平成 2 年（1990）には都市景観基本計画が策定された。以降、重要な地区や大規模建築物に対する景観の規制・誘導に取り組んでいる。平成 3 年（1991）4 月には、東山手地区と南山手地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地区内において建物等の新築、除却、土地の形質の変更等の規制を行っている。



平成 23 年（2011）4 月、旧都市景観条例から景観法に基づく長崎市景観計画に移行し、市内全域を景観計画区域とし、東山手・南山手地区、中島川・寺町地区、館内・新地地区、平和公園地区等の 7 地区を景観形成重点地区に、それ以外を一般地区に指定し、建築物や工作物の位置・高さ、形態・意匠、色彩、敷地の緑化等について規制を行っている。一定規模以上の行為については、外部の有識者からなる「ながさきデザイン会議」を設置し、デザインに関する助言を得ることとしている。そのほか、一部の地区では建築物等のデザイン指針（ガイドライン）を定めたり、歴史的建造物や一般建築物の修景に係る費用の助成を行うなどしている。



景観形成重点地区内の無電柱化事業

平成 9 年（1997）4 月、長崎市屋外広告物条例を制定し、市全域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行っている。また、大規模屋外広告物を対象として、表示に関する良好な広告景観へ誘導しているほか、景観形成重点地区では、通常の規制基準に加えて、地区毎の景観特性に合わせて設定した屋外広告物の基準を設けている。

都市計画法では、良好な市街地環境の形成に資することを目的として 12 種の用途地域を指定しているほか、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を形成している区域について、都市環境の保全を図るため、南山手風致地区等の 14 地区を風致地区に指定し、地区内における建築物及び工作物や宅地の造成、木竹の伐採等について規制を行っている。

緑化の取組みとしては、長崎市緑の基本計画に基づき、長崎市の魅力を高める緑を保全していくために、グラバー園に代表される歴史文化の保全、歴史性のある良好な風致の維持育成、歴史ある巨樹や名木の保全を進めるとともに、緑豊かなまちづくりを進めるために、公共公益施設や民有地などの緑化を推進している。

景観阻害要因への対策について、電柱・電線類に関しては、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上等を目的として無電柱化を推進しており、長崎市ではこれまで国が定めた計画に基づき、観光地周辺や中心市街地の道路において無電柱化が完了している路線がある。また、老朽危険空き家に対する除去事業等にも取り組んでいる。

景観に大きな影響を与える公共建築物や道路・公園等の公共空間の形成の取組みとしては、景観形成重点地区等において道路美装化等の修景事業によるデザイン向上に取り組んでいる。平成 25 年（2013）度より、「景観専門監制度」を導入し、公共事業のデザイン調整や職員の育成をミッションとして、外部から景観の専門家を招聘している。

近年では、重要な公共事業を実施する場合には市民ワークショップによる意見聴取や合意形成を行ったり、景観に関するシンポジウムを開催したりするなど、市民参加型の景観まちづくりに取り組んでいる。



景観まちづくりシンポジウム

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する取組み

歴史的な営みや活動への支援として、長崎くんちの円滑な運営、振興と伝統芸能の保存育成を目的に昭和 47 年（1972）に設立された長崎伝統芸能振興会、及び地域に残る民俗芸能等を保存・継承することを目的として、昭和 50 年（1975）に設立された長崎郷土芸能保存協議会に対し助成を行っている。同協議会は、毎年長崎郷土芸能大会を開催し、地域の民俗芸能等を披露する場を設けている。



長崎郷土芸能大会

営みや活動の基盤となる地域づくりとしては、道路等の住環境の都市基盤整備に加え、近年では移住・定住の促進や、地域に関係する団体が連携し地域課題の解決に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立・運営支援を行っている。

(4) 賑わいの創出に関する取組み

長崎市の歴史的風致に関連する重要な資料については、長崎歴史文化博物館を始めとした市内各所の施設で保存・展示を行っている。

平成 18 年（2006）の「長崎さるく博'06」を契機としてスタートした「長崎さるく」は、参加者が市民ガイドと一緒にまち歩きを行う体験型プログラムが高い評



長崎さるく

価を受け、長崎観光の定番として定着した。安全で快適にまち歩き観光を楽しんでもらうため、回遊路の道路美装化や広場整備、誘導・案内サインの整備、多機能トイレの設置等に取り組んでいる。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

文化財等に指定・登録されている歴史的建造物には行政から一定の財政的な支援があるが、歴史的建造物は日常の維持管理に加え、保存・修理に多額の費用を要することや、近年は耐震化など自然災害への対策を行う必要もあることから、所有者の負担が増加している。特に重要な歴史的建造物については公有化を行ってきたが、所有者の高齢化や維持管理の難しさから、すでに失われた歴史的建造物も少なくない。特に近年、保護措置が図られていない未指定文化財等の歴史的建造物の滅失が相次いでいる。



平成 30 年に解体された料亭富貴楼

また、市民等の歴史的建造物に対する理解や関心が一定高まっているものの、その活動が直接的に保存・活用に繋がる具体的な取組みに発展するものは少ない。

文化財等に指定・登録されたものでも、保存整備が計画的に行われていない場合があり、歴史的建造物の保存整備を進めるにあたっては、慢性的に技術者や専門家の人材が不足している状況にある。

長崎市が所有する歴史的建造物の多くは展示施設として公開活用されているが、交流人口の拡大につながる魅力的・効果的な活用となっていないことや、周囲の観光施設や地域のまちづくりとの連携の不足、情報発信の不足等により、入場者数が減少している施設も少なくない。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する課題

歴史的建造物の周辺にある歴史ある石積みや塀、樹木や緑地等の身近な景観資源が失われる場合がある。

また、建築物等のデザイン指針（ガイドライン）が整備されている地区やそれに基づく修景に対する支援を受けられる地区が限られていることから、魅力的なまちなみが面的、連続的に形成されるには至っていない地域がある。このように、自然や歴史等の景観資源を十分にまちづくりに生かしきれておらず、良好な景観の魅力を国内外へ積極的に十分に発信できていない。



歴史的な街路周辺のブロック塀

景観阻害要因については、依然として電柱・電線類等が景観や眺望、円滑な通行の支障となっている場合があり、また、斜面市街地や過疎化が進行する地域では少子高齢化による空き家の増加が景観を悪化させる一因ともなっている。

公共空間のデザインについては、調整不足等により、景観形成における先導的役割を果たしきれていない場合がある。

市民主体で景観まちづくりを進める必要があるが、まちづくりに参加できる機会が限定的であることから、市民の景観まちづくりに対する理解や機運が依然として不足しており、景観まちづくり地域団体等の活動が一部の地域に限られている状況にある。



歴史的建造物周辺の電線・電柱類

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する課題

特に、人口減少や少子高齢化が深刻化する斜面市街地において、歴史的な営みや活動の継承者が不足している地域もある。近年、新たな地域の担い手を確保するため、移住・定住の促進に向けた取り組みを進めてはいるものの、人口減少を補うまでには至っていない。

営みや活動で使用する道具の維持や、保管場所の確保等に必要な資金、担い手の確保・育成については、文化財に指定されているものなどには一定の支援があるものの、まだまだ充分とは言えない。未指定のものについては財政支援が不足している状況にある。

また、地域住民や将来の担い手となる子供や学生らに地域の歴史文化の魅力が十分に知られていないことも多く、地域に対する関心が低くなっている。

多くの地域では、多様な関係者の繋がりが希薄化し、団体間の連携や地域活動のリーダーや担い手が不足している状況もみられる。

(4) 賑わいの創出に関する課題

来訪者が安全で快適にまち歩きを楽しむための回遊路や休憩施設、多機能トイレ等のバリアフリー対応、インターネット環境の充実化、多言語対応、ICTの活用等の時代の要求に応じた回遊環境の基盤整備を進めてはいるものの、依然として不足している状況にある。

歴史的建造物等の観光施設が密集する一部の地域において、建物用途等の規制により、歴史的建造物が交流人口の拡大に繋がるような魅力的な活用がなされていないものが多い。

そのほか、調査やデータに基づく戦略的な観光客の誘致や歴史的風致をはじめとした長崎市の魅力を生かした製品・サービス、食・食材の開発と魅力の発信等が不足しており、交流拡大による地域における消費の拡大に繋がっていない。

3 上位計画・関連計画との関係性

本計画は、長崎市第**五**次総合計画**前**期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。



本計画の位置付け

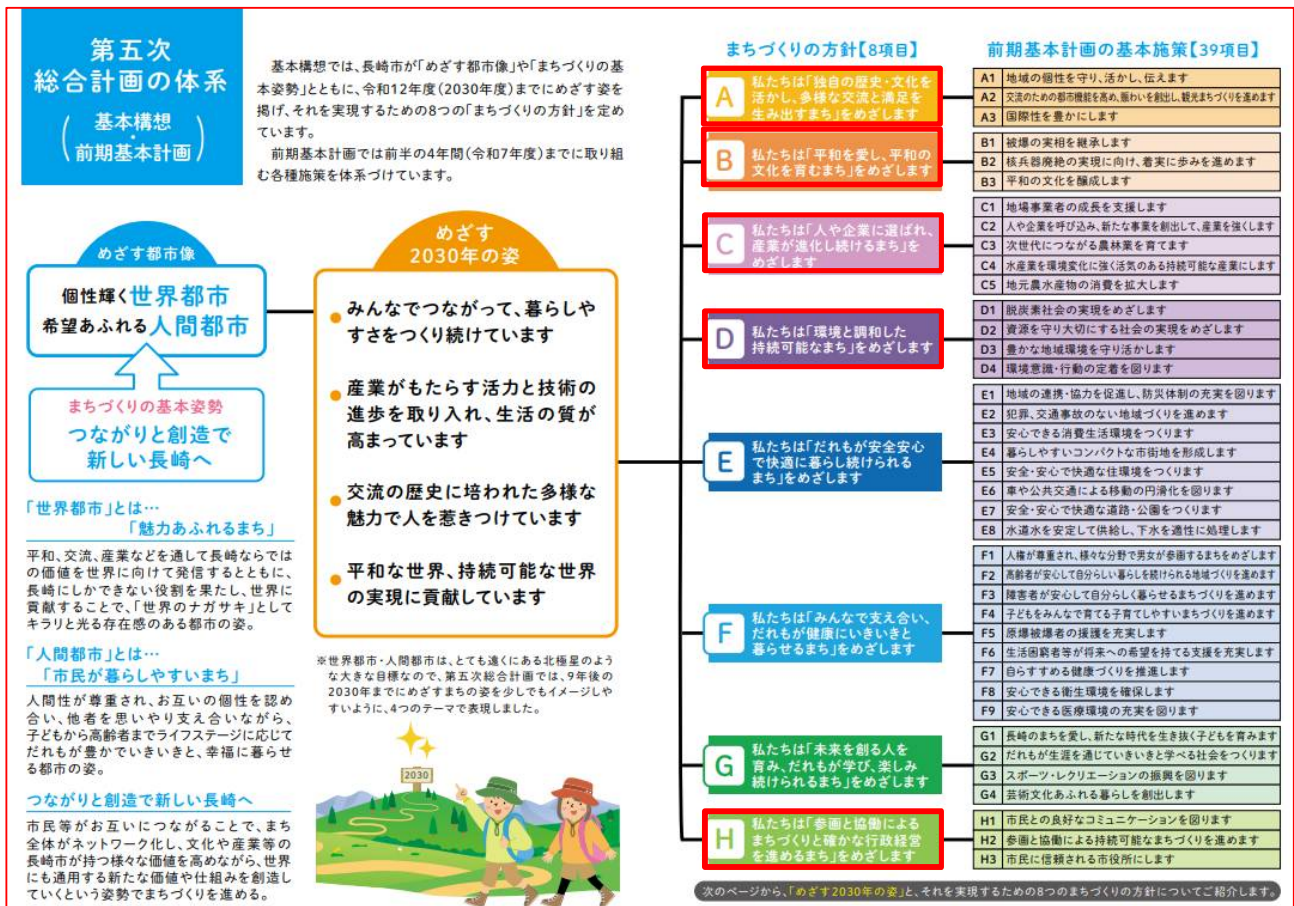
(1) 上位計画

ア 長崎市第五次総合計画前期基本計画（令和4年（2022）3月策定）

長崎市では、令和4年（2022）度から令和12年（2030）度までの9年間のまちづくりの指針となる「長崎市第五次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8項目のまちづくりの方針と39項目の基本施策を定めている。

本計画は特に、まちづくりの方針A「私たちは『独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち』を目指します」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「地域の個性を守り、活かし、伝えます」、「交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます」を定めている。

そのほか、方針B「私たちは『平和を愛し、平和の文化を育むまち』をめざします」、方針C「私たちは『人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち』をめざします」、方針E「私たちは『だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち』をめざします」、方針H「私たちは『参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち』をめざします」との関連も深い。



長崎市第五次総合計画（前期基本計画）の施策体系図

（2）関連計画

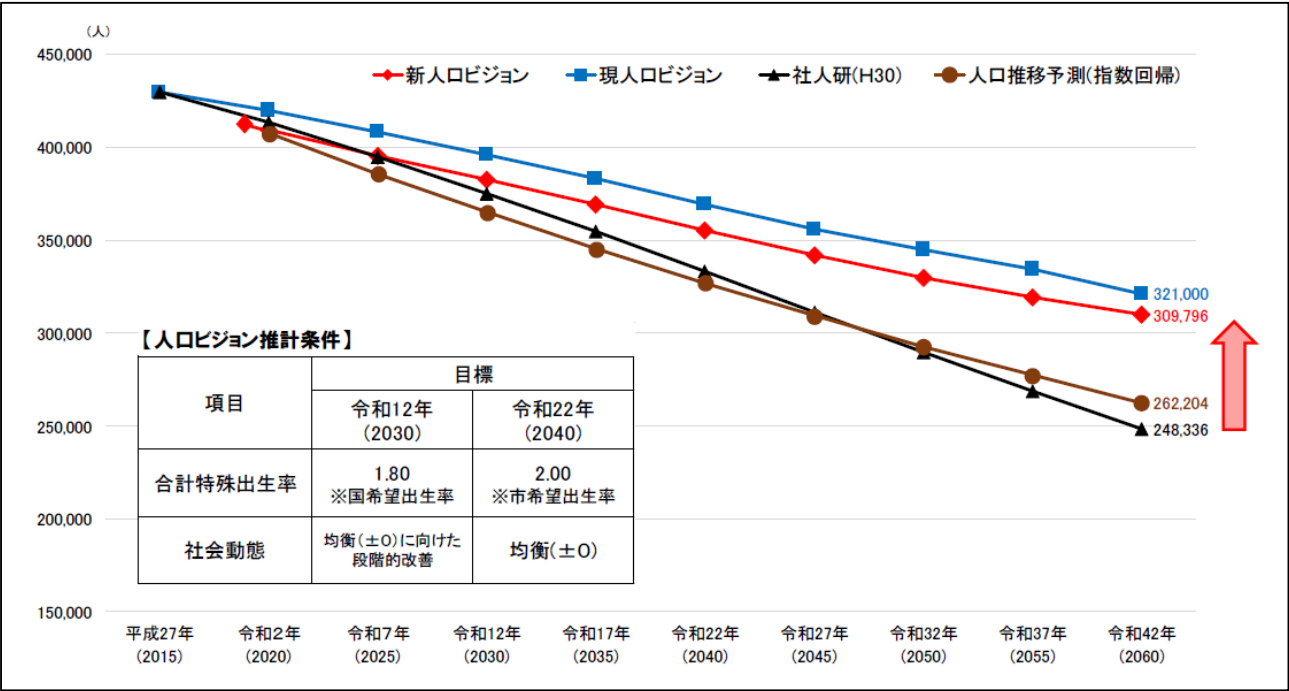
長崎市第五次総合計画前期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン（令和2年（2020）3月策定）

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2年度から5か年の目標や施策の基本的方向などをまとめた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この総合戦略の実行にあたっては、行政だけの取り組みだけではなく、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識を持って、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

目標と取組姿勢として、「今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、『交流の産業化』という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、『交流の産業化』の成果を高める。」としている。



長崎市総人口の将来展望

イ 長崎市歴史文化基本構想（平成 27 年（2015）3 月策定）

これまで文化財について、個別の計画のもと保存整備に取り組んでおり、新たな指定・登録や保存・活用など文化財保護のうえで生じた問題に対しては、長崎市の文化財を総合的に網羅した方針や方向性がなかったことから、個別的な対応にとどまっていた。今後、長崎市の未指定を含めた文化財を適切に保存し活用を図っていくうえで、市内の文化財を総合的に把握し、関連する文化財と周辺環境を一体的に保護していくための、総合的な方針や方向性を示す体系的なプランとして「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。

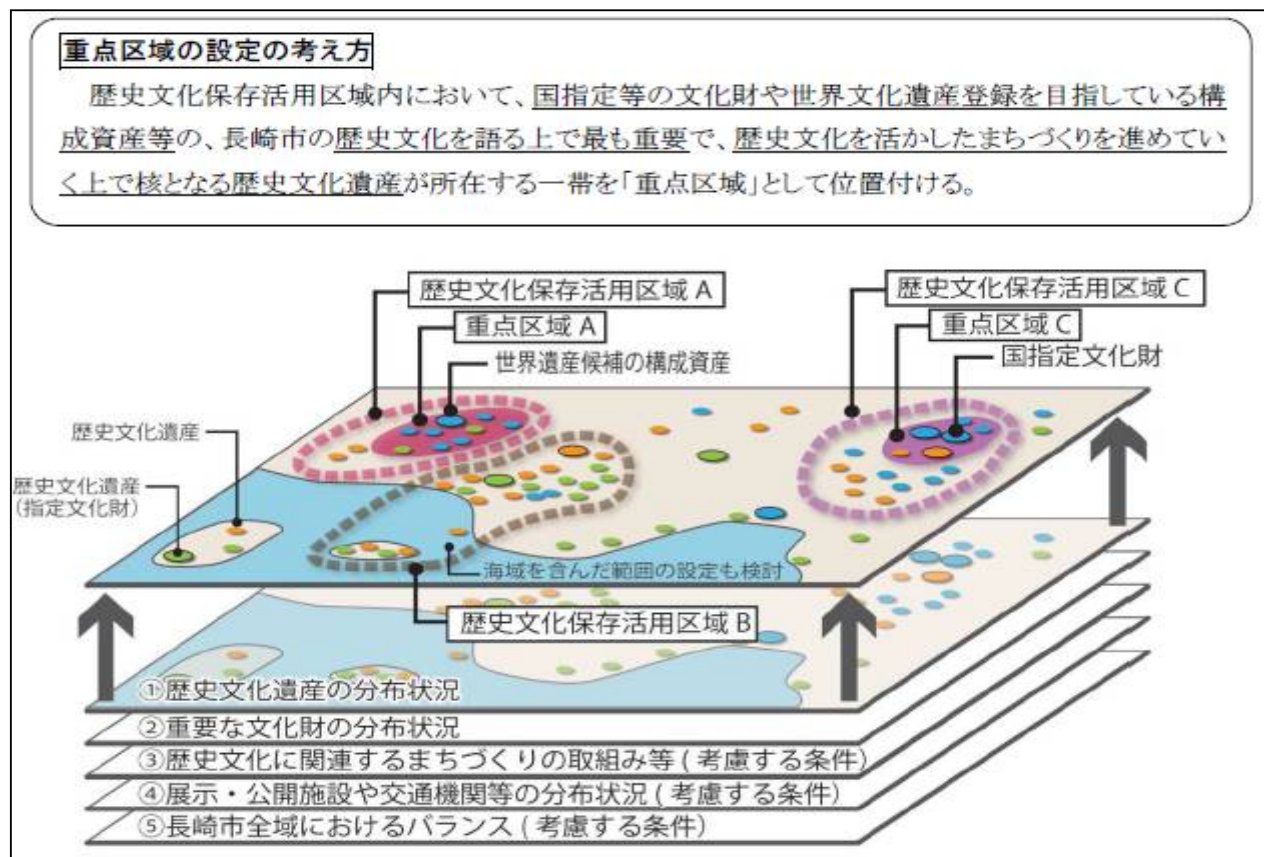
長崎市歴史文化基本構想については、国の策定指針に基づき、関連文化財群・歴史文化保存活用区域の設定をはじめ、文化財の保存活用についての現況を整理し、今後の方針を定めた。

そのなかで、歴史文化保存活用区域を 10 区域設定し、そのうち長崎市の歴史文化を語るうえで最も重要で、歴史文化を生かしたまちづくりを進めていくうえで核となる歴史文化遺産が所在する一帯を「重点区域」として位置付けている。

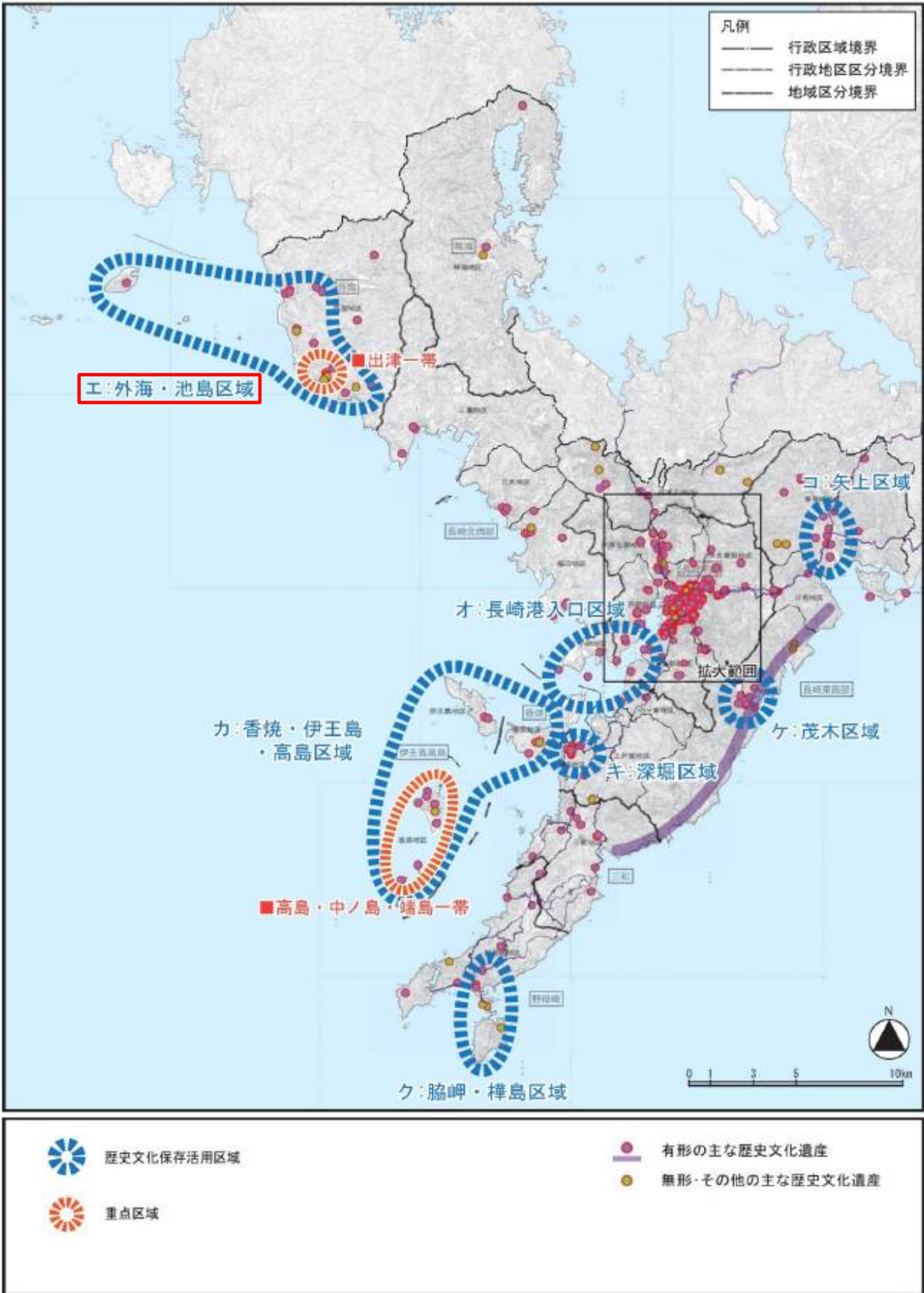
本計画では、法で定める歴史的風致の条件を満たし、重点的に取組みを行う必要がある範囲を長崎市において維持及び向上すべき歴史的風致とする。

区域		重点区域
ア	中央区域 (近世都市長崎区域)	■立山山麓の寺社群 ■風頭山麓の寺社群 国宝崇福寺や重要文化財興福寺・清水寺等が所在する風頭山麓の寺社群ならびに重要文化財聖福寺等がある立山地区の寺社群の範囲
イ	出島・館内・新地・山手区域 (海外交流拠点遺跡区域)	■出島・館内一帯 国指定史跡「出島和蘭商館跡」や、唐人屋敷跡及び周辺の範囲 ■東山手・南山手一帯 国選定の重要伝統的建造物群保存地区の東山手と南山手の範囲
ウ	浦上区域 (平和公園区域)	—
エ	外海・池島区域 (大野・出津・黒崎・池島及び周辺区域)	■出津一帯 重要文化財「出津教会堂」を含む国選定の重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」を中心とした範囲
オ	長崎港入口区域 (長崎警備遺跡区域)	—
カ	香焼・伊王島・高島区域 (近代石炭産業遺跡区域)	■高島・中ノ島・端島一帯 国指定史跡高島炭鉱跡を含む、高島、中ノ島、端島一帯の範囲
キ	深堀区域 (深堀鍋島家武家町跡及び周辺区域)	—
ク	脇岬・樺島区域 (観音寺及び周辺区域)	—
ケ	茂木区域 (茂木港及び周辺区域)	—
コ	矢上区域 (矢上宿跡及び一帯区域)	—

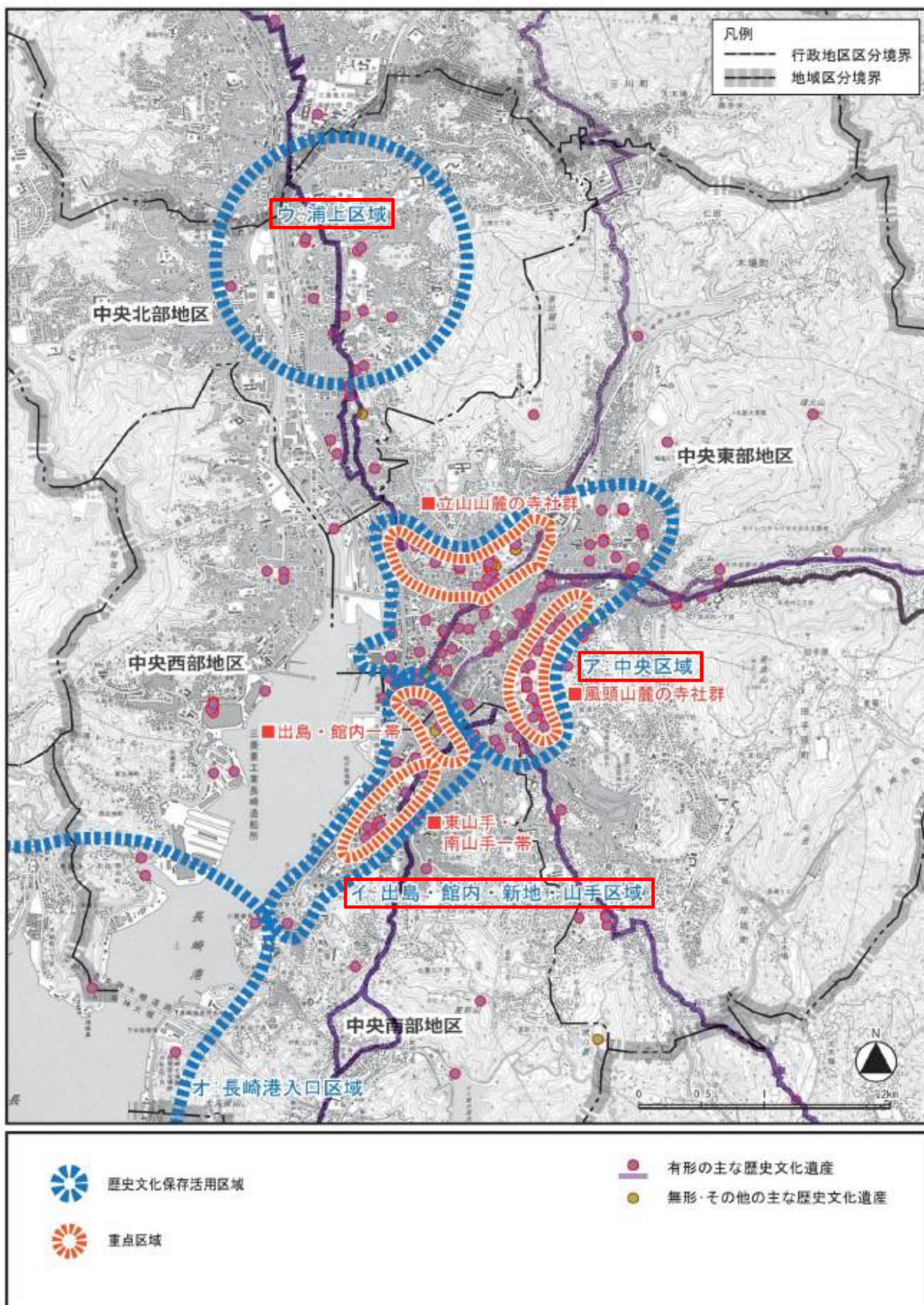
歴史文化保存活用区域 (赤枠は、維持及び向上すべき歴史的風致の区域)



歴史文化保存活用区域及び重点区域の考え方 (概念図)



歴史文化保存活用区域及び重点区域の位置 1 / 2



歴史文化保存活用区域及び重点区域の位置 2 / 2

ウ 長崎市都市計画マスタープラン（平成 28 年（2016）12 月改訂）

「長崎市都市計画マスタープラン」は、長崎市の将来の都市づくりの考え方を示すもので、長崎市第四次総合計画の将来の都市像を都市計画の面から実現するため、市民の暮らしの指標となる「住む」、「働く」、「動く」、「集う」、「学ぶ・育む・やすらぐ」という生活像を視点とした都市づくりの指針を定めている。

市民生活像として、「①暮らしやすい生活環境が整っている」、「⑥歩きやすい環境が整っている」、「⑨ヒト・モノ・文化の交流が活発に行われている」、「⑩個性豊かで美しい景観が形成されている」、「⑫歴史や自然が守られ、活用されている」が掲げられている。

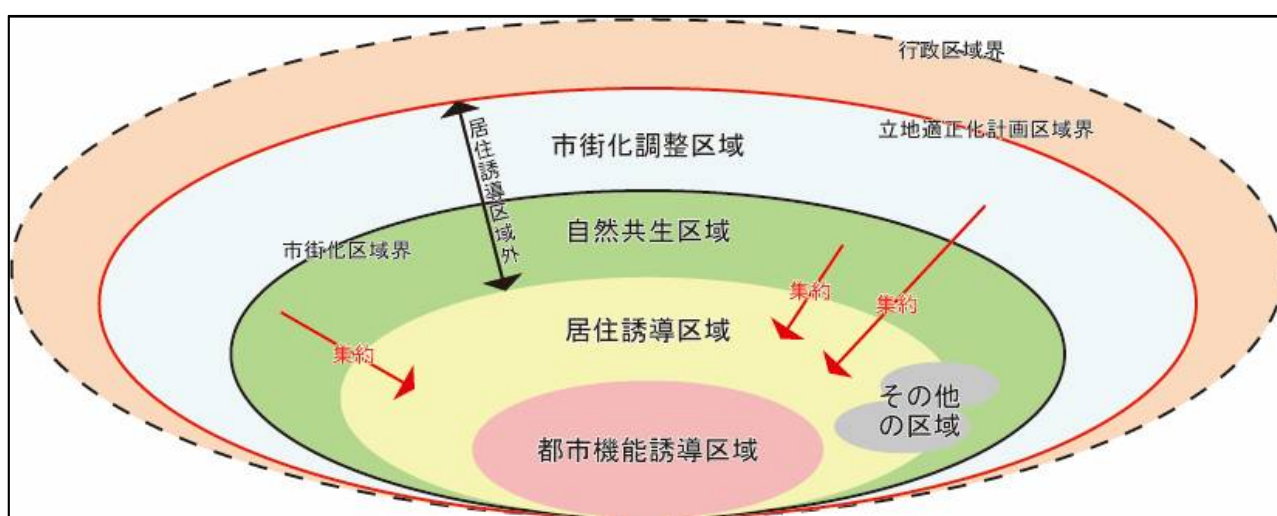
市民生活像	都市づくりの基本目標	都市づくりの方針
(1)住む		
① 暮らしやすい生活環境が整っている	■ 各地域[※]の特性に応じた快適な住環境の形成 ※都心部、都心周辺、斜面市街地、郊外地、集落・半島部、島しょ部	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (4) 公園緑地の方針 (5) 上下水道・河川の方針
② 健康な暮らしが確保されている	■ 環境にやさしい生活環境の確保	(7) 都市環境の方針
③ 安全・安心な暮らしが確保されている	■ 災害に強いまちづくり	(9) 都市防災の方針
(2)働く		
④ 産業が活性化している	■ 物流効率の高い幹線道路等の充実	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (3) 道路・交通の方針
⑤ 身近に働く場所がある	■ 身近に働ける場所の確保	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針
(3)動く		
⑥ 歩きやすい環境が整っている	■ 誰もが移動しやすい環境の確保	(3) 道路・交通の方針
⑦ 過度に自動車に依存しない環境が整っている	■ 便利で使いやすい公共交通の確保	(3) 道路・交通の方針
(4)集う		
⑧ 拠点に店舗等が集積し、賑わいがある	■ 商業業務、教育文化、医療・福祉、行政サービス等の集積誘導	(2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
⑨ 人・モノ・文化の交流が活発に行われている	■ 地域交流、観光交流等の促進	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (6) その他都市施設等の方針
(5)学ぶ・育む・やすらぐ		
⑩ 教育、医療・福祉環境が充実している	■ 教育、子育て支援、医療・福祉施設等の適正配置	(6) その他都市施設等の方針
⑪ 個性豊かで美しい景観が形成されている	■ 海・まち・里・山の景観の創造	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (8) 都市景観形成の方針
⑫ 歴史や自然が守られ、活用されている	■ 世界的に価値の高い歴史文化資産や自然環境の保全・活用	(1) 土地利用の方針 (2) 市街地の方針 (7) 都市環境の方針

エ 長崎市立地適正化計画（平成30年（2018）4月策定）

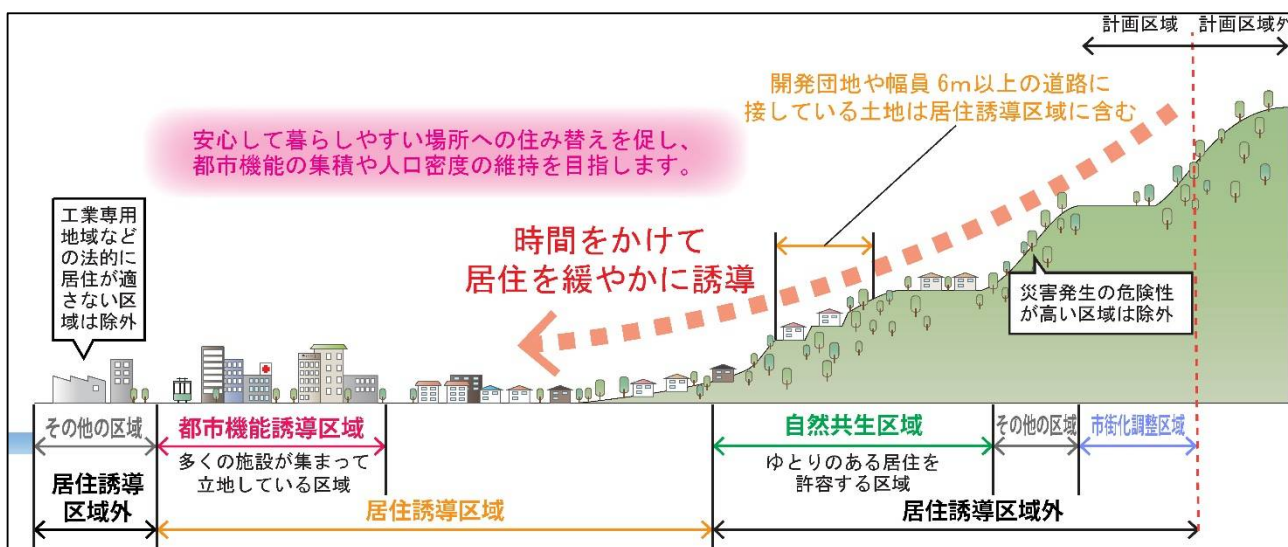
人口減少や高齢化が進むなか、住民が安心して快適に暮らせるよう、また、持続可能な都市経営を可能にするため、平成26年（2014）5月に「都市再生特別措置法」が改正された。これを受けて、長崎市は居住機能や商業、医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「長崎市立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。

「快適で暮らしやすい居住地を形成する都市づくり」を目標のひとつとして、「歴史的価値のあるまちなみは、世代を超えて歴史ある空間を引き継いでいきます。」としている。

配置イメージ



断面イメージ



長崎市立地適正化計画のイメージ

オ 長崎市景観基本計画（平成 23 年（2011） 4 月策定）

平成 2 年（1990）、長崎ならではの都市の魅力を育てていくことを目的として「長崎市都市景観基本計画」を策定し、良好な景観づくりに取り組んできた。策定時から合併により市域が拡大したこと、生活様式の多様化や価値観の変化したこと、平成 17 年（2005）に景観法が施行されたことなど、景観を取り巻く状況が大きく変容したことから、平成 23 年（2011） 4 月に「長崎市景観基本計画」を策定した。この基本計画は、全体において本計画と関連がある。

基本理念

多彩な物語を育む長崎の景観づくり

～みんなで語りつく海・まち・里・山の風景～

基本方針 1 魅せる大景観づくり

＜主要な取組み＞	
1-1 輝く海と豊かな緑を大切にする	・海や海岸の保全 ・山林などの緑地の保全
1-2 都市の表情を大切にする	・都市のシルエットの保全、形成 ・ランドマークの保全 ・夜景の魅力づくり
1-3 まちを印象づける場所やルートを大切に	・眺望景観の保全、形成 ・まちの第一印象を大切にした景観づくり ・移動景観の保全、形成

基本方針 2 個性を磨く景観づくり

＜主要な取組み＞	
2-1 特徴ある歴史的な資源や地区を活かす	・地区の特徴を活かした景観づくり ・まちすじ・まちかどの景観づくり ・歴史的資源の保全
2-2 地域性が感じられる産業景観を活かす	・特徴的な生業を活かす景観づくり ・港を活かした景観づくり ・近代化遺産などの保全
2-3 回遊性をつくる	・地区の個性を結ぶルートづくり ・安全・安心な歩行者空間づくり ・歩いて楽しい道づくり

基本方針 3 愛着のあるまちづくり

＜主要な取組み＞	
3-1 生活感のある景観を大切に	・身近な景観づくり ・くらしを豊かにする景観づくり ・市民が主役の景観づくり
3-2 季節感のある景観を大切に	・生活に密着した景観づくり ・祭りなどの舞台となる場所の景観づくり ・集落の景観づくり
3-3 公共空間を大切に	・公共空間の景観配慮 ・公共空間と接する部分の景観づくり ・大規模建築物の景観配慮

基本方針 4 逆手の魅力づくり

＜主要な取組み＞	
4-1 斜面地の魅力を活かす	・斜面市街地の魅力の向上 ・斜面緑地の保全・魅力の向上 ・棚田・段々畑の保全
4-2 渾然としたまちなかの魅力をつくる	・まちなかの魅力再発見 ・まちなかの賑わいの維持・創出
4-3 日本西端の魅力を活かす	・海の玄関口の景観づくり ・始発駅・終着駅の景観づくり ・夕陽を活かした景観づくり

長崎市景観基本計画の概要

カ 長崎市景観計画（平成23年（2011）4月策定）

平成23年（2011）4月、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、長崎市全域を景観計画区域として行為の制限を適用している。そのなかで、特に景観形成が求められる地区を景観形成重点地区として指定している。

景観形成重点地区では、原則として景観形成に関わる全ての行為を届出対象とし、各地区における良好な景観の形成に関する方針に則って、地域特性を踏まえた詳細な景観形成基準を定めている。また、地区内の各ゾーンに共通の「共通の景観形成基準」と、各ゾーンで異なる「個別の景観形成基準」を定めている。「景観形成重点地区」においては、この双方の景観形成基準を遵守しなければならない。

地区名		設定要件
一般地区		・ 景観に大きな影響を及ぼす恐れのある大規模行為に対する景観誘導を行う区域で、特定地区を除く区域。
特定地区	大景観保全地区	（水とみどりの景観を保全・育成する） ・ 空間的な広がりを持つ、個性的・象徴的なパノラマ景観の中で、自然的要素が貴重な市街地及び周辺地域において、緑地景観や海岸・河川などの水辺景観を保全・育成する区域 （都市のシルエットを保全する） ・ 空間的な広がりを持ち、山とまちと海が一体となった都市のシルエットを保全するために、建築物や工作物などの最高高さをゆるやかに誘導する区域 （周遊景観を保全・育成する） ・ 市内各地を結ぶ主要な道路網や観光拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく周遊できるルートを整備する区域 ・ 道路などの連続的な眺望場所を移動しながら見る景観を大切にした景観づくりを進める区域
	景観形成重点地区	（歴史・文化・賑わいを際立たせる） ・ 市内の特徴的な歴史・文化を背景とした景観特性が備わっていて、積極的に景観まちづくりを誘導する区域 ・ 賑わいのある市街地の景観づくりを進める区域 ・ 地域住民や事業者が、継続的・計画的に景観まちづくりに取り組む機運があり、本市の良好な景観形成に資することが期待できる区域 （景観まちすじ・まちかどをまもり、活かす） ・ 歴史・文化的な雰囲気を感じさせるまちすじやまちかどの雰囲気を盛り立てるような景観づくりを進める区域 ・ 歴史的な資源を歩いてつなぐルートや拠点間をつなぐルートなど、来訪者や市民など多くの人たちが安心して、わかりやすく歩いて楽しい道路空間づくりを進める区域 （特徴のある景観軸を保全・育成する） ・ 地区の特性が際立つ水やみどりの景観軸を保全育成する区域。 （眺望景観を保全する） ・ 地域のシンボルとなるような景観上の特徴を有する景観資源（教会、神社、寺院など）への眺望景観を保全する区域
景観地区 準景観地区		・ 景観形成重点地区の中でより積極的に景観形成を推進する必要がある地域に関しては、景観地区（景観法第61条）及び準景観地区（景観法第74条・都市計画区域外の場合）制度を活用し、建築物等のデザイン、色彩、高さ、壁面の位置などに関して強制力を持った基準を定め、望ましい景観を担保していくものとします。

長崎市景観計画における地区の設定と要件



長崎市景観計画の景観形成重点地区

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模	
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの、又は、外観面積又は延べ面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・門	・高さが2mを超えるもの
		・塀、垣、さく、金網、擁壁、日よけテント及び藤棚その他これらに類するもの	・高さが1.5mを超えるもの又は、長さが5mを超えるもの
		・煙突、高架水槽	・高さが4mを超えるもの又は、外観面積の合計が5㎡を超えるもの
		・広告塔、装飾塔、電波塔その他これらに類するもの	
		・広告板その他これらに類するもの	・表示面積の合計が10㎡を超えるもの
		・立体駐車場	・すべてのもの
		・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント	
		・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設	
		・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
		・街灯及び照明灯、変圧器等の地上機器等	
		・彫刻及びモニュメント	
		・自動販売機及びその附帯施設	
		・その他市長が指定したもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		・土地の面積が1,000㎡以上のもの、又は、行為に伴い生ずるのり面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		・その用に供される土地の面積が50㎡を超えるもの、又は、堆積の高さが1.5mを超えるもの、かつ、その期間が30日を超えるもの	

景観形成重点地区の届出対象行為

キ 長崎市観光・MICE戦略（令和3年（2021）3月策定）

観光を取り巻く社会情勢の変化や多様化する訪問客のニーズに対応するため、従来の戦略及び計画を統合するとともに、観光のみならず令和3年（2021）11月に開業した「出島メッセ長崎」を中心としたMICEによる振興を図ることを目的として、新たに「長崎市観光・MICE戦略」を策定した。

「選ばれる21世紀の交流都市」をビジョンとして、基本施策A-1「長崎独自の歴史・文化、自然・景観を守り、活かす。」において「歴史文化基本構想等に基づく歴史・文化の保存・活用」を位置付けており、歴史文化基本構想等を踏まえ、歴史的風致維持向上計画等に沿って、民間と連携した市有洋館などの歴史的建造物等の保存・維持管理及び活用を図るとともに、周辺環境整備や修景整備などを行い、地域全体の回遊性を高め、賑わいを創出することとしている。

3 施策

基本方針 A 資源磨きと魅力あるコンテンツの創造

基本施策

- A-1 長崎独自の歴史・文化、自然・景観を守り、活かす。
- A-2 ストーリー性・テーマ性に富んだ魅力あるコンテンツへ磨き上げる。
- A-3 スポーツや文化・芸術など新しい交流の領域を切り開く。

基本方針 B 安全安心・快適な滞在環境の整備

基本施策

- B-1 安全安心な滞在環境をつくる。
- B-2 快適な滞在環境をつくる。
- B-3 交通アクセスを充実させ、周遊しやすい環境をつくる。

基本方針 C 戦略的な魅力発信と誘致活動の推進

基本施策

- C-1 市場分析等に基づく戦略的な誘客・MICE 誘致を展開する。
- C-2 長崎ブランドの確立と効果的なプロモーションを推進する。
- C-3 DMO を中心としたワンストップの誘客・MICE 誘致を行う。

基本方針 D 観光・MICE 関連産業の活性化

基本施策

- D-1 DMO を中心とした観光まちづくりの推進体制の充実を図る。
- D-2 民間事業者の稼ぐ力を向上させる。
- D-3 まち MICE プロジェクトを推進する。

ク 長崎市緑の基本計画（平成13年（2001）10月策定）

平成13年（2001）10月に策定された「長崎市緑の基本計画」は、美しい景観や豊かな自然と歴史文化に調和したまちづくりを進めるために、「歴史とみどりと海が暮らしに生きる長崎の都市（まち）」を基本理念に掲げ、「市民生活を支え長崎の魅力を高めるまち」「安全で健康的な、暮らしやすいまち」「緑豊かなまち」「緑と親しみ楽しめるまち」を目指し、市民・企業・行政が協力・協働して実施する施策を総合的かつ計画的にまとめている。

将来像の実現のため、グラバー園に代表される歴史文化の保全、歴史性のある良好な風致の維持育成、歴史ある巨樹や名木の保全を進めていくことや公共公益施設や民有地などの緑化などを推進することとしている。

施策として「緑と一体となった歴史的風土の保全」、「歴史・文化・自然とふれあう緑の拠点づくり」を位置付けている。



緑地の保全及び緑化の推進のための施策方針

ケ まちぶらプロジェクト（平成 24 年（2012）12 月策定）

長崎市は、「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、これからの 10 年で、まちの形が大きく変わっていかうとしている。歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、この 10 年を大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と上手に連携させながら、賑わいの再生を図るため、平成 24 年（2012）12 月、まちなかで実施する今後 10 年間の取組みを実施計画として位置付けた「まちぶらプロジェクト」として取りまとめたもの。

新大工から中島川・寺町・丸山、浜町・銅座、館内・新地を経て、東山手・南山手に至るルートを「まちなかの軸」として設定し、軸を中心とした 5 つのエリアにおいて、平成 25 年（2013）度からそれぞれの個性や魅力の顕在化などを進めるための整備をソフト政策と併せて進めている。



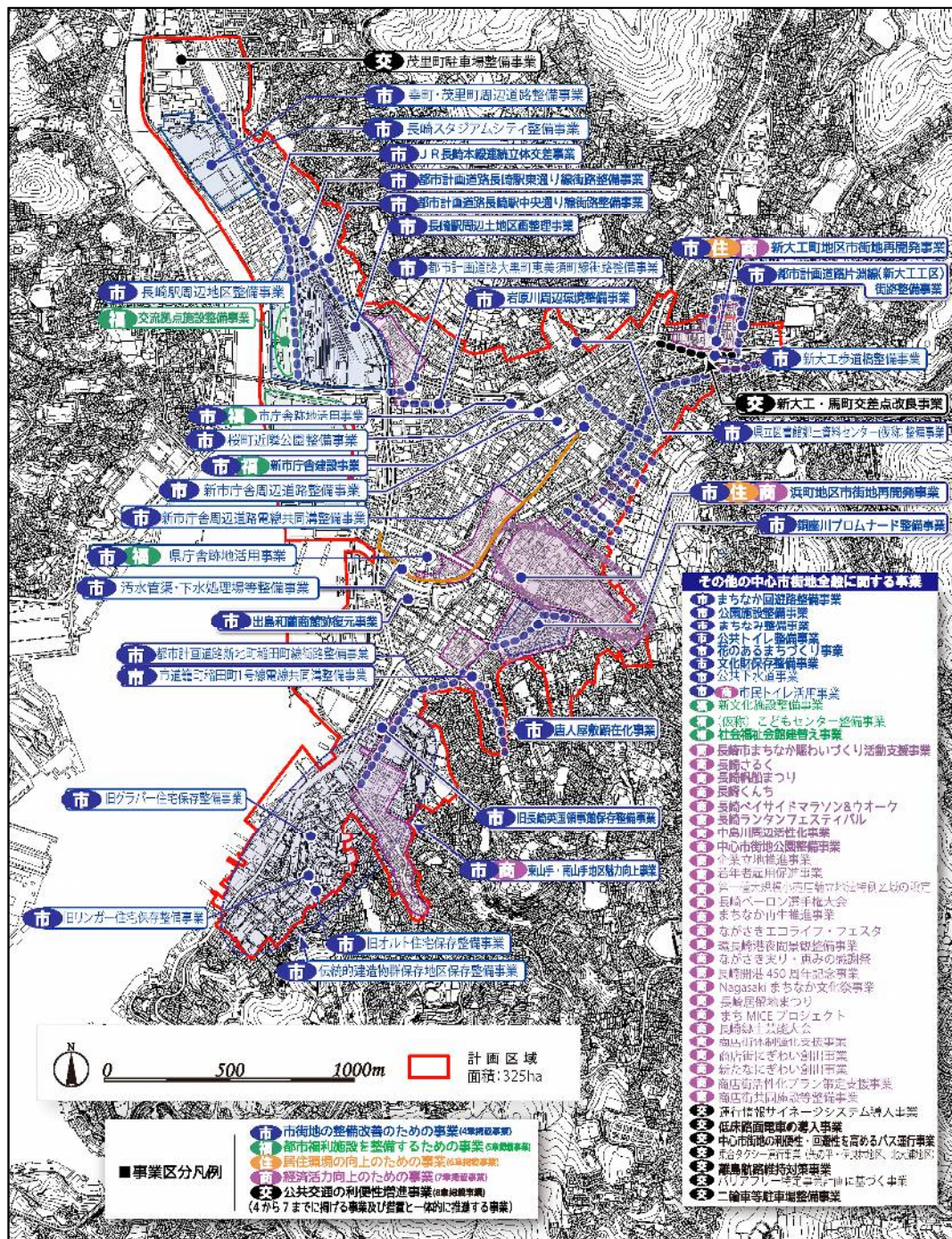
まちぶらプロジェクトの概要

コ 長崎市中心市街地活性化基本計画（第2期）（令和2年（2020）3月認定）

国においては、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき内閣総理大臣の認定の下に、法律・税制上の特例や支援措置を設けている。

これまで長崎市中心市街地活性化基本計画（第1期）（平成27年（2015）4月～令和2（2020）年3月）に取り組んできたが、人口の社会減の深刻化といった都市の課題が新たに顕在化してきたことなどから、引き続き、国からの支援を受けるため、第2期計画（令和2年（2020）4月～令和7（2025）年3月）を策定し、令和2年（2020）3月に内閣総理大臣より認定された。

この認定に基づき、様々な支援措置を活用しながら、中心市街地の活性化を図っていく。



長崎市中心市街地活性化基本計画の実施事業

サ 環長崎港夜間景観向上基本計画（平成 29 年（2017） 5 月策定）

平成 29 年（2017） 5 月、歴史や文化を感じ、市民に愛されるふるさとの風景となる夜景づくりを通じて「世界一の夜景都市」となることを目指し、遠景及び中・近景の観点から必要な取組みについて体系的にまとめ、戦略的に夜間景観の向上を図るための基本的な考え方を示すものとして「環長崎港夜間景観向上基本計画」を策定した。

このなかで、3つのコンセプトを設定し、長崎の歴史や文化を生かした夜間景観を形成することとしている。なお、歴史的建造物等のランドマークが数多くあり、市民や観光客が多く訪れるエリアを「夜間景観向上重点エリア」として位置づけ、基本原則による面的な夜間景観の形成や、ランドマークのライトアップと主要な動線の街路灯の整備による「中・近景の夜間景観づくり」に取り組むこととしている。



環長崎港夜間景観向上基本計画の対象エリア

1. 港へ流れ込む輝き 斜面市街地が港を囲う地形を生かす	2. おおらかに彩られたまち 和華蘭文化や町々の個性を表現する	3. 祈りを誘う灯り 長崎の深い歴史を感じさせる

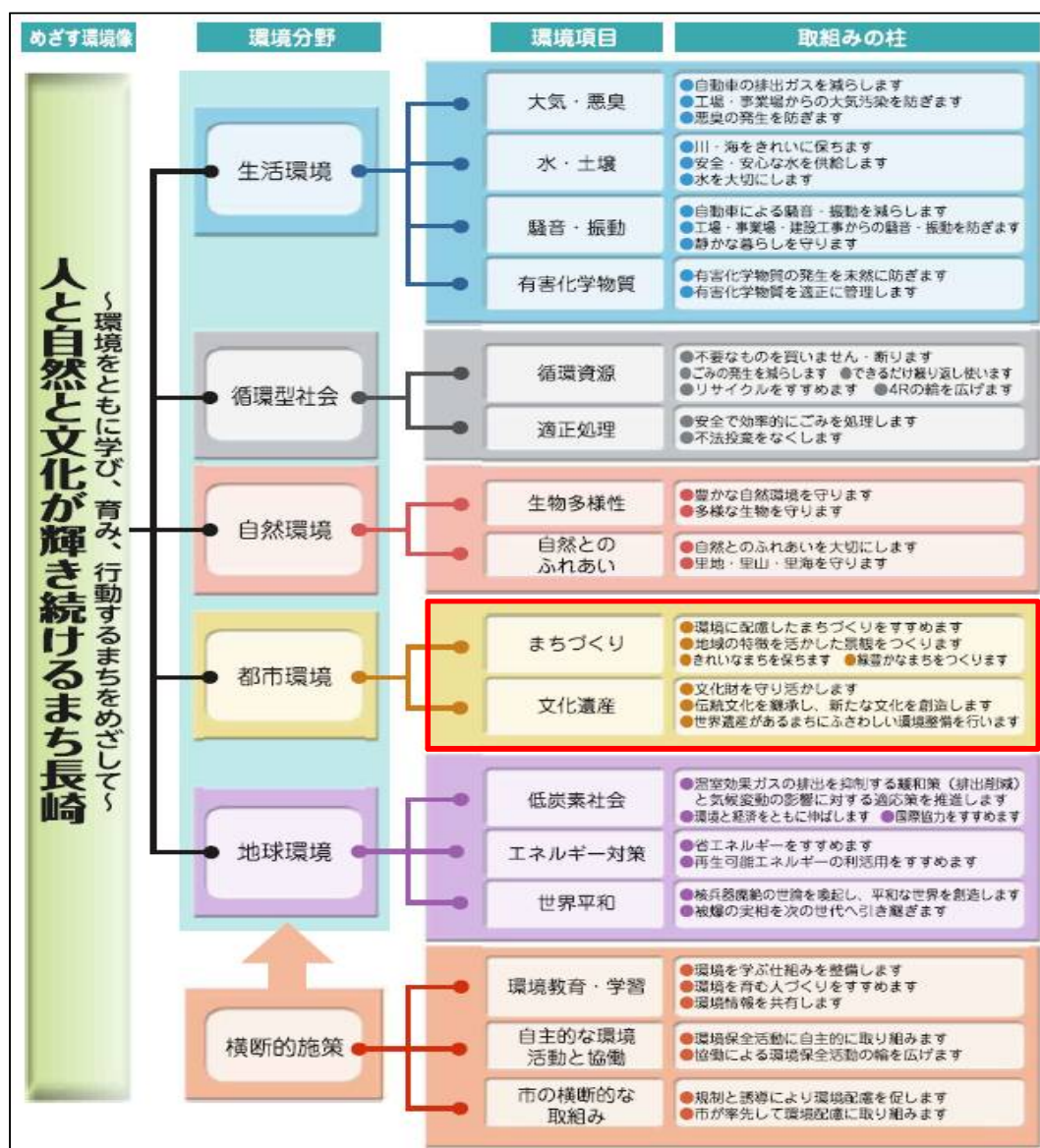
3つのコンセプト

シ 長崎市環境基本計画（平成 29 年（2017）2 月改訂）

長崎市の他都市に類を見ない豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、平成 11 年（2000）9 月に、環境の保全と創造に向けた取組みを進めることを目的とする「長崎市環境基本条例」を制定した。平成 12 年（2001）3 月には、これらの取組みを総合的かつ計画的に進めるため、「長崎市環境基本計画」を策定し、平成 19 年（2007）9 月には、計画の改訂を行った。

平成 23 年（2011）3 月に「長崎市第二次環境基本計画～環境をともに学び、育み、行動するまちをめざして～」を策定し、ごみの集団回収や資源ごみの収集品目の追加等によるごみ排出量の削減や、浄化槽及び下水道の普及等による河川・海域の水質改善など、市民・市民団体・事業者と市が一体となって環境保全に関する取組みを進めている。計画策定から 5 年を経過し、その間の東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の転換などの社会情勢の変化に対応するため、平成 29 年（2017）2 月に見直しを行った。

「まちづくり」「文化遺産」を環境項目として設定し、取組みを進めることとしている。



長崎市環境基本計画の取組み体系図

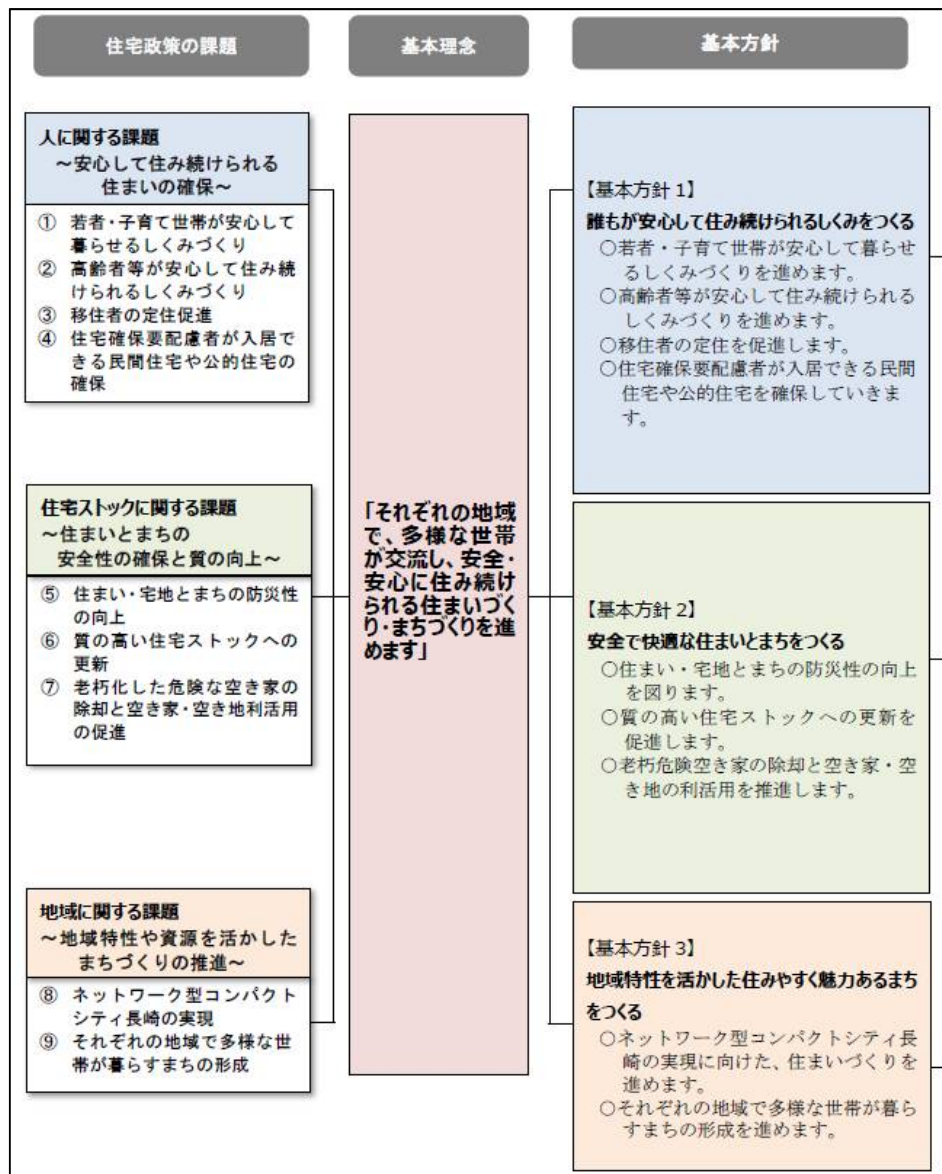
ス 長崎市住生活基本計画（令和 3 年（2021） 4 月改訂）

国において、平成 18 年（2006） 6 月に、住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、住宅建設計画法に代わる新たな基本法制として「住生活基本法」が施行され、長崎市では少子高齢社会、人口・世帯減少社会などの到来を見越して、地域特性に応じた住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 20 年（2008） 度に「長崎市住生活基本計画」を策定した。この計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、社会情勢や国、県の住宅政策の変化に対応するため、平成 25 年（2013） 度の一部を見直し改定した。

その後、平成 28 年（2016） 3 月に住生活基本計画（全国計画）が改定され、社会情勢の変化に的確に対応するため、平成 29 年（2017） 3 月に長崎県住生活基本計画が改定された。

本市においては、住生活を取り巻く状況の変化や上位・関連計画の改定等に対応するため、令和 3 年（2021） 4 月に長崎市住生活基本計画の改定を行った。

関連施策として、施策展開の方針「質の高い住宅ストックの更新」により、歴史的建造物等の保存・活用の支援に取り組むこととしている。



長崎市住生活基本計画の構成（1 / 2）

施策展開の方針

分担

施策プログラム

【市：市主体、民：民間主体、連：官民連携】 【凡例：○継続 ●拡大 ☆新規】

1-1 ①	若年・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり	市 連 連	「住みよかプロジェクト」での若い世代の住宅環境の改善 ○若者や子育て世帯等の市営住宅への入居支援 ●子育て多子世帯の定住への推進 ☆子育て施設と住宅を併せた整備 など
1-2 ②	高齢者等が安心して住み続けられるしくみづくり	市 連	○高齢者等が住み続けるためのリフォームへの支援 ○サービス付き高齢者向け住宅の登録推進
1-3 ③	移住者の定住促進	連 連	●移住者の住宅探しや住宅改修の支援 ●移住者への住宅などの情報発信
1-4 ④	住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保	連 市 連	○セーフティネット住宅の登録推進 ☆市営住宅の管理戸数適正化と建替・改修の推進 ☆居住支援協議会など支援体制の整備

2-1 ⑤	住まい・宅地とまちの防災性の向上	連 市 市 市	○耐震診断、耐震改修の推進 ☆耐風対策への支援の強化 ●危険ながけ対策などの改善の強化 ○災害ハザードエリアでの開発抑制と住宅の安全確保
2-2 ⑥	質の高い住宅ストックへの更新	市 連 連 市 連 連 連 民 民 市 民	○省エネ化などに対応するためのリフォーム支援 ●自然エネルギーを活用した住宅の普及促進 ●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援 ☆「新しい生活様式」に対応した住宅の研究と改修支援 ☆AI・IoTなど新技術活用による新しい住まい方の研究 ☆中古住宅が流通するしくみの構築 ○歴史的建造物などの保存・活用の支援 ☆PPP/PFI手法を用いた地場企業での市営住宅建替実施 ○多数が集まる民間建築物の定期報告による安全性の確保 ○建築物のバリアフリー化の推進 ○建築技術者の技術の継承と確保の支援 ☆民間賃貸住宅や戸建て住宅地の供給促進
2-3 ⑦	老朽化した危険な空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進	市 連 連 連 市 連	●空き家・空き地バンクの対象拡大 ●空き家等の管理に関する情報発信及び相談体制の充実 ○空き家の地域活動等のための活用 ☆空き家・空き地を市場に流通させるためのしくみづくり ●老朽危険空き家の除却への支援 ☆「住まいの終活」の推進

3-1 ⑧	3-1 ネットワーク型コンパクトシティ長崎の実現	市 市 連 市	○用途地域見直しによる居住誘導 ☆市街化調整区域における地区計画運用基準の検討 ●既存マンションの適正な管理や建替促進のための支援 ○利便性の高い地区における市営住宅の戸数の維持
3-2 ⑨	3-2 それぞれの地域で、多様な世帯が暮らすまちの形成	連 市 連 連 市	●UIターンなど地域の担い手を増やすための住宅確保 ○安心して住み続けるためのリフォームなどの支援 ●郊外団地などでの定住促進 ○斜面市街地の居住環境の維持・改善 ○半島部や島しょ部における住宅の確保

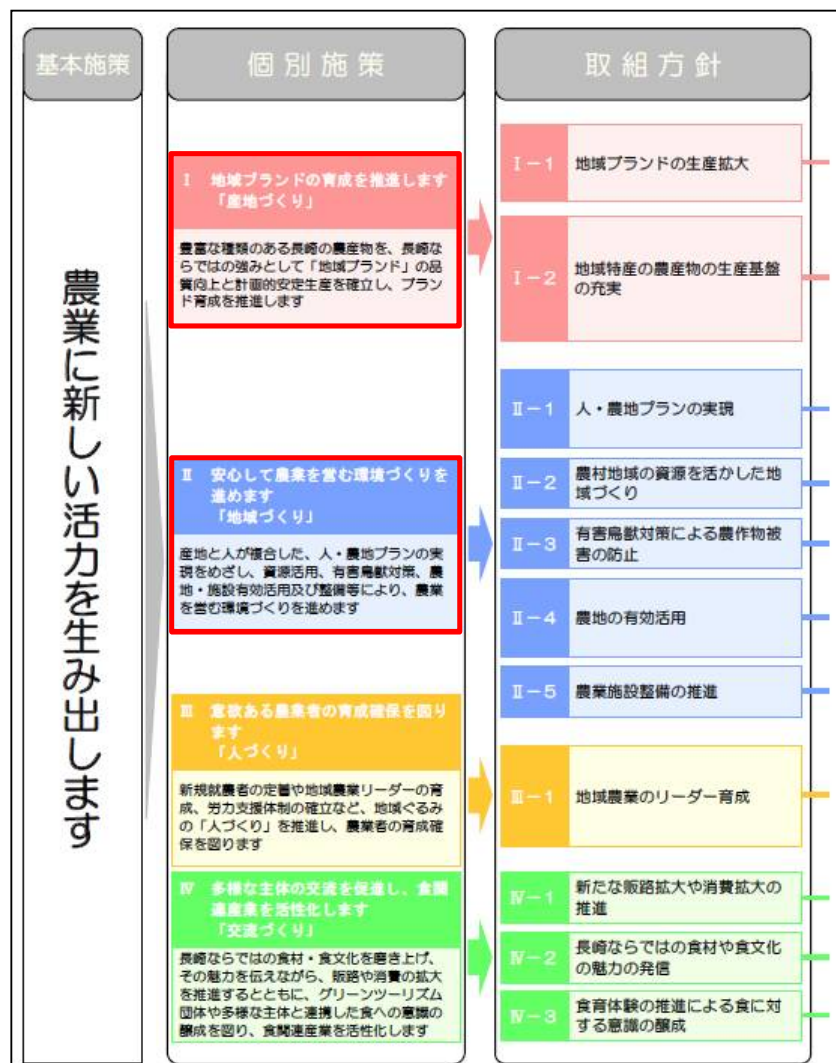
セ 長崎市農業振興計画後期基本計画（平成 29 年（2017） 7 月策定）

農業分野の施策をより具体化し長崎市の特色や背景にあわせ、今後の農業のめざすべき姿とその実現方法を示すため「長崎市農業振興計画」を策定しており、平成 24 年（2012） 7 月の策定時からこれまでの前期計画の取組み成果等を検証し、平成 29 年（2017） 度から令和 2 年（2020） 度までの後期計画を策定した。

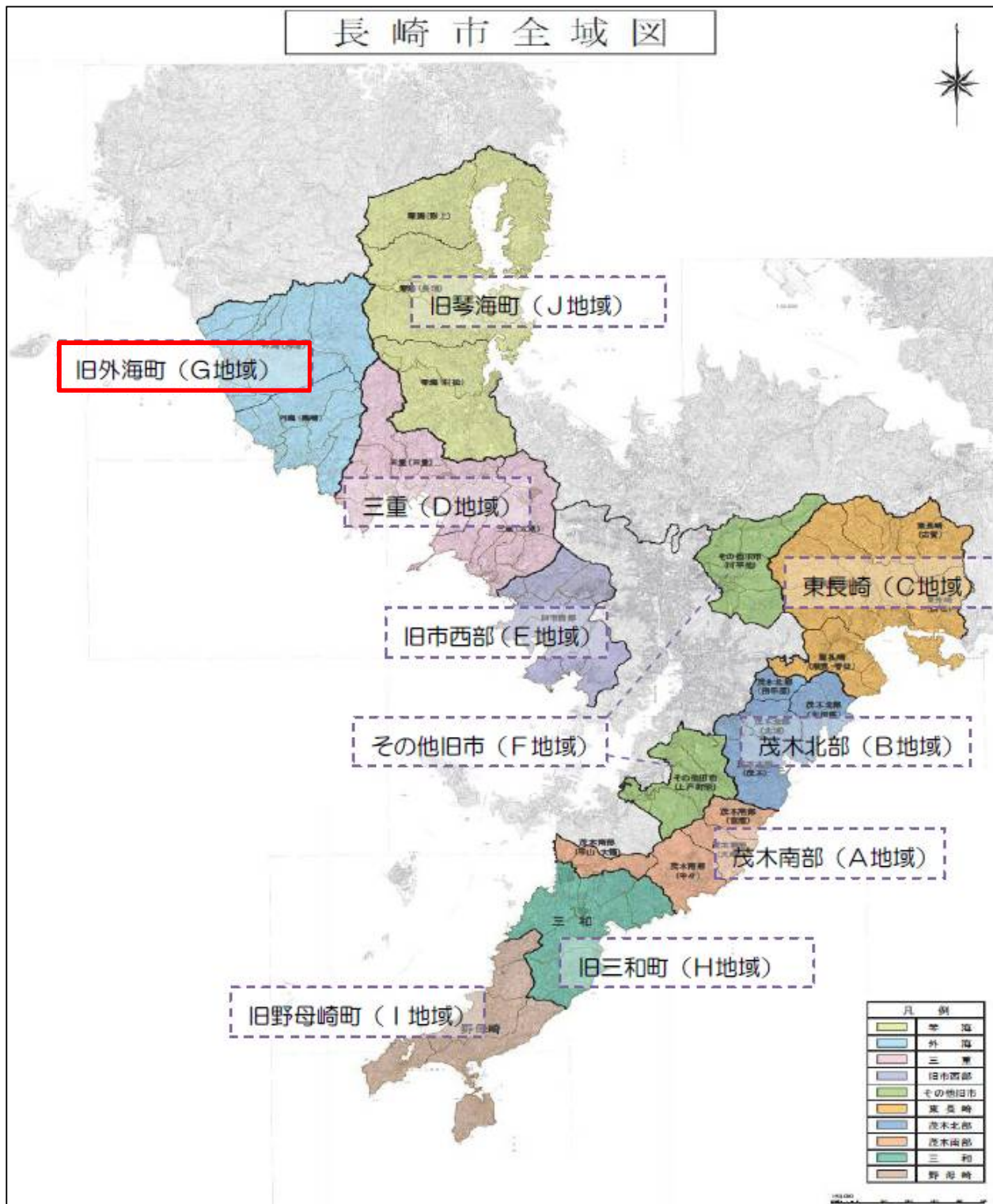
後期計画では、地域ブランドの育成を推進する「産地づくり」、安心して農業を営む環境づくりを進める「地域づくり」、意欲ある農業者の育成確保を図る「人づくり」、多様な主体の交流促進により食関連産業を活性化する「交流づくり」の 4 点を柱に、農業分野における実践的な計画として策定し、担い手が継続できる農業の実現をめざし、取組みを進めていくこととしている。

基本施策「農業に新しい活力を生み出します」の個別施策として、「安心して農業を営む環境づくりの推進」のなかで、良好な景観の形成や文化の伝承について取り組むこととしている。また、個別施策「多様な主体の交流促進による食関連産業の活性化」について、「食」に関わる産業の活性化について取り組むこととしている。

農業振興を図るべき地域を地域の資源や特性などを考慮して 10 地区に区分しており、「旧外海町（G 地域）」について特に本計画と関連が深い。



長崎市農業振興計画後期基本計画施策の体系図



長崎市の農業振興を図るべき地域（10 地区）

(3) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画の策定状況

国指定の重要文化財 6 件及び国指定の史跡 7 件について保存活用（管理）計画を、重要伝統的建造物群保存地区 2 地区及び重要文化的景観 1 件について保存計画を策定している。

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
『重要文化財（建造物）旧出津救助院』～授産場及びマカロニ工場～保存活用計画	宗教法人お告げのマリア修道会	平成 24 年（2012）3 月	重要文化財（建造物）	宗教法人お告げのマリア修道会	建造物の保存管理の方法等を定めるとともに、文化財としての価値を多くの市民がわかりやすく理解できる公開・活用の在り方を検討・策定する。
国指定重要文化財旧グラバー住宅保存活用計画	長崎市	平成 27 年（2015）3 月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧リンガー住宅保存活用計画	長崎市	平成 27 年（2015）3 月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
国指定重要文化財旧オルト住宅保存活用計画	長崎市	平成 27 年（2015）3 月	重要文化財（建造物）	長崎市	建物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで課題を抽出し、改善を図るための維持管理システムを構築する。
重要文化財旧長崎英国領事館保存活用計画	長崎市	令和 3 年（2021）5 月	重要文化財（建造物）	長崎市	建造物の保存・活用における必要事項をまとめる。進行中の保存修理工事を経て供用を開始するにあたり、必要な諸条件を整理し、活用の方針を定める。
国指定重要文化財本河内水源地水道施設保存活用計画	長崎県 長崎市	令和 3 年（2021）8 月	重要文化財（建造物）	国（国土交通省） 長崎県 長崎市	建造物および周辺環境の保存・活用における必要事項をまとめる。現状の保存状況、管理状況を踏まえたうえで、稼働施設の機能維持と重要文化財の保存のバランスを取りながら維持管理と活用を行う。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
国指定史跡 長崎台場跡 魚見岳台場跡 保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 23 年 (2011) 3 月	史跡	国 長崎市民間	史跡の本質的価値と主要な構成要素を明確にし、それを適切に保存管理するための基本的な方向性や方法、活用の将来像について定める。
国指定史跡 大浦天主堂境内保存管理計画	長崎市 教育委員会	平成 25 年 (2013) 6 月	史跡	宗教法人カトリック長崎大司教区	史跡の本質的価値と構成要素を明らかにし、史跡の保存管理や整備活用の方向性・方法を示し、保存・整備・活用を図るための指針を策定する。
史跡小菅修船場跡保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 25 年 (2013) 8 月	史跡	三菱重工業株式会社長崎造船所	史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、これらを適切に保存していくためのその価値に基づいた史跡の保存・管理、活用、整備の基本方針等を定める。
史跡高島炭鉱跡保存管理計画書	長崎市 教育委員会	平成 27 年 (2015) 9 月	史跡	長崎県 長崎市民間	史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、それらを適切に保存し、活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準などを定める。
国指定史跡 「出島和蘭商館跡」保存活用計画	長崎市・長崎市 教育委員会	平成 28 年 (2016) 3 月	史跡	国 長崎市	現状を踏まえて短中期計画を見直すと同時に史跡の本質的価値を明らかにし、現在の史跡周辺も含めた史跡の価値を再度見直す。史跡の概要とこれまでの調査や整備内容を明示し、史跡の本質的価値に基づいた保存・活用方針を定める。
史跡長崎台場跡四郎ヶ島台場跡保存活用計画書	長崎市 教育委員会	平成 28 年 (2016) 3 月	史跡	国 民間	史跡の本質的価値と主要な構成要素を明確にし、それを適切に保存活用するための基本的な方向性を定め、現状変更等の取扱基準、管理の方針等について明確にする。

長崎市歴史的風致維持向上計画

名称	策定者	策定年月	文化財種別	所有者	概要
国指定史跡 長崎原爆遺跡 保存活用計画書	長崎市	平成 31 年 (2019) 3 月	史跡	長崎市 宗教法人カトリック長崎大 司教区 国立大学法人 長崎大学 宗教法人皇大神宮	史跡長崎原爆遺跡を次世代に確実に引き継いでいくため、史跡の保存（保存管理）、活用、整備、運営体制の指針として策定する。
長崎市東山手 伝統的建造物 群保存地区 保存計画	長崎市 教育委員会	平成 2 年 (1990) 10 月	重要伝統的 建造物群保 存地区	—	伝統的建造物群保存地区保存のため、基本計画、地区内の建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、及び地区の保存のために必要な助成措置等を定めたもの。
長崎市南山手 伝統的建造物 群保存地区 保存計画	長崎市 教育委員会	平成 2 年 (1990) 10 月	重要伝統的 建造物群保 存地区	—	伝統的建造物群保存地区保存のため、基本計画、地区内の建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、及び地区の保存のために必要な助成措置等を定めたもの。
長崎市外海の 石積集落景観 保存計画	長崎市	平成 25 年 (2013) 3 月	重要文化的 景観	—	文化的景観の保存に関し、位置及び範囲、保存に関する基本方針、保存に配慮した土地利用、文化的景観の整備活用、保存のために必要な体制、重要な構成要素等を定めたもの。

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

【10年後に目指す姿】

歴史的建造物が適切に評価・保存継承され、まちづくりと一体となった魅力的な活用が図られている。

【取り組み方針】

●歴史的建造物の指定・登録の推進

指定文化財等については、引き続き国や長崎県、有識者の指導・助言のもと所有者や管理者との調整を図りながら、適切な保存・活用とその支援に取り組む。未指定文化財等については、調査・評価に基づく文化財への指定・登録や景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物への指定を検討し、保存修理や滅失防止に向けた支援等に取り組む。

●歴史的建造物の保存整備と技術者育成の推進

保存・活用に関する計画を策定している文化財については、これに沿った保存・活用を図るとともに、計画を策定していない建造物についても、必要に応じて計画の策定に取り組む。

市民が歴史的建造物に関心を持ち、その特徴を理解するための価値の顕在化や啓発に取り組む。そのための情報発信や活動の拠点となる施設の整備、歴史や伝統を学ぶことのできる環境の整備、民間の歴史研究団体との連携等に取り組む。

保存整備のための技術者育成については、ヘリテージマネージャー等の保存修理に関する技術者や専門家の育成の支援に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力を高めるための官民一体となった活用の推進

歴史的建造物の継続的な磨き上げと新たな資源の掘り起しを進め、魅力的な活用に向けた建物用途等の規制緩和、地域のまちづくりと一体となった歴史的建造物の価値や魅力的な価値を高める効果的な活用に向けた官民連携に取り組む。

特に、長崎市が所有する歴史的建造物の活用については、利用者や事業者へのニーズ調査を行い、民間活力の導入検討等に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力の国内外への発信

情報発信の拠点となる施設の整備やSNS等の有効活用による歴史的建造物の価値や魅力の国内外への発信等に取り組む。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する方針

【10年後に目指す姿】

地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちになっている。

【取組み方針】

●地域の歴史や個性を生かした良好なまちなみ形成の推進と魅力の発信

景観法や都市計画法、伝統的建造物群保存地区保存条例等による建築物等の意匠・形態等の規制・誘導や緑化の推進に引き続き取り組むとともに、歴史的建造物周辺の自然や歴史等の資源を生かすための景観まちづくりガイドラインの整備、ガイドラインに基づく建造物等の修景に対する技術的な支援や経費の助成に取り組む。

良好な景観の阻害要因となっている電柱・電線類については、管理者や地域と協議を行いながら無電柱化の整備を推進する。同様に景観や眺望の阻害要因となっている空き家や屋外広告物、樹木等についても対策を講じる。

景観に大きな影響を与える公共空間については、市民参加の機会を積極的に創出しながらデザインや夜間景観の向上、緑化等を図ることで、景観形成における先導的な役割を担っていく。

情報発信の拠点となる施設の整備やSNS等の有効活用による良好な景観（自然やまちなみ、眺望等）の魅力の国内外への発信等に取り組む。

●市民のまちづくりへの意識醸成を図り、市民主体のまちづくりの推進

シンポジウムやワークショップ等の市民のまちづくりへの参加機会を創出し、景観まちづくりに対する市民意識の醸成と市民の景観まちづくり活動の支援に取り組む。

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する方針

【10年後に目指す姿】

住みたくなる、住み続けられるまち、営みや活動を次世代に継承できる協働のまちになっている。

【取組み方針】

●安心して住み続けられる住環境整備の推進

道路等の都市基盤の整備、生活利便施設の誘導及び住宅建て替え誘導に向けた建物用途等の規制緩和、住宅の改修を促進するための支援等に取り組む。

●長崎暮らしの魅力発信と移住者のサポートの推進

空き家・空き地の活用の支援、移住・定住を促進するための支援、歴史的風致をはじめとする長崎市の魅力や行政サービスの情報発信等に取り組む。

●歴史文化を親しむ・学ぶ機会と環境の充実

伝統的な営みや活動を適切に継承するため、未指定等の営みや活動の調査・評価に基づく文化財指定

等を検討する。

また、市民が伝統的な営みや活動に関心を持ち、その特徴や魅力を理解するための価値の顕在化や啓発、営みや活動の価値や魅力の国内外への情報発信、官民連携による継承の支援等に取り組む。

●地域と連携した、次世代の担い手の発掘・育成の推進

後継者の育成のため、学校や家庭、地域、企業等の連携による学習機会の創出、長崎のまちが学生で賑わう貴重な学びの場となるような環境の整備、長崎で学ぶことの魅力の発信等に取り組む。

地域の歴史文化等の学びを通じて地域に対する関心を高め、コミュニティの醸成に繋げるとともに、地域活動のリーダーや担い手の発掘・育成、地域課題を解決できる市民活動団体等との官民連携等に取り組む。

(4) 賑わいの創出に関する方針

【10年後に目指す姿】

長崎独自の歴史的風致が磨かれ、生かされることで、国内外の来訪者で賑わうまちになっている。

【取組み方針】

●歴史的風致を生かした観光メニューの強化と新たなサービスの創造

賑わいの創出のための基盤として、道路の美装化や休憩施設の整備、多機能トイレ等のバリアフリー対応、インターネット環境の充実、多言語対応、ICTの活用等による市内外の来訪者にも分かりやすく安全で快適な回遊環境の整備に取り組む。

歴史的風致の魅力の掘り起しと磨き上げを進めるため、ホテルやレストラン、体験施設等の交流を拡大させる施設の誘導に向けた建物用途等の規制緩和等に取り組む。

調査や各種計画、施策の実施に関してDMOと逐次連携しながら、観光動向調査やビックデータ等によるニーズの把握や分析を行い、戦略的な観光客の誘致に取り組む。

歴史的風致を生かした体験型プログラム等の新たな観光メニューや魅力ある製品・サービスの開発を支援するとともに、長崎の食材・食文化の魅力発信の支援に取り組む。

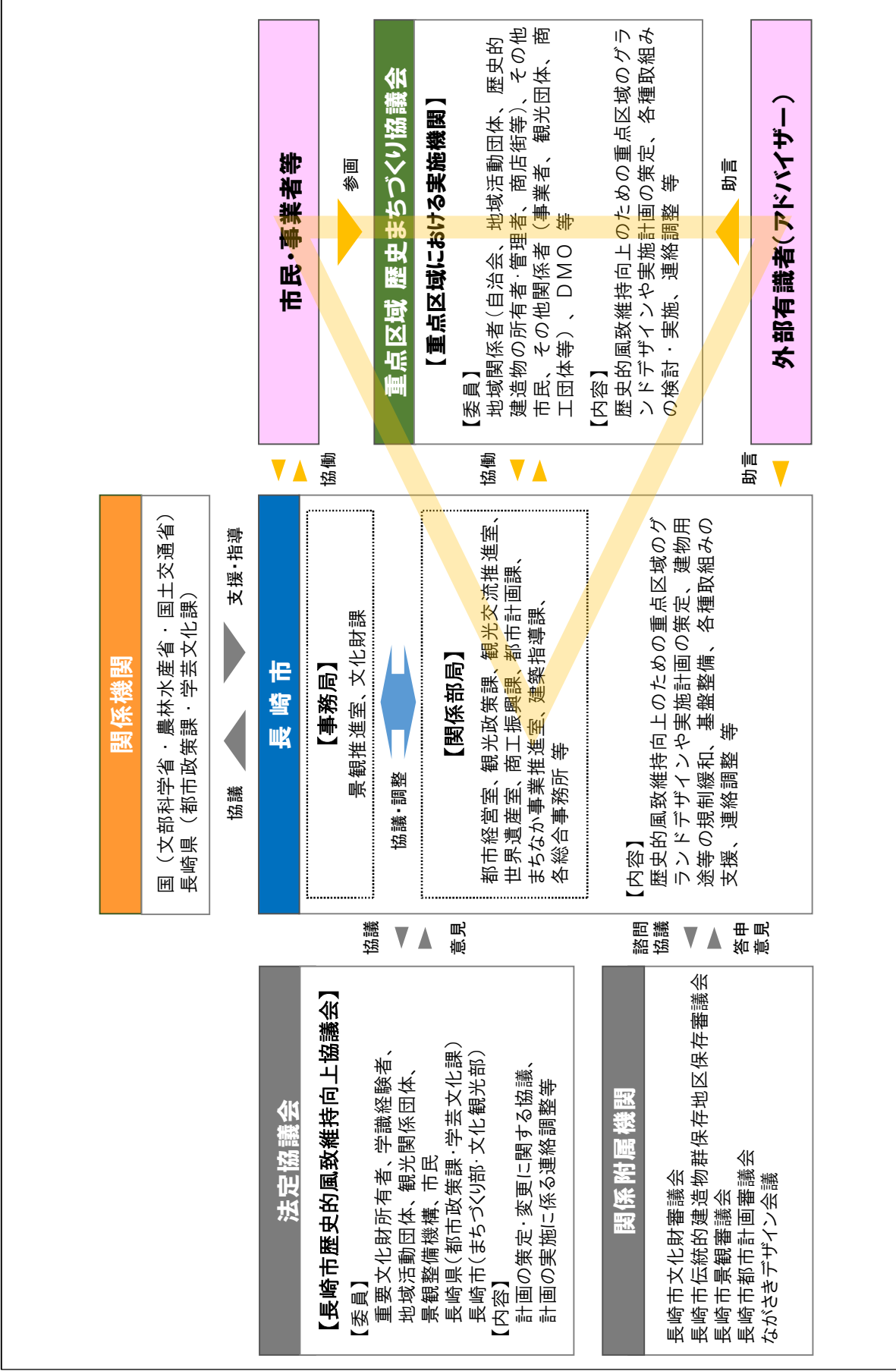
これらの製品やサービスについて、周辺の商店街・商店における販売の促進を図り、域外からの消費拡大の支援等に取り組む。

5 計画の実現に向けた推進体制

本計画の推進にあたっては、本計画の策定と同様に、長崎市の関係部局が連携しながら、まちづくり部と文化観光部が中心的な役割を担い、市民や事業者との協働により取り組む。歴史まちづくり法第11条に基づく長崎市歴史的風致維持向上協議会において事業計画の進行管理や計画の変更等の協議を行うこととする。

事業の実施にあたっては、国や長崎県の助言・指導のもと、地域住民や事業者、市民団体等で構成する「重点区域歴史まちづくり協議会（仮称）」との長崎市の連携・協働により、地域のグランドデザイ

ンと具体的な取組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取組みを進める。



長崎市歴史的風致維持向上計画の推進体制

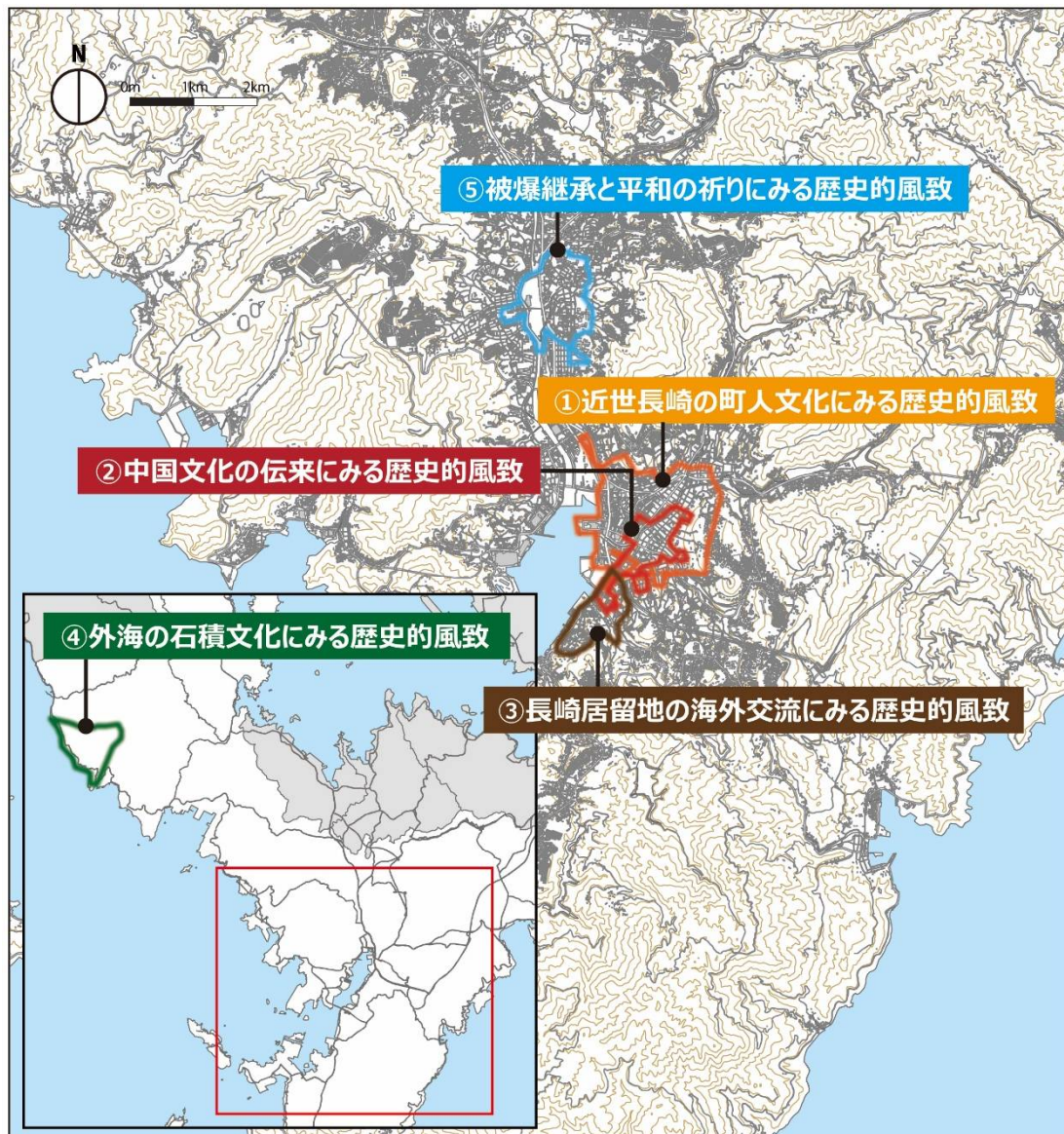
第4章 重点区域の位置及び範囲

1 重点区域の設定の考え方

本市の歴史的風致は、元亀2年（1571）の長崎開港を契機としてもたらされた海外交流の歴史により独自に発展したものである。

長崎は、ポルトガル貿易港として開かれ、幕府が直轄する唯一の国際貿易都市として発展し、中島川周辺に町人町が形成された。長崎くんちをはじめとした町人の営みは、海外文化の影響を受けながら継承され、美術工芸等にも発展しながら、現在でも長崎市中心部の地域コミュニティの核となっている。

近世から近代にかけてもたらされた中国や西洋の海外文化は、安政の開国によって貿易港としての独占的な地位を失った現在においてもなお、まちなかに点在する唐寺や唐人屋敷跡、長崎居留地周辺の人々の営みに深く根差している。特に、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の舞台である東山手・南山手地区にある歴史的建造物「旧グラバー住宅」と「大浦天主堂」は、近年、世界文化遺産に登録されるなど、その価値が高く評価されている。



長崎市の歴史的風致と重点区域

長崎市歴史的風致維持向上計画

幕末の近代化により、炭鉱業や製鉄、造船業が営まれるようになり、明治後期から昭和初期にかけて浦上川沿岸に兵器工場群が形成され、国際貿易都市から産業都市として転換した長崎市は、第二次世界大戦の末期、米国から原子爆弾を投下され、壊滅的な被害を受けた。戦後、市民のたくましい努力により奇跡的な復興を遂げるなかで、「長崎を最後の被爆地に」を合言葉に、被爆者をはじめ長崎市民による平和の祈りと被爆継承の活動が続けられている。

郊外の^{そとめ}外海地区では、地域固有の^{けっしょうへんがん}結晶片岩による在来石積技術を明治期のキリスト教解禁により着任したフランス人のド・ロ神父が発展させた。ド・ロ神父は、地域住民のための授産施設の整備などの社会福祉活動にも積極的に取り組み、その功績は今なお地域住民に顕彰され続けている。

さて、本計画における重点区域は、歴史的風致の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」第2条第2項において下記のとおり要件が定められている。

【重点区域の設定の要件】

① 次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域

- ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地

② 歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域

本市の歴史的風致としては第2章で5つの歴史的風致を掲げているが、重点区域の設定については、2つの世界文化遺産の構成資産や重要文化財等の価値の高い歴史的建造物、重要伝統的建造物群保存地区が集積しており、かつ、歴史まちづくりの取り組みを速やかに図るべき区域として、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の範囲を重点区域として設定する。

2 重点区域の位置及び範囲

(1) 重点区域の名称及び面積

名称 東山手・南山手区域

面積 約 80 ヘクタール

(2) 重点区域の位置

重点区域は、中心部市街地の南郊に位置し、幕末に外国人居留地として開かれた。当時の街区の地割や建築物、石垣、石畳、煉瓦塀、側溝、居留地境や地番を示す石標柱等の工作物がよく残されており、グラバー園をはじめとした主要な観光施設が集中している。

区域内は伝統的建造物群保存地区、景観形成重点地区、風致地区に指定され、歴史的建造物の保存・活用や良好な景観形成に官民協働で取り組んでいる。

平成27年(2015)には旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、平成30年(2018)には大浦天主堂が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録され、2つの世界遺産があるエリアとして国内外か

ら注目されている。

また、近年は、地域住民と地域の大学との協働による観光情報ツールの作成や移住した若者による空き家の活用、地域の行事に地域内外から若者が参画するなど、地域におけるまちづくりの機運が高まっている。

さらには、当該区域の西側に位置する松が枝岸壁の延伸による2バース化が検討されるなど、長崎市の交流拡大を担う地域として、ますます重要性が高まっている。



重点区域の位置

(3) 重点区域の範囲

重点区域は、東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲を基本として、大浦国際基地を含む範囲とする。

186

区間	名称等
①～②	ながさき出島道路
②～③	東山手・南山手地区景観形成重点地区
③～④	市道大浦町田上線
④～⑤	里道
⑤～⑥	市道川上町10号線
⑥～⑦	川上町上ノ区公民館敷地境界
⑦～⑧	日川公園敷地境界
⑧～⑨	大浦国際墓地敷地境界
⑨～⑩	市道川上町10号線
⑩～⑪	市道川上町出雲2号線
⑪～⑫	市道上田町川上町1号線
⑫～⑬	市道出雲16号線
⑬～⑭	市道上田町3号線
⑭～⑮	大浦小学校敷地境界
⑮～⑯	市道上田町相生町2号線
⑯～⑰	市道相生町7号線
⑰～⑱	東山手・南山手地区景観形成重点地区
⑱～①	国道499号

重点区域の境界

3 重点区域の指定の効果

重点区域は、幕末に設けられた旧外国人居留地である。多くの外国人が居住し、貿易・炭坑・製茶をはじめとする様々な経済活動を行った。また、日本人と外国人が身近に触れ合う交流の場であった。

異国情緒豊かな雰囲気に魅せられ、この地区を訪れる観光客は後を絶たない。荘厳な教会や領事館、学校建築や、日本人大工が洋館を真似て建てた洋風住宅など、多様な歴史的建造物が建ち並び、石畳や煉瓦塀等の土木工作物など一体となり、往時の姿をよく残している。

本計画において、歴史的風致の維持及び向上のための取組みを重点的に行うことは、区域内の歴史的建造物の保存・活用や、市街地の環境整備の実現等のほか、外国人居留地であったという特有の歴史を再認識し、守り伝えようとする市民意識の醸成のきっかけなどにつながる。それらを活かしたまちづくりへの興味や理解を促し、歴史的遺産と共生するまちづくりに関する取組みが進展するものと期待される。これらの取組みにより、長崎の歴史や文化に対する理解が深まり、守り伝えようとする人々が増えることで、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 長崎市都市計画マスタープラン（平成 28（2016）年 12 月改訂）

長崎市都市計画マスタープランは、平成 28 年（2016）度から令和 17 年（2035）度までの概ね 20 年後のまちの姿を見据えた都市づくりの基本方針を示している。重点区域を含む中央南部地区の地区別構想では「国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり」を地区の将来像としている。地区の生活像の目標と、生活像を実現するための地区づくりの方針に基づき、歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区を形成していく。

【地区の将来像】

国際交流の歴史と文化がもたらす情緒あふれる地区づくり

【地区の生活像の目標】

住む：都心部・都心周辺部の利便性を活かした住み良い快適な暮らしの確保

働く：都心部・都心周辺部としての商業・業務と観光を中心とした雇用の場の充実

動く：海の玄関口としての広域アクセスの充実と、安全で安心な道路・交通ネットワークの確保

集う：都心部・都心周辺部としての都市機能の集積と交流の促進

学ぶ・育む・やすらぐ：豊かな自然環境と市街地の共存と歴史的景観の保全、学びの場の充実



重点区域と都市計画マスタープラン（一部加工）

(2) 都市計画

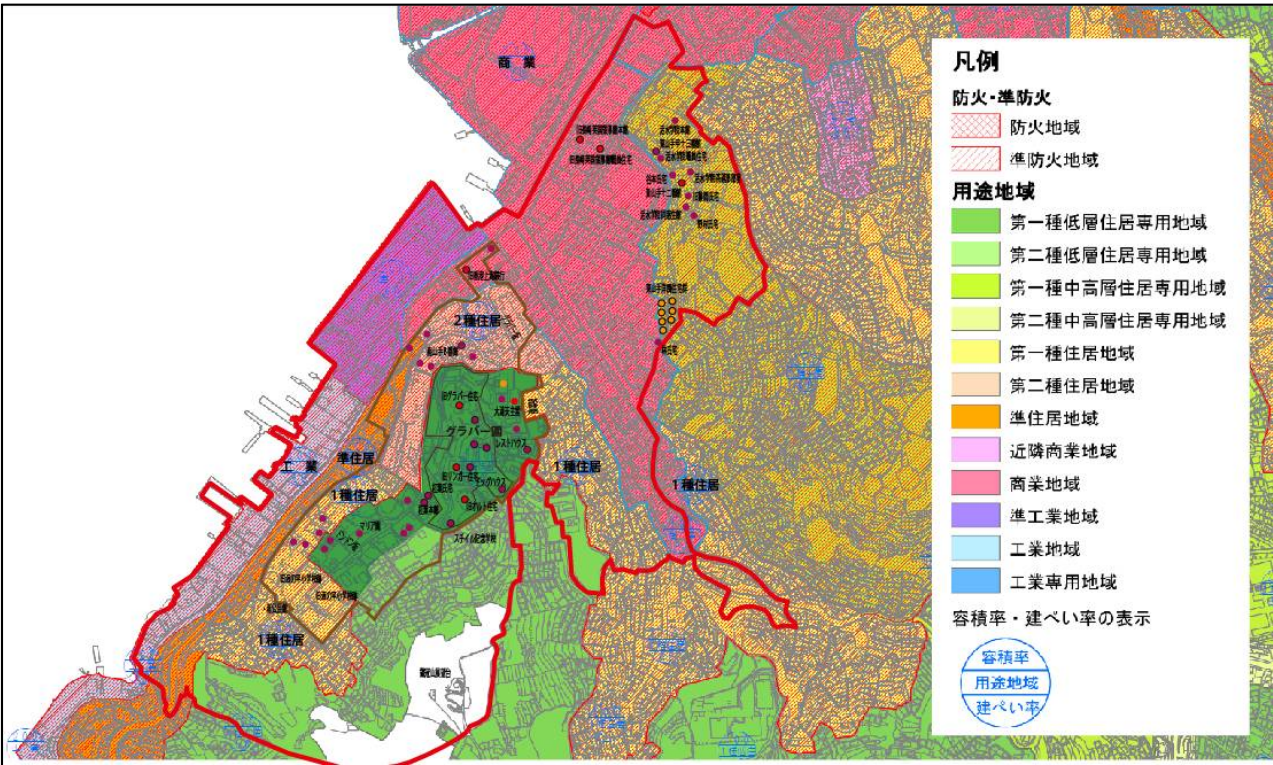
長崎市は、28,243ha が都市計画区域に指定されており、都市計画区域のうち 6,268ha が市街化区域となっている。重点区域の大半が市街化区域に含まれており、用途地域については、幹線道路に隣接する平地部の大浦周辺が商業地域に、洋風住宅が残る東山手・南山手の住宅地は第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に指定されている。第1種住居専用地域では、建築物の高さが10m以下に制限されている。

また、都市における風致を維持するため、重点区域内の東山手町周辺が第3種、南山手町周辺は第2種（一部第3種）の風致地区に指定されており、高さ、建ぺい率、壁面後退等について許可基準に基づいた建築物等の行為の規制を行っている。

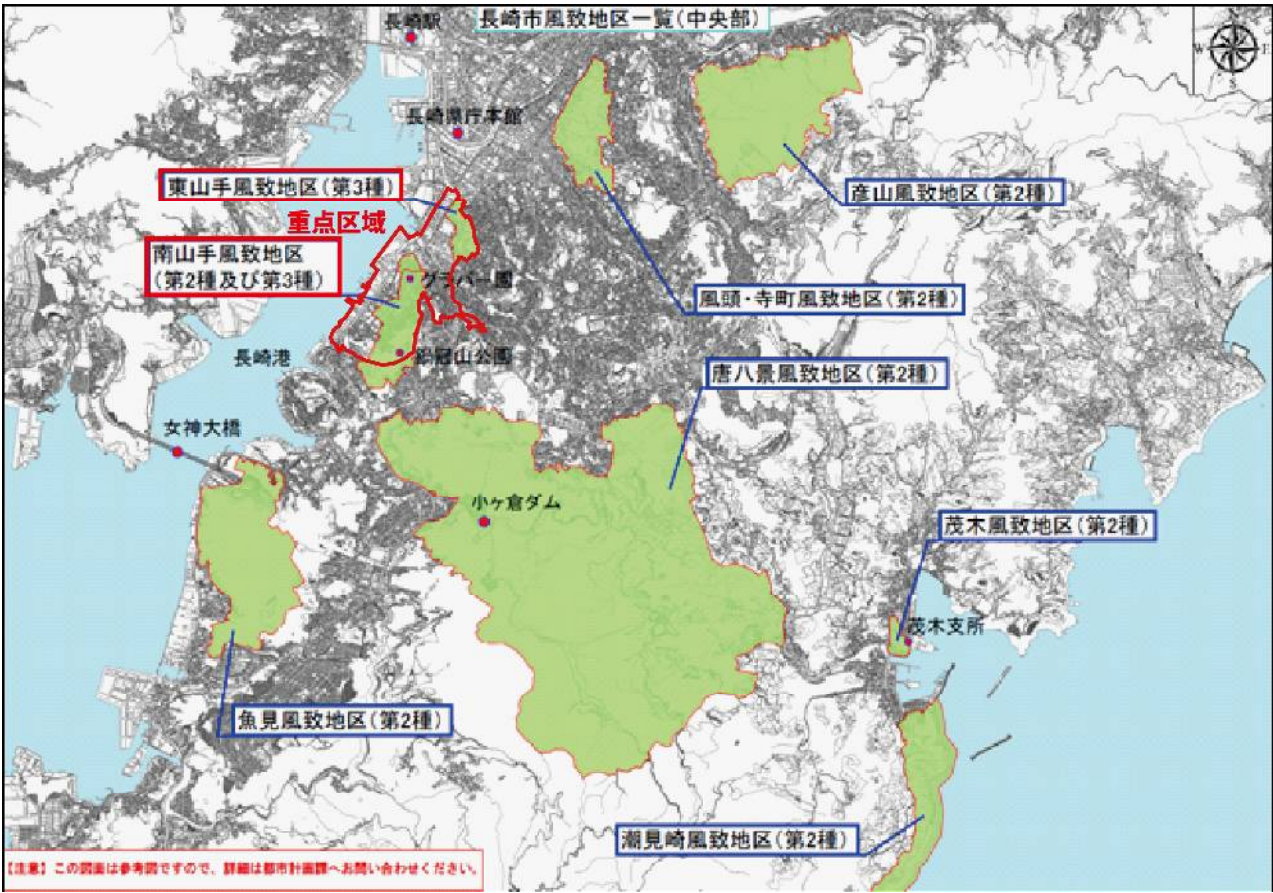
今後は、より一層の歴史文化を活かしたまちづくりを推進するため、都市計画との適切な連携を図りながら、良好な市街地環境の形成と賑わいの創出を図っていく。

		第1種	第2種	第3種	第4種
高さ		8m以下	10m以下	13m以下	15m以下
建ぺい率		20%以下	30%以下		40%以下
壁面後退	道路境界	3m以上	2m以上		
	隣地境界	1.5m以上	1m以上		

風致地区内の許可基準（一部）



重点区域と用途地域



重点区域と風致地区

(3) 長崎市景観計画（平成23（2011）年4月策定）

長崎市では、地域の特徴を活かし、総合的な景観形成を図る目的で策定された長崎市景観計画により、長崎市全域を景観計画区域に定めている。景観計画区域内では、届出が必要な行為及び景観形成基準が定められ、建築等の行為に対し良好な景観が形成されるよう規制している。

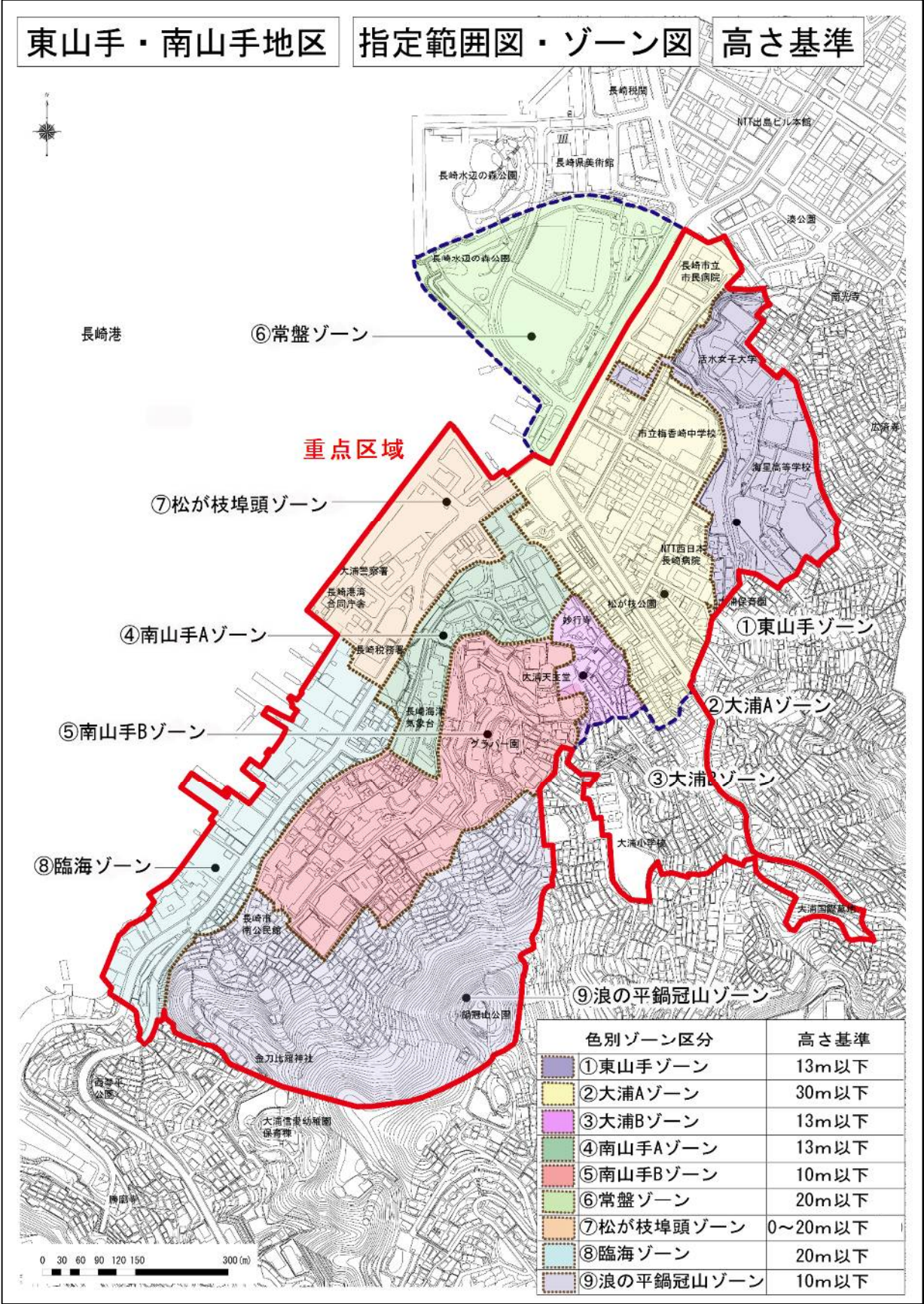
重点区域は、特に歴史的な特徴のある地区など、重点的に景観の保全や誘導を行う景観形成重点地区（東山手・南山手地区景観形成重点地区）となっており、適切な景観形成基準の運用を図り、良好な市街地環境の形成に資する景観形成に取り組んでいく。

＜景観の形成に関する方針＞

- 洋館を中心とする歴史的遺産を継承するとともに、それらを活かした景観づくりを進めます。
- 歴史的資源や眺望場所をつなぐ、歩いて楽しい道路空間づくりを進めます。

名称	景観の形成に関する方針
①東山手ゾーン	・居留地の歴史を刻む建物や、環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・建物やストリートファニチャー等を新しく整備する場合でも、居留地の歴史的環境の保全的育成を図ります。
②大浦Aゾーン	・一般的な市街地として良好な景観づくりを進めます。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
③大浦Bゾーン	・斜面市街地としての良好な景観形成を図ります。 ・東山手と南山手を眺望や歩行者動線で結ぶ地域であり、眺望の確保と歩いて楽しい回遊ルートづくりを進めます。
④南山手Aゾーン	・大浦バンドに面した居留地の上等地における、長崎の顔の様な建物や環境物件等の文化財的要素を保全します。 ・施設等を新たに整備する場合でも、そうした歴史的環境や物語性の保持するとともにそれらを活かした景観づくりを進めます。
⑤南山手Bゾーン	・グラバー園の整備とそれより南側の洋館群を保全します。 ・道路や側溝などを保全的に修景し、洋館群を保全的に活用して居留地の歴史的環境の保全・育成を図ります。
⑥常盤ゾーン	・海との接点であることに配慮した景観形成を図ります。 ・大浦地区の道路より海が見通せるように、道路の海側への延長軸にあたるところは、建物等の外壁の位置に配慮します。
⑦松が枝埠頭ゾーン	・歴史的な国際港湾都市長崎の顔として、街と一体となった埠頭景観を形成します。 ①海から見たときに埠頭と山の手の調和を図ります。 ②埠頭から山の手を見て洋館群が望見できるように建物高さに配慮します。 ③山の手から見て埠頭の外国船への望見できるように建物高さに配慮します。
⑧臨海ゾーン	・海と山の手をあいだに位置することを考慮しながら、景観形成を図ります。 ・土地利用の変化等に際しては、内陸部からこの臨海ゾーンを介して、海を見通せるように建物の高さや配置に配慮します。
⑨浪の平鍋冠山ゾーン	・鍋冠山とその斜面および琴平神社一帯の緑地の保全・修景を行います。 ・建物、工作物の建設あるいは地形改変にあたっては、自然環境との調和を図ります。 ・良好な斜面住環境の確保に配慮します。

東山手・南山手地区景観形成重点地区の景観の形成に関する方針



重点区域と東山手・南山手地区景観形成重点地区

(4) 長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成2（1990）年7月公布）

重点区域内には、2つの重要伝統的建造物群保存地区が所在しており、両地区において保存計画を策定している。保存地区において、伝統的建造物の特性を維持していると認められる洋風建築物、和風建築物、石塀、煉瓦塀その他の工作物を伝統的建造物として、伝統的建造物と一帯をなしている石畳、石段、石造り側溝、樹木などを環境物件と定めている。

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、復元及び現状維持を内容とし、環境物件については復旧を内容とする修理基準を別途に定めている。

建物などの新築、除却、土地の形質の変更などを行う場合は、市長及び教育委員会の許可が必要であり、伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、建築物や周辺施設の修理や修景を行うとともに、重点区域の景観形成については、連携を図りながら、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。

(5) 屋外広告物に関する規制

屋外広告物については、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、長崎市屋外広告物条例により規制を行っている。

重点区域内は、東山手・南山手景観形成重点地区に含まれ、通常の規制基準のほか、地域の景観特性に合わせた屋外広告物の景観形成基準が定められている。今後とも重点区域内の屋外広告物設置については、景観形成基準に基づく規制誘導を行い、歴史的風致の維持及び向上に努めるものとする。

地区区分	景観形成基準
全 域	・ 広告物は、色彩や形態が周囲の景観と調和したものとする。 ・ 屋上広告は設置しない。 ・ 地上からの高さ3m以上の部分におけるネオン管その他の照明を使用する広告物及び窓面広告は設置しない。

※ 屋外広告物の種類及び規格は、長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第6号）第10条による（以下、同様）。

東山手・南山手地区景観形成重点地区の屋外広告物の景観形成基準

(6) 国指定等文化財の保存活用（管理）計画

重点区域内の重要伝統的建造物群保存地区である長崎市東山手伝統的建造物群保存地区及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区について、地区の保存に関する基本計画、地区内における伝統建造物や環境物件に対する現状変更行為の許可基準等を示した保存整備計画、地区の保存のために必要な助成措置等を定めた保存計画を策定している。

また、重点区域内に所在する国指定文化財のなかで、史跡大浦天主堂境内、重要文化財旧グラバー住宅、重要文化財旧オルト住宅、重要文化財旧リンガー住宅、重要文化財旧長崎英国領事館については、保存活用（管理）計画を策定している。これらの計画は、貴重な文化財を次

長崎市歴史的風致維持向上計画

世代に継承していくため、保存・整備・活用について指針を定めたものである。重要文化財旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅及び旧長崎英国領事館については、建物の保護を図るための適切な環境の創出や向上について方針がまとめられており、史跡大浦天主堂境内については、史跡の本質的価値を保護するため「現状変更の取り扱い方針及び基準」が定められている。

これらの計画に基づき、それぞれの文化財の良好な保護に配慮しながら、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 長崎市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

長崎市には、令和5年（2023）1月時点で国指定の文化財47件（国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件）、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件（登録有形文化財31件、登録記念物1件）、長崎県指定文化財70件、長崎市指定文化財131件の計287件が所在している。このほか国の記録選択5件（記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件）がある。

国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

これら文化財のうち保存活用（管理）計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。

伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。

文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

展示・情報発信施設については、長崎の歴史文化に関する資料の収集、調査研究、展示を行い、広く長崎の歴史文化に関する総合的な情報発信を行う「長崎歴史文化博物館」のほか、市内の各所に埋蔵文化財、伝統芸能、伝統工芸、キリスト教関係資料、歴史民俗資料、海外交流史資料、近代化遺産関係資料、被爆資料など、長崎の重層的かつ多様な歴史を反映した、それぞれのテーマに特化した展示施設が所在している。今後もこれらの施設における資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、施設相互間の連携を図り、文化財の適切な保存・活用と、その価値や魅力の効果的な発信に取り組む。施設の老朽化、狭隘化などにより新たに施設を整備する必要がある場合は、機能面のみならず、景観に配慮した計画のもと、統廃合も含めた適正な配置を行う。

文化財建造物及び史跡等の周辺における多機能トイレや休憩施設などの便益施設については、その所在する状況に応じた必要な整備を進める。展示施設として公開活用している文化財建造物についても、より効果的な展示や、その価値や魅力向上に資する便益施設や交流施設としての活用に取り組む。また、サイン計画あるいは案内板・説明板ガイドラインの策定を検討しつつ、文化財や歴史文化施設周辺の自動車系案内サインや歩行者系誘導サイン、文化財説明板の充実に引き続き努めるとともに、多言語対応と併せて劣化した説明板等の計画的な修繕や更新を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

歴史的風致の維持及び向上のため、文化財のみならず、その周辺環境の保全についても適切な措置を講じる必要がある。都市計画法や景観法、長崎市景観条例、長崎市景観計画、長崎市屋外広告物条例等の関係法令に基づき、民間事業者や地域住民、文化財所有者・管理者等との合意形成、市民意識の啓発を図りながら、文化財の周辺環境を保全する。また、環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、文化財周辺の夜間景観の整備向上を図る。

文化財の周辺に所在する景観を損ねる要素については改善や除却を図るとともに、周辺の環境整備を行う場合は文化財との調和に配慮するなど、適切な措置を講じていく。特に景観に大きな影響を与える公共空間については、市民参加の機会を積極的に創出しながら整備を行い、景観形成に先導的な役割を果たしていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

長崎市は一般に地形が急峻で平坦地が少ない地理的特性から、土砂災害や風水害に弱い特性を有している。昭和57年（1982）の長崎大水害では、中島川や浦上川の氾濫による都市型水害が同時発生し、眼鏡橋をはじめとする中島川の石橋群が全半壊するなど甚大な被害が生じた。文化財、特に建造物等の有形文化財については、火災や風水害、地震等により毀損、滅失する恐れがあることから、長崎市地域防災計画・長崎市水防計画等に基づく総合的な防災対策を引き続き推進するとともに、文化財の防災について、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置を講じていく。

保存活用（管理）計画を策定している重要文化財建造物については、同計画に記載する防火管理計

画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練などの適切な措置を講じる。また、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組み、地震時における建造物の安全性の確保を図る。保存活用（管理）計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な措置の検討を行う。

また、長崎市では、文化財を火災、震災その他の災害から守り、文化財愛護思想の高揚を図るため、文化財防火デーを中心に毎年一週間程度、重要文化財建造物及びその周辺において、消防当局、所有者・管理者、周辺地域住民と共同で、予防査察、消防訓練、広報活動の内容とする文化財防火運動を展開している。その他、文化財保護強調週間には、電力事業者の社会貢献活動として、国宝や重要文化財建造物の電気設備点検が実施されている。今後とも、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、民間事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害、人為的毀損から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

長崎市は、文化財の価値に対する市民の理解を深めるための普及啓発活動として、歴史文化遺産に親しんでもらうための「文化財めぐり」や「出前講座」、「ながさき歴史の学校」、「長崎の歴史文化に関するシンポジウム」などを実施し、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努めている。今後も、学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取組みを行うことで、文化財の保存・活用への関心の裾野を広げていく。来街者に対しても「長崎さるく」等を通じた長崎市の歴史文化への理解促進と文化観光の一層の充実を図るとともに、文化財の保存・活用についての幅広い普及・啓発を図るため、ホームページやSNSを活用した情報発信の充実や、近年増加している外国人旅行者の滞在満足度の向上、長崎市の歴史文化に対する理解促進に向けた多言語対応の充実に努める。また、文化財をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施も検討する。

市民団体等においても、長崎^{しだんかい}史談会など歴史研究団体による講座の実施、長崎さるくの市民ガイドによる文化財をはじめとしたまちの魅力の発信、郷土芸能保存協議会や各民俗文化財の保存会による保存・継承活動、市民ボランティアである文化財サポーターによる文化財の清掃・調査活動、地域住民や学校、企業等による文化財周辺の清掃活動などの様々な取組みが行われている。引き続き、これら文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図っていく。

（7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

長崎市における周知の埋蔵文化財包蔵地は令和4年（2022）2月時点で259箇所あり、その時代区分の内訳は、旧石器10件、縄文83件、弥生22件、古墳14件、古代3件、中世61件、近世91件、近代11件で（重複する遺跡あり）、海外と交易を行っていたことから、国際色豊かな遺物が出土することが特徴である。周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するな

ど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めている。必要に応じて適切な保護措置を講じる。

(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針

長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員 6 名、建築技術職員 2 名、事務職員 7 名、総数 15 名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各 2 名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各 1 名の計 12 名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。

文化財の保存・活用に関する事務のうち出島^{おらんだ}和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員 2 名、事務職員 3 名、計 5 名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所（学芸員 3 名配置）と 2 つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課（学芸員 2 名配置）がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。

長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、平成 20 年（2008）4 月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。

※職員配置数は、令和 5 年（2023）1 月時点

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。

■長崎市の文化財の保存・活用に関わる団体一覧（自治会を除く）

名 称	主な活動地域	活動概要
NPO法人 長崎史談会	長崎県全域	長崎学の調査、研究、公開講座や史跡めぐりの実施、機関紙「長崎談叢」の発行等
長崎伝統芸能振興会	長崎くんちの踊町の地域	長崎くんちの円滑な運営、振興と伝統芸能の保存育成
長崎郷土芸能保存協議会	市全域	長崎市内の郷土芸能保存団体相互の連絡調整、長崎郷土芸能大会の開催
若宮稲荷神社竹ン芸保存会	若宮稲荷神社	若宮稲荷神社竹ン芸の保存継承
長崎明清楽保存会	市全域	明清楽の保存継承
現川浮立保存会	現川町	現川浮立の保存継承
馬場本浮立保存会	矢上町	馬場本浮立の保存継承
ささら浮立保存会	上戸石町	ささら浮立の保存継承
間の瀬狂言保存会	平間町	間の瀬狂言の保存継承
中尾獅子浮立と唐子踊保存会	田中町	中尾獅子浮立と唐子踊の保存継承
矢上町コッコデショ保存会	矢上町	矢上町コッコデショの保存継承
田之浦本浮立保存会	矢上町	田之浦本浮立の保存継承
矢上平野浮立保存会	矢上町	矢上平野浮立の保存継承
長崎しゃぎり保存会	長崎くんち	くんち奉納音曲長崎しゃぎりの保存継承
蠣道浮立保存会	かき道地区	蠣道浮立の保存継承
中里獅子浮立保存会	中里町	中里獅子浮立の保存継承
牧島銭太鼓保存会	牧島町	牧島銭太鼓の保存継承
芒塚獅子舞保存会	芒塚町	芒塚獅子舞の保存継承
北浦獅子踊・俵かたげ踊保存会	北浦町	北浦獅子踊・俵かたげ踊の保存継承
飯香浦地藏祭飾そうめん保存会	飯香浦町	飯香浦地藏祭飾そうめんの保存継承
太田尾地藏祭飾そうめん保存会	太田尾町	太田尾地藏祭飾そうめんの保存継承
小ヶ倉獅子舞保存会	小ヶ倉地区	小ヶ倉獅子舞の保存継承
平山の大名行列保存会	平山町	平山の大名行列の保存継承
竿浦・江川浮立保存会	竿浦町・江川町	竿浦・江川浮立の保存継承
深堀鍛冶町獅子舞保存会	深堀地区	深堀鍛冶町獅子舞の保存継承
滑石竜踊保存会	滑石地区	滑石竜踊の保存継承
三ツ山浮立保存会	三ツ山町	三ツ山浮立の保存継承
横尾だんじり保存会	横尾地区	横尾だんじりの保存継承
住吉コッコデショ保存会	住吉町	住吉コッコデショの保存継承
式見女角力保存会	式見町	式見女角力の保存継承
俵藤太の百足退治保存会	式見町	俵藤太の百足退治の保存継承
陸上女ペーロン保存会	式見町	陸上女ペーロンの保存継承
ヘラヘラ踊保存会	式見町	ヘラヘラ踊の保存継承
安珍清姫保存会	式見町	安珍清姫の保存継承
相川町月の輪太鼓保存会	相川町	相川町月の輪太鼓の保存継承
式見木場浮立保存会	式見町	式見木場浮立の保存継承

長崎市歴史的風致維持向上計画

名 称	主な活動地域	活動概要
鉦踊獅子舞保存会	式見町	鉦踊獅子舞の保存継承
式見里コッコデショ保存会	式見町	式見里コッコデショの保存継承
盆踊り（東檜山）保存会	檜山町	盆踊り（東檜山）の保存継承
東上面浮立保存会	三重町	東上面浮立の保存継承
大江山鬼退治（東上）保存会	三重町	大江山鬼退治（東上）の保存継承
竜踊（角）保存会	三重町	竜踊（角）の保存継承
竜踊（角上）保存会	三重町	竜踊（角上）の保存継承
盆踊り（畝刈・多以良）保存会	畝刈町・多以良町	盆踊り（畝刈・多以良）の保存継承
盆踊り（京泊）保存会	京泊地区	盆踊り（京泊）の保存継承
盆踊り（西檜山）保存会	檜山町	盆踊り（西檜山）の保存継承
三重くどき踊保存会	三重町	三重くどき踊の保存継承
崎上浮立保存会	三重町	崎上浮立の保存継承
馬場浮立保存会	三重町	馬場浮立の保存継承
野母の盆踊保存会	野母町	野母の盆踊の保存継承
長崎半島樺島ハイヤ節保存会	樺島町	長崎半島樺島ハイヤ節の保存継承
高浜八幡神社大祭奉納相撲保存会	高浜町	高浜八幡神社大祭奉納相撲の保存継承
高島鼓響塾（姫大蛇）保存会	高島町	高島鼓響塾（姫大蛇）の保存継承
一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会	市全域	観光振興、長崎さるくの運営、長崎ハタ揚げ大会や長崎ペーロン選手権大会の開催等
NPO法人 世界遺産長崎チャーチトラスト	市全域	世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関する啓発及び周辺環境の整備・保存に関する事業
NPO法人 長崎コンプラドール	市全域	長崎さるくの市民プロデューサーによるまち歩き観光等の推進
十善寺地区まちづくり協議会	十善寺地区	唐人屋敷跡の保存活用
十善寺龍踊会	十善寺地区ほか	龍踊の保存、旧唐人屋敷地区のまちおこし
長崎女子高等学校龍踊部	市全域	龍踊の保存、活用
浪の平地区まちづくり協議会	浪の平地区	旧居留地（浪の平地区）のまちづくり活動
東山手地区町並み保存会	東山手町	東山手伝建地区における歴史的景観の保全活動
南山手地区町並み保存会	南山手町	南山手伝建地区における歴史的景観の保全活動
NPO法人 長崎の風	東山手町	東山手甲十三番館の運営（長崎市との協働による社会実験）
大浦青年会	大浦町一帯	長崎居留地まつり、大浦くんちの運営等
ピースウィング長崎 （長崎市平和推進協会）	平和公園一帯	被爆の実相と平和の尊さを次世代に伝える平和案内人（ボランティアガイド）活動
深堀地区まちづくり推進協議会	深堀地区	旧佐賀藩深堀領城下町の歴史的資産を活かしたまちづくり活動
出津地区まちづくり協議会	外海地区	石積修復用の石材の確保や石積体験事業の実施など、石積技術の保存継承活動。
一般社団法人 ド・ロさまの家	外海地区	出津救助院の運営
長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会	外海地区	ド・ロ神父のふるさと、フランス・ヴォスロール村との交流事業の実施
長崎市文化財サポーター	市全域	文化財の清掃、調査活動

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和5年（2023）1月時点で重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件（大浦天主堂）をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。

重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。

令和5年（2023）1月時点で保存活用（管理）計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財4件（旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館）及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。

伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。

長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマで関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

重点区域内の重要文化財等の歴史的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多いこと、公開活用が図られている建造物が多いことから、文化財としての価値の保全及び利用者の安全を確保する観点から、計画的な修理・整備を行う。

旧長崎英国領事館は、明治 41 年（1908）の建設以来、大規模な修理等がなされておらず、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行していたことから、耐震補強を含めた本格的な保存修理を平成 27 年（2015）度から令和 7 年（2025）度までの計画で実施している。保存整備にあたっては、建設当時の図面や痕跡調査により判明した建物の改変状況を踏まえ、可能な限り建設当初の状態に復原する。また耐震補強工事にあたっては、補強部材をできるだけ目立たなくする等、文化財としての価値を損なわないよう配慮する。

グラバー園内の旧グラバー住宅をはじめとする重要文化財 3 件、同園内の重要文化財を除く歴史的建造物、及び重要伝統的建造物群保存地区内に所在する旧杠葉本館等、市所有の歴史的建造物について、耐震補強等の保存・修理を順次実施していく。また、旧マリア園など、民間所有の伝統的建造物についても、耐震補強等、保存・修理のための技術的・財政的支援に引き続き取り組む。

重要伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物等についても、歴史的風致形成建造物への指定により、保存・修理のための支援を実施する。また、ヘリテージマネージャー等、歴史的建造物の保存修理に携わる技術者の育成支援に取り組む。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備補助事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 景観形成助成金
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域では、昭和 49 年（1974）に南山手外国人居留地に現存する重要文化財の旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅を核に、市内に点在していた 6 つの明治期の洋風建築を移築復元したグラバー園を整備して、歴史的建造物の公開活用を行っており、国内外から年間約 100 万人の観光客が訪れる異国情緒あふれる観光名所として親しまれている。

また、旧香港上海銀行長崎支店（長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館）や旧長崎税関下り松派出所（長崎市べっ甲工芸館）、東山手十二番館（長崎市旧居留地私学歴史資料館）、東山手洋風住宅群 7 棟（長崎市古写真・埋蔵資料館）、旧羅典神学校（大浦天主堂キリシタン博物館）など、重要文化財等の歴史的建造物を資料館等の用途で公開活用している。

長崎市は、伝統的建造物群保存地区内の建造物 53 件のうち 27 件を所有している。これらは、

主に展示施設として公開活用されているが、より効果的な展示や便益施設・交流施設としての活用など、重点区域内の回遊性や区域全体の魅力向上に資する活用のあり方について、民間活力の導入も視野に入れながら、DMO等と連携して調査・検討を行う。

また、重点区域内の説明板や案内板には、老朽化により板面等の劣化が進行しているものが見受けられることから、統一的なデザインの採用や多言語対応と併せてこれらの計画的な修繕や更新を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域の大部分が、長崎市景観計画に基づく東山手・南山手地区景観形成重点地区に指定されており、建築行為や屋外広告物への規制など必要な景観保全の措置が講じられているほか、その他の区域も長崎市景観計画に基づく一般地区として一定の保全措置が講じられている。伝統的建造物群保存地区については、条例で現状変更の規制や保存のための措置が講じられており、引き続き関係法令に基づき、地域住民や民間事業者の理解を得て、重点区域における文化財の周辺環境を保全する。

また、重点区域に係る「景観まちづくりガイドライン」の策定を進め、これに基づく建築物や工作物等の修景を推進するとともに、文化財の周辺環境の保全と持続可能な営みの両立を図るために必要な建物用途等の規制緩和に取り組む。

文化財と調和のとれた周辺環境整備として、景観を阻害する電線・電柱や老朽危険空き家、屋外広告物への対策に引き続き取り組むとともに、緑化や回遊路の舗装美装化、広場整備、夜間景観の向上に資するライトアップ設備や街路灯の整備などを、市民との協働により推進する。

【対応する事業】

- 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
- グラバー園施設整備事業
- 老朽危険空き家対策事業
- 老朽危険空き家除却費補助事業
- 夜間景観整備事業
- 景観まちづくりガイドライン策定
- 景観支障物件の除却

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

令和4年（2022）2月時点で保存活用計画を策定している旧グラバー住宅、旧オルト住宅、旧リンガー住宅、旧長崎英国領事館については、防火管理計画に基づく予防措置、火災報知設備や消火設備、避雷設備、防犯設備などの設備整備及び保守管理、自衛消防隊による定期的な消火訓練など、適切な措置を講じる。保存活用計画未策定の文化財建造物についても、保存活用計画に準じて、それぞれの建造物の特性に応じて必要な防災対策を講じるよう努める。

民間所有の文化財においても、大浦天主堂境内に防災・防犯対策のための炎センサー、赤外線

長崎市歴史的風致維持向上計画

センサー、監視カメラ、屋外消火栓の設置や、旧羅典神学校及び旧長崎大司教館への自動火災報知設備等の設置が行われるなど取組みが進められており、引き続き、所有者による防災・防犯対策を促進する。

平成 27 年（2015）度から重要文化財旧長崎英国領事館、平成 30 年（2018）度から重要文化財旧グラバー住宅の耐震補強工事を実施している。今後、旧オルト住宅、旧リンガー住宅の耐震診断及び耐震補強工事に順次着手する。平成 25 年（2013）度からはグラバー園内の重要文化財を除く歴史的建造物の耐震補強工事を実施している。旧マリア園等における所有者による耐震化の取組みについても引き続き支援を行う。

伝統的建造物群保存地区は、木造建築が多いことに加え、斜面市街地で道幅も狭く、緊急車両が入らないなど、防災上の課題も少なくない。そこで長崎市では、伝統的建造物群保存地区防災計画策定に向けた環境物件（石垣）の危険度調査を実施している。今後も、その他必要な調査を実施し、伝統的建造物群保存地区の総合的な防災対策に取り組むとともに、火災や自然災害から文化財を保護していくため、消防当局や文化財所有者・管理者、民間事業者、重点区域内の地域住民と連携し、文化財防火デーにおける予防査察・消防訓練・広報活動などの防災対策を推進していく。また、文化財保護強調週間における、電力事業者による国宝や重要文化財建造物の電気設備点検の結果を文化財所有者・管理者と共有して、適切な対応を行うなど、民間事業者の社会貢献活動とも連携しながら、防災面も含めた文化財への関心を高めていく。

【対応する事業】

- 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか 9 棟保存整備事業
- 重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業
- 伝統的建造物（民間所有）保存整備事業
- グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

（6）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内では、旧長崎英国領事館の保存修理現場を見学する「文化財めぐり」や、旧グラバー住宅の保存修理現場の様子を外から観察できる展望デッキの整備など、長期に及ぶ保存修理現場を公開することで、市民や来街者に文化財保存の活きた現場を体感してもらい、理解を促す取組みを行っている。また、増加する外国人旅行者への対応として、長崎市公式観光サイト内に長崎居留地の文化財を紹介するページを多言語で整備したほか、区域内の周遊を促すための多言語パンフレットの作成や、重点区域内の歴史文化施設の展示解説やリーフレットの多言語化にも取り組んでいる。今後も、こうした取組みを通じた普及啓発・情報発信を推進する。重点区域内の歴史的建造物をユニークベニューとして活用したイベント、レセプション等の実施にも積極的に取り組み、文化財の価値や魅力の発信と、その保存活動の機運醸成に努める。

市民団体等においても、東山手・南山手の両地区に組織された町並み保存会を中心とした地域住民により、町並み保存センターを拠点とした伝統的建造物群保存地区の普及啓発に関する活動

が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体で組織された実行委員会により、毎年9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。

今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。

【対応する事業】

- ながさき歴史の学校事業
- 出前講座
- まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 案内・誘導サイン整備事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。

重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。

(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。

文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「重点区域歴史まちづくり協議会」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針

長崎市の歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等）の整備及び管理に関する事業は、目的・内容別に「歴史的建造物の保存・活用に関する事業」、「歴史的建造物の周辺環境保全・形成に関する事業」、「歴史的な営みや活動の継承に関する事業」、「賑わいの創出に関する事業」の4つに分類した。

本市固有の維持及び向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。

整備については、施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握したうえで、関係機関、地域住民、関連団体等との協議を適宜行いながら実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上を図る。

管理については、施設の管理者や関係課、関係機関等と十分な協議や調整のうえ、今後も適切に実施する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組み、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。以上に加え、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、事業を推進する。

なお、事業の実施にあたっては、国や県の補助金制度を有効に活用するよう検討していく。

2 重点区域における事業

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

- 1-1 重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
- 1-2 重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業
- 1-3 伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業
- 1-4 グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
- 1-5 景観形成助成金
- 1-6 重要文化財旧オルト住宅保存整備事業

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業

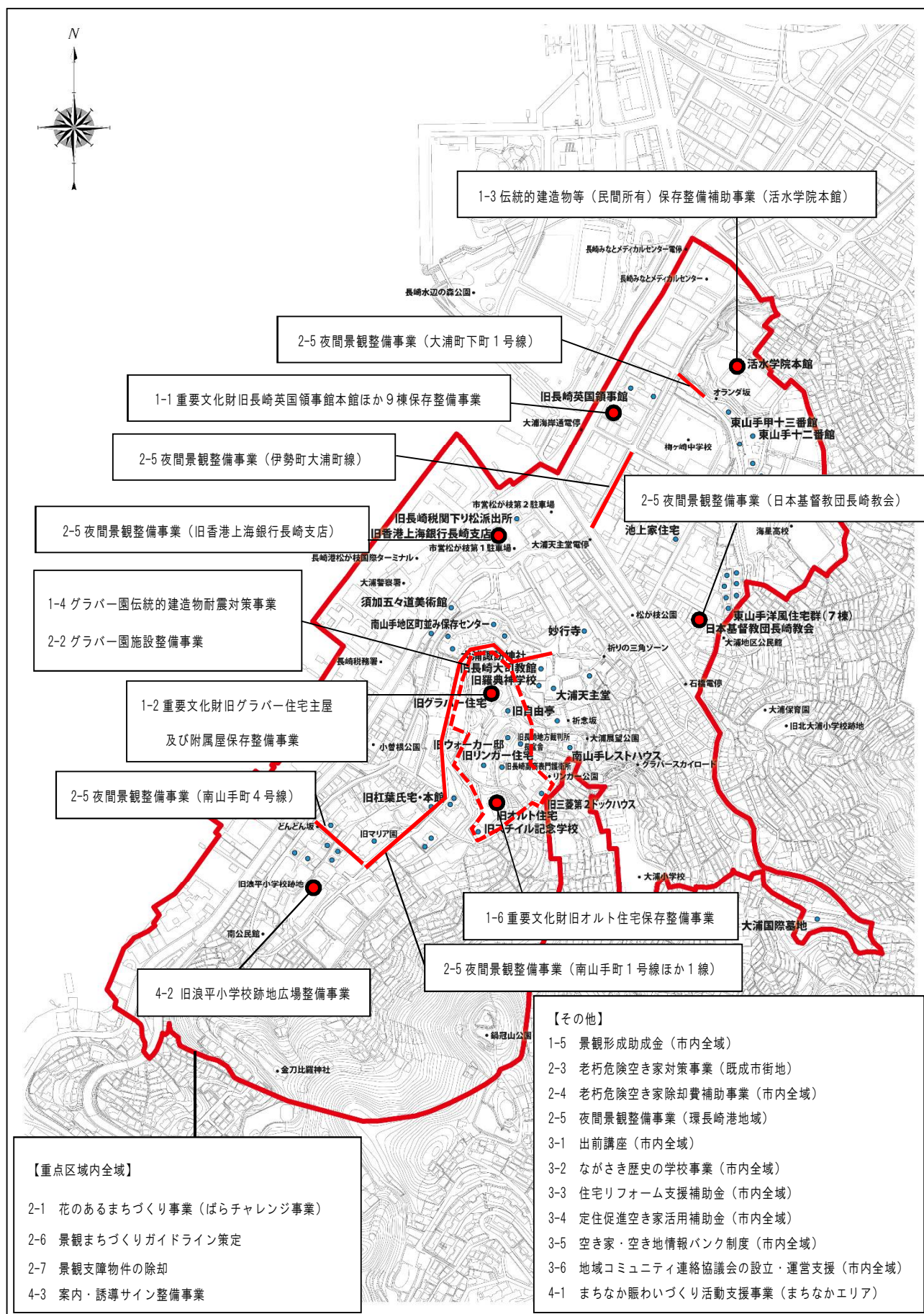
- 2-1 花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
- 2-2 グラバー園施設整備事業
- 2-3 老朽危険空き家対策事業
- 2-4 老朽危険空き家除却費補助事業
- 2-5 夜間景観整備事業
- 2-6 景観まちづくりガイドライン策定
- 2-7 景観支障物件の除却

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

- 3-1 出前講座
- 3-2 ながさき歴史の学校事業
- 3-3 住宅リフォーム支援補助金
- 3-4 定住促進空き家活用補助金
- 3-5 空き家・空き地情報バンク制度
- 3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援

(4) 賑わいの創出に関する事業

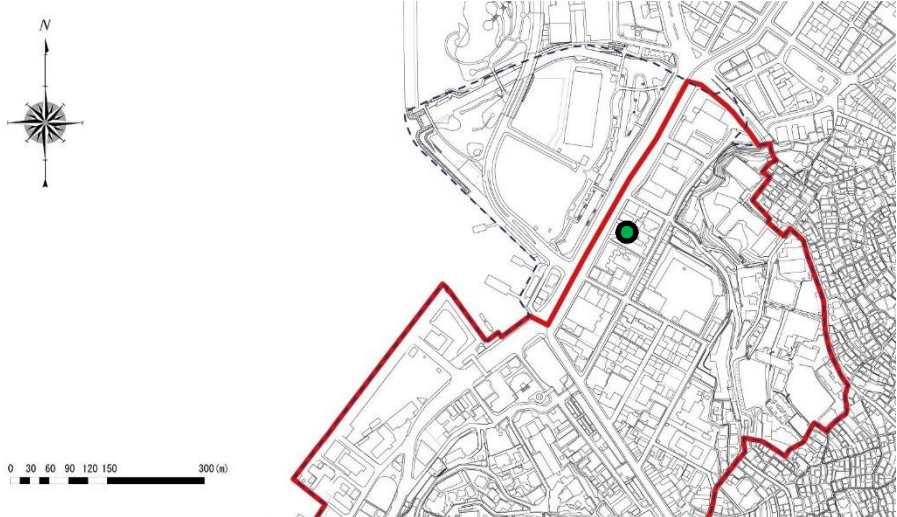
- 4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業
- 4-2 旧浪平小学校跡地広場整備事業
- 4-3 案内・誘導サイン整備事業

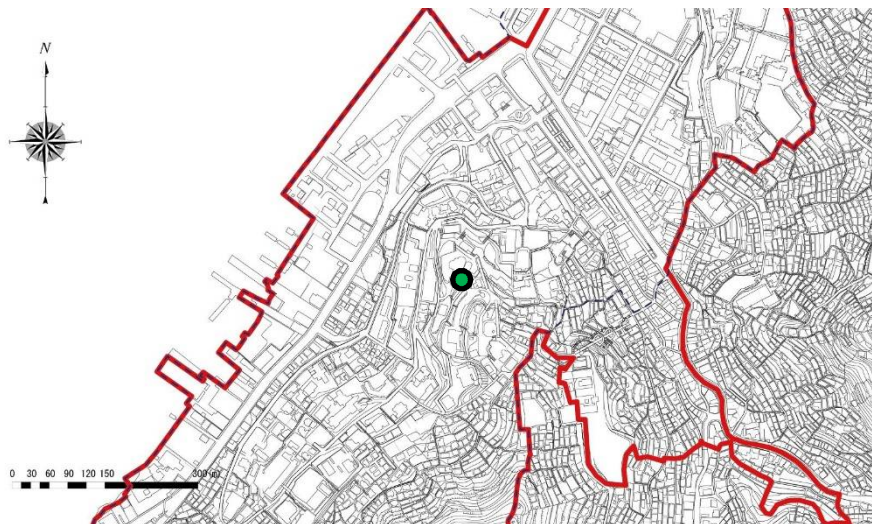


各事業の位置

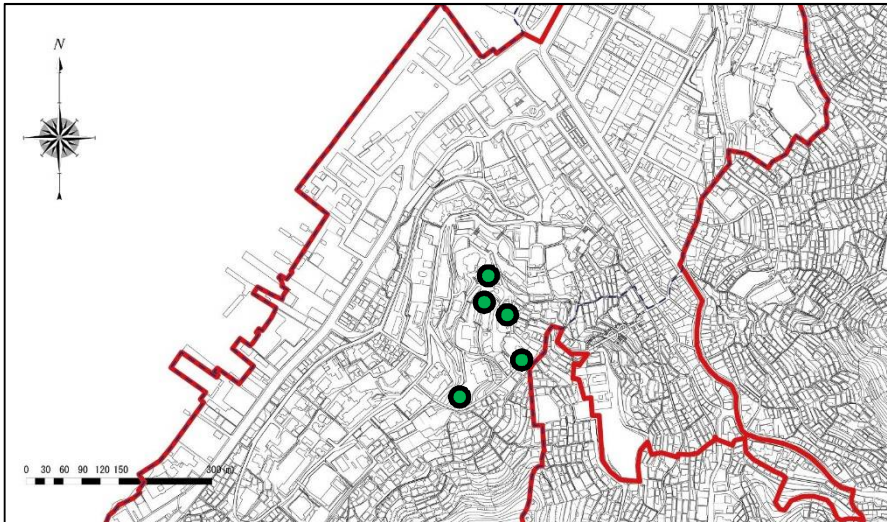
3 事業一覧

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

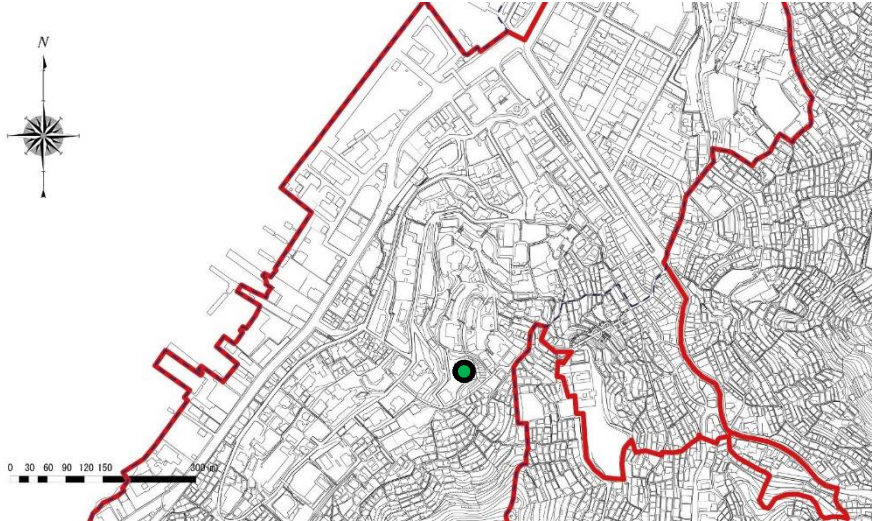
事業番号 1-1	
事業名	重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成26年度～令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	長崎市大浦町1番37号 
事業概要	国指定の重要文化財旧長崎英国領事館は建設以来、大規模な修理等はないまま、地盤沈下や建物の傾斜、外壁の劣化等が進行しているため、本格的な保存修理を実施する。  旧長崎英国領事館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧長崎英国領事館は、本館、附属屋など各建物の質が良く、敷地全体にわたって往時の姿をよく保っており、明治時代後期の洋風建築として貴重である。重要伝統的建造物群保存地区内の国指定の重要文化財であり、本格的な保存修理を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 30 年度～令和 3 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	長崎市南山手町 2 番地 
事業概要	国指定の重要文化財旧グラバー住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理を行う。   旧グラバー住宅
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であり、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業番号 1-3	
事業名	伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成2年度～令和11年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区
事業概要	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は、幕末から明治時代に建築されたものが多く、定期的な維持補修が必要であることから、伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化等を行う。  活水学院本館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	東山手・南山手地区を構成する伝統的建造物群は、長崎居留地の歴史的風致と密接に関係する建造物である。民間が所有するこれらの歴史的建造物が保存継承されることは、保存活動の継承やミッション・スクールの活動が維持されるとともに、良好な町並み景観の形成がなされ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

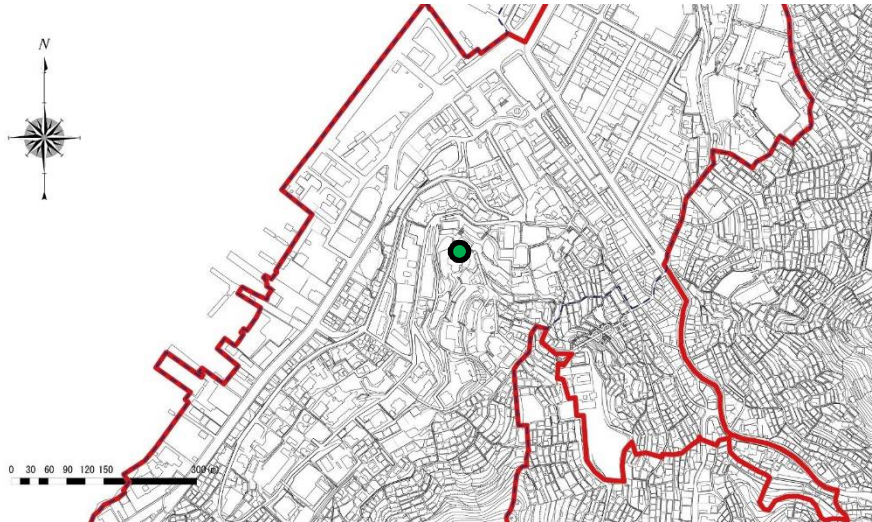
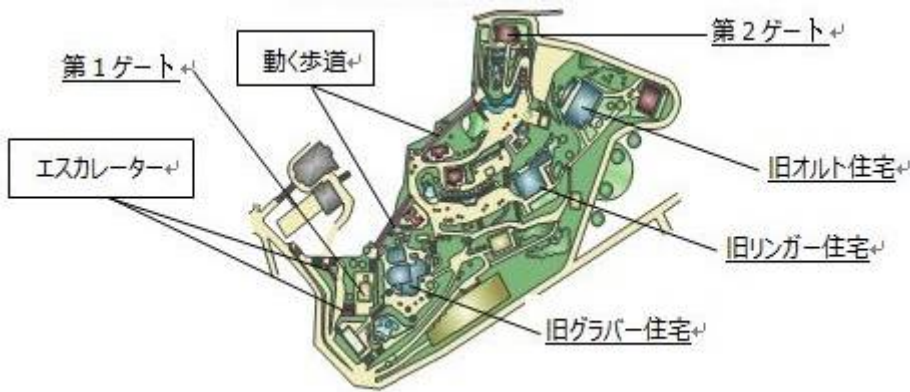
事業名	グラバー園伝統的建造物耐震対策事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 25 年度～令和 8 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 
事業概要	南山手伝統的建造物群保存地区内に位置するグラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施し、利用者の安全性を確保する。  旧ウォーカー住宅 【参考】対象伝統的建造物 旧三菱第二ドックハウス、旧スチール記念学校、旧ウォーカー住宅、旧長崎地方裁判所長官舎、旧自由亭
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市を代表する周遊施設であるグラバー園内の伝統的建造物の耐震化を実施することで、伝統的建造物の保存継承ができ、長崎居留地の歴史文化の周知に資するとともに、長崎居留地における海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観形成助成金
事業主体	長崎市
事業期間	平成2年度～令和11年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	市内全域
事業概要	長崎市景観条例第23条に基づき、すぐれた景観の形成を目的として、景観法に基づき指定された景観重要建造物等の大規模な修繕等に要する経費の一部を助成する。 日本基督教団長崎教会 池上家住宅
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	景観を形成するうえで重要な建造物である景観重要建造物の保存修理を行うことで、歴史的建造物の保存継承がなされ、良好なまち並み景観の形成やその発信に資することから、長崎市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	重要文化財旧オルト住宅保存整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和4年度～令和7年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（文化財保存事業）
事業箇所	長崎市南山手町8番 
事業概要	国指定の重要文化財旧オルト住宅について、施設利用者の安全確保のため、保存修理・耐震補強工事を行う。   旧オルト住宅
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	旧外国人居留地の歴史を伝える歴史的建造物で、公開施設でもある。耐震補強工事を実施することで、良好な町並み景観の形成や長崎の歴史文化の周知に資するとともに、周遊観光に関わる探訪施設でもあることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

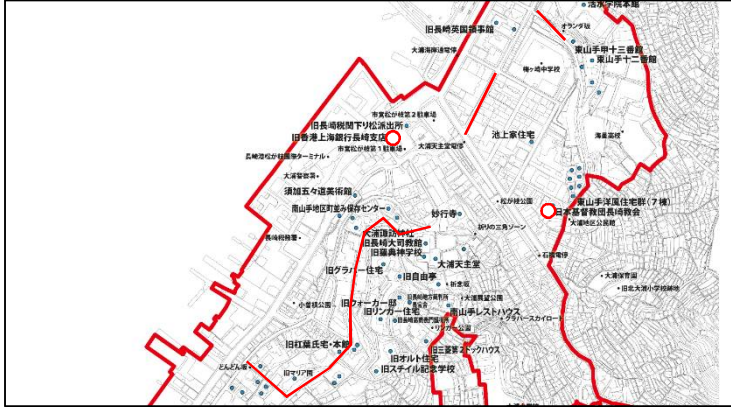
(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業

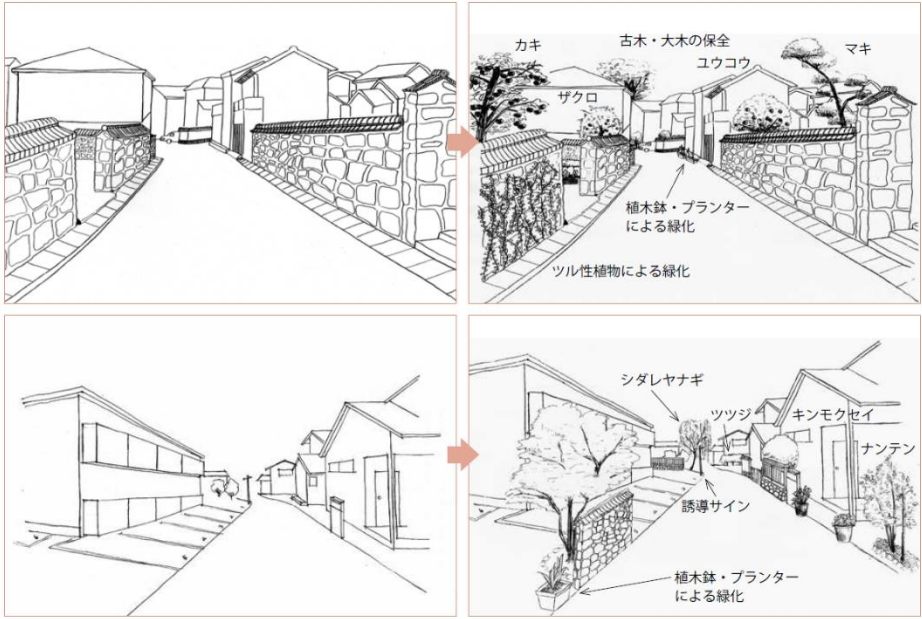
事業番号 2-1	
事業名	花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）
事業主体	長崎市
事業期間	平成 25 年度～令和 11 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	東山手・南山手エリア
事業概要	まちぶらプロジェクトの一環として、東山手・南山手エリアを、歩いて楽しい魅力あふれるゾーンとするため、洋館の施設内の庭園や通り沿いの公共空間に植栽したバラを適切に育成し、長崎さるくコースをはじめとした町並みの美観及び歴史的風致の拠点を巡る回遊性の維持・向上を図る。  南山手地区町並み 保存センター  南山手地区町並み 保存センター  南山手レストハウス  東山手十二番館
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物の敷地内や通り沿いの公共空間にばらを植栽し、ばらの花を楽しめる環境を創出し、歩いて楽しいまちを実現することで、区域内の回遊性を高めることから、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	グラバー園施設整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 25 年度～令和 11 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	長崎市南山手町 8 番 1 号 
事業概要	長崎市を代表する観光施設であるグラバー園内の建物、エスカレーター等の整備を行う。 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	国指定の重要文化財 3 棟、伝統的建造物 6 棟の洋館を有する歴史的風致の拠点となるグラバー園内の休憩所、トイレ、エスカレーター等の整備を行うことで、園内の歴史的資源の快適な周遊を確保することができ、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 2-3
事業名	老朽危険空き家対策事業	
事業主体	長崎市	
事業期間	平成 18 年度～令和 11 年度	
支援事業名	空き家対策総合支援事業	
事業箇所	既成市街地内 約 3,900ha	
事業概要	市民の安全と安心を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者からその建物及び土地を本市に寄附されたものを除却し、跡地をポケットパーク等に活用する。  整備前  整備後	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家は、町並みの景観が損なわれている要因にもなっている。老朽危険空き家の除却、跡地の有効活用を行うことで、住環境整備等の推進や良好な景観の形成が図られることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名	老朽危険空き家除却費補助事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 23 年度～令和 11 年度
支援事業名	空き家対策総合支援事業
事業箇所	市内全域
事業概要	老朽化した危険な空き家の除却を行う者に対し、建築物の除却工事費の一部を補助し、長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却を促し、安全安心な住環境づくりを促進する。 [対象建築物] ①長崎市内にあること ②空き家であること ③木造又は鉄骨造であること ④過半が住宅として使用されていたこと ⑤周囲に悪影響を及ぼしている、又は及ぼす恐れのあるもの ⑥構造の腐朽又は破損などにより、著しく危険性のあるもの   助成前 助成後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家は、町並みの景観が損なわれている要因にもなっている。老朽危険空き家の除却の促進を行うことで、住環境整備等の促進や良好な景観の形成が図られることから、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	夜間景観整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和2年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	環長崎港地域 
事業概要	環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。 ●ライトアップ2か所 日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館 ●街路灯4路線 伊勢町大浦町線、大浦町下町1号線、南山手町1号線ほか1路線、南山手町4号線 ●整備イメージ   整備前（祈念坂） 整備後（手すり照明設置）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物がその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観まちづくりガイドライン策定
事業主体	長崎市
事業期間	令和4年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	重点区域全域
事業概要	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられた景観まちづくりガイドラインを策定する。  （参考）深堀地区景観まちづくりガイドラインにおける修景基準
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市民や事業者の景観まちづくりに対する理解が深まり、各種景観の規制が遵守されるとともに修景等の一層の景観形成が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	景観支障物件の除却
事業主体	長崎市
事業期間	令和4年度～令和11年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	重点区域全域
事業概要	主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。   旧紅葉本館前の整備イメージ   東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

事業番号 3-1

事業名	出前講座
事業主体	長崎市
事業期間	平成 30 年度～令和 11 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	市内全域
事業概要	市の事業や制度について、職員が市民のところへ出向いて、講義を行い、市政への理解を深めてもらう。 ・対象者：市内在住、市内通勤する原則 15 人以上のグループ ・開催日：希望日 ・時間：午前 9 時～午後 9 時（60～90 分程度） ・講座内容：市政に関すること 37 講座、暮らしに関すること 26 講座 文化財関連では、長崎市の文化財、長崎歴史文化基本構想、祝！世界遺産「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録、世界とつながる出島等、まちづくり関連では、長崎市がめざすまちの姿、まちなか再生の推進（まちぶらプロジェクト）、景観とまちづくり等を実施。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市の歴史資源は数多く、生活環境のなかに埋もれ、その価値に気が付かないことが多くみられる。市民に長崎の歴史・文化・まちづくり等の事業を個別に、市民のニーズに合わせて、分かりやすく説明することにより、市民の理解と協力を得て、事業の円滑化を図ることによって、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	ながさき歴史の学校事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 30 年度～令和 11 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	市内全域
事業概要	ながさき歴史の学校は、長崎の歴史について、もっと知りたい、いろいろな人と交流したいという市民や市民団体等がつながる仕組み（ネットワーク）をつくり、だれもが気軽に学べ、お互いに教え合える学びの場を市民との協働によって作り上げことを目的とし、さまざまな長崎市内の歴史を題材にした講座を開催。 歴史や市内の文化財についても初心者にわかりやすいコースを提供し、文化財はじめての一步コースは文化財サポーター（ボランティア活動）の育成事業と連携している。  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	長崎市の歴史資源は数多く、生活環境のなかに埋もれ、その価値に気がつきにくい。市民の多くが長崎市内の歴史に関心を持つことによって、歴史や文化財に対して市民の理解と協力を得ることで、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	住宅リフォーム支援補助金
事業主体	長崎市
事業期間	平成 23 年度～令和 7 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（住宅性能向上リフォーム提案事業）
事業箇所	市内全域
事業概要	住宅の性能向上などの居住環境改善及び地場産業の育成を図るとともに、産業の活性化に資するため、住宅リフォーム支援補助金事業により支援を行うもの。   改修前 改修後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	住宅リフォーム支援により、地域の定住人口を維持されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	定住促進空き家活用補助金
事業主体	長崎市
事業期間	平成 29 年度～令和 7 年度
支援事業名	市町村振興事業（空き家家財処分費補助金）
事業箇所	市内全域
事業概要	空き家を有効活用し移住や地域コミュニティの促進を図るため、市内にある一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し、定住促進空き家活用補助金事業により支援を行うもの。  改修前  改修後
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

		事業番号 3-5
事業名	空き家・空き地情報バンク制度	
事業主体	長崎市	
事業期間	平成 18 年度～令和 11 年度	
支援事業名	市単独事業	
事業箇所	市内全域	
事業概要	長崎市への移住・定住を検討されている市外在住の方に対して、市内に存在する空き家・空き地の情報を提供し、そこに住んでもらうことで、地域の活性化などを図るもの。 長崎市移住定住サポートのホームページ ながさき人になろう 長崎市への移住に関する情報は ながさき移住ウェルカムプラザ  0120-301-801 お問い合わせ  受付時間 9:00～17:00(12月29日～1月3日を除く) HOME ホーム ABOUT NAGASAKI 長崎市について RESIDENCE すまい WORKING しごと PARENTING 子育て SUPPORT 支援 空き家空き地バンク物件検索 お問い合わせ 物件に関するお問い合わせ 交通アクセス 物件タイプ ☒ 賃貸 ☐ 売買 物件種別 指定なし ▼ + 検索オプション リセット Q 検索する 賃貸物件 売買物件 ながさき移住ウェルカムプラザ 〒850-0057 長崎市大黒町14番5号 (ホテルニュー長崎1階) 移住相談専用フリーダイヤル 0120-301-801 お問い合わせフォーム TEL.095-820-8160 FAX.095-820-8185	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	一戸建て空き家の改修により移住者が増加することで地域が活性化し、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	

事業名	地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援
事業主体	長崎市
事業期間	平成 23 年度～令和 11 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	市内全域
事業概要	人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の多様化などに伴い、地域の一員であるという意識や地域における連帯感が希薄化し、社会の状況が大きく変化してきているなかで、今後さらに多様化・複雑化していく地域課題に対応するためには、自治会をはじめとした地域で活動する様々な団体の連携を強め、多くの地域住民が話し合い、地域に必要なことを「地域で決めて、地域で実行する」しくみが必要である。 そこで、地域の各種団体が連携し、地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立及び運営を支援するもの。   住民等による地域の課題解決に向けた話し合い (地域コミュニティ連絡協議会設立支援)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域コミュニティが活性化されることで、歴史的な活動や営みが継承され、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(4) 賑わいの創出に関する事業

事業番号 4-1

事業名	まちなか賑わいづくり活動支援事業
事業主体	長崎市
事業期間	平成 24 年度～令和 4 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	まちなかエリア
事業概要	歴史や文化、観光など、地域の魅力を高め、発信し、賑わいを高めるための活動を行う市民や地域団体等に対して、活動を支援することによって、地域の賑わいづくりに取り組むもの。 【助成事例】山手地区の町歩き情報ツール、町並み活性化事業 観光客の幅広いニーズに応えることができる「しおり型」の町歩き情報ツールや、桜と連動しているトイレやロケ地などを掲載したホームページの作成。



「葉型」情報ツール



ホームページ

事業が歴史的風致
の維持及び向上に
寄与する理由

地区内の歴史や文化などを活かした魅力づくりを行い、賑わいを高めることを目的とした地域の自主的な活動を支援することにより、活動の活性化を図る。活動を通じて、地区内外への歴史、文化的資源に対する認知と理解を深めることにより、歴史・文化を保全する機運の醸成につながり、歴史・文化の継承や地域の活性化が図られ、近世長崎の町人文化にみる歴史的風致、中国文化の伝来にみる歴史的風致、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	旧浪平小学校跡地広場整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和5年度～令和6年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	旧浪平小学校跡地
事業概要	南山手地区重要伝統的建造物群保存地区内にある旧浪平小学校跡地について、防災機能を持った地域の拠点となる多目的広場等として整備を行うもの。  整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	拠点となる広場を整備することで、来訪者の回遊が促進されるとともに、営みや活動の基盤となる暮らし環境の充実化が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

事業名	案内・誘導サイン整備事業
事業主体	長崎市
事業期間	令和5年度～令和8年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	重点区域全域
事業概要	回遊行動の拠点等に歴史的建造物や観光施設等の名称、位置、写真、概要について示した案内サインを整備するとともに、交差点等に施設の名称、距離、進行方向について示した誘導サインの整備を行うもの。 整備イメージ
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	来訪者の回遊が促進されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

長崎市ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法や長崎県・長崎市の文化財保護条例、長崎市歴史文化基本構想に基づき、保存・活用に取り組んできたところである。本計画において、重点区域内に所在し、歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法の規定に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定する。

これにより、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者及び管理者との協議のうえ、同意が得られたもの（ただし、民間が所有する物件にあつては当該建造物の所有者が、今後、適切な維持管理する意向をもっていることを確認する）を前提とする。そのうえで歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもので、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を検討する。

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除するものとする。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ②長崎県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ③長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

【指定基準】

- ①建造物の形態、意匠または、技術上の創意工夫が優れているもの
- ②歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるもの

3 歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により指定されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が必要である。公開に関しては、外観のみだけでなく、内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は、生活者の生活を阻害することのないよう十分な協議を行う。

なお、公開・活用に際して、歴史的風致である人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、建造物の価値を損なわない範囲で必要な防災上の措置等を検討する。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

ア 長崎県及び長崎市指定文化財である歴史的風致形成建造物

長崎県及び長崎市指定文化財については、長崎県・長崎市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。具体的には、建造物の外部及び内部ともに現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

イ 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とし、文化財保護法に基づき、現状変更等の届出及び勧告・指導・助言を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努める。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて登録有形文化財や市指定文化財、景観重要建造物等として登録・指定するよう努める。これらの建造物の維持管理は、歴史的風致を形成する建造物の外観を対象に現状の維持または文化財調査に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

4 届出不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ①長崎県文化財保護条例の規定に基づく長崎県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合

長崎市歴史的風致維持向上計画

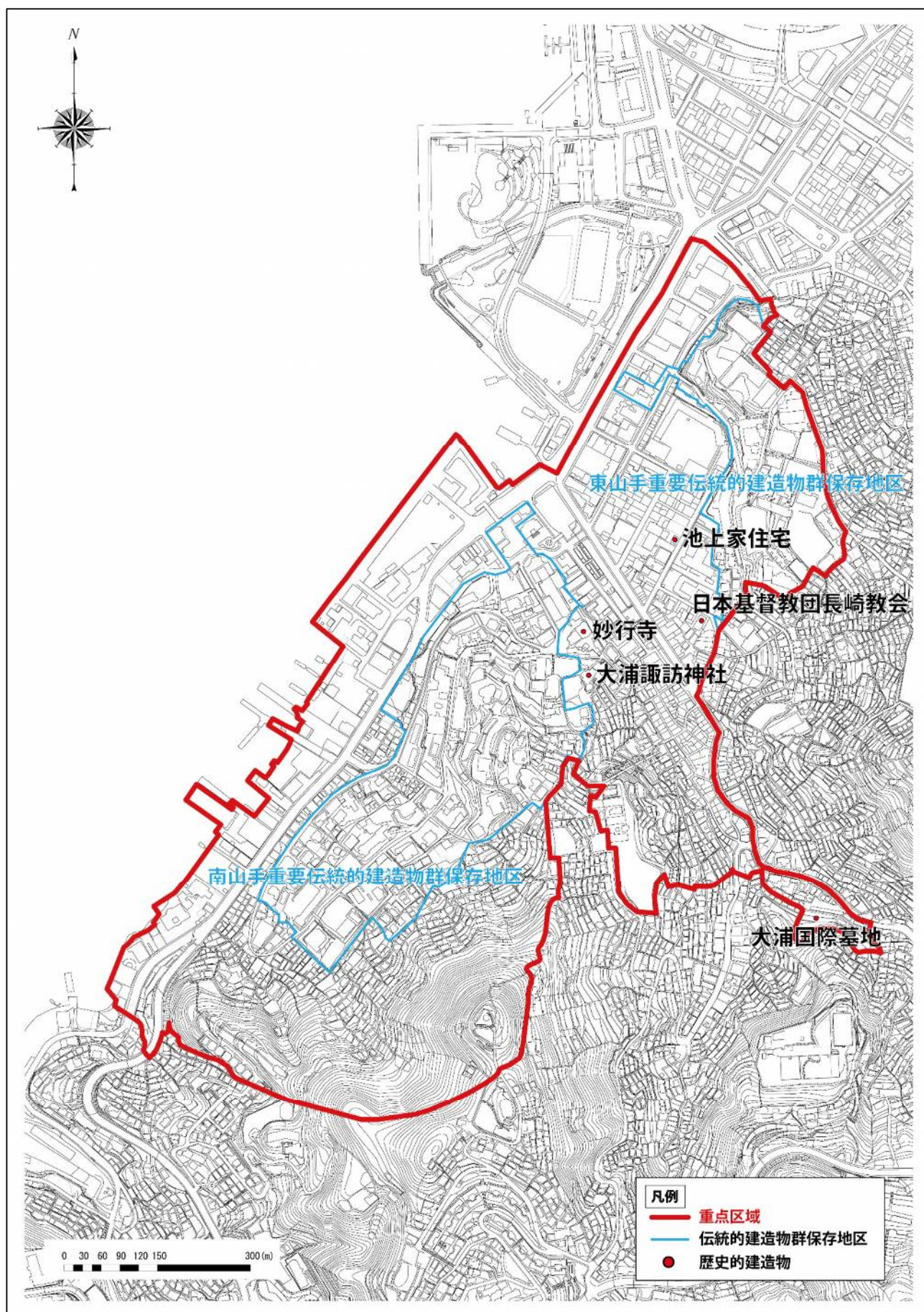
- ②長崎市文化財保護条例の規定に基づく長崎市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物について、同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ⑤景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

5 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。

No	名称	写真	所有者	所在地	築年	備考
1	池上家住宅		個人	大浦町	明治 15 年 (1882) ~ 明治 31 年 (1898) の間	登録有形文化財 景観重要建造物
2	日本基督教団 長崎教会		日本基督教 教団	大浦町	大正 14 年 (1925)	景観重要建造物
3	大浦国際墓地		長崎市	川上町	文久元年 (1861)	
4	大浦諏訪神社		大浦諏訪 神社	相生町	明治 40 年 (1907)	
5	妙行寺		妙行寺	相生町	明治時代	

歴史的風致形成建造物の指定候補



歴史的風致形成建造物指定候補の位置

資料編 主な引用・参考文献一覧

【凡例】

- 引用・参考文献一覧は、本文中に引用された文献などのほか執筆にあたって参照したものをまとめ、書籍名の五十音順に並べた。
- 原則、書籍名、編著者等、発行年、発行の順に記す。（表記は奥付に拠る）

-
- 「中島川石橋群の成立過程―長崎の水災史と石橋群に関する研究（下の1）―」（『長崎総合科学大学紀要』第25巻第1号）林一馬、1984
 - 「年中行事と習俗からみる長崎華僑の特色」（『長崎大学 多文化社会研究』4）、曾士才、2018
 - 『ある明治の福祉像 ド・ロ神父の生涯』片岡弥吉、1977、日本放送出版協会
 - 『大浦天主堂及び教会施設調査報告書』2012、長崎市
 - 『活水学院百年史』活水学院百年史編集委員会、1980、活水学院
 - 『国指定史跡長崎原爆遺跡保存活用計画』長崎市、2019
 - 『くんち三七二年展―大諏訪の神宝と祭礼―』長崎歴史文化博物館、2006
 - 『広報 ながさき＜ダイジェスト・縮刷版＞』長崎市総務部広報課、1989
 - 『市制百年長崎年表』1989、長崎市
 - 『時中 長崎華僑時中小学校史・文化事誌』長崎華僑時中小学校史・文化事誌編纂委員会、1991
 - 『出津教会誌』岩永静夫、1988、出津カトリック教会
 - 『重要文化財旧オルト住宅修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会、1979、長崎市
 - 『重要文化財旧長崎税関下り松派出所保存修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会、2002、長崎市
 - 『重要文化財旧香港上海銀行長崎支店保存修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会、1996、長崎市
 - 『重要文化財旧リンガー（弟）住宅修理工事報告書』重要文化財建造物保存技術協会、1973、長崎市
 - 『重要文化財東山手十二番館 主屋・附属屋保存修理工事報告書』財団法人文化財建造物保存技術協会、2005、長崎市
 - 『新長崎市史 第1巻（自然編、先史・古代編、中世編）』長崎市史編さん委員会、2013、長崎市
 - 『新長崎市史 第2巻（近世編）』長崎市史編さん委員会、2012、長崎市
 - 『新長崎市史 第3巻（近代編）』長崎市史編さん委員会、2014、長崎市
 - 『新長崎市史 第4巻（現代編）』長崎市史編さん委員会、2013、長崎市
 - 『崇福寺案内書』宮田安、1966、崇福寺
 - 『ド・ロー師を偲びて』出津教会、1965
 - 『ド・ロ神父 黒革の日日録』矢野道子、2006、長崎文献社
 - 『長崎・明治洋館』小林勝、1993

- 『長崎学 創刊号』長崎市長崎学研究所、2017
- 『長崎くんち考』大田由紀、2013、長崎文献社
- 『長崎くんちについて～変わらないように変わるために～』土肥原弘久、2010
- 『長崎県建造物復元記録図報告書 黄檗』長崎県教育委員会、1988
- 『長崎県史蹟名勝天然記念物第7輯』長崎県、1931
- 『長崎県指定有形文化財 清水寺本堂保存修理工事報告書』公益財団法人文化財建造物保存技術協会、2010
- 『長崎県指定有形文化財 聖福寺調査報告書』2013、宗教法人聖福寺
- 『長崎県指定有形文化財大野教会保存修理工事報告書』文化財建造物保存技術協会、2006、カトリック長崎大司教区
- 『長崎原爆遺跡調査報告書1』長崎市原爆被爆対策部、2016
- 『長崎県文化財調査報告書第170集 長崎県の祭り・行事ー長崎県の祭り・行事調査報告書ー』長崎県教育委員会、2002
- 『長崎国際墓地に眠る人々』レイン・アーンズ、ブライアン・パークガフニほか、1991、長崎文献社
- 『長崎古写真集一居留地篇一』岡林隆俊、林一馬、長崎市教育委員会、1995、長崎市教育委員会
- 『長崎市史 地誌編神社教会部』上下、1929、長崎市
- 『長崎市外海の石積集落景観保存調査報告書』2013、長崎市
- 『長崎市立歴史民俗資料館の建物現状調査報告書』社団法人日本建築学会九州支部、1988
- 『長崎税関沿革史』1902、横浜税関
- 『長崎町人誌 第六卷さまざまなくらし編住の部2』嘉村國男、1998、長崎文献社
- 『長崎手帖』No.40 記念号、田栗奎作編、1967、長崎手帖社
- 『ナガサキは語りつぐ』長崎原爆戦災誌のダイジェスト版、長崎国際文化会館(監修)、1991、長崎市
- 『東山手の洋館 伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書』長崎市教育委員会、1977
- 『秘蔵！長崎くんち絵巻 崎陽諏訪明神祭祀図』2006、長崎文献社
- 『保存版 ふるさと長崎市』越中哲也、下川達彌(監修)、2008、株式会社郷土出版社
- 『南山手の洋館 伝統的建造物群保存地区保存対策事業報告書』長崎市教育委員会、1977
- 『目で見ると長崎市の100年』越中哲也、岡林隆俊、堺屋修一(監修)、2002、株式会社郷土出版社
- 『八坂神社(祇園社) 三百八十年のあゆみ』2003、八坂神社
- 『わかる！和華蘭『新長崎市史』普及版』長崎市史編さん委員会、2015、長崎市
- 『長崎の町家(和風建築物) 調査報告書』長崎市都市開発部都市景観課、長崎総合科学大学建築学科村田研究室、1996

このほか、文献・資料だけでなく、たくさんの方々の御教示や御協力により本計画を作成することができました。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。



長崎市歴史的風致維持向上計画

令和2年3月24日認定

令和5年3月30日第2回変更認定

発行 | 長崎市

〒850-8685 長崎市魚の町4-1
<https://www.city.nagasaki.lg.jp/>

編集 | まちづくり部 景観推進室

(電話) 095-829-1177 (FAX) 095-829-1175

(メール) keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp

文化観光部 文化財課

(電話) 095-829-1193 (FAX) 095-829-1219

(メール) bunkazai@city.nagasaki.lg.jp